

平成28年度版

さがみはらの環境

相模原市環境基本計画年次報告書

■ 平成27年度報告 ■



相模原市

はじめに

今日、私たちは、異常気象などの原因となる地球温暖化問題や、石油の枯渇などのエネルギー問題、種の絶滅などの生物多様性の危機等、地球規模での環境問題に直面しています。こうした環境問題は、私たちの生活に密接に関わり、社会の様々な場面において、持続的な発展を妨げる要因にもなっています。将来を担う世代に安全で恵み豊かな環境を継承していくためには、国際的な連携はもとより、地域においても着実な取組を進めていく必要があります。

本市は、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清水、神奈川県民の水源地である湖とそれを守る森林などの美しく豊かな自然環境と、高度に集積された都市機能を併せ持つ都市として、「新・相模原市総合計画」に掲げる基本目標の一つである「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」の実現を目指しています。

この総合計画の部門別計画として、平成22年3月に、脱地球温暖化や資源の循環、自然環境の保全・活用など6つの環境目標を掲げた「環境基本計画」を策定し、様々な取組を推進しています。昨年3月には、この計画の中間見直しを行い、新たに策定や改訂をした関連計画との整合を図るとともに、喫緊の課題である地球温暖化対策及び生物多様性の保全に対する取組を重要施策として位置づけるなど、より実効性のある計画へと改訂いたしました。

平成27年度の取組といたしましては、「究極のクリーンエネルギー」として期待される水素エネルギーの普及促進について新たに燃料電池自動車の購入奨励制度を設けるとともに、移動式水素ステーションの運用を市内2か所で開始いたしました。さらに、生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受する社会を実現することを目指す組織として「さがみはら生物多様性ネットワーク」を市民、団体、事業者の皆様とともに設立いたしました。

環境問題を改善していくためには、一人ひとりが意識を高め、行動につなげていく必要があります。

本市といたしましては、市民の皆様が将来にわたって、豊かな環境のもと快適で安全に暮らすことができるよう、市民、団体、事業者と連携し、「環境共生都市」の実現に向けて積極的に諸施策を推進してまいります。

この「さがみはらの環境」は、「環境基本計画中間改訂版」に基づき、平成27年度の本市の環境の状況や施策をまとめたものです。本書が、皆様一人ひとりの環境への取組の一助となれば幸いです。

平成28年12月

相模原市長 加山俊夫

目 次

第1章 本市の現況	1
第2章 相模原市環境基本計画の概要	5
第3章 計画の進捗状況	12
◆環境目標1 脱温暖化をめざしたまちづくり	17
基本施策1 市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市	17
基本施策2 人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進	29
◆環境目標2 資源が循環するまちづくり	35
基本施策3 4Rによる資源循環の推進	35
基本施策4 廃棄物の適正処理の推進	47
◆環境目標3 豊かな自然を守り育てるまちづくり	51
基本施策5 多様な生物が息づくまちづくり	51
基本施策6 健康で豊かな森林づくり	59
基本施策7 人と自然が共に生きる里山づくり	65
基本施策8 清らかで親しみのある水辺環境づくり	69
◆環境目標4 健康で安全に暮らせるまちづくり	76
基本施策9 健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全	76
◆環境目標5 快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり	88
基本施策10 みどり豊かな都市環境づくり	88
基本施策11 魅力的な景観づくり	95
◆環境目標6 多様な主体の協働によるまちづくり	101
基本施策12 人づくり・地域づくり	101
基本施策13 協働の仕組みづくり	107
＜資料＞	
◇ 環境の状況	113
◇ 放射線・放射性物質対策	175
◇ 本市の環境対策の組織体制	180
◇ 相模原市自然環境観察員制度 調査結果	182
◇ 環境関連事業一覧	184
◇ 環境行政年表	190

第 1 章 本市の現況

1 位置と地勢

本市は神奈川県北西部、東京都心からおおむね 30～60km に位置しており、北は東京都、西は山梨県と接しています。

市の東部に当たる旧相模原市の区域は、相模川に沿った河岸段丘からなり、また北側には城山湖周辺を水源とする境川が流れています。これらの段丘の間には斜面緑地が連なって、市街地の貴重な緑地としてみどりの骨格を形成しており、相模原台地の上段では、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として密度の高い土地利用が進んでいます。

市の西部に当たる津久井地域は、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖を抱えており、その周囲や相模川、道志川、串川の流域には、自然と共生するみどり豊かなまちなみが形成されています。また、東京都、山梨県と接する地域である北西部は比較的急峻な山々が連なり、南西部は丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯が、標高 1,500m を超える山々となって貴重な自然環境を形成しています。

平成 28 年 4 月時点での本市の面積は 328.82 k m² となっており、その内訳については、宅地が 48.41k m²、農地が 21.26k m²、山林が 203.24k m²、原野が 4.23k m²、雑種地が 16.68k m²、その他が 35.00k m² であり、山林が約 62% となっております。



2 人口

本市では、高度経済成長期の昭和 30 年代後半から、首都圏のベッドタウンとして人口が急増し、平成 20 年には、人口が 70 万人を超え、世帯数は各地域とも増加しています。特に旧相模原市の区域と城山地区は高い増加率を示しており、これらの地域では、単身世帯の増加や核家族化が進行していることがうかがえます。また、本市においても、全国的な問題である少子高齢化が進んでおり、その現象は、旧相模原市の区域よりも津久井地域で顕著となっています。

平成 28 年 4 月 1 日時点での本市の状況については人口 721, 212 人、世帯数は 313, 365 世帯となっています。

3 産業

(1) 工業

本市は、昭和 30 年に「工業立市」を目指し積極的な工場誘致を進め、現在では首都圏の中でも有数な工業集積をもつ内陸工業都市として発展してきました。

バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響や生産のグローバル化等により、企業経営の再構築による工場の整理等が進められる中、工場の海外・地方への移転等による市内の工業の空洞化や工場跡地への戸建住宅・マンション建設の進行による住工混在の問題に歯止めをかけ、将来にわたる持続的な市内産業の発展を目指して、平成 17 年 10 月に産業集積促進条例（STEP50）を制定し、平成 27 年 4 月から第 3 期目の STEP50 として新たな工場の立地等に対する奨励金の交付や固定資産税等の軽減措置を講じることにより、より強固な産業集積基盤の形成に向けた戦略的な企業誘致を推進しています。

(2) 農林業

都市化の進んだ旧相模原市の区域での農業は、担い手不足と経営耕地面積の減少など、多くの課題を抱えています。また、津久井地域の農業も、従事者の高齢化と後継者不足、有害鳥獣による被害等の課題を抱えています。

林業も農業同様に、従事者の高齢化と後継者不足が深刻化していますが、これは、外国産材の輸入による国内生産への圧迫、周辺の都市化による労働力の流出などが要因と思われます。

(3) 商業

本市の商業の特徴として、1 店当たりの従業者数・売場面積が多く、大型店の出店による影響を大きく受けています。また、本市の周辺地域の町田駅前や八王子駅前にブランド力やネームバリューの高い大型店が進出していることや市域外での大型アウトレット店等の進出も続いていることから、地元ではなく、周辺商業地へ出向くという傾向があり、これら購買力の流出等が本市商業に影響していることが想定されます。

4 自然環境

(1) 生態系

豊かな自然環境をもった津久井地域は、多種多様な生物相を抱える地域です。丹沢山地、小仏・道志山地では、非常に多くの動植物が確認されており、その中には、植物のサツキ、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ、鳥類ではクマタカ、溪流に生息するヒダサンショウウオなど絶滅が危惧される希少種も含まれています。藤野地区では、国の天然記念物に指定されているヤ

マネや県の天然記念物のギフチョウ、キマダラルリツバメなどが見られます。また、本市を流れる相模川や道志川、斜面林などの自然は、水辺を利用する種の貴重な生息環境となっています。生物多様性は、私たちに様々な恵みをもたらし、「いのち」と「暮らし」を支えてくれる貴重な財産です。しかし一方で、丹沢山地のブナ林の衰退や、人工林・二次林の荒廃、都市化の進展による生息・生育環境の縮小や消失、分断など生物多様性を脅かす課題も少なくありません。さらには、こうした生息・生育環境の悪化がニホンジカをはじめとする野生生物による農業被害・生活被害の要因の一つともなっています。

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは減少した生物相の回復を図るためには、残された貴重な生息・生育空間を守り、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態系ネットワークを形成することが必要です。

本市では、環境基本計画の策定にあわせて自然環境基礎調査（平成18～20年）を実施し、動植物の生息状況を調査しました。その結果、植物は、神奈川県内で確認される種の7割以上(2,395種)が確認されています。動物相についても県内で確認される種の約5～8割の種が確認されており、希少種も少なくありません。

また一方で、市内でも多くの外来種が確認されています。哺乳類4種、鳥類18種、両生類1種、爬虫類1種、昆虫類72種、魚類6種、底生動物3種、植物はおおよそ400種の外来種が確認されています。特に市街地化が進んでいる相模原台地では多く、動物ではアライグマ、ウシガエル、ガビチョウなど、植物ではアレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギクなど多くの特定外来種に指定されている生物が侵入し、生態系の攪乱をもたらしています。

(2) 森林

市内には、丹沢大山国定公園と丹沢大山自然公園、陣馬相模湖自然公園の2つの県立自然公園があり、豊かな自然環境を形成しています。特に丹沢山地の大室山、檜洞丸、丹沢山、蛭ヶ岳の稜線には神奈川県内でも少ないまとまったブナ林（自然林）が分布しています。さらに、丹沢山系などに広がる広大な森林や溪流、そして相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などのダム湖は神奈川県重要な水源地となっています。

本市の森林は市域総面積の約6割を占めています。森林は、水源かん養や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収、レクリエーション利用など、様々な公益的機能を有しています。津久井地域の森林は、相模川の水運を生かした流通機能と、一大消費地である東京に隣接している立地条件により、早くから森林造成が行われ、県内有数の人工林を形成してきました。しかし、近年は、少子高齢化による林業従事者の高齢化と後継者不足の深刻化、外国産材の輸入による国内生産への圧迫などにより林業が衰退し、手入れ不足から森林の荒廃が進行しています。このため、水源かん養機能や生物多様性の低下、土壌流出の拡大、シカのブナ林域への集中化と里山での農林業被害といった深刻な問題が生じています。こうしたことにより、水源林の保全・再生のため平成19年度から神奈川県と連携して県の水源環境保全税を財源とした水源林の整備事業が進められています。

また、豊かな自然を有している丹沢山系は、ブナ、モミの立ち枯れや林床植生の退行、土壌動物の衰退、林の乾燥化など自然生態系の劣化が進行しており、県では「丹沢大山自然再生計画」を定めてその再生に取り組んでいます。本市においても、「相模原市森林整備計画」及び「さがみはら森林ビジョン実施計画」により、豊かな森林の保全と再生に取り組んでいます。

5 交通

市内には、JR 横浜線、JR 中央本線、JR 相模線、小田急小田原線、小田急江ノ島線及び京王相模原線といった鉄道網があり、東京都心や横浜に直結する重要な交通手段として多くの市民に利用されています。また、広域的な交通ネットワークの充実や公共交通の利便性向上に向けて、リニア中央新幹線の建設や小田急多摩線の延伸を促進する取組などを進めています。

また、鉄道網が市の外縁部を通過していることから、市内の移動についてはバス交通が不可欠となっていますが、自家用自動車の普及をはじめ、バス運行に関する定時性や運行本数の減少などの課題があり、バス交通を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

一方、地球温暖化などの環境対策や高齢化の進展に伴う移動制約者の増加などの課題に対しても取り組むことが必要とされており、バス交通の維持・充実に努め、バス交通の利用促進や自家用車からの利用転換を図るため、バスターミナルの整備やバスロケーションシステムの導入などによるバス交通の利便性向上の取組を進めています。

このほか、健康志向や環境への意識の高まりから自転車の利用を促進するため、自転車駐車場の整備や走行空間の確保などの取組を行っています。

また、市内の主要な幹線道路では、混雑する路線が存在しており、この渋滞の影響によって生活道路へ車両が流入する等、歩行者の安全性や良好な住環境に影響を与えています。このため、ボトルネックとなっている交差点改良等の渋滞対策に取り組むほか、広域的な幹線道路のネットワークの形成を目指し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備が進められ、さがみ縦貫道路と呼ばれる県内区間が平成 27 年 3 月に全線開通したことにより、圏央道と並行する国道 129 号や県道 48 号（鍛冶谷相模原）の大型車などの交通が圏央道に転換するなど整備効果が現れてきています。



第2章 相模原市環境基本計画の概要

1 計画の視点

環境問題は、地球温暖化をはじめとする地球環境から、大気・水質などの公害問題や廃棄物・リサイクルなどの生活環境、水やみどりなどの自然環境、ヒートアイランド現象や都市緑化・公園整備などの都市環境と、その分野は多岐にわたるとともに相互に影響を及ぼしながら複雑に結びついています。このため、環境問題を解決するためには、分野ごとの対応によるばかりではなく、総合的な観点から問題を捉え、分野横断的な統合的手法で解決へ向けた対策を進める必要があります。

また、環境問題を解決し、持続的発展を実現させるためには、環境的側面だけではなく、経済的側面、社会的側面もあわせた総合的な施策の展開が必要です。

相模原市は、合併により従来の都市型の環境特性に加え、豊かな森林や水資源など新たな環境特性が加わったことから、それぞれの地域の環境特性に応じた施策の展開が望まれるところです。地域環境が損なわれている場合はその改善に向けて、良好な地域環境が残されている場合には、その保全・活用に向けて施策の展開を図るなど、それぞれの地域の状況を把握した上で、地域の環境施策の方向性を定めることとして、「相模原市環境基本計画」を平成22年3月に策定しました。

2 計画の期間

計画期間は、平成22年度から同31年度までの10年間としました。

なお、計画策定期間が5年を経過したことから、平成27年3月に成果指標及び進行管理指標について、中間目標の達成状況を踏まえた見直しを行いました。(後述)

3 計画の範囲

近年では、様々な環境要素が属する範囲を明確に区分することが困難となり、それぞれの環境要素の境界が重なり合っています。日常生活の身近な問題にかかわることであっても、ひいては地球規模の環境問題に影響することも少なくない状況です。

そこで、計画の範囲としては、身近な日常生活から地球的規模の環境まで幅広くとらえ、かつ本市の環境特性を生かして「相模原らしさ」を十分に反映させるとともに、必要な分野については、近隣市町村も含めた広域的視点に立って考える必要があります。

このため、計画が対象とする範囲は、都市環境・生活環境・自然環境という3つの要素を含んだ地域環境を基本として地球環境までを見込む範囲としました。

4 計画が目指すもの

環境基本計画における望ましい環境像については、総合計画の基本目標の一つである「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」とし、副題を「市民と築く持続可能な環境共生都市」としました。

平成20年6月に策定された相模原市基本構想では、「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」というめざすべき都市像が定められており、この都市像を実現するための基本目標の一つとして「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」が示されました。総合計画においては、この基本目標の実現をめざし政策の基本方向が定められていますが、環境基本計画においても、この都市像と基本目標を踏まえることとしました。

望ましい環境像の実現のために、環境分野ごとに6つの環境目標を定めました。

環境目標 1	脱温暖化をめざしたまちづくり
環境目標 2	資源が循環するまちづくり
環境目標 3	豊かな自然を守り育てるまちづくり
環境目標 4	健康で安全に暮らせるまちづくり
環境目標 5	快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり
環境目標 6	多様な主体の協働によるまちづくり

これらの目標を達成するため、13の基本施策およびそれぞれに施策の柱を定めました。

また、基本施策における定数目標または定性目標を示すとともに、施策の進捗状況を図るための進行管理指標を定め、施策を運営、展開することとしました。

※ 施策の体系

環境目標	基本施策	施策の柱
脱温暖化をめざしたまちづくり	1 市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市 (重点的取組施策)	1-1 市民・事業者のエネルギー有効利用の推進
		1-2 環境と共生するまちを支えるエネルギーづくり
		1-3 環境と共生するまちを支える人づくり・仕組みづくり
	2 人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進	2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進
		2-2 歩いて暮らせるまちづくり
資源が循環するまちづくり	3 4Rによる資源循環の推進	3-1 環境教育・情報提供・啓発活動の充実
		3-2 4R推進の仕組みづくり
		3-3 家庭ごみ対策の推進
		3-4 事業系ごみ対策の促進
		3-5 リサイクルの促進
	4 廃棄物の適正処理の推進	4-1 ごみ処理体制の整備
		4-2 不適正排出・不法投棄対策の充実
豊かな自然を守り育てるまちづくり	5 多様な生物が息づくまちづくり (重点的取組施策)	5-1 生物の生息・生育環境の保全・再生
		5-2 生物の生態調査や生物多様性に関する普及・啓発、環境学習の推進
		5-3 生物の保護・管理の施策の推進
	6 健康で豊かな森林づくり	6-1 水源林の保全・再生
		6-2 森林保全活動の充実と保全意識の醸成
		6-3 森林資源の活用
	7 人と自然が共に生きる里山づくり	7-1 里山環境の保全・活用
		7-2 里山景観の保全
	8 清らかで親しみのある水辺環境づくり	8-1 水辺環境の保全・再生
		8-2 水辺空間の保全・創出・活用
		8-3 適正な水循環の確立

健康で安全に暮らせるまちづくり	9 健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全	9-1 大気環境保全対策の推進
		9-2 水質環境保全対策の推進
		9-3 土壌・地下水汚染の防止
		9-4 有害化学物質対策の推進
		9-5 騒音・振動・悪臭対策等の推進
快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり	10 みどり豊かな都市環境づくり	10-1 都市公園の整備の推進
		10-2 都市のみどりの保全・再生
		10-3 都市緑化の推進
	11 魅力的な景観づくり	11-1 地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり
		11-2 快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり
		11-3 心を豊かにする景観づくり
		11-4 市民とともに進める景観づくり
		12 人づくり・地域づくり (重点的取組施策)
多様な主体の協働によるまちづくり	12 人づくり・地域づくり (重点的取組施策)	12-2 市民活動支援機能の充実
		12-3 地域コミュニティの再生・活性化
	13 協働の仕組みづくり	13-1 広範な主体の参加・参画・協働による施策の推進
		13-2 持続可能な社会を実現させるための仕組みづくり

5 中間改訂の内容について

(1) 趣旨

環境基本計画では、計画策定から5年を経過した時点で、計画の評価・検証を行い、必要があれば見直しをすることとしていることから、「新・相模原市総合計画 中期実施計画」など関連計画の改訂等を踏まえて、平成26年度に環境基本計画の中間的な見直しを行いました。

(2) 環境基本計画前期部分の評価

環境基本計画では、6つの環境目標及び13の基本施策を定めており、この達成状況を検証するため、定量的な指標として「19項目の成果指標」を設定しています(うち1項目については目標未設定)。

平成22年度から平成25年度までの前期4年間の実績を踏まえ、中間目標値の評価を行った結果、約60%の指標が達成又は達成見込みとなっています(次頁図)。

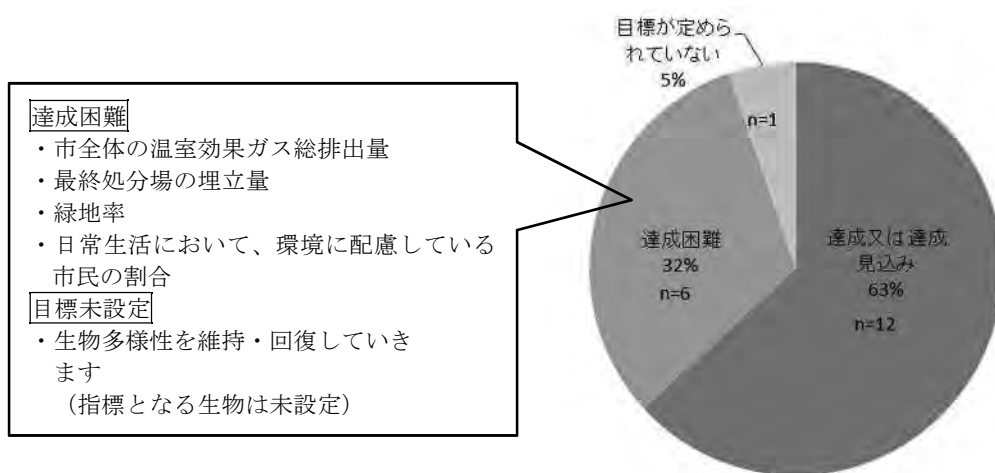


図 環境基本計画前期部分の評価結果

(3) 改訂のポイント

①中間改訂の視点

本市を取り巻く社会情勢や関連施策等の変化に対応し、以下の3つの視点から中間改訂を行いました。

《 中間改訂の視点 》

視点1 社会経済情勢の変化への対応

東日本大震災による原発事故により、我が国のエネルギー構成の変化は本市の温暖化対策にも大きく影響しています。温暖化については、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の報告では、緩和策を更に加速させる必要性が指摘されています。

以上から、国のエネルギー政策、世界の動向、市温暖化対策推進会議の意見等を踏まえて最新の知見や施策の内容を反映しました。

視点2 関連計画などへの対応

平成22年3月に環境基本計画を策定して以降、本計画と関係のある計画の策定・改訂や新たな条例の制定があったことから、「目標数値」や「主な取組」について整合性を図りました。

視点3 市内の生活環境及び自然環境の状況

改訂前の環境基本計画は、津久井4町との合併、政令指定都市への移行を踏まえるとともに、地球温暖化や生物多様性、森林の保全など幅広い視点から作成されています。また、本市における生活環境や自然環境は計画策定時点と比較して大きな変化はないことから、「望ましい環境像」、「基本的な考え方」、「環境目標」、「基本施策」といった環境基本計画の基本的な部分については改訂を行わず、現行のままとしました。

②第4章「主な施策」と「当初5か年の主な取組」の見直し

改訂前の環境基本計画第4章「施策と施策の方向性」では、施策の柱ごとに「主な施策」と「当初5か年の主な取組」を記載していましたが、内容が重複しているものが見られたこと等から中間改訂に当たっては、「主な取組」に一本化し、再整理しました。

また、「水素エネルギー」や「生物多様性」といった新たな課題等へ対応するため、新たな主な取組を追加する一方、目標達成したものや今後5年間に実施予定がない取組等を整理・削除しました(次頁図)。

- 《 新たに追加した「主な取組」 》
- メガソーラー等を活用した再生可能エネルギーの普及啓発
 - 水素エネルギーの利活用の促進
 - 生物多様性に関する新たな条例の制定の検討
 - 生物多様性に関する情報交流の機会の創出 など 25 項目

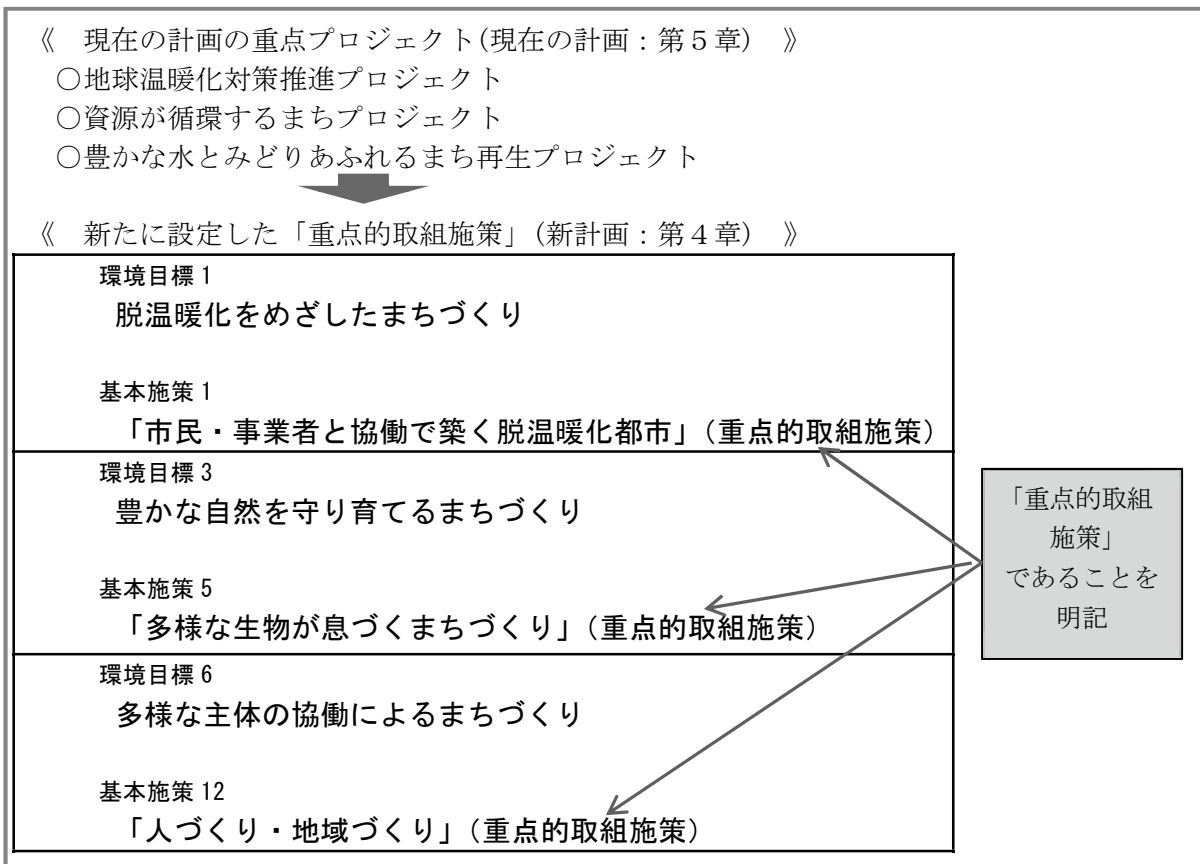
- 《 整理した「主な取組」 》
- 地球温暖化対策実行計画協議会の設置と地球温暖化対策実行計画の策定
 - 相模川ふれあい科学館の再整備
 - 事業系資源化物共同回収事業
 - （仮称）環境市民会議による環境行政への市民参加の推進 など 21 項目

③重点プロジェクトの評価と取扱い

改訂前の環境基本計画第5章「重点プロジェクト」では、望ましい環境像の実現のため、緊急性・重要性の高い課題について当初5年間で優先的に取り組むべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けていました。

各プロジェクトとも取組が進んでいる状況であり、一定の評価ができること、また、重点プロジェクトの取組が第4章の取組と重複していることから、中間改訂版では重点プロジェクトを設定しないこととしました。

一方、地球規模の問題として取組を継続する必要がある「地球温暖化対策」、本市の生物多様性地域戦略の策定に伴い新たな課題として取り組む「生物多様性」及び平成24年10月に完全施行された環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の趣旨に基づいた取組を進める必要がある「環境教育」の3つの分野については、第4章の基本施策に「重点的取組施策」として位置付けることとしました。



④成果指標の見直し

関連計画の改訂に伴い、改訂前の環境基本計画と異なる目標数値が新たに設定されたごみの排出量に関する指標及び内容が未設定であった生物多様性に関する指標については、関連計画の目

標数値を本計画の成果指標としました。

なお、成果指標は、現計画と同数の19項目です。

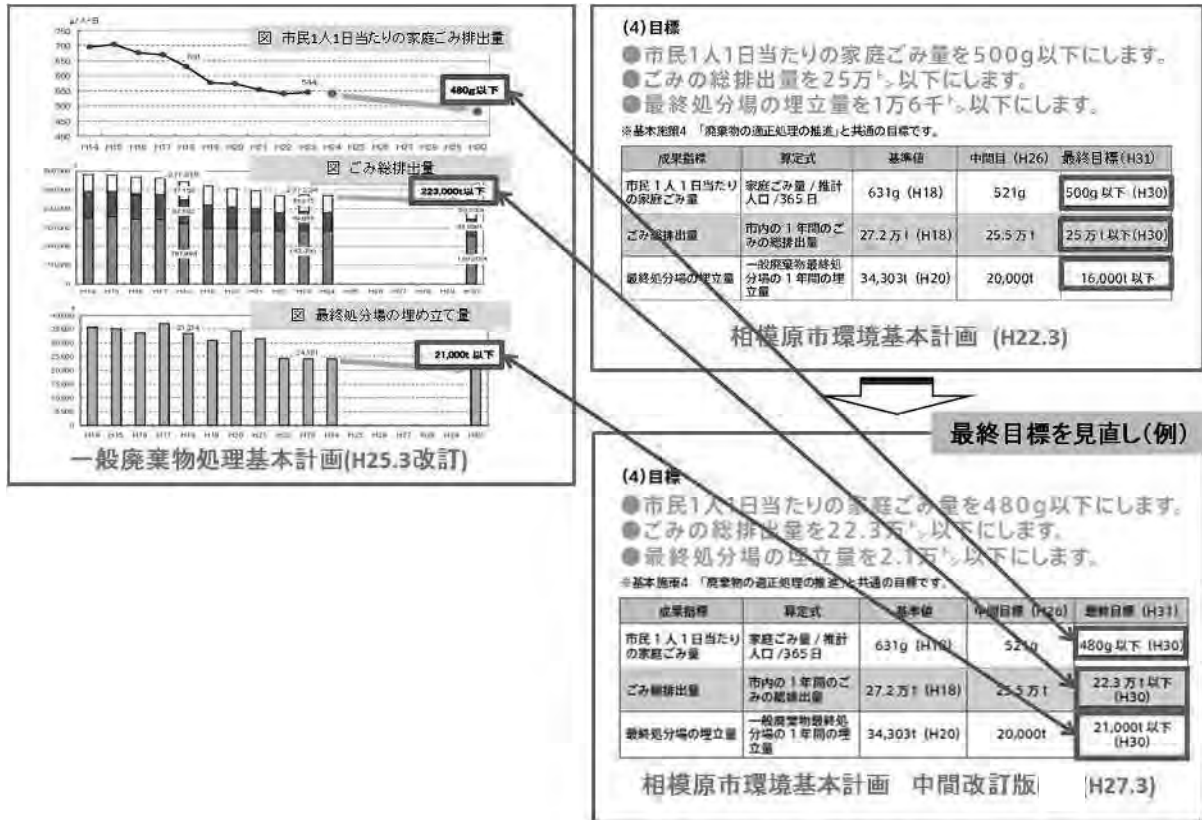


図 成果指標の見直し(例)

⑤ 進行管理指標の見直し

改訂前の環境基本計画では、施策の進捗状況を図るため80項目の進行管理指標を設定していますが、中間改訂に当たっては成果指標と施策との関連性の観点から見直しを行い、進行管理指標の総数を55項目としました。

進行管理指標の見直し(例)

・成果指標と進行管理指標が重複しているもの

成果指標	算定式	基準値 (H20)	中間目標 (H26)	最終目標 (H31)
管理された森林面積の割合 (水源の森林づくり事業)	県・市の森林整備事業により管理・整備された森林面積 / 対象全体面積 × 100	37.5% (3,662ha)	62.7% (6,120ha)	84.5% (8,245ha)

※対象全体面積 9,761ha (水源の森林づくり事業の目標面積、事業対象面積14,641haの2/3を目標としています。)

成果指標の把握で
進行管理指標が管理
できる

【進行管理のための指標】

進行管理指標	算定式	基準値	方向
管理された森林面積の割合 (水源の森林づくり事業)	県・市の森林整備事業により管理・整備された森林面積 / 対象全体面積 × 100	37.5% (3,662ha)	増加

・進行管理の対象となる指標が終了しているもの

【進行管理のための指標】

進行管理指標	算定式	基準値	方向
小規模雨水利用設備設置補助件数	小規模雨水利用設備設置補助制度の補助件数の累計	101件 (H20末)	増加

平成25年度で設置補助
の制度は終了

図 進行管理指標の見直し(例)

第3章 計画の進捗状況

計画の進捗状況一覧

環境目標	基本施策		施策の柱
脱温暖化をめざしたまちづくり	1	市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市	1-1 市民・事業者のエネルギー有効利用の推進 1-2 環境と共生するまちを支えるエネルギーづくり 1-3 環境と共生するまちを支える人づくり・仕組みづくり
	2	人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進	2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進 2-2 歩いて暮らせるまちづくり
資源が循環するまちづくり	3	4Rによる資源循環の推進	3-1 環境教育・情報提供・啓発活動の充実 3-2 4R推進の仕組みづくり 3-3 家庭ごみ対策の推進 3-4 事業系ごみ対策の促進 3-5 リサイクルの促進
	4	廃棄物の適正処理の推進	4-1 ごみ処理体制の整備 4-2 不適正排出・不法投棄対策の充実
豊かな自然を守り育てるまちづくり	5	多様な生物が息づくまちづくり	5-1 生物の生息・生育環境の保全・再生 5-2 生物の生態調査や生物多様性に関する普及・啓発、環境学習の推進 5-3 生物の保護・管理の施策の推進
	6	健康で豊かな森林づくり	6-1 水源林の保全・再生 6-2 森林保全活動の充実と保全意識の醸成 6-3 森林資源の活用
	7	人と自然が共に生きる里山づくり	7-1 里山環境の保全・活用 7-2 里山景観の保全
	8	清らかで親しみのある水辺環境づくり	8-1 水辺環境の保全・再生 8-2 水辺空間の保全・創出・活用 8-3 適正な水循環の確立
健康で安全に暮らせるまちづくり	9	健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全	9-1 大気環境保全対策の推進 9-2 水質環境保全対策の推進 9-3 土壌・地下水汚染の防止 9-4 有害化学物質対策の推進 9-5 騒音・振動・悪臭対策等の推進
快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり	10	みどり豊かな都市環境づくり	10-1 都市公園の整備の推進 10-2 都市のみどりの保全・再生 10-3 都市緑化の推進
	11	魅力的な景観づくり	11-1 地域特性や水・みどりの骨格を生かした景観づくり 11-2 快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり 11-3 心を豊かにする景観づくり 11-4 市民とともに進める景観づくり
多様な主体の協働によるまちづくり	12	人づくり・地域づくり	12-1 持続可能な社会の主体・主役づくり 12-2 市民活動支援機能の充実 12-3 地域コミュニティの再生・活性化
	13	協働の仕組みづくり	13-1 広範な主体の参加・参画・協働による施策の推進 13-2 持続可能な社会を実現させるための仕組みづくり

施策No.	平成27年度に行った主な事業	該当ページ
1-1	太陽光発電システムの補助536件)	p19
1-2	地球温暖化防止支援資金融資(6件)、メガソーラーの稼働(発電規模1.9MW)	p22
1-3	さがみはら地球温暖化対策協議会への支援、クールシェアの実施(123施設)	p26
2-1	コミュニティバス及び乗合タクシーの運行、次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励(53件)	p30
2-2	橋本駅及び相模原駅周辺における土地利用の検討	p34
3-1	「ごみDE71大作戦」の実施、リサイクルスクエアの運営(リサイクル家具1,080点)	p36
3-2	廃棄物減量等推進員との連携と協働(協力員等10,975人)	p39
3-3	生ごみ処理容器購入助成事業(96台)、資源持ち去り行為対策(パトロールの実施など)	p41
3-4	エコショップ、エコオフィス認定制度(認定135件)、学校給食におけるごみの排出抑制	p43
3-5	集団資源回収事業(354団体、5,078t)、家庭ごみの分別回収、使用済小型家電回収	p45
4-1	津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替整備、ごみ焼却熱エネルギーの有効活用(発電量7,501万kw)	p48
4-2	不法投棄防止対策(13団体と協定を締結)、ポイ捨て禁止条例による指導	p50
5-1	相模川河川敷等清掃事業の実施、水辺環境保全等促進事業の実施	p52
5-2	自然環境観察員制度(114人)、相模原の環境をよくする会主催の自然観察会等の実施	p55
5-3	アライグマ防除対策、特定鳥獣等の対策(ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ)	p58
6-1	水源の森林づくり事業(間伐等の実施80.3ha)、さがみはら森林ビジョン推進事業	p60
6-2	森づくりボランティア養成事業(延べ216人参加)、丹沢大山クリーンキャンペーンの実施	p62
6-3	津久井産材の利活用の推進、森林自然を活用した環境学習の実施(124名参加)	p64
7-1	里地里山保全等促進事業(小松・城北地区)	p66
7-2	水源地域交流の里づくり推進協議会事業(体験事業の実施、参加者133人)	p67
8-1	河川美化活動の推進(相模川、境川、道志川で実施、参加者延べ2,792人)	p70
8-2	多自然型の河川改修の実施(3河川)、相模川フィールドミュージアム構想の推進	p73
8-3	道路改良事業における透水性舗装の整備	p75
9-1	大気常時監視測定の実施、低公害自動車の普及促進(奨励金の交付:燃料電池自動車3件、電気自動車50件)	p78
9-2	津久井地域の下水道整備の推進、合流式下水道の分流式への改善(整備24.2ha)	p80
9-3	地下水の水質測定(121地点)、土壌の汚染調査に基づく区域指定	p82
9-4	大気環境モニタリング調査(1地点、22物質)、化管法等に基づく受付(230件)	p84
9-5	自動車騒音の測定(7路線で実施、76.0%で環境基準達成)、航空機騒音対策(5か所で測定)	p86
10-1	街区公園整備事業(城山水源こみちの整備)、街区公園街美化アダプト活動支援(449箇所)	p90
10-2	緑地保全用地購入事業(取得2.14ha)、市民との協働による緑地の保全・活用事業	p91
10-3	生垣、屋上・壁面緑化の奨励金交付事業、開発事業に伴う緑化指導(緑地面積24,549㎡)	p93
11-1	住環境保全型の地区計画等の制定(57地区)	p96
11-2	屋外広告物の許可(516件)、公共事業におけるデザイン調整(14件)	p97
11-3	景観資源の把握、文化財の指定・登録(171件)	p99
11-4	積極的な景観づくりを行う地域への支援(藤野地区)、まちなみウォッチングの開催(2回)	p100
12-1	エコネットの輪によるプログラム提供(登録93団体、116プログラム)、こども用啓発冊子作成	p102
12-2	街美化アダプト制度(686箇所、473団体)、さがみはら環境まつりの開催	p104
12-3	地域活性化事業交付金の活用(環境関連14件)、公民館における環境教育・学習(61事業)	p106
13-1	環境情報センターからの情報発信、協働事業提案制度(環境関連6件採択)	p108
13-2	環境アセスメント制度の施行・運用	p110

計画の進捗状況一覧表《成果指標》

基本施策	成果指標/[算定式]	基準値(年度)	最終目標(H31)	平成26年度実績	H27年度実績
1、2	市全体の温室効果ガス総排出量 [1年間の温室効果ガス排出量]	438万t-CO ₂ (H18)	372万t-CO ₂ 以下	410万t-CO ₂ (H25)	431万t-CO ₂ (H26)
3、4	市民1人1日当たりの家庭ごみ量 [家庭ごみ量/推計人口/365日]	631g (H18)	480g以下 (H30)	523g	520g
	ごみ総排出量 [市内の1年間のごみの排出総量]	27.2万t (H18)	22.3万t以下 (H30)	23.3万t	23.3万t
	最終処分場の埋立量 [一般廃棄物最終処分場の1年間の埋立量]	34,303t (H20)	21,000t	24,822t	22,910t
5	市条例により指定された地域 [定量目標]	0箇所	7箇所	3箇所	3箇所
6	管理された森林面積の割合 (水源の森林づくり事業) [県・市の森林整備事業により管理された森林面積/対象 全体面積×100]	37.5% (3,662ha) (H20)	83.7% (8,170ha)	63.0% (6,149ha)	65.0% (6,373ha)
7	里山地域における農用地区域内耕作地面積の割合 [津久井地域の農用地区域内耕作地面積/津久井地域の 農用地区域内農地の面積×100]	86.9% (H20)	100%	85.7%	86.6%
8	水辺やみどりに親しめる場が十分であると感じる 市民の割合 [市民アンケート]※	80.7% (H20)	86.0%	87.0%	85.6%
9	調査測定地点の環境基準達成率 [環境基準達成地点数/延べ測定地点数×100]	85.6% (H20)	88.6%	84.6%	85.4%
10	市民1人当たりの公園面積 [都市公園の合計面積/人口]	3.6㎡/人 (H20)	6.3㎡/人	4.15㎡/人	4.61㎡/人
	緑地率 [施設緑地(公園、広場など)及び地域性緑地(森林、特別 緑地保全地区、農用地など)の合計面積/市域面積× 100]	67.5% (22,183ha) (H20)	67.5% (22,101ha)	67.4% (22,170ha)	67.4% (22,166ha)
11	市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民 の割合 [市民アンケート]	72.6% (H20)	80.0%	76.9%	77.5%
	自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民 の割合 [市民アンケート]	87.7% (H20)	90.0%	90.3%	87.4%
12	日常生活において、環境に配慮している市民の割合 [市民アンケート]	56.6% (H20)	67.0%	52.1%	50.6%
13	市に意見を言える機会や手段が備わっていると思う 市民の割合 [市民アンケート]	69.1% (H20)	72.7%	72.6%	71.2%

※「市民アンケート」：総合計画に掲げる施策の進行管理を行うため、20歳以上の市民3,000人を対象に実施

ページ数	成果指標(15項目)に関する取組状況の概況
p17 p29	産業部門における温室効果ガスの排出量は、平成25年度と比べ、エネルギー使用量の多い特定業種の製造品出荷額等が増加したことにより、増加しました。また、家庭・事業系部門における温室効果ガスの排出量については、化石燃料への依存度の高まりにより電力CO ₂ 排出係数が上昇したことから、基準年に比べ増加しました。
p35 p47	市では、資源分別回収の拡充などにより、ごみの減量化・資源化を図っており、その結果、市民一人当たりの家庭ごみ量、ごみ総排出量ともに基準年に比較して大幅に減少しています。最終年度の目標達成に向け、さらなるごみの減量化を進めていきます。 また、最終処分場の埋立量は、覆土用残土の受入れが減少したことから、平成26年度に比べ減少しました。最終年度の目標達成に向け、さらなるごみの減量化を進めていきます。
p51	相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の推進に関する条例及び相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例による指定地域数は、平成27年度現在3箇所、新たな地域の指定には至りませんでした。なお、自然環境観察員による身近な生きもの調査などにより、身近な生きものの生息状況が維持されていることが確認されています。
p59	水源の森林づくり事業により管理された森林面積の割合は増加となっており、最終目標に向けて事業を進めます。
p65	また、里山地域における農用地域内耕作地面積の割合は、最終目標との差が大きくあるため、新たな担い手の育成・確保や有害鳥獣対策等により、営農環境を整え、農用地域内における耕作地面積の割合を増加させる取組を継続していきます。
p69	市民アンケートの結果は、前年度比1.4ポイント減少しましたが、基準値を上回っており、今後も公園・緑地など各施設の安全性確保や質の向上を図り、市民満足度の高水準を維持していきます。
p76	大気汚染については、光化学オキシダントの環境基準の達成状況が本市を含めて全国的に低い水準であり、さらに浮遊粒子状物質が一部の測定局で環境基準を達成できず、また水質汚濁については、湖沼における全リンや全窒素が環境基準を達成していない等により、最終目標に対して未達成となっています。
p88	相模原麻溝公園、城山水源のこみちなどの都市公園の整備、及び県立公園の区域拡大により、前年度比では、実績が増加しています。最終目標の達成に向けては、公園整備に係る用地の確保や整備費用等の課題があります。 また、緑地率については、民有地の緑地は所有者の諸事情により減少する傾向にあるものの、都市公園の整備は着実に進んでいます。引き続き、みどり豊かな都市環境づくりを推進します。
p95	市では、相模原市屋外広告物条例や相模原市景観条例を制定し、景観に配慮したまちなみの形成に努めています。市民アンケートの満足度は、一定規模以上の大規模な建築物等に対して色彩や接道緑化等の景観形成に係る指導を行った結果、上昇したのと考えられます。 また、自然的な景観に関わるアンケートの満足度については、減少したものの、一定の評価が得られているのと考えられます。
p101	「日常生活において、環境に配慮している市民の割合」については、市民アンケートで環境に配慮項目を5項目以上行っている人の割合は基準値を下回っていますので、より多くの環境配慮行動を行ってもらえるよう啓発活動を行っていきます。
p107	また、「市に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合」については、市民アンケートの結果は基準年から増加しており、引き続き一定の評価を受けているのと考えられます。

(調査時期：平成27年5月15日～29日、回収率53.9%、及び平成28年4月25日～5月16日、回収率52.5%)

環境目標 1

脱温暖化をめざしたまちづくり

基本施策 1

市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市

<p>目 標 ※基本施策 2「人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進」と共通の目標です。</p> <p>◆ 市全体の温室効果ガス排出量(二酸化炭素排出量)を 15%以上削減します</p>

【進捗状況】

《成果指標》 ※基本施策 2「人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進」と共通の指標です。

指標	算定式	基準値 (H18)	実績		最終目標 (H31)
			H25	H26	
市全体の温室効果ガス総排出量	1年間の温室効果ガス排出量	438万t-CO ₂	410万t-CO ₂	431万t-CO ₂	372万t-CO ₂ 以下

《進行管理指標》 [評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

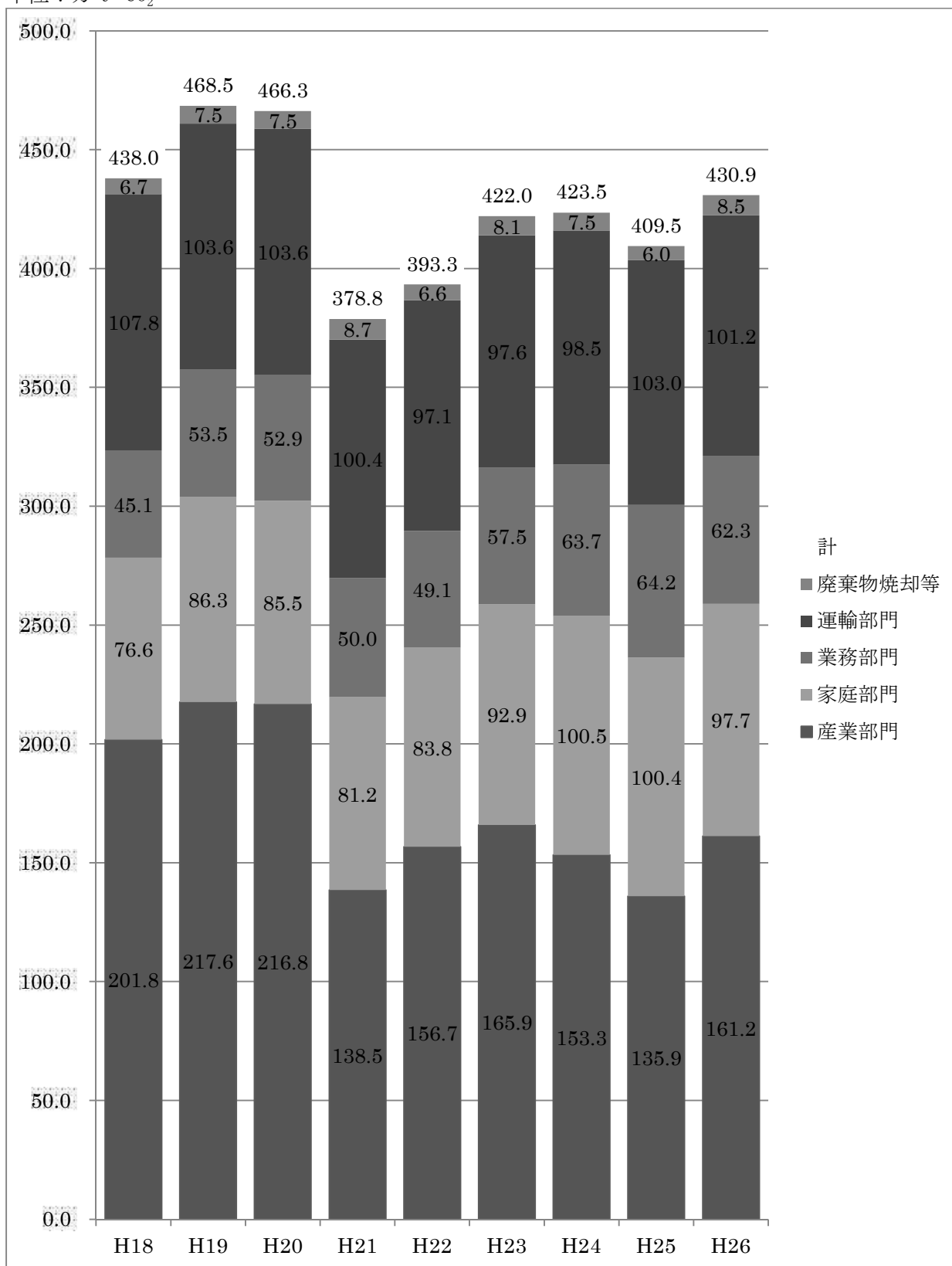
指標	算定式	基準値(年度)	方向	実績		評価
				H25	H26	
産業部門温室効果ガス排出量	製造業及び農林水産業、建設業における1年間の温室効果ガス排出量	202万t-CO ₂ (H18)	減少	136万t-CO ₂	161万t-CO ₂	○
家庭系部門温室効果ガス排出量	家庭における1年間の温室効果ガス排出量	77万t-CO ₂ (H18)	減少	100万t-CO ₂	98万t-CO ₂	×
事業系部門温室効果ガス排出量	商業・サービス業における1年間の温室効果ガス排出量	45万t-CO ₂ (H18)	減少	64万t-CO ₂	62万t-CO ₂	×
1世帯当たり1年間の電気の使用量	温室効果ガス推計結果に基づく(熱量換算)	14,108MJ (H18)	減少	12,806MJ	11,973MJ	○
1世帯当たり1年間のガスの使用量	温室効果ガス推計結果に基づく(熱量換算)	20,095MJ (H18)	減少	19,030MJ	20,103MJ	×
再生可能エネルギーの導入状況	太陽光発電システムの設置補助件数	延べ901件 2,974kW(H20)	増加	延べ 5,789件 22,041kW (H26)	延べ 6,325件 24,386kW (H27)	○
温暖化に係る環境学習の参加者数	まちかど講座、環境情報センター実施の環境学習、地球温暖化防止セミナー等の参加者数	539人 (H20)	増加	1,080人 (H26)	701人 (H27)	○

平成 26 年度の産業部門における温室効果ガスの排出量は、基準年度と比較すると、平成 20 年度後半からの世界経済の低迷による景気の後退等の影響により、大幅に減少している一方で、平成 25 年度との比較では、エネルギー使用量の多い特定業種の製造品出荷額等が増加したことなどにより、温室効果ガスの排出量は増加しました。

家庭・事業系部門における温室効果ガスの排出量については、東日本大震災以降、化石燃料への依存度が高まり、電力二酸化炭素(CO₂)排出係数が上昇したことなどから、基準年と比べて増加しました。平成 25 年度との比較では、平成 26 年度の電力 CO₂ 排出係数が減少に転じたことや、省エネ効果などによる一世帯あたりの電気使用量の減少などから、温室効果ガスの排出量は減少しました。

再生可能エネルギーの導入状況については、住宅用太陽光発電システム設置の補助を継続していることから、基準年度より大幅に増加しています。

単位：万 t -CO₂



部門別 CO₂ の排出量の推移

1-1 市民・事業者のエネルギーの有効利用の推進

エネルギーを有効に使い、
CO₂を減らします

地球温暖化防止のためには、可能な限りエネルギー消費量を削減していく必要があり、エネルギーの有効利用が重要かつ喫緊の課題です。特に民生家庭部門を中心とした省エネルギー対策の取組の促進を行っています。

【主な取組状況】

○エコライフスタイルの普及

エコライフスタイルの普及のため、太陽光発電設備や太陽熱利用設備を設置した方に対する奨励制度により住宅への太陽エネルギー利用設備の普及促進を図るとともに、電気を使う場所で発電し、発電の際に発生する熱もお湯として利用できるエネルギー効率が良い家庭用燃料電池（エネファーム）の普及促進に努めました。

○照明のLED化の促進

電気使用量の削減のため、市施設において改修や新設にあわせてLED照明や太陽光発電付ハイブリット照明などの高効率照明を導入しました。

また、市内防犯灯のLED化を進めています。

市内の中小規模事業者が「地球温暖化対策計画書制度」に基づき実施する省エネ設備等の導入に対し、その経費の一部を補助し導入促進を図りました。

○住宅のスマート化の普及促進

住宅のスマート化や、長期優良住宅、次世代省エネ住宅の普及促進を図るため、住宅に省エネルギー設備や再生可能エネルギー利用設備等を設置した方へ奨励金を交付しています。

◆ 住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業

事業概要

住宅に太陽光発電システム、太陽熱利用システム、エネファーム、蓄電池、HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を設置した個人に対して奨励金を交付する。

実績

平成27年度の太陽光発電システムの奨励件数は536件、制度開始（平成13年度）からの延べ実績は6,325件（出力24,386kW）に達しています。その他の設備の平成27年度奨励件数は、太陽熱利用システム37件、エネファーム260件、蓄電池89件、HEMS146件でした。

<直近3カ年の太陽光発電システムの補助（奨励）実績と累計>

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成13～27年度
補助件数	1,153件	667件	536件	6,325件
合計出力	4,671 kW	2,812 kW	2,345kW	24,386kW

<直近3カ年の太陽熱利用システム・エネファーム・蓄電池・HEMSの補助（奨励）実績>

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
太陽熱	25件	30件	37件
エネファーム	36件	141件	260件
蓄電池	14件	59件	89件
HEMS		182件	146件

○省エネナビ市民モニター事業（エネルギーの見える化）

家庭における電気の使用量を「見える化」することにより、分かりやすく親しみながら省エネ活動に取り組んでいただくため、市民に対して、電気使用量や電気料金がリアルタイムに確認できる「省エネナビ」の貸出しを行いました。

- ・平成 27 年度貸出実績：22 台

○事業所等のビル向けエネルギー管理システムの導入促進

平成 25 年度から始めた「相模原市中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金」では、「エネルギー管理システム」を対象設備としており、その導入支援を図っています。

- ・平成 25 年度から平成 27 年度までの導入実績：5 件

○中小規模事業者省エネルギー活動の支援

市では、平成 25 年度から、中小規模事業者の自主的かつ計画的な省エネルギー対策を支援するため、事業者が CO₂ の削減目標や目標達成のための取組などに関する計画を策定し、市へ提出する「地球温暖化対策計画書制度や、省エネに関する専門家を事業所に派遣して、効果的な省エネ対策や地球温暖化対策計画書の作成に関するアドバイスを行う省エネアドバイザー派遣事業、計画書に基づき省エネ設備や太陽光発電設備の導入などに要する費用の一部を助成する中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援事業を実施しています。

- ・省エネアドバイザー派遣事業 52 回実施
- ・地球温暖化対策計画書制度 15 社提出
- ・中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金 21 件、14,995,000 円

○公共施設への E S C O 事業の導入検討

エネルギーを多量に使用する施設においては、民間事業者による省エネルギーに関する包括的なサービスである E S C O 事業の導入を検討します。

◆ E S C O 事業

E S C O とは、エネルギー・サービス・カンパニーの略で、施設や設備の省エネルギー改修を行い、改修による光熱費等の削減分により、改修費用を賄う事業です。

○省エネ設備の導入促進

市民向けとして、住宅への省エネ機器の導入促進を図るため家庭用燃料電池システム（エネファーム）と蓄電池、H E M S の設置者に奨励金を交付しました。

また、事業者向けには、中小規模事業者が「地球温暖化対策計画書制度」に基づき実施する省エネ設備等の導入に対し、その経費の一部を補助することで、省エネ設備の普及促進を図りました。

○市の事業活動に伴う CO₂ 排出量の削減への取組

市では、事務事業に伴う環境負荷の低減を図るため、冷暖房や照明などエネルギー利用機器の適正利用、公用車の使用抑制、排出ごみの削減など、環境配慮や CO₂ の排出削減に向けた活動に継続的に取り組んでいます。

また、市も一事業者として、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）などエネルギーや温暖化に関する法令等への対応や、市域全体の CO₂ 削減に貢献するといった役割が求められていることなどから、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設への太陽光発電設備の設置などの取組を進めています。

【今後の方向性】

民生・家庭部門における温室効果ガス排出量は前年度と比較では減少しているものの、基準年度に比べ増加していることから、「省エネナビ」の貸出しをはじめ、エコライフスタイルへの転換や省エネ活動をより一層促進するための取組を進めます。

住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業については、再生可能エネルギー利用設備等の普及に係る国・県等の施策展開の動向を踏まえつつ、補助制度のあり方や効果的な普及促進策について検討していきます。

また、景気の回復に伴い事業活動が活発化すると、産業部門における温室効果ガス排出量が増加する傾向にあることから、特に中小規模の事業者に対して、地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書の周知や活用を促すとともに、計画書に基づく中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金などの取組を進めていきます。

公共施設については、これまで相模原市環境方針等に基づき環境負荷の低減に努めてきました。今後とも、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減に努めるとともに、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。



省エネナビ

1-2 環境と共生するまちを支えるエネルギーづくり

地球にやさしいエネルギーのまちにします

化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入を各部門で促進し、低炭素社会の構築を様々な主体との協働で取り組んでいます。

【主な取組状況】

○太陽エネルギー利用設備の導入

太陽光発電設備や太陽熱利用設備の設置に対して奨励金の交付を行う等、太陽エネルギー利用設備の導入を支援しています。(1-1 住宅のスマート化の普及促進)

また、公共施設の新設・改修などに合わせて太陽光発電設備等を導入しています。

＜公共施設における太陽光発電設備の設置状況＞（平成 28 年 7 月）

施設	出力	施設	出力
環境情報センター	3kW	緑区合同庁舎	11.3kW
小中学校（小 19、中 4）	175.7kW	緑区合同庁舎立体駐車場	2kW
市営上九沢団地	9kW	藤野分署	4.7kW
相模原麻溝公園競技場	20kW	相模原市民会館	7kW
市役所第 1 別館	2.5kW	相模川ふれあい科学館	7.5kW
大野台こどもセンター	3.4kW	青野原出張所	5.5kW
自然ふれあい水路	2kW	小山公民館	5kW
本庁舎周辺街灯用	0.625kW	上溝学校給食センター	10kW
相原公民館	5.7kW	相原分署	5.7kW
救援物資集積・配送センター	11kW	津久井クリーンセンター	10kW
		合 計 42 箇所	301.625kW

○市内小・中学校への太陽光発電設備の設置

次世代を担う子どもたちの環境教育に活用するとともに、市民への啓発効果を高める先導的役割を果たすため、市内の小・中学校へ太陽光発電設備を設置しています。平成 25 年度は、大島小学校、向陽小学校、大野台中央小学校に設置しました。

平成 27 年度末現在で延べ 23 校（小学校 19 校、中学校 4 校）に設置しています。

＜小・中学校への太陽光発電設置状況＞

年度	～平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 27 年度末累計
設置箇所数	23 箇所 (小 19、中 4)	0 箇所	0 箇所	23 箇所 (小 19、中 4)
合計出力	175.66kW			175.66kW

○地球温暖化防止支援資金（中小企業融資制度）

省エネルギータイプの機械・設備への切替えや、太陽光発電設備等の新エネルギー設備の導入等を行う中小企業者等を支援するため、低金利で利用可能な融資制度を設けています。

平成 27 年度の実績は 6 件でした。

○再生可能エネルギーなどの温暖化対策分野の先端産業集積の促進

将来にわたる持続的な市内産業の発展を目指して、平成 17 年 10 月に産業集積促進条例（STEP50）を制定し、新たに工場等を立地する企業に対し、奨励金の交付や固定資産税等の軽減措置を講じ、強固な産業集積基盤の形成に取り組んでいます。平成 27 年 4 月からは、本市経済を牽引する「リーディング産業」の立地に対して、インセンティブを設け、再生可能エネルギー関連産業や環境負荷低減

に資する燃料電池などの製造を行う先端産業の立地を促進しています。

- ・平成 27 年度立地計画認定件数：9 件（うち温暖化対策分野の事業の立地は 0 件）

○産学官共同による先端技術創出の促進

中小企業が行う新技術等の研究開発において、大学等研究機関の知見が生かされるよう、「中小企業研究開発補助金」に「産学連携枠」を設け、大学等との協働を促進しています。

- ・平成 27 年度交付件数：4 件（うち産学連携枠 2 件）

○地球温暖化対策に係る計画書制度の普及

国や県の施策によりエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の削減取組が義務付けされていない中小規模事業者が、事業活動に伴う省エネ対策等を推進するため、CO₂削減目標や削減目標達成のための取組について、3年間の計画として任意に作成し、市へ提出する制度「地球温暖化対策計画書制度」を平成 25 年度から始めました。

<地球温暖化対策計画書提出実績>

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業所数	18 社	33 社	15 社

○メガソーラーの活用

一般廃棄物最終処分場のうち最終覆土が完了した第 1 期整備地を活用し、民間事業者と協働で大規模太陽光発電所（メガソーラー）を導入し、平成 26 年 3 月 1 日から運転しています。メガソーラーの活用により、エネルギー問題や地球温暖化問題の解決の一助とするとともに、市民や事業者向けの見学会を通じて再生可能エネルギーの普及啓発や環境教育を行っています。

<ノジマメガソーラーパーク概要>

- ・事業面積 約 4.4ha（パネル設置部分 約 2.6ha）
- ・発電規模 約 1.9 メガワット
- ・年間発電量 2,290,756 kWh（一般家庭約 500 世帯分）
- ・運転開始日 平成 26 年 3 月 1 日
- ・付帯設備 見学スペース、発電表示板、非常時用電力供給盤



メガソーラーパーク見学会の様子

<直近 3 ヲ年の発電量の実績と見学者数>

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
発電量	178,668kwh	2,349,996kWh	2,290,756kWh
施設見学者数	68 人	933 人	476 人

○木質バイオマスエネルギーの導入促進

津久井産材の利用拡大につながる熱源利用システムの可能性については「津久井産材利用拡大協議会」において、課題として議論を行っています。

○水素エネルギーの利活用の推進

平成 26 年 12 月に策定した「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」に基づき、燃料電池自動車の公用車への導入、市民・事業者が購入する際の補助を実施しました。また、移動式水素ステーションの市内 2 箇所の開設、イベントを活用するなど水素エネルギーの普及促進を図り、「水素社会の実現」に向け取組を進めています。

○市民共同発電所設置促進事業 長竹・稲生地区小水力活用推進事業

自然特性を生かしたエネルギーの利用促進や環境教育を目的に、協働事業提案制度を活用して、平成 25 年度から 3 ヶ年で串川から引水している農業用水路への小水力発電設備の設置に取り組ましました。長竹地区では、流量調査を 1 年間実施し、設置に向けた検討を行い、流量等の問題があることから設備の設置は見送りましたが、稲生地区については、平成 27 年 3 月に小水力発電設備を設置しました。

今後は、小水力設備を活用した環境教育・環境学習を目的とし、小学生などを対象に見学会を実施します。

○ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用

清掃工場において、焼却炉の熱から発生させたボイラ蒸気を利用し、タービン発電機により発電した電気については、工場内の電力を賄い、余った電力は電気事業者に売電していません。

なお、売電による収入については、工場の維持管理費に充てるとともに、地球温暖化対策推進基金に積立て、地球温暖化対策事業にも活用しています。さらに、隣接する温水プールや県の温室等の施設へ蒸気を供給して熱エネルギーの有効利用を図っています。

また、南清掃工場では、平成 24 年 12 月に FIT 制度（再生可能エネルギー発電設備認定）の認定を受けました。

< 清掃工場のごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用 > （単位：kWh）

内 容	南清掃工場		北清掃工場		合計	
	H26	H27	H26	H27	H26	H27
発 電 量	57,845,590	56,996,490	18,184,380	18,013,970	76,029,970	75,010,460
場 内 等 消 費	30,633,214	30,808,938	14,556,686	13,937,341	45,189,900	44,746,279
売 電 量	27,870,456	26,187,552	3,942,165	4,076,629	31,812,621	30,264,181

【今後の方向性】

地球温暖化の原因といわれている温室効果ガスの削減、さらには化石燃料からの脱却は、地球規模での課題となっています。そのため、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの導入や本市の自然的特性である森林資源の利活用によるエネルギーの地産地消、水素など新たなエネルギーの活用を促進し、低炭素社会の構築を多様な主体と協働で取り組んでいきます。

水素エネルギーの利活用については、平成 26 年 12 月に策定した「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」に基づき、家庭用燃料電池システムや燃料電池自動車の普及、水素供給インフラの整備などを推進していきます。

また、首都圏南西部の内陸工業都市として本市に集積された知的資源・産業技術を活用し、広域的な視点に立った産・学・官の連携による先端技術の創出や先端産業集積の促進に取り組んでいきます。

温室効果ガスの削減を図るには、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及促

進をさらに進めていく必要があります。

メガソーラーについては、今後も市民、学生、事業者などに対する見学会を通じて、環境教育や環境学習を行っていきます。その他の公共施設については、引き続き新設や改修等の機会を捉えて太陽光発電設備等の設置を積極的に進めていきます。

事業者向けには、融資制度のほか、「相模原市地球温暖化対策推進条例」に基づき、省エネ設備等の導入を促進するための支援を引き続き実施していきます。

清掃工場における熱エネルギー利用にあたっては、効率的な運転計画の立案、節電に努め、余剰電力の売電を推進していきます。



大規模太陽光発電所（メガソーラー）

1-3 環境と共生するまちを支える人づくり・仕組みづくり

市民・事業者とともに CO₂を削減します

低炭素社会の実現には、行政だけでなく市民・事業者など多様な主体が連携し、実践していく必要があります。そのため、各主体が協力して温暖化対策を実践する「さがみはら地球温暖化対策協議会」の普及啓発活動等の支援や温暖化対策推進条例に基づく取組を推進しています。

【主な取組状況】

○地球温暖化対策実行計画による地球温暖化対策の推進

平成 24 年 3 月に策定した「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」では、市民・事業者・行政の協働により、平成 31 年度までに市域全体から排出される CO₂を基準年(平成 18 年度)比で 15%削減するという目標を掲げています。

この計画では、「再生可能エネルギーの利用促進」や「省エネルギー活動の促進」など 5 つの施策を取組の柱に据え、具体的な施策・対策を実施することにより、CO₂排出削減に向けた様々な取組を推進しています。

また、計画に基づく施策の評価・検証については、相模原市地球温暖化対策推進条例に基づき設置した市の附属機関である「相模原市地球温暖化対策推進会議」において行っています。

◆ 相模原市地球温暖化対策推進会議

地球温暖化対策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するもの(実行計画の進行管理や進捗状況の評価・検証)

委員構成等

定 数：15 名以内(うち 2 名を公募により委嘱)

実人員：13 名

任 期：2 年(平成 27 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日)

構 成：学識経験者、市の住民、事業者、関係団体の代表者、市長が特に必要と認める者(条例施行規則第 8 条)

平成 27 年度の開催実績

○平成 27 年 8 月 21 日(第 1 回開催) 出席者 13 名

・相模原市における地球温暖化対策の方向性について

○平成 27 年 11 月 18 日(第 2 回開催) 出席者 11 名

・相模原市地球温暖化対策実行計画実施状況報告書(平成 26 年度報告)について

・相模原市における適応策の検討状況について

○温室効果ガスの吸収源対策

市では、地球にやさしいエネルギー資源である木材の利用の推進と、温室効果ガスの一つである CO₂を吸収する能力のある森林の整備について、一体的に取組を進めています。

<平成 27 年度実績>

市内における森林整備面積 6,373ha

○気候変動に伴う自然災害、健康被害等の適応策の検討

今後、温室効果ガスを削減するための取組を続けたとしても、気温の上昇等に伴う気候変動の影響は避けられないと考えられることから、そのような影響の回避・低減等を図る取組である「適応策」の策定に向けた検討を進めました。平成 27 年度は、適応策に関する先行事例や既存施策の調査を行ったほか、検討体制の整備を行いました。

○地球温暖化対策推進基金の活用

市民・事業者が取り組む地球温暖化対策を支援するための財源を確保するために設置した基金で、清掃工場の電力売払収入及び市民・企業からの寄附金などを積み立てています。平成27年度は、住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業、次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励事業などの財源として活用しました。

<平成27年度基金の運用状況>

- ・平成27年度積立額：55,879,726円（南清掃工場売電収入50,000,000円、利子収入158,619円、メガソーラー事業関連収入5,700,032円等）
- ・平成27年度充当額：48,248,863円（住宅用スマートエネルギー設備導入奨励事業、次世代クリーンエネルギー自動車等購入奨励事業等）
- ・平成27年度末残高：122,045,859円

○さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援

多くの市民・事業者の参画により、地球温暖化対策に関する普及啓発や情報交換、交流などの活動ネットワークの核となる「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動を支援しました。

◆ さがみはら地球温暖化対策協議会

設立の目的

相模原市地球温暖化防止条例及び相模原市地球温暖化対策実行計画の趣旨を踏まえ、市民・事業者・市等が相互に連携し協働して、日常生活における温室効果ガスの排出の削減等に関し必要な対策について協議し、具体的な活動を実施することにより、市域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、平成25年3月に設立された。

事業内容

- ・地球温暖化防止に関する情報提供及び普及啓発
会報やチラシ、インターネットなどを活用した情報発信
自治会まつりなど地域イベントを活用した啓発活動 など
- ・市民・事業者等の自主的な地球温暖化防止の取組の促進
家庭での節電・省エネ方法の普及啓発活動 など
- ・会員の相互交流及び会員自らの地球温暖化防止活動の促進
会員向け研修、視察、交流会の開催 など

組織体制及び会員

- ・組織体制： 会長等（会長1名、副会長3名以内、監事2名以内）
運営委員会（会長、副会長、各部会長、各副部会長、各部会推薦委員）
部会【3部会】（広報部会、対策部会、調査・研究部会）
- ・事務局： NPO法人さがみはら環境活動ネットワーク会議
- ・会員： 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に積極的に取り組む個人、事業者及び団体
【会員数91：個人23名、事業者33社、団体35団体（平成28年3月末現在）】

○さがみはら地球温暖化対策地域協議会のイメージキャラクターを活用した普及啓発

さがみはら地球温暖化対策協議会のイメージキャラクターである、「さがぼーくん」を活用して市内のイベントに参加し、市民の方に地球温暖化防止を呼びかけました。



さがぼーくん

○環境情報センターにおける温暖化防止に係る環境学習や環境活動の実施

環境学習センターの環境学習事業において気候変動や省エネ、節電といったテーマで講座や工作教室などを催し、普及啓発に努めました。

○市民への環境教育・学習の提供

地球温暖化防止フォーラムの開催のほか、環境情報センターや総合学習センター、各公民館における環境講座を通じて、市民に対し、省エネルギー対策等の地球温暖化防止意識の啓発を促進しています。

○広域での温暖化防止の取組

<九都県市（節電及び地球温暖化防止キャンペーン）>

節電や省エネルギーなどを含めた地球温暖化防止への取組として年間を通じた「ライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施しました。

※九都県市：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

<クールシェアさがみはら>

家庭におけるエアコンの使用抑制や熱中症対策などのために、電力需要が高まる夏の日中を中心に家庭のエアコン使用を控え、市内の公共施設や店舗等で暑さをしのいで、地域の節電・省エネ効果を高める取組として7月1日から9月30日まで「クールシェアさがみはら2015」を実施しました。

平成27年度実施施設は123箇所（公共施設77箇所、民間施設46箇所）でした。

<町田市・相模原市ライトダウン（まちだ・さがみはら^{ほん・そう・こう}絆・創・光）>

町田市と相模原市の連携により、市民・事業者・行政が手を携えて協働し（絆）、節電など、一人ひとりできることを考え（創）、まちぐるみで消灯し、星空を見上げる（光）ことで、大震災からの復興の更なる前進を祈るとともに、改めて震災を思い返し、地球環境について考え、節電や省エネ行動につなげることを目的とした「町田市・相模原市ライトダウン」を平成28年3月11日に実施しました。

【今後の方向性】

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく取組のほか、平成25年4月に施行した「地球温暖化対策推進条例」を幅広く市民・事業者にも周知し、実行計画と条例が一体となって総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進していきます。また、実施計画については条例に基づき設置した「地球温暖化対策推進会議」において、実行計画の進行管理や進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しなどに取組んでいきます。「さがみはら地球温暖化対策協議会」については、その活動が活発に展開され、市民・事業者の脱温暖化防止に向けた取組のけん引役となるよう、市として引き続き積極的に支援を行っていきます。

一方、今後、温室効果ガスを削減するための取組を続けたとしても、気温の上昇等に伴う気候変動の影響は避けられないと考えられることから、そのような影響を回避・低減等を図るため、「適応策」の策定に向けた検討を更に進めていきます。

基本施策 2

人と環境にやさしい交通とまちづくりによる脱温暖化の推進

目 標 ※基本施策 1「市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市」と共通の目標です。

◆ **市全体の温室効果ガス排出量(二酸化炭素排出量)を 15%以上削減します**

【進捗状況】

《成果指標》 ※基本施策 1「市民・事業者と協働で築く脱温暖化都市」と共通の指標です。

指標	算定式	基準値 (H18)	実績		最終目標 (H31)
			H25	H26	
市全体の温室効果ガス排出量	1年間の温室効果ガス排出量	438万 t-CO ₂	410万 t-CO ₂	431万 t-CO ₂	372万 t-CO ₂ 以下 (15%以上削減)

《進行管理指標》 [評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
運輸部門の温室効果ガス総排出量	自動車及び鉄道の1年間の温室効果ガス排出量	108万 t-CO ₂ (H18)	減少	103万 t-CO ₂ (H25)	101.2万 t-CO ₂ (H26)	○
市域面積に対する公共交通カバー率	市内の鉄道勢圏(鉄道駅から1kmの範囲)及びバス勢圏(バス停から300mの範囲)の市域面積(国定公園及び水面・河川敷の面積を除く)で除した値	58.0% (H20)	増加	61.7%	61.7%	○
自転車駐車場の収容台数	公共自転車駐車場の収容台数の計	43,037台 (H20)	増加	46,196台	46,168台	○
公用車のクリーンエネルギー車の台数	市が保有する公用車のクリーンエネルギー車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車)の台数	25台 (H20)	増加	38台	44台	○

運輸部門における二酸化炭素排出量は、自動車における燃料消費量の減少などの理由により、平成 26 年度実績で 101.2 万 t-CO₂ となり、基準年(平成 18 年度)及び平成 25 年度に比べ減少しています。

人口規模に対する公共交通の利用割合については、TDM(交通需要マネジメント)施策の推進や、MM(モビリティ・マネジメント)の実施により、公共交通への利用転換、利用促進を図るとともに、バス停留所上屋の設置などの環境整備や鉄道運行本数の増加など公共交通機関の利便性向上の取組を進めています。また、既存のバス路線の維持確保、コミュニティバスの継続運行、乗合タクシー等の運行、それに伴う交通空白地区への停留所の設置など公共交通の利便性を維持したことにより、市域面積に対する公共交通カバー率が横ばいとなっています。

自転車駐車場の収容台数については、更新に合わせて、一部幅広の利用しやすい自転車ラックへ入れ替えを行ったため、実績は減っていますが、利用状況に合わせて今後も整備を続けていきます。

また、市で使用する公用車についてもクリーンエネルギー自動車の導入を進めています。

2-1 環境にやさしい交通手段への利用転換の促進

環境に配慮した交通システムによりCO₂を減らします

自動車に過度に依存しない社会を構築するため、公共交通網の充実や自転車の利用しやすい環境づくりを進めるとともに、次世代クリーンエネルギー自動車への転換を進めています。

【主な取組状況】

○「総合都市交通計画」の推進

身近な交通環境の充実や広域的な交流機能の向上を図る将来のあるべき交通の実現に向けて、平成24年3月に策定した「総合都市交通計画」を推進するため、目標の達成状況及び社会経済動向について、モニタリング指標を用いて各施策・事業の進行管理を行いました。

○小田急多摩線の延伸の実現

鉄道ネットワークを強化するとともに、駅を中心とした公共交通体系を形成するため、唐木田駅から上溝駅までの延伸について、町田市、小田急電鉄（株）、（独）鉄道・運輸機構及び本市で構成される小田急多摩線延伸検討会において、延伸の実現化検討調査を実施しています。

また、鉄道空白地域解消等のため、厚木市、愛川町、清川村及び本市で構成する小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会において、上溝駅から田名地区を経由した愛川・厚木方面への延伸について、検討調査を実施しています。

○JR相模線複線化の促進

JR相模線の輸送サービス改善等による、駅を中心とした公共交通体系の形成に向けて、複線化の早期実現が図られるよう、神奈川県や沿線市町・経済団体で構成する相模線複線化等促進期成同盟会を通じて、関係機関への要望活動や複線化に関する広報・啓発活動等を実施しています。

○TDM施策の推進

「橋本地区TDM推進計画」の進行管理として、駅周辺の交通実態調査やドライバーアンケートを行い、各施策の展開による駅へのアクセス性の向上、公共交通への利用転換等の効果を確認しました。また、自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促進するため、ドライバーアンケートに併せてMM（モビリティ・マネジメント）を実施しました。

○新しい交通システム推進事業

市内拠点間の連携を強化するとともに、交通利便性の向上や道路混雑緩和による環境負荷軽減を図るため、平成27年1月の「新しい交通システム導入検討委員会」からの答申を踏まえ、システム、ルート、段階的整備、実現化方策等、導入に関する基本的な考え方を示す「新しい交通システム導入基本計画」の策定を進めています。

○「バス交通基本計画」の推進

バス交通の課題解決を図り、効率的かつ利便性の高いバス路線網の構築を目指し、平成24年3月に策定した「バス交通基本計画」における各施策の推進を図り、ノンステップバスやバス停の上屋・ベンチ設置などに対する補助を行い、誰もが利用しやすいバス交通の実現に向けて取り組んでいます。また、目標の達成状況及び社会経済動向について、モニタリング指標を用いて各施策・事業の進行管理を行うとともに計画目的達成度の評価を実施しました。

○バス停留所無料自転車駐車場維持管理事業

バス交通の利便性を高め、バス停留所付近の放置自転車を削減することを目的に、市内の主なバス停留所・バスターミナル周辺に無料の自転車駐車場（9箇所、収容台数380台）を設置し、サイクルアンドバスライドを推進しています。

○路上等自転車駐車場管理運営事業

放置自転車等の多い主要駅周辺に買い物など短時間利用者のための施設として、歩道上のデッドスペースなどを利用して自転車駐車場（14箇所、収容台数 990 台）を設置しています。

○コミュニティ交通対策事業

鉄道・バスのいずれの交通サービスも受けにくい交通不便地区等における高齢者をはじめとする移動制約者にも利用可能な生活交通手段の確保を図るため、コミュニティバスや乗合タクシーを運行しています。

＜平成 27 年度の運行状況＞

[本格運行の継続]

- ・大沢地区コミュニティバス「せせらぎ号」：
1 便あたりの利用者数＝11.6 人、収支比率＝53.5%
- ・内郷地区乗合タクシー「おしどり号」：
1 便あたりの利用者数＝2.0 人、稼働率＝77.1%

[本格運行へ移行]

- ・根小屋地区乗合タクシー：平成 27 年 4 月 1 日から
- ・吉野・与瀬地区乗合タクシー「ふれあい号」：平成 27 年 10 月 1 日から

[実証運行]

- ・牧野地区乗合タクシー：平成 26 年 10 月 1 日から
- ・大野北地区コミュニティバス：平成 26 年 2 月 1 日から

○市内の拠点間を結ぶ幹線道路のネットワークの構築と道路交通上支障となっている課題箇所の解消

市内の幹線道路については、道路ネットワークの充実及び道路交通上支障となっている課題箇所の解消に向け「相模原市新道路整備計画」を策定し、道路改良事業、交差点の改良事業、鉄道等との立体交差事業等を進めています。平成 27 年度は下表のとおり幹線道路の整備を行い、都市計画道路相原宮下線と J R 横浜線との立体交差化を完了しました。

都市計画道路の平成 27 年度整備箇所

番号	路線名	代表幅員	計画延長	H27 改良延長	改良総延長	改良率
3・3・1	城山津久井線	22m	4,500m	1,440m	1,440m	32.0%
3・5・7	相原宮下線（1 工区）	16m	840m	540m	840m	100.0%

都市計画道路を除く幹線道路の平成 27 年度の主な整備箇所

路線名	代表幅	計画延長	H27 改良延長	改良総延長	改良率
市道相原大島（相原工区第 2 期）	12m	310m	172m	310m	100.0%

○駅周辺幹線道路などへの自転車通行環境の創出

「相模原市自転車通行環境整備方針」に基づき、鉄道駅や公共施設などへのアクセス路線などの自転車交通量の多い幹線道路を中心に整備を行っています。平成 27 年度は淵野辺駅へのアクセス路線である市道相模淵野辺への自転車レーン設置、小田急相模原駅へのアクセス路線である市道南大野に自転車の左側通行を示すピクトグラムの設置を行いました。

○レンタサイクルの推進

駅を利用する通勤・通学や買物客などを対象に相模大野駅北口自転車駐車場と相模原駅南口自転車駐車場においてレンタサイクル事業を公益財団法人相模原市まち・みどり公社と連携し実施しています。

○エコドライブの普及啓発

市内の環境イベントにおいて啓発活動を行いました。また、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）合同でエコドライブ講習会を開催したほか、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市合同で東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発活動を行いました。

○次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励事業

既存のガソリン車よりも二酸化炭素等の排出量が少ない次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進を図るため、燃料電池自動車や電気自動車等を購入する個人又は事業者に対し、奨励金を交付しました。

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 23～27 年度
燃料電池自動車	-	3 台	3 台
電気自動車等	45 台	50 台	176 台

○次世代クリーンエネルギー供給施設の整備支援

電気自動車用急速充電器の設置については、公共施設に 4ヶ所 6 基を設置し普及促進に努め、電気自動車の普及に向けた方策の一つとなっています。

また、利用時に二酸化炭素を排出しない「究極のクリーンエネルギー」である水素エネルギーを使用する燃料電池自動車の充填設備である水素ステーションについては、移動式水素ステーションをエネルギー事業者と協働で市内 2箇所に設置しました。なお、定置式水素ステーションについては、市内各区やインターチェンジ周辺へ効果的な設置を促進できるよう、国・県と連携した支援策を検討する予定です。



キャンプ淵野辺留保地で運用する
移動式水素ステーション

○公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入

平成 27 年度末現在、公用車には燃料電池自動車 1 台のほか、電気自動車 11 台、ハイブリッド自動車 30 台、天然ガス自動車 2 台の計 44 台のクリーンエネルギー自動車を導入しています。

また、公用自転車を追加導入するなど自転車への転換も進めており、公用自動車の使用削減を図っています。



燃料電池自動車

○電気自動車用急速充電設備の設置

電気自動車の普及促進のため、電気自動車用急速充電器を設置しています。

平成 22 年度に設置した市役所本庁舎（中央区）、平成 23 年度に設置した藤野総合事務所（緑区）及び南区合同庁舎（南区）、平成 24 年度に設置した緑区合同庁舎（緑区）を含め、市施設への設置は平成 27 年度末で 4 ヶ所 6 基となっています。

○アイドリングストップ機能付ノンステップバスの導入促進

誰もが利用しやすいバスの導入を促進するため、バス事業者に対して、ノンステップバス購入費に対する補助を行っており、平成 27 年度は 8 台導入しました。

【今後の方向性】

平成 24 年 3 月に策定した「総合都市交通計画」及び「バス交通基本計画」については、各種指標による施策の進行管理を実施していきます。また、TDM（交通需要マネジメント）施策の推進については、広域交流拠点整備と連携を図りつつ、「橋本地区 TDM 推進計画」に基づき適切な取組を行うとともに、新たな TDM 施策の推進地区を選定し、取組を展開していきます。あわせて、効果的な MM（モビリティ・マネジメント）を実施し、自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促進します。

小田急多摩線の唐木田駅から上溝駅までの延伸については、延伸の実現化に向けて課題解決や関係機関との合意形成に取り組むとともに、上溝駅から田名地区を経由した、愛川・厚木方面への延伸については、引き続き検討の深度化を図ります。あわせて、JR 相模線複線化の促進については、鉄道事業者への要望活動等を引き続き実施します。

コミュニティ交通対策事業については、地域、市、事業者の三者協働による取組を引き続き推進します。

また、引き続き新しい交通システムの導入や交通円滑化に向けた取組を進めていきます。

バス停留所無料自転車駐車場及び路上等自転車駐車場については、引き続き、適正な管理運営に努めるとともに、周辺の状況を勘案しながら、新たな整備の必要性について検討していきます。

次世代クリーンエネルギー自動車については、効果的な普及のため、国・県等の施策展開の動向を踏まえつつ購入奨励制度のあり方について検討します。また、電気自動車用急速充電器の設置については、民間事業者の設置動向や市民ニーズなどを踏まえつつ、電気自動車の普及促進に向けた方策の一つとして検討します。

利用時に二酸化炭素を排出しない「究極のクリーンエネルギー」である水素エネルギーを使用する燃料電池自動車及び水素ステーションについては、関係機関と連携・協働で普及策を検討するとともに、多くの市民へ水素エネルギーの有用性・安全性を伝える取組を展開する予定です。

2-2 歩いて暮らせるまちづくり

コンパクトなまちづくりで
CO₂を減らします

交通軸を中心とした環境共生型まちづくりを推進し、歩いて暮らせる街づくりの実現を図っていきます。

【主な取組状況】

○交通軸を中心とした環境共生型まちづくりの推進

自動車の走行に由来する二酸化炭素の排出量を削減するため、TDM施策の一環として、橋本駅南口において、関係機関と連携し駅前広場の一般車乗降場の適正利用及び自家用車から公共交通への自発的な利用転換を促進するアンケート（744票配布、166票回収）や周知活動を実施しました。

○橋本駅周辺整備推進事業

リニア中央新幹線の駅設置や圏央道インターチェンジの開通などを見据えたまちづくりを進めるため、橋本駅周辺及び職業大跡地における土地利用や一体的整備の促進方策に関する検討を行うとともに、周辺道路交通ネットワークの検討を行いました。

○相模原駅周辺整備推進事業

相模総合補給廠一部返還地を中心に南北一体となったまちづくりを進めるため、相模原駅周辺における土地利用の検討を行うとともに、JR横浜線の連続立体交差化及び相模原駅周辺の道路ネットワークに関する検討を行いました。

○スマートシティの形成支援

水素エネルギーを活用したまちづくりとして、拠点開発等に伴うインフラ整備に合せ、水素を活用し事業所や家庭に電力や熱を効果的に融通する燃料電池システムの導入を検討します。

【今後の方向性】

今後、新たな事業が計画される場合は、災害に強い市街地の形成に向けた建築物の耐震化・不燃化等の防災機能の向上を進める一方で、社会経済活動等に伴い発生する二酸化炭素の相当量が都市において発生していること等を踏まえ、都市機能の集約化や公共交通の利用促進、建築物の省エネルギー化等を通じ、都市の低炭素化の実現など、あらゆる領域において環境負荷の低減を図る都市づくりを進めていきます。



スマートシティのイメージ

出展：経済産業省HP

環境目標 2

資源が循環するまちづくり

基本施策 3

4Rによる資源循環の推進

目 標 ※基本施策 4「廃棄物の適正処理の推進」と共通の目標です。

- ◆ 市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量を 480g 以下にします
- ◆ ごみの総排出量を 22.3 万トン以下にします
- ◆ 最終処分場の埋立量を 2.1 万トン以下にします

【進捗状況】

《成果指標》 ※基本施策 4「廃棄物の適正処理の推進」と共通の指標です。

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量*	家庭ごみ量/推計人口/365 日	631g (H18)	523g	520g	480 g 以下 (H30)
ごみ総排出量*	市内の 1 年間のごみの総排出量	27.2 万 t (H18)	23.3 万 t	23.3 万 t	22.3 万 t 以下 (H30)
最終処分場の埋立量*	一般廃棄物最終処分場の 1 年間の埋立量	34,303t (H20)	24,822t	22,910t	21,000 t 以下

※市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量、ごみ総排出量及び最終処分場の埋立量については、一般廃棄物処理基本計画(計画年度：平成 20 年度～平成 30 年度)の目標数値です。(ただし、一般廃棄物処理基本計画は平成 25 年 3 月に改定を行っており、標記の目標値とは異なります。)

《進行管理指標》 [評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
家庭ごみ量	市内の 1 年間の家庭ごみの量	148,196t (H20)	減少	138,018t	137,098t	○
事業系ごみ量	市内の 1 年間の事業系一般廃棄物の量	57,148t (H20)	減少	53,554t	54,880t	○
資源の量	市内の 1 年間の資源の量	48,580t (H20)	増加	41,726t	41,253t	×
リサイクルスクエアの出展数	橋本台リサイクルスクエア及び新磯野リサイクルスクエアの 1 年間の出展数	1,400 点 (H20)	増加	1,440 点	1,080 点	×
リサイクル率	ごみの資源化量/ごみの総排出量×100	20.0% (H20)	増加	19.8%	19.8%	×

※市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ量、ごみ総排出量及び最終処分場の埋立量については、一般廃棄物処理基本計画(計画年度：平成 20 年度～平成 30 年度)の目標数値です。(ただし、一般廃棄物処理基本計画は平成 25 年 3 月に改定を行っており、標記の目標値とは異なります。)

市では、資源分別回収の拡充などにより、ごみの減量化・資源化を図っており、その結果、人口が増加しているにもかかわらず、家庭ごみ量、事業系ごみ量、資源の量ともに基準年に比較して大幅に減少しています。

しかしながら、資源の量及び集団資源回収量については、市の回収量には入らないスーパーマーケットなどの店舗回収の増加や、少子高齢化の影響による子ども会や自治会等の組織率の低下等により、減少傾向となっており、それに伴いリサイクル率も停滞しています。

3-1 環境教育・情報提供・啓発活動の充実

資源循環の大切さを広め、
行動につなげます

資源循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化・資源化を実効あるものとするには、市民・事業者の理解と協力が必要不可欠です。このため、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象にした環境教育・学習の推進のほか、市民・事業者が行動するための情報提供の充実や「わかりやすい」を基本とした普及啓発活動を推進しています。

【主な取組状況】

○「わかりやすい」を基本とした普及啓発

幅広い世代に向けて「わかりやすい」を基本とした啓発に努めるとともに、学生、自治会未加入者、集合住宅等の単身居住者、転入者などへも効果的な周知・啓発を実施しました。

具体的には、市内のスーパーマーケットや各種イベントにおける、ごみの減量化・資源化にかかる啓発キャンペーンの実施、市内の大学や小学校、自治会や公民館等での出前講座の実施、転入者や集合住宅管理会社への啓発冊子の配布、リサイクル情報紙の新聞折込による配布、広報紙への4R関連記事の掲載などを行い、幅広い層への周知・啓発を行いました。

○ごみ排出ルールの徹底

「ごみと資源の日程・出し方」パンフレット等を活用した啓発や、出前講座、施設見学会等、様々な機会を捉えて実施するとともに、自治会や廃棄物減量等推進員、大学や不動産業者・管理組合等との連携により、全市民への周知・啓発を図りました。また、資源をごみ・資源集積場所から持ち去る行為に対しては、パトロール活動を強化するとともに、所轄警察署へ告発を実施しました。

○市民が気軽に体験・参加できる「場」の提供

リサイクルフェアやフリーマーケットなど各種イベントを開催し、市民が楽しみながらごみの減量や4Rについて学び、実践できる「場」を提供しました。また、リサイクルスクエアでは、粗大ごみとして排出された家具を修理・清掃し、リユース家具として市民へ提供するとともに、その事業の周知を実施しました。

○小・中学生が体験できるリサイクルの推進

学校における出前講座や、清掃施設の見学会などにより、子どもたちに対して、ごみの減量化・資源化についての意識啓発を図りました。

また、身近なところからごみの減量化・資源化に取り組むためのきっかけづくりとして「親子リサイクル体験教室」を開催しました。

○生涯学習まちかど講座、エコネットの輪などの環境学習プログラムの提供

市民の環境学習機会の充実及び生涯学習によるまちづくりの推進に寄与するため、市民の学習会等に市の職員が出向き、市政の説明や専門的知識を伝える講義、講習等を行います。

市民活動団体、事業者、大学、行政から提供のあった環境学習講座をプログラム集「エコネットの輪」としてまとめ、発行しています。幼稚園や保育園、学校などでの環境教育や、地域、事業所などにおける環境学習に活用されました。

- ・平成27年度登録：93団体123プログラム

○「さがみ風っ子ISO」の取組

児童、生徒、教員等が学校ぐるみで「環境にやさしい学校づくり」を継続して実践する「さがみ風っ子ISO」の取組を推進しました。

- ・平成27年度までの認定校：47校（小学校30校、中学校17校）

○「ごみ DE71（でない）大作戦」

子どもから大人まで、全相模原市民が一丸となって「ごみの減量化・資源化」を積極的に取り組むため、相模原市のごみの分別・資源化の普及キャラクター「分別戦隊シゲンジャー銀河」を活用した効果的な啓発を行っています。スーパーや駅頭での啓発活動のほか、小学校や自治会等への出前講座、清掃工場の見学会などを実施しました。

<平成 27 年度の主な実績>

- 街頭 P R の実施 実施回数： 33 回 参加者：延べ 14,012 人
- 各種講座 実施回数： 448 回 参加者：延べ 19,669 人

※「相模原ごみ DE71（でない）大作戦」

平成 22 年度から展開している、相模原 71 万市民（※当時）みんなで地球環境を守るため、1 人 1 日あたりレモン 1 個分、100 g の家庭ごみの減量呼びかけ、街頭キャンペーンや自治会等地域の方々を対象とした講座等の啓発活動事業。

なお、“DE71”の「DE」は「Do it Everybody!」（みんなで取り組もう！）、「71」は「相模原 71 万市民」という意味で、「でない」と読む。

○事業系ごみに関するガイドラインの活用

事業系ごみの適正な分別・排出等を促進するため、事業系ごみの処理方法や分別方法を掲載したガイドラインを作成し、訪問指導時に事業者へ配布しています。また、市の清掃工場や商工会議所等に対し、配架依頼し、事業者へ配布しています。

○「ごみと資源の日程・出し方」パンフレット等の活用

「ごみと資源の日程・出し方」及び「家庭ごみ分別事典」パンフレットを作成し、各区民課・まちづくりセンターで市外からの転入者及び希望者に配布するほか、不動産管理会社等から入居者に配布するため送付依頼があった場合にも送付しています。さらには、駅頭やスーパー店頭等で配布するなどの街頭啓発活動も行いました。

また、ごみの減量化・資源化等に関する新たな情報の発信ツールとして市内民間業者と平成 25 年度に協働開発した、スマートフォン向け分別アプリ「シゲンジャー^{サーチ}Search」を引き続き供用しました。

○リサイクルスクエアの運営の充実

ごみの減量化・資源化に対する理解を深めるとともに、「物を大切に作る心」の育成を図るため、フリーマーケットを開催したほか、粗大ごみとして排出された家具類を修理・清掃し、リユース家具として希望者に抽選で提供しました。

<平成 27 年度実績>

	リサイクル家具出展数	来場者数	その他の取組
橋本台リサイクルスクエア	1,080 点	17,691 人	フリーマーケットの開催

○リサイクルフェアの開催

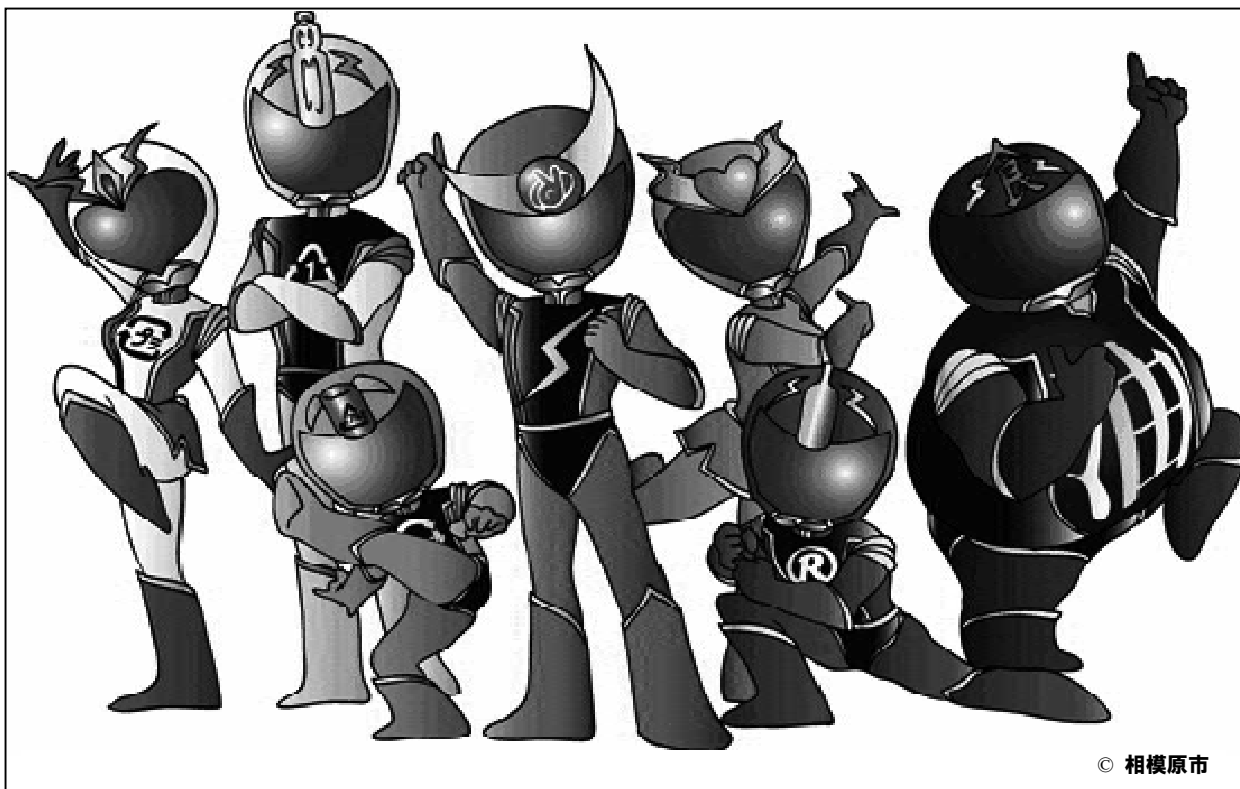
循環型社会の形成に向けた 4 R に対する市民意識の高揚を図るため、国が定める 3 R 推進月間に合わせて 10 月にリサイクルフェアを相模原麻溝公園で例年開催しており、平成 27 年度は約 30,000 人が来場しました。

【今後の方向性】

市民のごみに対する問題の意識は高まりつつあるものの、さらなる減量化・資源化を進めるには、今後も実践的な取組に結びつくような啓発や、循環型社会推進のための人づくりを進めていく必要があります。

引き続き「ごみ DE71（でない）大作戦」による各種取組を進めていくほか、子どもへの環境教育の機会を増やしていきます。

また、リサイクルスクエアについては、市民の来場の機会を増やす取組を進めていきます。



～ 分別戦隊シゲンジャー銀河 ～

（左から）プラホワイト、ペットイエロー、カンメタルオレンジ、パンピーレッド、ペーパーピンク、ボトルブルー、アブラブラウンの7人で構成

3-2 4R推進の仕組みづくり

4R（Refuse（発生抑制）、Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））を推進していくため、市民・事業者の主体的な行動を促していきます。

【主な取組状況】

○ごみの分別・排出ルールの徹底

「ごみと資源の日程・出し方」パンフレット等を活用した啓発や、出前講座、施設見学会等、様々な機会を捉えて実施するとともに、自治会や廃棄物減量等推進員、大学や不動産業者・管理組合等との連携により、全市民への周知・啓発を図りました。また、資源をごみ・資源集積場所から持ち去る行為に対しては、パトロール活動を強化するとともに、所轄警察署へ告発を実施しました。

○「廃棄物減量等推進員」との連携と協働

地区自治会連合会の推薦による代表推進員、自治会等の推薦による推進員、推進協力員により、ごみの減量化・資源化の推進及びごみ・資源集積場所へのごみや資源の排出ルールの適正化を図っています。平成27年度は、代表推進員22人、推進員594人、協力員10,359人に委嘱し、「ごみ減量等活動の手引き」に基づき活動を行いました。

○減量化・資源化効果の共有

相模原ごみDE71大作戦の取組などを掲載した「家庭ごみ分別事典」を市内転入者や希望者に配布するとともに、市ホームページにも「回収した資源のゆくえ」などを掲載し、ごみ出しルールとその効果について広く周知・啓発に努めました。

○事業者講習会の開催

事業者自らが4Rの意識を高めるため、減量化等計画書提出対象事業者の廃棄物管理責任者などに対し、講習会を開催します。

○環境に配慮した物品の調達

市の物品購入時においては、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じ、環境に配慮した製品の購入に努めています。

○剪定枝の資源化

廃棄物の発生抑制への取組の一環として、公園樹木や街路樹などの公共施設から排出される剪定枝の資源化を行いました。

<平成27年度実績>

搬入量（市全体）：1,850 t

○建設リサイクル法による公共事業での建設リサイクルの推進

公共工事に伴い発生する土砂の工事間での流用や改良した発生土での埋戻し材への使用等により、土砂の発生抑制に努めるとともに環境負荷の軽減にも努めています。また、公共工事に伴い発生するアスファルト塊やコンクリート塊については、再生プラント工場で適正処理をし、再生材として有効利用するよう努めています。

【今後の方向性】

資源循環型社会を実現していくためには、市民・事業者・行政が一体となって4R推進の取組を実践するための仕組みづくりが求められています。

廃棄物減量等推進員制度につきましては、区ごとに推進員の研修会等を実施し、制度や推進員の役割について理解を図っていきます。

また、市民・事業者の自主的な取組を促すため、今後とも市自らが率先して4Rの取組を推進していきます。



廃棄物減量等推進員研修会（ごみ処理施設視察研修会）

3-3 家庭ごみ対策の推進

家庭ごみを減らしていきます

さらなる減量化・資源化を進めるため、「ごみと資源の日程・出し方」パンフレットの作成・配布などによるごみ排出ルールの徹底や、レジ袋使用量の削減、リユース（再使用）の促進、資源の持ち去りへの対応などを行っています。

【主な取組状況】

○ごみの分別・排出ルールの徹底（再掲 3-2）

「ごみと資源の日程・出し方」パンフレット等を活用した啓発や、出前講座、施設見学会等、様々な機会を捉えて実施するとともに、自治会や廃棄物減量等推進員、大学や不動産業者・管理組合等との連携により、全市民への周知・啓発を図りました。また、資源をごみ・資源集積場所から持ち去る行為に対しては、パトロール活動を強化するとともに、所轄警察署へ告発を実施しました。

○レジ袋削減等の取組

レジ袋の使用抑制に取り組んでいる事業者を市ホームページで紹介するなど、市とレジ袋削減協力店が連携してレジ袋の使用の抑制に関する啓発を行うことを通じ、4Rに配慮したライフスタイルの浸透を図っています。

○フリーマーケットの開催

ごみの減量活動4Rのうち、物をもう一度使うリユース事業の象徴的な活動として、橋本台リサイクルスクエアとリサイクルフェアにおいて市民フリーマーケットを開催し、フリーマーケットの場を提供することで、市民のリユースの取組、実践を促進しました。

<平成27年度実績>

実施回数：1回

来場者数：497人



橋本台リサイクルスクエア フリーマーケット

○生ごみ処理容器購入助成事業

家庭から出る生ごみを減量化・堆肥化する生ごみ処理容器を購入して設置する個人に対し、その費用の一部を助成しました。

＜過去3か年の助成実績＞

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度までの累計
コンポスト化容器	42台	75台	47台	8,281台
電動式生ごみ処理機	89台	43台	49台	3,520台

※事業開始（コンポスト化容器：平成5年度、電動式生ごみ処理機：平成11年度）からの累計台数

○資源持ち去り行為対策

市民通報等に基づいて資源持ち去り行為のパトロールを行い、所轄警察署とも連携しながら、行為者を捕捉、注意喚起するとともに、悪質者には「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」（平成21年12月改正、平成24年10月最終改正）に基づき、禁止命令書の交付や所轄警察署への告発等を行っています。

【今後の方向性】

家庭ごみの排出量は減少を続けていますが、今後とも各家庭から排出されるごみについて、あらゆるごみの発生・排出の機会を捉えて、さらなる減量化・資源化に取り組んでいく必要があります。

特に家庭ごみに多く含まれる生ごみについて、引き続き生ごみ処理容器購入助成事業の積極的な周知を行い、その普及率の向上を通じ、生ごみの減量化・資源化を推進します。

また、悪質者に対する摘発が求められる状況になっていることを踏まえ、資源持ち去り行為を減少させることにより、市民生活を安心安全なものとしていきます。

市民への啓発として、これまで配布していた「ごみと資源の日程・出し方」パンフレットと、家庭から出るごみ・資源の分別方法がひと目で分かる「家庭ごみ分別事典」を一冊にまとめて配布することで、ごみ・資源について理解を深めていただき、ごみの排出ルールの徹底を図っていきます。

3-4 事業系ごみ対策の推進

ごみの減量化、資源化を進める事業者を増やします

事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理への取組を一層促進させるため、指導、周知及び啓発を図っています。

【主な取組状況】

○事業系ごみの適正排出対策の充実

市内の中小事業者に対し、地区別・業種別に計画的に訪問し、適正排出及び減量化・資源化について指導を行っています。

また、事業系ごみの適正排出及び減量化・資源化を促進するため、既存パンフレットを見直し、事業系ごみの処理方法や分別方法等を掲載したガイドラインを作成しました。

○減量化等計画書に基づく指導

市内の多量排出事業者（建築物のうち事業の用に供する部分の延べ床面積が1,000平方メートル以上であるものを所有し、又は占有するもの。若しくは、年間36トン以上の事業系一般廃棄物を本市のごみ処理施設へ搬入するもの）に対し、減量化等の取組状況を示した減量化等計画書の提出を求めるとともに、事業系ごみの減量化・資源化等について指導を行っています。

<平成27年度提出状況>

- ・対象事業者：1,232者
- ・回答事業者：942者

○事業系ごみ共同排出事業

少量排出事業者の適正排出を進めるために、事業者団体等が主体となり、地区単位、事業者団体単位で事業系ごみを共同で排出する取組を積極的に支援、促進しています。また、少量でも収集可能な許可業者リストなど、情報提供の充実を図っています。

○事業系ごみの減量化・資源化

事業系の木くず・剪定枝については、市の清掃工場で焼却せずに、民間施設等を活用した資源化が図れるよう検討を行っています。

また、事業系食品廃棄物の減量化・資源化の促進に向けて、具体的な取組事例や資源化ルート等の情報収集を行っています。また、給食残さについても市内民間資源化施設を活用した更なる資源化の推進を行っています。

○事業系ごみに含まれる資源物の搬入制限の強化

本市の清掃工場に搬入される資源化物の搬入制限を強化するため、専任の検査員を配置するとともに、搬入物検査機を使用した展開検査を実施しています。また、受入基準の遵守に向けた排出事業者への指導・啓発を図っています。

○エコショップ、エコオフィス認定制度

市民、事業者、行政が協働でごみの減量化・資源化の取組を促進するため、事業系ごみの適正処理を行い、減量化・資源化に取り組む市内の店舗や事業所及び商店街等をそれぞれエコショップ、エコオフィス、エコ商店街として認定しています。平成27年度は、新規2件、更新17件の認定を行い、市ホームページ等に掲載しました。

<認定件数 平成27年度末現在>

- ・エコショップ：71件
- ・エコオフィス：66件
- ・エコ商店街：1件

○学校給食におけるごみの排出抑制

事業系ごみの排出抑制を進めるため、小学校及び学校給食センターにおいて、給食残さの飼料化事業を実施しています。平成 27 年度は、17 小学校、1 学校給食センターで実施しました。一層の適正排出に向け、飼料化可能な原料の徹底した分別を行います。

また、毎日、残食量を計り、献立作成の参考とするほか、各学校及び学校給食センターの栄養教諭・学校栄養職員による食育指導を実施し、給食での残食量を減らします。

【今後の方向性】

環境負荷を低減させる循環型社会の形成に向け、事業者には事業によって排出されるごみの減量化・資源化が強く求められています。事業系ごみの減量化・資源化を一層促進するため、事業者の自己処理の原則に基づき、ごみの排出指導や減量化・資源化の周知徹底を行っていく必要があります。

今後は引き続き、中小事業者に対しては、地区別・業種別に訪問指導を実施し、適正排出指導等を行うとともに、共同排出事業エリア外への新収集制度の検討など、許可業者や関係団体との調整を図ります。また、多量排出事業者に対しては、減量化等計画書の提出を求め、発生・排出抑制の指導を行います。

さらに、エコショップ等認定制度の活用等によりごみの減量化・資源化の推進に積極的に取り組む事業者等を評価し、事業者の環境配慮への関心を高めていきます。

また、給食残さの飼料化事業を引き続き進めるとともに、献立の工夫や食育指導等を通じて、子どもたちが無理なく残さず食べられるよう取り組むことにより、残食量の減量化に努めていきます。



エコショップ・エコオフィス認定ステッカー

3-5 リサイクルの促進

あらゆる分野でリサイクル
をより一層進めます

発生・排出抑制や再使用を図ってもなお発生する不用物は可能な限り再生利用を図り、資源の循環利用に努め、集団資源回収の推進や事業系ごみの資源化の促進などに取り組んでいます。

【主な取組状況】

○新たな分別品目の追加

有用金属等のリサイクルを行うため、平成 25 年 3 月から平成 28 年 3 月までモデル事業として、使用済小型家電リサイクル事業を実施しました。また、平成 27 年 4 月から使用済小型家電の排出における市民の利便性の向上及び回収量の増加を図るため、回収対象品目及び回収拠点を拡充しました。

○家庭ごみの分別回収

家庭から排出される廃棄物の中に含まれる資源（びん類、かん類、金物類、紙類、布類、蛍光灯・水銀体温計、乾電池、使用済食用油、プラ製容器包装、ペットボトル）について、ごみ・資源集積場所からの分別回収を実施しています。

○地域におけるリサイクルの推進

市民への PR や参加意欲の向上につながる情報発信により、地域における実践的な取組である集団資源回収など、市民の自主的な分別・リサイクルを推進しました。

○集団資源回収事業

地域における各種団体の自主的な資源回収を促進し、ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、実施団体に奨励金を交付して支援を行っています。

< 集団資源回収の状況 >

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
登録団体数	375 団体	361 団体	354 団体
実施回数	3,209 回	3,361 回	3,506 回
資源回収量	5,340t	5,219t	5,078t

○使用済小型家電リサイクル事業<モデル事業>

小型家電リサイクル法の施行（平成 25 年 4 月）に先駆けて、廃棄物の適正な処理及び有用金属の国内循環による循環型社会の形成、廃棄物の減量化・資源化による最終処分場の延命化を図るために平成 25 年 3 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までのモデル事業として実施しました。また、平成 28 年 4 月以降はモデル事業の評価・検証を踏まえた上で本実施とする予定です。

- ・回収拠点：市内 24 か所（区役所、市清掃関連施設、民間協力事業者）
- ・平成 27 年度回収実績：35.6 t

○事業系ごみの資源化の促進

事業系ごみの資源化を促進するため、資源化物の受入先について、事業者へ情報提供を行うとともに、新たな受入先や資源化の方策に関する情報収集及び調査研究を進めています。

○バイオディーゼル燃料化推進事業

市内の家庭から排出された使用済食用油の一部を高品質バイオディーゼル燃料に再生し、ごみ収集車やコミュニティバスで使用するにより、資源の有効活用と温室効果ガスの削減を図っています。

平成 27 年度は、使用済食用油約 22,000ℓを原料とし、16,200ℓのバイオディーゼル燃料を製

造しました。

○溶融スラグの有効利用推進

南清掃工場で生産される溶融スラグを資源として活用するため、道路用溶融スラグの JIS 認証を維持し、有効利用を推進しています。

○有機性資源活用事業

ダンボールコンポスト等による生ごみの減量化及び堆肥化を行うグループ等に対して補助金の交付を行い、活動の定着化及び促進を支援しています。

<平成 27 年度実績>

交付団体数：4 団体

○市のリサイクルの取組

保存期間が満了した廃棄公文書を 28.49 トン溶解処理し、トイレトーパー等にリサイクルしているほか、保育所、幼稚園において、児童とともに資源の分別を徹底し、業者委託により回収して資源化を行っています。

【今後の方向性】

今後とも、ごみの減量化・資源化をさらに進めていく必要があります。

引き続き、家庭から排出される廃棄物の中に含まれる資源の分別回収を進めていきます。

使用済小型家電リサイクル事業については、有用金属の国内循環システムを充実させるため、新たにパソコン対面回収を開始することにより回収量が増大するよう取組みます。



バイオディーゼル燃料を活用したごみ収集車とコミュニティバス

基本施策 4

廃棄物の適正処理の推進

目標 ※基本施策3「4Rによる資源循環の推進」と共通の目標です。

- ◆ 市民1人1日当たりの家庭ごみ量を480g以下にします
- ◆ ごみの総排出量を22.3万トン以下にします
- ◆ 最終処分場の埋立量を2.1万トン以下にします

【進捗状況】

《成果指標》 ※基本施策3「4Rによる資源循環の推進」と共通の指標です。

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
市民1人1日当たりの家庭ごみ量*	家庭ごみ量/推計人口/365日	631g (H18)	523g	520g	480g以下 (H30)
ごみ総排出量*	市内の1年間のごみの総排出量	27.2万t (H18)	23.3万t	23.3万t	22.3万t以下 (H30)
最終処分場の埋立量*	一般廃棄物最終処分場の1年間の埋立量	34,303t (H20)	24,822t	22,910t	21,000t以下

※市民1人1日当たりの家庭ごみ量、ごみ総排出量及び最終処分場の埋立量については、一般廃棄物処理基本計画(計画年度：平成20年度～平成30年度)の目標数値です。

《進行管理指標》 [評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
ごみ焼却施設発電量	清掃工場のごみ焼却に伴う1年間の発電量	36,681,089kWh (H20)	増加	76,029,970 kWh	75,010,460 kWh	○
不法投棄ごみ回収量	不法投棄ごみの1年間の回収量	381t (H20)	減少	220t	193t	○

市内には、南清掃工場、北清掃工場、一般廃棄物最終処分場といった廃棄物処理施設があり、ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの一連の処理過程を適切に管理しています。

また、市内2つの清掃工場では、ごみの焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電を行っており、最新型のガス化溶融炉形式を採用した南清掃工場の発電量は大幅に増加しています。

焼却処理した後の焼却灰等は、最終処分場で埋め立てていますが、焼却灰を埋める際には、飛散防止のためスラグ等で覆土を行っています。

熔融スラグについては道路用資材等への利用を推進し、埋立量を減らし、最終処分場の延命化を図っています。



南清掃工場（南区麻溝台）

4-1 ごみ処理体制の整備

将来にわたり適正で安全な
ごみ処理体制を築きます

廃棄物処理施設について将来を見通した整備を進めるとともに、適正で安全、かつ効率的なごみ処理体制を目指した取組を進めています。

【主な取組状況】

○効果的な収集運搬体制の整備

収集運搬体制における課題等を整理し、一般ごみの収集回数について、費用対効果等の様々な視点からその見直しを行っています。

○地域に根ざした組織体制の検討

ごみ分別に関する啓発や排出マナーの指導、廃棄物減量等推進員制度の活用など、地域におけるごみの諸問題に迅速に対応するため、既存の事業所を生かし、より地域に近い組織体制の確立をめざして、そのあり方について検討しています。

○清掃工場の計画的な整備の推進

将来のごみの排出量に応じた適性かつ計画的な施設の更新に向けた検討を行います。

北清掃工場について、平成 26 年度に策定した相模原市一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）長寿命化計画に基づく基幹的設備等改良工事を実施するため、工事に向けた発注仕様書を作成します。

○資源化施設整備の推進

南部粗大ごみ受入施設とリサイクルスクエアについては、機能上、一体又は近接配置が望ましいことから、両施設の一体的な整備を進めます。

○津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替整備

平成 22 年度に策定した建替整備基本計画に基づき、し尿処理施設を一元化するため、津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替工事を平成 28 年 3 月に完了しました。



管理棟



処理棟

津久井クリーンセンター（緑区青山）

○埋立処分量の減量化

ごみの減量化・資源化を推進し、焼却対象となるごみをできる限り減らすとともに、熔融スラグの資源化などにより、埋立処分量の減量を図り、最終処分場のより一層の延命化に努めています。

○収集車両の低公害化の促進

環境負荷の軽減のため、九都県市指定低公害車（ディーゼル車）の導入を推進しており、平成 27 年度は、4 台導入しました。

○ごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用（再掲 1-2）

清掃工場において、焼却炉の熱から発生させたボイラ蒸気を利用し、タービン発電機により発電した電気については、工場内の電力を賄い、余った電力は電気事業者に売電しています。

なお、売電による収入については、工場の維持管理費に充てるとともに、地球温暖化対策推進基金に積立て、地球温暖化対策事業にも活用しています。さらに、隣接する温水プールや県の温室等の施設へ蒸気を供給して熱エネルギーの有効利用を図っています。

また、南清掃工場では、平成 24 年 12 月に FIT 制度（再生可能エネルギー発電設備認定）の認定を受けました。

【今後の方向性】

清掃工場における熱エネルギー利用にあたっては、効率的な運転計画の立案、節電に努め、余剰電力の売電を推進していきます。

加えて、ごみの収集運搬にあたっては、環境負荷の低減と経済性、効率性を考慮した取組が必要になっていることから、ごみ収集車を更新する際には低公害車を積極的に導入していきます。

< 清掃工場のごみ焼却に伴う熱エネルギーの有効活用 >（再掲 1-2）（単位：kWh）

内 容	南清掃工場		北清掃工場		合計	
	H26	H27	H26	H27	H26	H27
発 電 量	57,845,590	56,996,490	18,184,380	18,013,970	76,029,970	75,010,460
場 内 等 消 費	30,633,214	31,516,434	14,556,686	14,777,300	45,189,900	46,293,734
売 電 量	27,870,456	26,187,552	3,942,165	4,076,629	31,812,621	30,264,181

4-2 不適正排出・不法投棄対策の充実

清潔で美しいまちづくりを
すすめます

不法投棄対策として、ごみの不適正排出や不法投棄を防止するための各種取組を市民や事業者と協働して推進しています。

【主な取組状況】

○適正処理困難物の適正な回収

処理事業者の情報提供として、「ごみと資源の日程・出し方」パンフレットや市ホームページに適正処理困難物の処理相談先を掲載し、情報の提供に努めました。

○不法投棄防止対策

不法投棄多発区域などへの監視カメラ設置、パトロール実施、市民団体とのパートナーシップによる不法投棄防止対策事業及び津久井地域不法投棄防止協議会と共催で不法投棄撲滅キャンペーンを実施するなど不法投棄防止対策を行っています。

◆ 市民団体とのパートナーシップによる不法投棄防止対策

事業概要

「不法投棄をしない・させない・許さない」環境づくりを推進するため、自主的な不法投棄防止活動を実施する市民団体とパートナーシップ協定を締結し、市民との協働による不法投棄防止対策を実施している。

実績

13 団体と協定を締結し、指定したモデル地区において不法投棄防止パトロールや散乱ごみの回収、花植え等を実施している。

○パートナーシップ締結団体

葉山島自治会、自治会法人小松自治会、自然環境を守る会、津久井湖の自然を守る会、青野原環境美化委員会、増原自治会、道志自治会、篠原牧馬自治会環境部会、京王住宅自治会、和田自治会、自治会法人名倉自治会、特定非営利活動法人アシスト、田名美化ボランティアの 13 団体

○ポイ捨て禁止条例によるポイ捨てに対する啓発・指導

ポイ捨て禁止条例（ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例（平成 9 年制定））によりきれいなまちづくりを推進するため、事業者及び市民等に対する意識の啓発に努めました。また、橋本・相模原・相模大野駅周辺のポイ捨て禁止重点地区（空き缶等散乱防止重点地区）において巡回監視を行い、ポイ捨てを防止しました。

○一般ごみ等の夜間収集

一部駅前地区（相模原駅南口地区、相模大野駅北口地区ほか 8 地区）において、まちの美観等を確保し、事業系ごみの適正排出を促進するため、一般ごみ等の夜間収集を行っています。

【今後の方向性】

不法投棄は、環境に多大な影響を与えるとともに、豊かな景観を阻害している要因ともなっています。こうした不法投棄を未然に防止するため不法投棄多発箇所へのパトロールの実施や監視カメラの設置数の拡充を図っていきます。

また、ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、市民・事業者との協働により市民地域清掃や不法投棄撲滅キャンペーンの実施、まちの環境美化に取り組む清掃ボランティア団体の活動を支援していきます。

環境目標 3

豊かな自然を守り育てるまちづくり

基本施策 5

多様な生物が息づくまちづくり

目 標
◆ 市条例※により指定された地域を 7 箇所にします

※平成 21 年 10 月施行の「相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」及び平成 23 年 4 月施行の「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
市条例により指定された地域	定量目標	0箇所 (H21)	3箇所	3箇所	7箇所

《進行管理指標》

〔評価〕 ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
指標となる生物の生息状況	自然環境観察員による身近な生きもの調査結果	野鳥等の生息状況	維持	維持	維持	○
水生生物の生息状況	さがみはらの環境をよくする会による河川生物相調査による水質判定結果における「きれいな所」の割合(9地点、2回)	50% (H20)	増加	89%	94%	○
自然的土地利用を図るべき区域の面積	(自然公園地域+近郊緑地保全区域+自然環境保全地域)の面積	12,906ha (H20)	維持	12,906ha	12,906ha	○
自然観察会等の実施状況	各機関が実施した環境関連事業の開催状況	197回 12,679人 (H20)	増加	221回 36,787人	153回 53,320人	×
野生鳥獣の捕獲件数	1年間の野生鳥獣の捕獲許可件数(有害鳥獣としての申請のみ)	66件 (H20)	減少	46件	51件	○

成果指標となる市条例により指定された地域とは、相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例（平成 21 年施行）及び相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例（平成 23 年施行）による指定地域で、新たな指定に向け、活動団体に対しての制度説明等を行いました。指定には至りませんでした。

自然観察会等の環境関連の事業については、平成 25 年度に比べ回数は減ったものの参加者数は大幅に伸びています。市民が自然に触れ合う場として大切な機会であることから、継続的に取り組んでいきます。

本市自然環境観察員による身近な生きもの調査について、平成 27 年度は、全体テーマ調査は「ダンゴムシの分布調査」を実施し、専門部会調査については、例年と同様に「植物」、「野鳥」、「河川生物相」及び「湧水環境」の各調査を実施し、身近な生きものの生息状況が維持されていることを確認しました。

水生生物の生息状況については、「きれいな所」の割合が増加しましたが、水生生物は年ごとの生息に変動があるため、今後も継続的に調査を実施します。

5-1 生物の生息・生育環境の保全・再生

多様な生物が住める環境を
守り、つくります

都市化の進展、里山の荒廃等により、生物の生息・生育に適した環境の分断や孤立化が進み、生態系の安定した継続が脅かされているため、様々な対策を推進していきます。

【主な取組状況】

○農地の保全と環境保全型農業の推進

化学肥料・化学合成農薬等の使用を低減し、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組んだ農業者団体等に支援を行いました。

○市街地における生物生息環境の保全・創造

市街地のまとまりのあるみどりの保全として、緑地保全用地購入事業による緑地の公有地化と市民緑地、ふれあいの森、保存樹林、保存樹木等の緑地保全制度の推進を図るとともに、豊かな水生生物が育める水辺環境の保全のため、相模川クリーン作戦、境川クリーンアップ作戦など市民主体による河川美化活動を実施したほか、河川改修事業における多自然川づくりを進めています。

○開発事業等における生態系配慮の推進

相模原市開発事業基準条例等に基づいた緑化の指導及び推進により、建築物の敷地単位で都市におけるみどりを確保しています。

○水源の森林づくり事業

水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、自ら森林整備を行う森林所有者と市が神奈川県の水源地の森林づくり事業に基づく協力協約を締結し、間伐・枝打ち等 80.30ha の整備支援を行いました。

<平成 27 年度>

確保協約締結面積： 22.22ha

間伐等整備支援面積： 80.30ha

○私有林（民有林）整備事業

地域水源林エリア内における私有林の所有者と市が協力協約を締結し、間伐・枝打ち等 3.94ha の適切な森林管理の支援を行いました。

○市有林整備事業の推進

津久井、相模湖の各地区で合計 9.66ha の市有林の間伐・枝打ち等を行い、水源地域の森林の健全で活力ある状態を保持しています。

○里地里山保全等促進事業

神奈川県と連携し、「小松・城北」里山をまもる会の里地里山保全活動を支援しました。また、相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づいた新たな活動団体の認定及び地域指定に向けて、活動団体に対して制度の説明を行い、意見交換会を実施しました。

◆ 里地里山保全等促進事業

事業概要

地域住民等により組織された里地里山の保全等を行う団体の活動を促進することにより、多様な機能を有する里地里山を市民共有の財産として将来に渡って保全する。

実績

- ・神奈川県と連携し、「小松・城北」里山をまもる会の里地里山保全活動を支援した。
- ・相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づいた新たな活動団体の認定及び地域指定に向けて、活動団体に対して制度の説明を行い、意見交換会を実施した。
- ・例年、緑区川尻の小松・城北地区で企業連携事業を実施し、里山の保全活動として草刈りを行っている。

○水辺環境保全等促進事業

相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例に基づき、活動団体に対しての制度の説明や、区域指定に向けた協議を行いました。また、認定活動団体に対して活動を支援しました。

○都市のみどりの保全・活用事業

市街地のまとまりのあるみどりや、身近なみどりの保全を図るため、緑地保全用地購入事業による緑地の公有地化のほか、市民緑地、ふれあいの森、保存樹林、保存樹木等の緑地保全制度の推進を図っています。

○残土対策

豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境を保全する目的で、相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(平成 23 年施行)に基づき、年間 152 回(本庁管区：24 回、津久井事務所管区：128 回)の定期的なパトロールを実施し、違反盛土の監視を行いました。

○相模川河川敷等不法投棄物処分等清掃事業

生物の生息・生育環境を保全する目的で、不法投棄物等の収集・運搬・処分を行いました。

<平成 27 年度実績>

- ・相模川河川敷 7 地区及び緑地 1 地区の不法投棄物を処分
- ・処理困難物処分 3.75 t、廃家電処分テレビ 38 台、冷蔵庫 10 台、洗濯機 2 台

○農地パトロール

農地の違反転用等の是正及び新規発生を抑制のため、年間 356 回(本庁管区：142 回、津久井事務所管区：214 回)のパトロールを実施しました。

○特定鳥獣等駆除等対策事業

ニホンザル・ニホンジカ・イノシシによる農作物被害防止対策として、相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会に運営費等補助金を交付したほか、農業者が設置する防護柵等に対し、補助金を 52 件交付しました。

○生物多様性に関する新たな条例の制定の検討

生物多様性の保全に関する新たな制度の構築を図るため、生物多様性の保全に関する条例の在り方についての検討を行っています。

【今後の方向性】

特定鳥獣等対策事業は、継続的な取組を農業者と共に実施する必要があり、今後、自主防衛組織を育成し、よりよい農業経営環境の整備を目指します。

里地里山保全等促進事業は、「小松・城北」里山をまもる会の保全活動を継続的に支援するとともに、新たな地域指定に向けた制度の説明会等を通じて、保全活動団体に働きかけを行います。

農地利用状況調査の結果をもとに、担い手への集約、耕作放棄地の解消対策に取り組めます。



里地里山保全等推進事業

5-2 生物の生態調査や生物多様性に関する普及・啓発、 環境学習の推進

生物の大切さを、学び、理
解し、行動します

多様な生物やその生息環境を保全していくためには、本市の現状や特性、動向等の調査・研究が重要であることから、今後も情報提供や環境学習を推進していきます。

【主な取組状況】

○地域の生物に関する情報提供

相模原市公式ホームページ内に生物多様性ポータルサイトを開設し、市域の希少種及び外来種についてのリストを作成し公開しています。

○自然環境観察員制度

自然環境観察員制度が発足してから10年以上が経過しました。平成27年度は、「ダンゴムシの分布調査」を年度テーマとして調査を行うとともに、「湧水」「植物」「野鳥」「河川生物相」の分野ごとにも調査を行いました。

また、環境学習セミナー（3回）の開催や年次報告書の発行等を行いました。

◆ 自然環境観察員制度

事業概要

身近な自然環境の調査により、自然環境に対する関心の向上や環境保全意識の高揚を図るとともに、自然を監視・保全していくための基礎資料を継続的に集積するための市民ボランティアによる制度。

実績

平成27年度は114人の観察員が全体テーマ調査として「ダンゴムシの分布調査」を行うとともに、専門部会活動として昨年度に引き続き「湧水」「植物」「野鳥」「河川生物相」の各調査を行った。また、環境学習セミナーを3回実施し、平成27年度年次報告書を1回、「自然観察かわらばん」を2回発行した。

○市民協働でのモニタリング調査による「相模原版モニタリングサイト」の促進

さがみはら生物多様性ネットワークとの連携などを通じ、生物多様性ポータルサイトを活用した市民協働でのモニタリング調査についての検討を行っています。

○相模原の環境をよくする会主催事業

市内の100事業所が参加する環境保全団体「相模原の環境をよくする会」主催で自然観察会や野鳥観察会を実施し、計29人が参加しました。

○相模川自然観察会

相模川の生き物観察を通じて川とのふれあいを深め、自然環境の保全に対する意識の向上を図るため、相模川を愛する会及び相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの指定管理者が自然観察会を2回実施し、22人が参加しました。

○相模川自然の村野外体験教室、ふるさと自然体験教室での体験学習の推進

自然体験・農業体験や伝統文化とのふれあいを通して、個性を大切に、豊かな人間性や社会性を育成することを目標に掲げ、市内小中学校や青少年団体の体験活動を実施し、環境教育及び環境学習を推進しています。平成27年度については、延べ27,229人が体験活動に取り組むとともに、若あゆ食農体験デー、若あゆ大冒険、やませみ自然体験スクール等の主催事業において、延べ602人の参加がありました。

○生物多様性に関する情報交流の機会の創出

さがみはら生物多様性ネットワークとの共催によりさがみはら生物多様性シンポジウムを開催し、103人が参加しました。

○生物多様性に関する普及・啓発を担う協議会の設置

市民、団体、事業者など多様な主体により構成する「さがみはら生物多様性ネットワーク」を平成28年2月に設立しました。

◆ さがみはら生物多様性ネットワーク

目的

市民、団体、事業者、行政等が相互に連携及び協力して生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を行い、市民、団体及び事業者の取組を促進することにより、自然と人が共生する社会の実現に資すること。

事業

- ・生物多様性に関する情報提供及び普及・啓発に関すること。
- ・会員の相互交流及び会員の生物多様性に関する取組の推進に関すること。
- ・地域の自然環境の把握と生物多様性情報の収集に関すること。
- ・生物多様性に関する調査・研究に関すること。
- ・生物多様性に関する行政等関係機関への提案等に関すること。

会員数（平成28年3月31日現在）

46会員（個人会員14、団体会員22、事業者会員10）

○生物多様性にかかる庁内連絡会議の設置

生物多様性に関する取組を全庁横断的に展開するための庁内組織の方向性について検討を行っています。

○生物多様性指標種の検討

指標種の設定については、市民協働でのモニタリング調査による「相模原版モニタリングサイト」と併せて検討を行っています。

○生物多様性ポータルサイトの構築

相模原市公式ホームページ内に生物多様性ポータルサイトを開設し、生物多様性に関する情報提供を行っています。

○生物情報のオープンデータ化

生物情報のオープンデータ化については、市民協働でのモニタリング調査による「相模原版モニタリングサイト」と併せて検討を行っています。

【今後の方向性】

自然観察等を通じて生物多様性から受ける恩恵、人間の活動が生態系に与える影響等について、市主催事業を中心に情報提供や環境教育、体験学習の機会を増やしていきます。

相模川自然観察会については、自然環境の保全に対する市民の意識の向上を図るため、今後も、相模川を愛する会及び相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの指定管理者と協議し、その実施を支援していきます。

生物多様性に関する普及・啓発については、さがみはら生物多様性ネットワークの活動支援や生物多様性ポータルサイトを活用した情報提供などを通じて、推進していきます。

トップページ

暮らしの情報

市政情報

観光・文化

産業・ビジネス

施設マップ

現在の位置：トップページ > 生物多様性ポータルサイト



生物多様性ポータルサイト



[[停止] 1 2 3

トピックス

生物多様性ポータルサイト

5-3 生物の保護・管理の施策の推進

地域固有の生物や稀少種な
生物を守ります

野生生物の減少や絶滅は、生態系に多大な影響を及ぼすだけでなく、人間が豊かな自然環境から享受する様々な恵みも失ってしまうことから、生物多様性の象徴でもある固有種や希少種などの生物について保護していくとともに特定外来生物の駆除等の対策を講じていきます。

【主な取組状況】

○固有種・希少種等の保護・管理の充実

生物多様性の保全に関する条例の在り方の検討と併せて、検討を行っています。

○鳥獣保護区の指定による適正な鳥獣の保護の実施

「第 11 次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣の保護又は生息地の保護を図るため、県と連携して観察法による生息状況等の調査を行った上で鳥獣保護区を定めており、道保川公園の指定期間の更新を行いました。

○猟区の運営による適正な狩猟鳥獣の保護・管理の実施

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図るため、猟区を運営し、184 人が入猟しました。

○希少種の重要性や外来種が生態系に及ぼす影響についての市民への意識啓発

生物多様性ポータルサイトの活用やさがみはら生物多様性ネットワークとの連携などを通じて、希少種の重要性や外来種が生態系に及ぼす影響についての市民への意識啓発に向けた検討を行っています。

○アライグマ防除対策の実施

人為によって、意図的、非意図的に国外や国内のほかの地域から持ち込まれた外来種が、地域固有の生物相や生態系の脅威になっていることから、「神奈川県アライグマ防除計画」に基づいて、特定外来生物アライグマ 99 頭の捕獲を行いました。

○特定鳥獣等の対策の実施

相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会に運営費等補助金を交付し、「神奈川県第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、特定鳥獣であるニホンジカ 161 頭、ニホンザル 18 頭の捕獲を行うとともに、農作物への被害等を防ぐためにイノシシ 260 頭の捕獲を行いました。

○希少種調査、外来種分布現況調査の検討

希少種調査、外来種分布現況調査については、市民協働でのモニタリング調査による「相模原版モニタリングサイト」と併せて検討を行っています。

【今後の方向性】

アライグマの捕獲は、市民から寄せられる目撃情報に基づき実施することで捕獲の確率が高まるため、今後も有力な情報が得られるよう、アライグマの防除について市民への周知を図ります。

特定鳥獣の管理は、「神奈川県第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、今後も継続して実施します。

基本施策 6

健康で豊かな森林づくり

目 標
◆ 管理された森林面積(水源の森林づくり事業)の割合を 83.7%にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
管理された森林面積の割合(水源の森林づくり事業)	県・市の森林整備事業により管理・整備された森林面積/対象全体面積×100	37.5% (3,662ha) (H20)	63.0% (6,149ha)	65.0% (6,373ha)	83.7% (8,170ha)

《進行管理指標》

[評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
森林面積	市内の森林面積	18,965ha (H20)	維持	18,944ha	18,944ha	○
人工林の面積	市内の人工林の面積	8,654ha (H20)	維持	8,741ha	8,701ha	○
林道の延長	市営林道・作業道、県営林道、国営林道、森林組合の林道/水源の森林づくり事業対象面積	9.7m/ha (142,088m/ 14,641ha) (H20)	増加	9.7m/ha (142,088m/ 14,641ha)	9.7m/ha (142,088m/ 14,641ha)	△

進行管理指標の森林面積及び人工林の面積の項目については、原則として5年ごとに改訂される神奈川地域森林計画書の数値を使用しています。人工林の面積のみが減少したのは、平成26年10月に計画が一部変更されたことによるものです。

林道の延長については、既存林道についての舗装などの改良工事を中心に行ったため延長の増加とはなっていません。

6-1 水源林の保全・再生

荒廃した森林を再生し、水源を守ります

林業の経営不振により手入れ不足の人工林が増加し荒廃が進む水源地の森林について、神奈川県等と連携しながら保全・再生の取組を展開していきます。

【主な取組状況】

○水源の森林づくり事業（再掲 5-1）

水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、自ら森林整備を行う森林所有者と市が神奈川県の水源の森林づくり事業に基づく協力協約を締結し、間伐・枝打ち等 80.30ha の整備支援を行いました。

<平成 27 年度>

確保協約締結面積： 22.22ha

間伐等整備支援面積： 80.30ha

○地域水源林保全・再生事業

かながわ水源環境保全・再生 5 か年計画の第 2 期（平成 24 年度から平成 28 年度まで）における森林整備等を実施しています。

○市営林道舗装整備事業

円滑な森林施業管理による木材の品質の向上や、搬出作業の負担軽減を図るため、林道舗装整備を行いました。

<平成 27 年度>

林道舗装整備 115m

○さがみはら森林ビジョン推進事業

「津久井産材利用拡大協議会」への運営支援を通じて、木材の利用拡大に向けた協議を進めるなど、「さがみはら森林ビジョン実施計画」を推進しました。相模原市市民の森については、基本計画の検討を外部委員会に諮問し、答申を受けました。

◆さがみはら森林ビジョン推進事業

事業概要

「さがみはら森林ビジョン」に位置付けられた林業振興等の施策を実施し、市民の共通財産である森林を次世代に確実に引き継ぐため、森林の保全・林業の振興・木材生産体制の確立を図る。

実績

- ・「さがみはら森林ビジョン実施計画」に基づく施策を実施した。
- ・「さがみはら森林ビジョン審議会」において、実施計画の進行管理を行った。
- ・関係事業者等からなる「津久井産材利用拡大協議会」による検討を行った。
- ・(仮称) 相模原市市民の森基本構想を踏まえた、基本計画の検討を行った。

○私有林（民有林）整備事業（再掲 5-1）

地域水源林エリア内における私有林の所有者と市が協力協約を締結し、間伐・枝打ち等 3.94ha の適切な森林管理の支援を行いました。

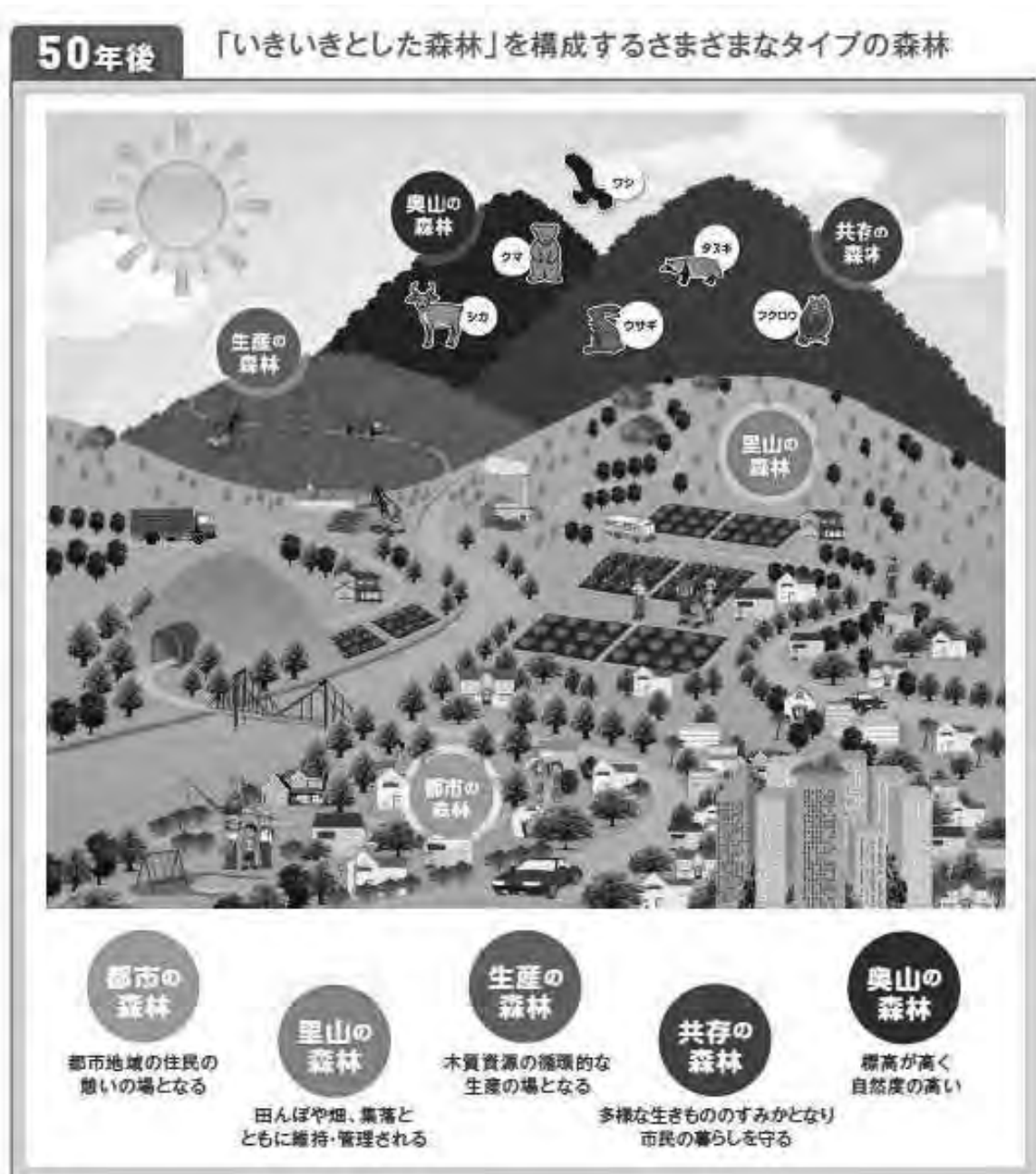
○市有林整備事業の推進 (再掲 5-1)

津久井、相模湖の各地区で合計 9.66ha の市有林の適正な管理を行い、水源地域の森林の健全で活力ある状態を保持しています。

【今後の方向性】

「さがみはら森林ビジョン」による森林の将来像に基づき、計画的・効率的な水源林の保全・再生を推進していきます。

また、森林を保全・再生するための除伐、間伐等事業については、神奈川県補助金を活用し、今後も整備を継続します。



「さがみはら森林ビジョン」より抜粋

6-2 森林保全活動の充実と保全意識の醸成

森林を守り育てる人づくりを進めます

荒廃した森林を健全な森林に再生するためには、市民やNPO・森林ボランティアなどの支援が必要です。森林に対する保全意識を醸成し、森林ボランティアとして活動しやすい環境整備を推進していきます。

【主な取組状況】

○森づくりボランティア養成事業

ボランティア活動への理解を深め、森づくりを継続的に担う人材を養成するための「森づくりボランティア講座」（（公財）相模原市まち・みどり公社の自主事業）を4回開催し、延べ216人が参加しました。



森づくりボランティア養成事業

○丹沢大山クリーンキャンペーンの実施

丹沢大山クリーンピア21事業の一環として、緑区鳥屋の林道で清掃活動、鳥居原ふれあいの館でごみ持ち帰りの啓発活動を年1回実施しています。

平成27年度は雨天により、鳥居原ふれあいの館での啓発活動のみ実施しました。

○水源地域と都市地域との協働による水源林づくりや交流・体験事業等の推進

山林の役割や林業について学ぶことを目的に、市内と市外の小学校（各1校）の「学校交流事業」（津久井郡森林組合の事業）を実施し、120名が参加しました。

○森林に関わる組織のネットワーク化と情報発信の推進

市ホームページの「森林情報館」の適切な管理・更新を通じて市民に情報提供を行うとともに、協働事業提案制度事業である「森林づくり活動推進事業」において作成を進めている「森林ボランティア入門ガイド」の中で、森林に関わる組織の交流のための場を設けるなど、情報発信と情報共有化に取り組みました。

【今後の方向性】

クリーンキャンペーンに多くの市民が参加するよう努め、森林に対する保全意識を醸成していきます。

森づくりボランティアの人材育成については、「森づくりボランティア講座」の実施を支援するとともに、受講生の次なる活躍の場の提供などの充実を検討します。

6-3 森林資源の活用

森林資源を有効に活用し、
森林を守り育てます

森林を再生していくため、津久井産材の活用のほか、既存の自然フィールドを活用した新たなネットワークを推進していきます。

【主な取組状況】

○森林の豊かな自然を活用した学習活動等の実施

市内と市外の小学校(各1校)が交流を行いながら山林の役割や林業について学ぶ「学校交流事業」及び地元中学生を対象に、林業体験を行う中から自立心や職業観を学ぶ「職業体験教室」(いずれも津久井郡森林組合の事業)において、計124名が参加しました。

○津久井産材の利活用の推進

「津久井産材利用拡大協議会」の運営支援を通じて、木材の利用・需要の拡大や木質バイオマス燃料の利活用について協議を行ったほか、「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針(平成25年1月1日)」に基づいて、公共施設等の木質化を図りました。

〈平成27年度実績〉

- ・津久井産材を壁面や腰壁等に使用
南新町児童館(改修)、しんふち児童館(改修)、相模原市南台団地建設工事(1号棟、2号棟)等
- ・市庁舎内の課名表示板を木質化
市役所来庁者等に津久井産材をPRするため、本庁舎(中央区役所)、消防本部等の課名表示板を津久井産材で作製したものに変更しました。
- ・津久井産材を小学校の学習机に使用
協働事業提案制度事業により、津久井産材を利用した学習机の天板を作製し、相原小学校(4年生)に導入しました。

○さがみはら森林ビジョン推進事業(再掲6-1)

「津久井産材利用拡大協議会」への運営支援を通じて、木材の利用拡大に向けた協議を進めるなど、「さがみはら森林ビジョン実施計画」を推進しました。相模原市市民の森については、基本計画の検討を外部委員会に諮問し、答申を受けました。

○広域トレイルネットワークの形成と散策路・遊歩道の整備

広域トレイルネットワークを形成するために、広域連携として多摩・三浦丘陵に位置する13市町で組織する「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、シンポジウムとウォーキングラリーをそれぞれ1回ずつ実施しました。

○津久井産材や間伐材を教材とした学習の推進

協働事業提案制度事業である「間伐材商品開発事業」により、津久井産材を利用した学習机の天板を作成し、緑区相原小学校4年生を対象に取り付けを行うとともに、学校周辺での環境教育及び相模湖地区嵐山での森林体験学習を実施しました。

【今後の方向性】

「さがみはら森林ビジョン実施計画」を着実に推進するため、引き続き「さがみはら森林ビジョン審議会」において、進行管理を行っていきます。また、「津久井産材利用拡大協議会」については、引き続き津久井産材の利用拡大の促進に関する課題等についての議論を深めるほか、相模原市市民の森については、基本計画の策定を進めていきます。

広域トレイルネットワークの形成は、本市の将来像を描いた大きなテーマであることから、事業間の有機的な連携を模索するとともに、中長期的に取り組む課題として進めていきます。

基本施策 7

人と自然が共に生きる里山づくり

目 標
◆ 里山地域における農用区域内の耕作地面積の割合を 100%とします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
里山地域における農用区域内耕作地面積の割合	津久井地域の農用区域内耕作地面積/津久井地域の農用地区区域内農地面積×100	86.9% (H20)	85.7%	86.6%	100%

《進行管理指標》

[評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
里山に係る交流事業の参加者数	交流の里推進事業の参加者	232人 (H20)	増加	157人	133人	×
里山地域における農地の利用権設定面積	津久井地域における農地の利用権設定面積	25ha (H20)	増加	28ha	32ha	○

里山に係る交流事業の参加者数は、市内で実施した上下流域自治体間交流事業の参加者数の合計で、減少傾向が続いていますが、体験メニューなどを見直し、事業内容の充実を図っています。

里山地域における農地の利用権設定面積については、新規就農者や認定農業者への農地のあっせん等の取組により、増加傾向にあります。



小松・城北地区

—炭焼き小屋のある里地・里山（緑区川尻）—

7-1 里山環境の保全・活用

私たちの財産である里山を
後世に残します

身近で貴重な自然を有する里山の保全・活用に向けて、多様な主体の協働により施策の展開を図っていきます。

【主な取組状況】

○里地里山保全等促進事業（再掲 5-1）

神奈川県と連携し、「小松・城北」里山をまもる会の里地里山保全活動を支援しました。また、相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例に基づいた新たな活動団体の認定及び地域指定に向けて、活動団体に対して制度の説明を行い、意見交換会を実施しました。

○県の里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例と連携した里地里山保全等地域の指定

市域の里地里山地域の保全を促進するため、神奈川県と連携し、保全活動等を行う新規団体の認定及び地域指定を検討しました。

○里山をフィールドとした環境学習・教育事業

里地里山活動団体が近隣小学校の児童を対象に行う生きもの観察や畑作業体験等の里山体験学習に対し、支援を行いました。

<平成 27 年度実績>

参加人数 延べ 504 人

○里山保全活動の担い手の育成

里地里山活動団体が行う農林地の保全や里山体験学習に対して支援を行うことで、担い手の育成に努めました。

○身近で豊かな自然を有する里山の情報発信

イベントや地域の魅力を掲載した里山マップの配布のほか、イベント等で活動団体の紹介を実施し、里地里山の情報発信を行いました。

【今後の方向性】

里地里山は、人による適切な維持管理が不可欠であるため、保全等活動を継続的に支援していく必要があります。後継者不足も深刻化しており、市民交流や企業連携を行うほか、市域に残された里地里山の必要性についての広報などに力を入れていきます。里山の自立再生を促進していくためには、農林業の振興のみならず、新たな利活用の推進など総合的・横断的な施策を展開していく必要があります。

7-2 里山景観の保全

里山固有の文化・伝統を後世に伝えます

里山固有の文化・伝統を後世に引き継ぐことが必要なため、地域住民と都市住民との「つながり」を形成する施策を推進していきます。

【主な取組状況】

○里山の自然景観と調和した地域文化や伝統の承継

里地里山活動団体が行う農林地等の保全や近隣小学校の児童を対象とした畑作業体験・収穫物を用いた調理体験などの里山体験学習に対し、支援を行いました。

○市民農園等の整備・運営・充実

市民が土に親しみ、直接「農」にふれ、農業に対する理解を深めるため、市内 67 農園 計 2,838 区画の市民農園の整備を実施しました。

○水源地域交流の里づくり推進協議会事業

都市地域（下流域）住民の水源地域（上流域）の重要性に対する理解の促進を図るとともに、里山文化や豊かな自然にふれあい、住民の相互理解と連携・協働を図るため、ダム湖の水を水道水としている下流域の市町との交流事業を実施しました。

◆ 水源地域交流の里づくり推進協議会事業

事業概要

都市地域（下流域）住民と水源地域（上流域）住民が交流し、水源地域の重要性に対する理解の促進を図るため、水源地域の豊かな自然や郷土文化を生かした体験事業（上下流域自治体間交流事業）を実施した。

実績

鮎釣り体験、宮ヶ瀬ダム見学、小原宿本陣見学、城山城北地区自然観察会、城山発電所内見学、相模ダム見学、藤野芸術体験等 6 事業を実施し、133 人の参加があった。

【今後の方向性】

都市地域（下流域）住民に水源地域の保全に対する意識を深めてもらうため、今後も交流事業を継続していきます。

基本施策 8

清らかで親しみのある水辺環境づくり

目標

◆ 水辺やみどりに親しめる場が十分であると感じる市民の割合を86%にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (年度)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
水辺やみどりに親しめる場が十分であると感じる市民の割合	市民アンケート ※1	80.7% (H20)	87.0%	85.6%	86.0%

※1 総合計画に掲げている施策の進行管理を行うため、20歳以上の市民3,000人を対象に実施(調査時期：平成27年5月15日～29日、回収率：5.39%及び平成28年4月25日～5月16日、回収率52.5%)しているものです。(以下同様)

《進行管理指標》

[評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
管理された森林面積の割合	県・市の森林整備事業により管理・整備された森林面積/対象全体面積×100	37.5% (3,662ha) (H20)	増加	63.0% (6,149ha)	65.0% (6,373ha)	○
河川美化活動参加者数	相模川クリーン作戦、境川クリーンアップ作戦、道志川美化活動の参加者数	3,289人 (H20)	増加	5,556人	5,714人	○
多自然川づくりの整備延長	道保川、鳩川、八瀬川、姥川の多自然川づくり工法の整備延長距離の累計	2,206m (H20)	増加	3,354m	3,465m	○
透水性舗装整備面積	都市計画道路等で透水性舗装を整備している面積の累計	349,131.4㎡ (H20)	増加	371,862.7㎡	379,301.7㎡	○

平成27年度市民アンケートでは、「水辺やみどりに親しめる場が十分であると感じる市民の割合」が前年度比1.4ポイント減少しましたが、基準値及び中間目標を上回っています。今後も公園・緑地など各施設の安全性確保や質の向上を図り、市民満足度の高水準を維持していきます。

管理された森林面積の割合は増加し、今後も水源の森林づくり事業に基づく森林整備を推進し、豊かでおいしい水の安定確保に努めます。

河川美化活動参加者数は前年度よりやや減少したものの、値は上回っており、市民等の河川美化に対する意識の向上が図られています。

多自然川づくりの整備延長も用地取得、設計、工事の手順を踏んで着実に伸びています。

透水性舗装整備面積は道路改良に伴い、増加しています。

8-1 水辺環境の保全・再生

豊かな水生生物が育める水
辺環境をつくります

豊かな水生生物が育める水辺環境の保全のため、市民が主体となる美化活動や水辺環境保全の意識向上を目的とした環境学習を推進していきます。

【主な取組状況】

○河川美化活動の推進

平成 27 年度は、相模川、境川、道志川の 3 河川で美化活動を実施しました。多くの方が参加し、河川の美化が維持されるとともに、市民等の河川美化に対する意識の向上が図られました。

◆ 相模川クリーン作戦の推進

事業概要

相模川を愛する会により、相模川河川敷の清掃活動を実施し、併せて河川美化意識の高揚を図る。

実績

市内 9 会場で年 2 回（6 月 7 日、10 月 25 日）実施した。

実施日	6 月 7 日	10 月 25 日
参加者数	1,481 人	1,311 人
ごみ収集量	約 1,420 kg	約 1,030 kg

◆ 境川クリーンアップ作戦の推進

事業概要

町田市・相模原市の両市民が協働で境川の清掃作業を行うことにより、地域コミュニティの育成と環境美化・保全の意識高揚を目指す。

実績

町田市及び相模原市の 11 会場で、約 15 km の区間（下馬の橋～新田橋、横町橋～小山橋（上流）、蓬来橋～昭和橋、小山橋（下流）～高木橋）で年 1 回（7 月 26 日）実施した。

実施日	7 月 26 日
参加者数	2,696 人
ごみ収集量	約 3,540 kg

◆ 道志川美化活動の推進

事業概要

中道志川トラスト協会、津久井中央地区自治会連絡協議会・三太の里共和国により、河川敷の清掃活動を実施し、県民の貴重な水源である道志川の水質保全と河川美化意識の高揚を図る。

実績

○中道志川トラスト協会

道志川弁橋上流河川敷で年2回（6/7、10/4）実施した。

参加者数：26人

年度	H23	H24 ※1	H25	H26 ※2	H27
収集量(kg)	150	20	60	20	100

※1 平成24年度は、河川工事に伴い、清掃活動場所を変更

※2 平成26年度の10月開催分は、荒天のため中止

○津久井中央地区自治会連絡協議会・三太の里共和国

道志川弁橋上流河川敷及び青山親水公園周辺河川敷で年1回（11/23）実施した。

参加者数：約200人

○水辺環境保全等促進事業（再掲 5-1）

相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例に基づき、活動団体に対しての制度の説明や、区域指定に向けた協議を行いました。また、認定活動団体に対して活動を支援しました。

○水源の森林づくり事業（再掲 5-1）

水源地域の森林を保全し、水を安定的に確保するため、自ら森林整備を行う森林所有者と市が協力協約を締結し、間伐・枝打ち等80.30haの整備支援を行いました。

<平成27年度>

確保協約締結面積： 22.22ha

間伐等整備支援面積： 80.30ha

○私有林（民有林）整備事業（再掲 5-1）

地域水源林エリア内における私有林の所有者と市が協力協約を締結し、間伐・枝打ち等3.94haの適切な森林管理の支援を行いました。

○市有林整備事業の推進（再掲 5-1）

津久井、相模湖の各地区で合計9.66haの市有林の間伐・枝打ち等を行い、水源地域の森林の健全で活力ある状態を保持しています。

○自然観察会や自然体験教室などの環境教育の推進／体験学習の推進

相模川の生き物観察を通じて川とのふれあいを深め、自然環境の保全に対する意識の向上を図るため、相模川を愛する会及び相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの指定管理者が自然観察会を2回実施し、22人が参加しました。（再掲 5-2）

また、自然体験・農業体験や伝統文化とのふれあいを通して、個性を大切にし、豊かな人間性や社会性を育成することを目標に掲げ、市内小中学校や青少年団体の体験活動を実施し、

環境教育及び環境学習を推進しています。平成 27 年度については、延べ 27,229 人が体験活動に取り組むとともに、若あゆ食農体験デー、若あゆ大冒険やませみ自然体験スクール等の主催事業において、延べ 602 人の参加がありました。(再掲 5-2)

その他、市内の 100 事業所が参加する環境保全団体「相模原の環境をよくする会」主催で自然観察会や野鳥観察会を実施し、計 29 人が参加しました。(再掲 5-2)

【今後の方向性】

相模川クリーン作戦は、相模川河川敷の清掃活動として、市民に定着した恒例行事となっており、市としても、事業を継続し、新たな参加者数の増加を図っていけるよう、主催の「相模川を愛する会」を支援していきます。

また、境川クリーンアップ作戦における清掃作業参加者数及び参加団体は年々増加しており、地域コミュニティの育成と環境美化・保全の意識高揚の推進が図られています。今後も清掃範囲の拡大及び参加者数の増加に向け実行委員会への支援を行います。

水辺環境保全等促進事業は、新たな保全等活動区域の指定に向け、保全活動団体に働きかけを行います。



相模川クリーン作戦

8-2 水辺空間の保全・創出・活用

潤いとやすらぎのある親水空間をつくります

河川のコンクリート護岸の築造によって無機質なものとなった水辺空間について、河川の特성에応じた自然環境や水辺空間の再生・創出を推進します。

【主な取組状況】

○散策路ネットワークの整備・充実

小倉橋から座架依橋（座間市）上流までの全長約 16km の相模川散策路は、相模川に沿った道路や河川堤防敷きを利用して設けられており、相模川の雄大な流れと相模川沿いに広がる斜面樹林のみどり豊かな自然を満喫しながら、散策やジョギング、サイクリングなどに多く利用されています。

また、相模川散策路沿いには、案内サインや休憩施設などを設置するとともに、総合案内板や周辺案内板により、散策路周辺の名所・旧跡などを紹介しています。

なお、相模川散策路については、委託発注により散策路沿いの除草を定期的に行っています。

○河川改修事業

平成 27 年度は、姥川の改修が 60.4m 完了しました。改修では浸水被害の軽減を図りつつ、近郊緑地等に接する箇所については、かごマット多段積護岸を採用し、自然景観や水辺空間の保全・創出に配慮した整備を行いました。また、道保川改修事業では「道保川水辺空間整備計画」に基づき、豊かな自然を保全・活用した河川環境の創出と水循環機能の向上を考慮した護岸の整備を行いました。鳩川では資材や断面の工夫により、水循環機能の向上など、多自然川づくりの手法の導入に努め整備を行いました。

◆ 準用河川姥川改修事業

事業概要

準用河川姥川は市街化の著しい区域に位置しており、改修により浸水被害の軽減を図るとともに、近郊緑地等に接する箇所については、かごマット多段積護岸等を採用していくことで、自然景観や水辺空間の保全・創出に配慮した整備を行っている。

実績

整備延長を 60.4m 追加し、自然景観や水辺空間の保全・創出への効果を高めた。

○相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの管理運営

相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらは、平成 24 年 9 月からの再整備工事により、約 1 年 6 月間休館していましたが、平成 26 年 3 月 26 日にリニューアルオープンしました。

新しく追加された「湧水と小川のアクアリウム」や、相模川の環境を 40m の水槽で表現した「流れのアクアリウム」などの展示アイテムを通し、より相模川に親しめる場となり、平成 27 年度は、195,220 人が来館しました。

○相模川フィールドミュージアム構想の推進

相模川流域の自然、住民などを含めた川沿いをまるごと野外博物館にし、流域市民の相模川への関心を高め、地域を活性化させるとともに、生涯学習の場、地域交流の場として発展させる構想で、平成 27 年度は、相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの指定管理者が市内小学校と連携して相模川河川敷にて環境学習を実施したほか、相模川を愛する会及び当該指定管理者が相模川自然観察会を実施しました。

【今後の方向性】

今後の河川の整備について、姥川においては今後も、引き続きかごマット多段積護岸や空石

積護岸等の整備を行い、計画的に事業を推進していきます。また、道保川については、「道保川水辺空間整備計画」に基づき、自然景観や水辺空間の保全・創出を考慮した整備を行っていきます。

相模川フィールドミュージアム構想については、相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはらの指定管理者が行う業務として推進しており、今後は、指定管理者とともに、周辺施設と連携した事業の開催について調整を行っていきます。



相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら

8-3 適正な水循環の確立

豊かで良質な水を継承して
いきます

都市化の進展により、雨水浸透機能の低下等が生じていることから、今後は、適正な水循環が確立する施策を推進していきます。

【主な取組状況】

○市民との協働による限りある水資源の有効利用の促進

健全な水循環機能の向上のため、公共下水道や高度処理型浄化槽の設置による生活排水対策の推進を図るとともに、透水性舗装、雨水浸透ますの設置の促進により、地下水かん養などを図る取組を推進しています。

○道路改良事業における透水性舗装の整備

雨水の流出抑制や地下水のかん養等を図るため都市計画道路等の新設・改良において、歩道の透水性舗装を積極的に推進しており、平成 27 年度は 7,439.0 m²の整備を行いました。

○雨水調整施設の設置

雨水浸透の促進のため、市が発注する建築工事においては、相模原市開発基準条例に基づき雨水調整施設を設置しています。平成 27 年度は相模原市救援物資集積・配送センターと南台団地（1号棟・2号棟）に設置しました。

○簡易水道等の水源確保と広域化による水資源の有効利用

良質な水源の確保による水資源の有効利用のため、簡易水道等の統合整備を進め広域化を図っていきます。

【今後の方向性】

適正な水循環の確立のため、各個人住宅に雨水浸透ますの設置を促進するとともに、都市計画道路等の新設・改良時における透水性舗装の整備を継続して行います。また、集中豪雨時の災害防止に向けた雨水管整備等を取り組んでいきます。

環境目標 4

健康で安全に暮らせるまちづくり

基本施策 9

健康で安全な暮らしを支える生活環境の保全

<p>目標</p> <p>◆ 調査測定地点の環境基準達成率を 88.6%にします</p>
--

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
調査測定地点の環境基準達成率	環境基準達成地点数/ 延べ測定地点数×100	85.6%	84.6%	85.4%	88.6%

《進行管理指標》

[評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値(年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
大気規制基準達成率 ^{※1}	達成数/サンプリング 数×100	76.5% (26/34) (H20)	増加	100% (10/10) ^{※2}	100% (10/10) ^{※2}	○
水質規制基準達成率 ^{※1}	達成数/サンプリング 数×100	94.4% (119/126) (H20)	増加	98.6% (68/69) ^{※3}	95.6% (65/68) ^{※3}	○
津久井地域の生活排水処理施設整備率	津久井地域の公共下水道及び市設置浄化槽の整備率	公共下水道 55.6% 市設置浄化槽 0% (H20)	増加	公共下水道 62.4% 市設置浄化槽 11.6%	公共下水道 63.3% 市設置浄化槽 13.4%	○
地下水環境基準達成率	定期モニタリング調査結果(調査地点106、調査物質4種類)達成地点/調査地点×100	トリクロロエチレン 84.0%(89/106) テトラクロロエチレン 90.6%(96/106) 1,1,1-トリクロロエタン 100%(106/106) 四塩化炭素 99.1%(105/106) (H20)	増加	トリクロロエチレン 99.0%(98/99) テトラクロロエチレン 97.0%(96/99) 1,1,1-トリクロロエタン 100%(99/99) 四塩化炭素 100%(99/99) ※4	トリクロロエチレン 100%(99/99) テトラクロロエチレン 97.0%(96/99) 1,1,1-トリクロロエタン 100%(99/99) 四塩化炭素 100%(99/99) ※4	○
ダイオキシン類の大気・水質・土壌環境濃度	大気(市内11地点で年平均値0.6pg-TEQ/m ³ 以下) 水質(市内8地点で年平均値1pg-TEQ/l以下) 土壌(市内8地点で年平均値1,000pg-TEQ/g以下)	大気・水質・土壌環境濃度(いずれも達成) (H20)	維持	大気・水質・土壌環境濃度(いずれも達成)	大気・水質・土壌環境濃度(いずれも達成)	○

騒音環境基準達成率	道路交通騒音（自動車騒音常時監視測定結果による昼夜とも環境基準以下の住居等戸数の割合） 航空機騒音（市内5地点における環境基準達成地点）	道路交通騒音 97.5% (4,269/4,378) 航空機騒音 2/5地点 (H20)	増加	道路交通騒音 95.0% (5,209/5,486) ※5 航空機騒音 1/5地点	道路交通騒音 76.0% (6,512/8,572) ※5 航空機騒音 1/5地点	×
-----------	---	---	----	--	--	---

- ※1 規制基準の達成率とは、各工場・事業場から排出される排出ガス及び排水の測定結果と規制基準との達成率を示すものです。
- ※2 大気のサンプリング数の減少は、市内ばい煙発生施設における重油抜き取り検査について、平成22年度からサンプリングを行わない立ち入り検査に変更したことや、廃棄物焼却施設の排出ガス行政検査について施設の廃止があったためです。
- ※3 水質のサンプリング数の減少は、公共下水道接続などにより対象事業所、事業場が減少したためです。
- ※4 地下水の調査地点の減少は、メッシュを日本測地系から世界測地系に変更したことや、検出状況等から藤野地区、相模湖地区及び津久井地区の調査地点を削減したためです。
- ※5 道路交通騒音の住居等戸数の変動は、6年計画で市内全域の状況を把握しており、調査対象路線が異なるためです。

成果指標である調査測定地点の環境基準達成率については、依然として高い水準を維持しているものの、大気汚染については、光化学オキシダントの環境基準の達成状況は、本市を含めて全国的に低い水準であり、また水質汚濁については主に湖沼において全燐や全窒素の暫定目標を達成しておらず、最終目標を下回っている状況です。

大気規制基準達成率については、基準年度と比較して、増加しています。

水質規制基準達成率については、法令に基づく規制指導及び事業者による対策の実施により、規制基準の適合率は高い水準となっています。

騒音環境基準達成率については、道路交通騒音が、6年計画で市内全域の状況を把握しているため、年度ごとに調査対象路線が異なり、単純な比較はできませんが、住居等戸数についての環境基準の達成率は基準年度と比較して、減少しています。

9-1 大気環境保全対策の推進

さわやかな空気に恵まれた
まちにします

きれいな大気の保全のために、大気環境の状況を測定するとともに、電気自動車等を普及促進する取組を行っています。

【主な取組状況】

○大気常時監視測定局における大気環境測定

大気汚染防止法に基づく常時監視として、常時監視測定局（一般環境大気測定局 5 局、自動車排出ガス測定局 2 局）において大気環境測定を実施しました。

一般環境大気測定局においては、環境基準が設定されている二酸化いおう、一酸化炭素、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべて環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準の長期的評価は達成しましたが、短期的評価は 5 局中 1 局で達成しませんでした。

自動車排出ガス測定局においては、一酸化炭素、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しました。浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準の長期的評価は達成しましたが、短期的評価はすべての測定局で達成しませんでした。



市役所測定局（一般環境大気測定局）内部



相模台測定局（一般環境大気測定局）外観

○発生源対策の推進

大気汚染防止法のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設などについて、立入検査を 79 件実施し、施設の稼働状況やばい煙、揮発性有機化合物などの濃度や排出量を確認し、必要な指導を行いました。

○低公害自動車の普及促進

次世代クリーンエネルギー自動車の普及促進を図るため、燃料電池自動車等や電気自動車等を購入する個人又は事業者に対し、奨励金を交付しました。平成 27 年度の交付件数は、燃料電池自動車等が 3 件、電気自動車等が 50 件でした。

また、低公害自動車（電気自動車・ハイブリッド自動車・天然ガス自動車）に対し、市営自動車駐車場の利用料金割引（1 回の利用につき最大 300 円）を行いました。なお、本制度の対象となるハイブリッド自動車については普及されてきており、電気自動車については購入奨励、急速充電器無料開放などを実施していることから、平成 26 年 6 月末で制度を廃止しました。

○エコドライブの普及啓発（再掲 2-1）

市内の環境イベントにおいて啓発活動を行いました。また、九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）合同でエコドライブ講習会を開催したほか、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市合同で東名高速道路海老名サービスエリアにて啓発活動を行いました。

○ディーゼル自動車規制

自動車排出ガスによる大気汚染の改善として九都県市では、DPF（黒煙除去フィルタ）等粒子状物質減少装置を装着しておらず、排出ガス基準に適合していないディーゼル自動車に対し運行規制を行っており、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市合同で東名高速道路海老名サービスエリアにて運行規制の周知を行いました。また、神奈川県・山梨県・相模原市合同で中央自動車道談合坂サービスエリアにて運行規制の周知を行いました。

○微小粒子状物質（PM2.5）への取組

大気汚染防止法の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視として、微小粒子状物質成分分析調査を実施しました。全 42 項目の調査を市役所測定局、相模台測定局及び上溝測定局において、春季（5 月）、夏季（7 月-8 月）、秋季（10 月-11 月）、冬季（1 月-2 月）の通年で 4 回、それぞれ 14 日間実施しました。

【今後の方向性】

光化学オキシダント対策としては、工場など固定発生源に対し、公害関係法令に基づく規制指導等を継続するとともに、原因物質の排出抑制に係る自主的な取組を促進する必要があります。

移動発生源である自動車については、低公害自動車の普及や DPF 等粒子状物質減少装置の装着が進み、一定の効果が現れている状況ですが、より低公害の自動車の普及・促進を行っています。

9-2 水質環境保全対策の推進

水が清らかに保たれている
まちにします

きれいな水の保全のために、水質環境の状況を測定するとともに、分流式下水道や高度処理型浄化槽の整備を進め、また、合併処理浄化槽の普及を図ります。

【主な取組状況】

○環境監視体制の充実と市民への情報提供の促進

河川・湖沼の水質の状況や河川の汚濁を防止するため道路側溝への排水を流さないよう注意を促す情報を市ホームページに掲載するとともに、さがみはら環境まつりにおいて、河川水質事故に係る展示ブースを設け、市の取組の紹介や啓発活動を行いました。



河川水質事故対応

○発生源対策の推進

水質汚濁防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例が適用される事業所の立入検査125件を実施し、施設の稼働や排水の状況を確認し、必要な指導を行いました。

○河川、湖の水質状況の測定

河川及び湖沼の水質の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき策定された県水質測定計画及び市水質測定計画により、市内7河川2湖沼の24地点において、定期調査を実施しました。

健康項目については、境川、相模川、相模川支流5河川、相模湖及び津久井湖において環境基準が定められており、全地点で環境基準を達成しました。

生活環境項目については、境川、相模川、相模湖及び津久井湖において環境基準が定められており、相模川ではpH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）、境川ではBOD、SS、DOについて、全地点で環境基準を達成しました。

また、相模湖ではpH、COD（化学的酸素要求量）、DO、全窒素、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、津久井湖ではpH、COD、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LASについて、全地点で環境基準（全窒素については暫定目標）を達成しました。

○津久井地域の下水道整備の推進

湖や河川への生活排水による環境負荷の低減を図るため、公共下水道の整備を進めており、平成 27 年度は 23.3ha を整備し、同年度末現在の整備面積は 245.6ha で進捗率（面積比）47.9%となっています。

○合流式公共下水道の分流式への改善

相模川の水質保全のために、汚水と雨水を同一の下水道に流す合流式下水道を別々の下水道に流す分流式下水道に改善する取組を行っています。平成 27 年度は 24.2ha を整備し、同年度末現在の整備済面積は 209ha で進捗率約 53%となっています。

○津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替整備（再掲 4-1）

平成 22 年度に策定した建替整備基本計画に基づき、し尿処理施設を一元化するため、津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替工事を平成 28 年 3 月に完了しました。

○高度処理型浄化槽整備事業

湖や河川への生活排水による環境負荷の低減を図るため、平成 21 年 7 月から、津久井地域のうちダム集水区域で下水道整備計画区域外にある家屋に対して、申請に基づき市が高度処理型浄化槽を設置する事業を行っています。平成 27 年度は 96 基設置し、同年度末現在の設置基数は、平成 21 年 7 月以前に個人が設置した高度処理型浄化槽の寄附分を含め 732 基で整備率 13.4%となっています。

○環境研究調査体制の充実

河川水質事故の際、衛生研究所に油成分の同定を依頼し、以後の発生源調査に資する結果を得ました。

【今後の方向性】

河川の水質については、公共下水道の普及に伴って改善され、健康項目についてはすべて環境基準を達成しています。しかし、相模湖及び津久井湖の水質は依然として全磷や全窒素の暫定目標を達成しておらず、富栄養化によりアオコの発生しやすい状況になっています。

こうした水源地域の水質の改善を図るために、公共下水道や高度処理型浄化槽の整備を進めるとともに、相模川上流の関連自治体との連携による生活排水対策の強化について、検討を進めていきます。

9-3 土壌・地下水汚染の防止

安全な地下水と土壌が確保
されたまちにします

きれいな土壌や地下水の保全のために、土壌・地下水環境の状況を測定しています。

【主な取組状況】

○環境監視体制の充実と市民への情報提供の促進

市内における地下水の水質の監視を行い、その結果を市ホームページに掲載しています。

○発生源対策の推進

水質汚濁防止法に基づく立入検査を実施し、有害物質使用特定施設の構造を検査するとともに、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定有害物質の使用状況等の記録の管理等、土壌汚染及び地下水汚染を未然に防止するための指導をしています。

○地下水の水質測定

地下水の水質の状況を監視するため、市測定計画に基づき、市内 99 地点において、定期調査を実施しました。99 地点のうち、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン及びトリクロロエチレンについては、全地点で環境基準を達成しました。テトラクロロエチレンについては、96 地点で環境基準を達成しました。

また、県測定計画に基づき、長期的な地下水質の傾向を把握するための定点調査 10 地点及びその他 12 地点の計 22 地点で概況調査を実施しました。22 地点のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については 21 地点、その他の項目は全地点で環境基準を達成しました。その他、県測定計画に基づき、有機塩素系化合物を対象とした 4 地点並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を対象とした 5 地点の計 9 地点で継続監視調査を実施しました。

有機塩素系化合物については、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン及びトリクロロエチレンについては全地点で環境基準を達成しました。テトラクロロエチレンについては、4 地点のうち 2 地点で環境基準を達成しました。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、9 地点のうち 3 地点で環境基準を達成しました。

○土壌の汚染調査

土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、有害物質使用特定施設の廃止又は土地の形質変更に伴い、特定有害物質による土壌汚染のおそれがある場合等において、土地所有者等に対し、土壌調査及び土壌汚染対策を行うよう、指導しています。

平成 27 年度は、土壌汚染状況調査結果報告書を 3 件受理しました。

◆ 土壌汚染対策法に基づく調査及び区域の指定

事業概要

土壌汚染状況調査にて汚染土壌の存在が明らかとなった場合、当該汚染土壌の適切な管理並びに運搬及び処理に係る指導を行う。

実績

土壌汚染状況調査結果報告書：3 件（法第 3 条：0 件、法第 4 条：3 件）

要措置区域※1（指定：0 件、解除：1 件）

形質変更時要届出区域※2（指定：2 件、解除 1 件）

※1 要措置区域とは、土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域をいいます。

※2 形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）をいいます。ただし、土地の形質変更時に計画の届け出が必要となります。

【今後の方向性】

地下水の水質の状況については、継続して高い水準で環境基準を達成していますが、土壌汚染及びそれに伴う地下水汚染については、汚染が生じた場合には、汚染源の位置や範囲の把握や汚染の除去対策に時間と費用を要することから、法令に基づく継続的な規制指導とともに、事業者への注意喚起を行い、未然防止の取組を図っていきます。

9-4 有害化学物質対策の推進

有害化学物質等による汚染
がないまちにします

化学物質による環境リスク（環境中に排出された化学物質が人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれ）の低減を図るために、法令に基づく規制指導や環境調査等による環境リスクの適正な管理、事業者による化学物質の自主管理の促進に取り組んでいます。

【主な取組状況】

○環境監視体制の充実と市民への情報提供の促進

ダイオキシン類等をはじめとする有害化学物質については、大気、水質等の環境監視を行い、その結果を市ホームページに掲載しています。また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法・PRTR 制度）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（県生活環境保全条例）に基づき届出される、市内事業者の化学物質の環境への排出状況等の集計結果を、市ホームページに掲載するとともに、化学物質セミナーの中でも報告しました。

○大気中のアスベスト調査

アスベストについては、「相模原市アスベスト対策方針」に基づき、一般環境大気（3 地点）及び特定粉じん排出等作業のうち大規模な作業現場におけるアスベストの濃度を測定しました。これらの調査については、環境基準及び規制基準の適用はありませんが、比較の目安となり得る大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設における敷地境界の規制基準（10 本/リットル）を下回っていました。

○環境中のダイオキシン類調査

ダイオキシン類について、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内の大気、水質及び土壌のダイオキシン類の調査を実施しました。その結果、すべて環境基準を達成しました。

○発生源対策の推進

有害化学物質については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例に基づき、排出ガス、排水等の調査を立入検査の中で実施し、指導に努めています。

○大気環境モニタリング調査

大気環境モニタリング調査として、優先取組物質として挙げられている 23 物質のうち、ダイオキシン類を除く 22 物質について市内 1 地点（市役所第一別館屋上）において毎月 1 回の測定を実施しました。結果、環境基準又は健康リスクの低減を図るための指針となる値（指針値）が設定されている物質については、環境基準を達成又は指針値に適合していました。

○事業者による化学物質の自主管理の促進

事業者による化学物質の自主管理とリスクコミュニケーションの推進を図るために、化学物質セミナーを開催し、39 名の参加がありました。

◆ P R T R 制度

PRTR 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

◆ P R T R 制度に基づく受付状況

事業概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法・PRTR 制度）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（県生活環境保全条例）に基づく受付及び結果の公表

実績

受付件数 230 件（化管法第 5 条：123 件、県条例第 42 条：107 件）

【今後の方向性】

PRTR 制度等に基づく化学物質の排出量の把握、法令に基づく規制指導及び継続的な環境調査により環境リスクの適正な管理を進めるとともに、事業者による化学物質の自主管理の促進及びリスクコミュニケーションの推進により、環境リスクの低減を図っていきます。

騒音や悪臭を解消し、季節
のにおりや音が感じられる
まちにします

9-5 騒音・振動・悪臭対策等の推進

騒音について、自動車・航空機の騒音の測定をし、航空機騒音については国や米軍に要請活動を行っています。

振動及び悪臭については、公害苦情への対応として取り組んでいます。

【主な取組状況】

○自動車騒音の測定

騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視として、6か年計画で市内の主要幹線道路について、調査を実施しています。平成27年度は、一般国道16号(延長15.4km)、県道伊勢原津久井線(延長5.0km)、県道山北藤野線(延長21.0km)、県道橋本停車場線(延長1.1km)、県道奥牧野相模湖線(延長12.9km)、県道藤野津久井線(延長6.4km)、県道吉野上野原停車場線(延長5.4km)に面する地域において評価を行いました。その結果、環境基準の評価の対象とされる8,572戸のうち、6,512戸(76.0%)で昼間(午前6時から午後10時)及び夜間(午後10時から午前6時)ともに環境基準を達成しました。

○発生源対策の推進

騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例が適用される事業所の立入検査を実施し、施設の稼働や騒音・振動の状況を確認し、必要な指導を行いました。

また、悪臭苦情のあった事業所に対しては、立入検査を実施し、施設の状況を確認して、必要な指導を行いました。

○公害苦情相談体制の充実

騒音、振動及び悪臭については、発生源対策とともに、公害苦情相談件数の多い項目でもあり、苦情相談を受ける体制や現地調査の日程や調査員の体制を整備しました。

また、受付や調査を行う職員への関係法令や個人情報保護等などについて研修を行い、職員の資質の向上に努めました。

○航空機騒音対策

航空機騒音の状況を把握するために、市内5か所(鶴園小学校、上鶴間中学校、南消防署東林分署、相武台まちづくりセンター、勝坂コミュニティセンター)に騒音計を設置して騒音を測定するとともに市民からの苦情件数をまとめ、神奈川県や関係市などと連携し、国、米軍に要請活動を行いました。

【今後の方向性】

騒音、振動、悪臭については、事業所指導とともに公害苦情相談や調査体制の充実に向けた取組を継続していきます。

また、航空機騒音について、米空母艦載機による騒音被害に対する取組が重要な課題となっています。今後とも、監視体制を継続し、騒音被害の低減・解消に向け、国・米軍へ要請するなど、粘り強く取り組んでいきます。

環境目標 5

快適で心の豊かさを感じることができるまちづくり

基本施策 10

みどり豊かな都市環境づくり

<p>目 標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民 1 人当たりの公園面積を 6.3 m²にします ◆ 緑地率を維持します

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
市民 1 人当たりの公園面積	都市公園の合計面積/ 人口	3.6 m ² /人	4.15 m ² /人	4.61 m ² /人	6.3 m ² /人
緑地率	施設緑地（公園、広場 など）及び地域制緑地 （森林特別緑地保全地区、 農用地など）の合計面積/ 市域面積×100	67.5% (22,183ha)	67.4% (22,170ha)	67.4% (22,166ha)	67.5% (22,181ha)

《進行管理指標》

[評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
公園の満足度	市民アンケート	78.1% (H20)	増加	82.8%	81.4%	○
街美化アダプトで管理している街区公園数の割合	街美化アダプト管理公園数/ 街区公園総数×100	82% (H20)	増加	81.0%	79.8%	×
市街地、公共施設における緑化満足度	市民アンケート	78.7% (H20)	増加	87.8%	88.0%	○
特別緑地保全地区の面積	近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区の指定面積	187ha (H20)	増加	187ha	187ha	△
生産緑地地区の面積	市内の生産緑地地区の指定面積	137ha (H25)	維持	134.1ha	131.1ha	×
市内農用地区内の耕作地面積の割合	市内の農用地区区域内耕作面積/ 市内の農用地区区域農地の面積×100	90.3% (H25)	増加	91.0%	91.6%	○
緑化活動に取り組む市民の割合	市民アンケート	8.6% (H20)	増加	7.7%	6.7%	×

道路植栽状況	道路植栽の総延長	112,454m (H20)	増加	115,468m	115,480m	○
市民緑化事業の花苗等配布団体数	都市緑化事業の「花のまちづくり・みどりいっぱい運動」における花苗等の配布団体数	190 団体/年 (H20)	増加	288 団体/年	284 団体/年	○
生垣設置総延長	生垣設置の総延長	3,648m (H20)	増加	4,108m	4,111m	○
屋上・壁面・駐車場緑化設置面積	屋上・壁面・緑化設置面積の累計	832 m ² (H20)	増加	1,339 m ²	1,794 m ²	○

相模原麻溝公園や市民に身近な街区公園などの都市公園の整備により、市民1人当たりの公園面積は増加しています。また、市民アンケート調査結果によると公園の満足度は80%を超え、高い数字を維持しています。

街美化アダプトで管理している街区公園数の割合は、平成20年度に比べ若干減少しています。これは、街美化アダプトで管理している新たな公園や活動団体の数は増加したものの、それ以上に対象となる街区公園が増加したためです。

生産緑地法及び税制改正に伴い、平成4年度以降、生産緑地地区の面積は増加してきましたが、平成8年度をピークに減少傾向となっています。これは、新たな追加・拡大の面積よりも廃止・縮小の面積が上回っているため、主な原因としては、農業従事者の減少等によるものと考えられます。

緑地率の割合は、前年度より減少しました。街区公園の新規設置や相模原麻溝公園の整備等がありましたが、生産緑地地区や保存樹林等の減少があったためです。

10-1 都市公園の整備の推進

魅力ある公園づくりを進めます

公園は、みどり豊かで快適な都市空間と潤いのある生活空間の形成に不可欠な都市施設です。多様な公園を整備し、潤いのある生活環境の充実をめざすとともに、良好な自然環境の保全・活用を図ります。また、街美化アダプト制度により市民に親しまれる公園として利用促進を図っていきます。

【主な取組状況】

○相模原麻溝公園整備事業

競技スポーツの振興と市民の健康づくりの拠点として、相模原麻溝公園拡張区域に第6駐車場とトイレを整備しました。

○地域の特性を生かした公園の整備（勝坂、亀形）

史跡勝坂遺跡公園及び、勝坂歴史公園では、公園の魅力向上に向け、史跡の追加指定に向けた検討や、整備に向けた測量を実施しました。

○街区公園整備事業

城山水源のこみちを整備し、平成27年9月に一部供用を開始しました。

○街美化アダプト活動支援の推進

街美化アダプト活動団体は、合計307団体が活動しています。また、街区公園におけるアダプト実施公園は6か所増加し、合計439か所となりました。

○湖月荘跡地の整備

民間との連携も視野に入れた、整備手法の検討を実施しました。

<都市公園の整備状況>

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
公園数	591か所	599か所	604か所	608か所
合計面積	293.73ha	295.1ha	297.72ha	331.64ha
市民1人当たりの面積	4.11㎡	4.13㎡	4.15㎡	4.61㎡

【今後の方向性】

公園の整備に当たっては、相模原麻溝公園や淵野辺公園などの大規模な公園をはじめ、史跡勝坂遺跡公園など、自然環境や地域の特性を踏まえ、魅力ある公園づくりを進めます。

また、管理面においては、多様化する市民のニーズや施設の老朽化への対応が必要になっています。バリアフリー対策や遊具の安全対策など誰もが安心して利用できるよう適切な維持管理を行うとともに、街美化アダプト制度の推進など市民協働による公園づくりに取り組みます。

10-2 都市のみどりの保全・再生

貴重な都市のみどりを守り
育てます

都市化の進行により、都市における緑地は消失・分断され、残された都市のみどりは、景観の場であるとともに、生物の生息地としてますます重要となっています。そのために、木もれびの森、段丘崖や丘陵の斜面緑地、市民緑地、ふれあいの森や農地など、人々に潤いとやすらぎを与え、都市の貴重なみどりを守り・育てる取組を進めています。

【主な取組状況】

○緑地保全用地購入事業

近郊緑地特別保全地区の緑地 2.14ha を取得しました。

○市民緑地、ふれあいの森、保存樹林、保存樹木、緑地協定等の緑地保全制度の推進

市民緑地 9 箇所 (2.67 ha)、ふれあいの森 4 箇所 (2.88 ha)、保存樹林 30 箇所 (5.9ha)、保存樹木 169 本となりました。

< 緑地保全の状況 >

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
近郊緑地保全区域	約 644ha	約 644ha	約 644ha
近郊緑地特別保全地区 (うち公有地)	2 地区 約 177ha (2 地区 約 85.4ha)	2 地区 約 177ha (2 地区 約 86.7ha)	2 地区 約 177ha (2 地区 約 88.9ha)
特別緑地保全地区 (うち公有地)	2 地区 約 10ha (2 地区 約 8.4ha)	2 地区 約 10ha (2 地区 約 8.4ha)	2 地区 約 10ha (2 地区 約 8.4ha)
市民緑地	9 箇所 約 2.7ha	9 箇所 約 2.7ha	9 箇所 約 2.7ha
保存樹林	32 箇所 約 6.1ha	32 箇所 約 6.1ha	30 箇所 約 5.9ha
保存樹木	178 本	170 本	169 本
ふれあいの森	6 箇所 約 4.5ha	4 箇所 約 2.8ha	4 箇所 約 2.8ha

○社寺林、屋敷林等の貴重なみどりを有している民有地の保全

都市計画区域内の社寺林、屋敷林など合計 30 箇所 (5.9ha) を保存樹林として、民有地の土地所有者と市で協定を締結し、貴重なみどりを保全しています。

○市民との協働による緑地や水辺の保全・活用事業

市民との協働による緑地の維持管理については、森づくりパートナーシップ推進事業では 5 団体により 35.0ha の保全活動を、街美化アダプト制度では 31 団体により 72.8ha の保全活動をそれぞれ行っています。

○森づくりボランティア養成事業 (再掲 6-2)

ボランティア活動への理解を深め、森づくりを継続的に担う人材を養成するための「森づくりボランティア講座」((公財)相模原市まち・みどり公社の自主事業)を 4 回開催し、延べ 216 人が参加しました。

○身近なみどりに親しむライフスタイルの普及

(公財)相模原市まち・みどり公社は、本市からの財政支援を受け、都市緑化の推進や緑化意識の向上のための事業に取り組むとともに、市民・事業者・行政など多様な主体と連携を図り、更なる緑化意識の普及・啓発やボランティアの育成、支援等を行っています。

○「農業振興地域整備計画」の推進

「農業振興地域整備計画」において、農業振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進しました。

○さがみはら都市農業振興ビジョン 2025 の策定

持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向けた方向性を定める「さがみはら都市農業振興ビジョン 2025」を策定しました。

○農業生産基盤整備事業

農道の整備を 45m、用排水路の改修を 134.4m行いました。

○耕作放棄地の解消事業

相模原市耕作放棄地対策協議会を通じて、農地の再生・活用に取り組んでいます。平成 27 年度は、耕作放棄地 0.37ha を再生することにより、新規就農者に利用集積するとともに、農村景観の保全を推進しました。

○農産物ブランド化推進事業

地場農産物の消費拡大を図るため、各種イベントへの出展により「さがみはらのめぐみ」の啓発を図るとともに、市内スーパーや飲食店などへ啓発用物品を提供しPRに努めました。

【今後の方向性】

近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区の用地購入については、国庫補助制度を最大限に活用して緑地を取得していきます。

保存樹木制度について、平成 24 年 4 月に保存樹木管理費助成制度の上限を引き上げたことから、制度の周知にさらに努め、引き続き支援を行っていきます。

市民協働による緑地の維持管理については、平成 26 年度に見直しを図った「木もれびの森保全・活用計画」に基づき、より効果的な協働のしくみを構築します。

森づくりボランティアの人材育成については、「森づくりボランティア講座」の実施を支援するとともに、受講生の次なる活躍の場の提供などの充実を検討します。

地場農産物ブランド化について、特定のブランド候補品目のPRだけでなく、今後は、地場農産物を広く知っていただくためのPR活動も推進し、市内農産物の認知度を高め、消費者のニーズに対応した消費拡大を図ることにより、ブランド化を目指します。



木もれびの森

10-3 都市緑化の推進

みどりあふれる快適な街をつくります

市街地におけるみどりは、潤いとやすらぎのある都市空間の形成に資するだけでなく、蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和や、二酸化炭素の吸収源となるなど、市民生活や環境に大きな役割を果たしています。このため、公共施設の緑化や街路樹の設置、緑化指導、生垣緑化や屋上緑化など、みどり豊かな潤いのある都市空間の形成を市民とともに進めています。

【主な取組状況】

○屋上緑化実験・見本園の設置

市民の緑化意識の向上を図るため、市役所第1別館屋上に緑化実験・見本園を設置し、維持管理を行っています。

○生垣、屋上・壁面緑化の奨励金交付事業

生垣、屋上・壁面緑化に取り組む市民などに対し、(公財)相模原市まち・みどり公社と連携して、経費の一部を助成しています。平成27年度は、設置生垣の総延長3.7m(うち交付対象3.0m)に対して奨励金を交付し、生垣設置総延長は4,111mとなりました。

また、屋上緑化・壁面緑化13.7㎡に対して奨励金を交付し、屋上緑化・壁面緑化設置総面積は1,353㎡となっています。

○開発事業に伴う緑化指導及び推進

建築物の敷地単位で都市における緑を確保するために、相模原市開発事業基準条例等に基づき緑化の指導及び推進をしています。平成27年度については、57件の事前協議があり、協議において緑地及び街区公園の確保を指導しました。

<事前協議の件数>

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指導件数	62件	79件	72件	57件

<緑地面積、緑被面積、提供公園数>

平成27年度	緑地面積	24,549.29㎡
	緑被面積	29,421.82㎡
	提供公園数	4箇所

○街路樹、道路植栽の設置の推進

都市計画道路等の新設・改良において、街路樹、道路植栽の設置を推進しています。平成27年度は12mの植栽帯整備を行いました。

○緑化の推進によるヒートアイランド現象の緩和対策

ヒートアイランド現象の緩和対策ともなる公共施設の緑化や生垣、屋上・壁面緑化への奨励金交付事業等による民有地緑化を推進しました。

○市民協働による緑化推進に関わる人材の育成及びNPOやボランティア等のネットワークの拡大

森づくりパートナーシップ推進事業における活動団体との意見交換会を開催し、日頃の活動状況を報告するとともに、現状の課題や今後の緑地の維持管理のあり方等について意見を交換することで、活動団体間でのネットワークの充実を図りました。

○緑化啓発の推進

都市緑化の推進母体である(公財)相模原市まち・みどり公社への支援を通じて、各種講習会の開催や花苗配布を行うことで、緑化意識の普及啓発を促進しました。

○（公財）相模原市まち・みどり公社への支援

（公財）相模原市まち・みどり公社は、本市からの財政支援を受け、都市緑化の推進や緑化意識の向上のための事業に取り組むとともに、市民・事業者・行政など多様な主体と連携を図り、更なる緑化意識の普及・啓発やボランティアの育成、支援等を行っています。

【今後の方向性】

屋上緑化実験・見本園は、設置から 12 年が経過し、当初の設置目的を達成したことから、平成 30 年度をもって終了することとしますが、都市緑化の推進は引き続き図っていく必要があるため、他の場所における見本園の設置の検討を行います。

生垣、屋上・壁面緑化の奨励金交付事業については、奨励金交付事業の制度の PR 活動を実施し、利用実績が増加をするよう支援していきます。

新規開発にあたっては、相模原市開発事業基準条例に基づき、開発事業者に対して適正な緑地を確保するよう指導していきます。

都市緑化については、今後も緑化に取り組む公益財団法人等への支援を通して、緑化意識の普及啓発及び都市緑化の推進を実施していきます。



第 6 回みどりのカーテンコンテスト最優秀賞作品（清新公民館）

魅力的な景観づくり

目 標

- ◆ 市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合を 80%にします
- ◆ 自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合を 90%にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
市街地の景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	市民アンケート	72.6%	76.9%	77.5%	80.0%
自然的な景観が良好に保たれていると感じる市民の割合	市民アンケート	87.7%	90.3%	87.4%	90.0%

《進行管理指標》

〔評価〕 ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
景観形成重点地区の指定箇所数	景観条例に基づく景観形成重点地区の指定箇所 (※景観協定を含む)	0 箇所 (H20)	増加	1 箇所	2 箇所	○
接道緑化した延長	「景観計画」に基づき接道緑化した延長	0m (H20)	増加	6,253.8m	7,561.8m	○
地域景観資源の指定箇所数	景観条例に基づく地域景観資源の指定箇所 (※景観重要建造物・樹木を含む)	0 箇所 (H20)	増加	2 箇所	2 箇所	○

本市では、平成 15 年 4 月に相模原市屋外広告物条例を施行するなど、景観に配慮したまちなみの形成に取り組んできました。さらに、平成 22 年 3 月に、実効性を持って魅力ある景観形成をより総合的・計画的に推進するため、景観法に基づく「景観計画」の策定に併せ、相模原市景観条例を制定しました。

市街地の景観に関わるアンケートの満足度は、一定規模以上の大規模な建築物等に対して色彩や接道緑化等の景観形成に係る指導を行った結果、上昇したものと考えられます。

自然的な景観に関わるアンケートの満足度は、減少したものの一定の評価が得られていると考えられます。

接道緑化した延長は、個別の開発事業等の際の景観法に基づく届出において指導を行ったことにより、着実に増加しています。

地域特性や骨格的な資源を生かしたまちづくりをします

11-1 地域特性や水、みどりの骨格を生かした景観づくり

良好な景観を大切に保全・育成し、後世に伝えていくとともに、それぞれの景観特性や適正な土地利用を踏まえた、相模原らしい景観づくりを目指していきます。

【主な取組状況】

○地域特性を生かした、2つの「景域」と4つの「地域」の形成

2つの景域と4つの地域を特徴づける要素を大切に、都市構造や地域の個性を生かした景観づくりを進めます。建築行為等を行う場合は、4つの地域ごとの望ましい景観形成の基準を示した「景観誘導指針」に適合するよう努める必要があり、開発行為などがある場合に、指針への適合を誘導しています。

○地域の顔となる「景観拠点」の形成

本市を特徴づける地域の顔として、周辺環境と一体となった景観拠点にふさわしい景観づくりを進めます。また、地域住民等の合意形成に基づき、地域の特性を生かした、きめ細かな景観形成を進める地区を「景観形成重点地区」として定めます。

平成27年度は、景観拠点となる広域交流拠点のデザインガイドライン策定に向けた検討業務などを行いました。

○地域をネットワークする「景観軸」の形成

みどり、水、まちなみの連続性を高め、景観軸にふさわしい景観形成を進めます。みちの景観軸においては、大規模建築物等のデザインの協議、沿道の緑化の推進、電線類の地中化、また、屋外広告物の規制誘導などを行っています。

○「景観計画」、景観条例による施策の推進

平成22年3月に、実効性を持って、魅力ある景観形成をより総合的・計画的に推進するため、景観法に基づく「景観計画」の策定に併せ、相模原市景観条例を制定しました。

「景観計画」では、景観形成の基本方針に基づき、全市において守るべきルール（行為の制限）と望ましい景観の姿（景観誘導指針）を示しています。

一定規模以上の建築行為を行う場合には、事前協議と届出が必要となり、市と事業者とで協議を行いながら、良好な景観づくりを進めており、平成27年度は78件の手続きを行いました。

○地区計画などを活用した地区のルールづくりの推進

住み良い環境づくりや個性あるまちづくりを目指し、その環境を維持していくための地区のルールづくりを推進しています。地域の良好な住環境の保全を目的とした住環境保全型の地区計画等の制定数は、57地区となっています。

<住環境保全型の地区計画等の制定数>

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
制定地区数	56地区	57地区	57地区

【今後の方向性】

丹沢山地や台地部の斜面緑地、相模川や境川などは、本市の景観の特徴であることから、こうした本市を象徴する骨格的な景観を大切に保全・育成し、後世に伝えていくとともに、地域ごとの景観特性や適正な土地利用を踏まえた、景観づくりに取り組みます。

11-2 快適な生活環境を実感できる身近な景観づくり

快適で秩序あるまちなみをつくります

身近な生活環境の魅力向上を図り、快適な生活環境を実感できる景観づくりをめざしていきます。

【主な取組状況】

○まとまりある景観や個性を生かした景観形成

本市の市街地や集落は、相模原台地上や旧街道沿いなどに形成されています。面的には、低中層を基調とした住居系の市街地が広がり、鉄道駅を中心とした商業系市街地、住宅地や田園地域に隣接した内陸型の大規模工場が立地しています。

まとまりのある良好な景観と住環境を有するゆとりのある住宅地の形成と保全のため、景観法に基づく景観協定として平成27年度は1件認可しました。今後もそれぞれのまとまりある景観や個性を生かした景観形成を進めます。

○やまなみや周辺のまちなみと調和した色彩景観の形成

本市の建築物などの色彩の多くは、あたたかみのある落ち着いた色調となっています。「景観計画」、景観条例に基づき、景観誘導指針、景観形成基準への適合を促すことで、やまなみや周辺のまちなみと調和した色彩景観の形成が進んでいます。平成27年度は78件の大規模建築物等について事前協議を行いました。

○まちなみの質を高める広告景観の形成

屋外広告物条例に基づく、商業地や幹線道路沿道及び住宅地などの景観特性にふさわしい屋外広告物の掲出により、まちなみの質を高め、地域の魅力アップを図ります。

○屋外広告物の許可

屋外広告物条例に基づき、申請のあった新規162件、継続354件、合計516件を許可し、屋外広告物掲出の適性化を図りました。

<屋外広告物の許可件数>

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新規	242件	195件	162件
継続	218件	402件	354件
合計	460件	597件	516件

○公共施設サイン整備指針の推進

平成24年に公共施設サイン整備指針を策定しました。公共施設サインを設置するときには、指針に基づき、担当課と調整を行っています。平成27年度は、4件の調整を行いました。

○都市デザインアドバイザー派遣制度の活用

都市デザインに配慮した公共事業の推進や文化的視点にたったまちづくりを推進するため、公共事業等を担当する者に対し、専門的・技術的見地から、都市デザインアドバイザーによる具体的な助言及び指導を行うことを目的とする都市デザインアドバイザー制度を設けています。

平成27年度末時点で11名のアドバイザーが登録されています。平成27年度は、アドバイザーを9回派遣しました。

○公共事業におけるデザイン調整

公共建築物のデザインについては、平成22年度以降は、「景観計画」に基づき、周辺への景観の影響が大きい一定規模以上の建築行為等の際に、事前協議や通知が必要となり、景観に配慮した外壁の色彩や接道緑化などの基準が適用され、平成27年度は14件の公共建築物について手続きを行いました。

【今後の方向性】

大規模な建築物等や景観形成上、街角やアイストップなどの重要な位置にある施設は、特に、優れたデザインに誘導する必要があります。このため、これら施設を誘導するためには、施設の構想・計画時点から、専門家の指導、助言により、事業者の協力を得ながら、事業者と行政が創造的な取組について協議できる仕組みを設け、景観の質的向上を目指します。

11-3 心を豊かにする景観づくり

地域に愛着や誇りを持てる
まちをつくります

市民が地域に対してより愛着や誇りが持てるよう地域の個性を活かした景観形成を進めます。また、環境や人にやさしいまちづくりを進め、人々の心を豊かにする景観づくりを目指していきます。

【主な取組状況】

○景観資源の把握

外観の優れた建造物や地域のシンボルとなっている樹木などの周辺でのまちづくりを推進するために、景観法及び景観条例に基づく景観重要建造物、樹木や地域景観資源の指定を行う必要があることから、まちなみウォッチング等におけるアンケートにより、評価されている景観資源の把握を行っています。平成 27 年度のアンケートでは、市内のお気に入りの景観として、市役所前通りの桜並木などの樹木や、博物館や古民家園などの建築物、城山の十兵衛山から見る新小倉橋、その他多くの眺望点が挙げられました。

○歴史や文化を生かした景観形成

地域に残る歴史的な建造物などは、長らく市民に愛され、親しまれたものであり、地域のシンボルと呼べるものです。その中でも、小原宿本陣を平成 24 年に景観重要建造物に指定しています。今後、これらの景観資源を生かした景観形成を進めていきます。

○環境にやさしい景観形成

水、みどりなどの自然的資源を保全・育成するとともに、素材や工法の工夫による生態系に配慮した環境にやさしく、持続性や快適性を兼ね備えた景観形成に取り組んでいます。

○人にやさしく心地よい景観形成

誰もが、心地よく景観を実感できるよう、視覚的な美しさに留まらず、音や香り、季節感を通じて心地よさを感性で感じられる景観形成を進めています。

○景観資源の周辺での景観誘導

平成 26 年度に景観資源を調査し、指定・活用方策等をまとめました。今後、この調査をいかし、景観資源を景観重要建造物、樹木、地域景観資源等に指定するとともに、その周辺において景観誘導を行っています。

○文化財の指定・登録の推進

歴史や文化を生かした景観形成を推進するため、文化財の調査を進め、必要な文化財の指定・登録を進めています。平成 27 年度は、4 件の文化財を登録しました。

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
指定文化財(国・県・市)	77 件	78 件	82 件	82 件
登録文化財(国・市)	84 件	85 件	85 件	89 件
合計	161 件	163 件	167 件	171 件

【今後の方向性】

本市には、地域のシンボルとなる歴史的な資源や土木遺産などが存在しており、地域の個性を高めています。これらの施設は適切な保全施策を講じるとともに、景観資源として際立つように、周辺環境の整備や公共施設の整備に取り組めます。

11-4 市民とともに進める景観づくり

市民とともに魅力あるまち
をつくります

魅力ある景観形成を実現するため、市民と行政が景観形成の目的や意識を共有し、それぞれの役割を理解しながら、様々な場面で協力し合い、協働により、共に誇れる景観づくりを目指していきます。

【主な取組状況】

○市民・事業者・行政の協働による景観形成

市民、事業者及び行政が各々の役割を認識し、共同による景観形成を推進するため、市民やまちづくり団体などの活動を支える仕組みや制度などの充実を進めます。

○まちなみウォッチングの開催

市内の景観上特徴がある場所や施設を巡り、市民に親しみを持ってもらうとともに景観づくりの意識の醸成を図るために、毎年2回、ウォッチングを開催しており、平成27年度は城山湖や小原宿本陣などを巡りました。

○積極的な景観づくりを行う地域への支援

関係団体と連携し、積極的な景観づくりを進める地域に対して、「景観計画」や景観条例、景観形成重点地区などの景観に関する制度や手法について、パンフレットを配布するなどして支援を行っています。

平成27年度は、藤野地区まちづくり会議（藤野地域力サポート部会）と連携し、広告物の集約化に向けた活動を支援しました。

○都市デザイン行政研修の開催

行政の職員を対象に、都市デザイン行政に関わる基本的な知識と良好な公共空間づくりを実践するための知識の向上及び意識の啓発を図るための研修会を実施しています。平成27年度は「色彩の基本」をテーマに開催しました。

○ワークショップなどの実施

今後、景観形成重点地区などの指定を見据え、地域住民と共に、ワークショップ等の開催を行います。平成27年度は、次年度以降にワークショップを行うための事前準備として基礎調査を行いました。

【今後の方向性】

良好な景観形成には、景観に関する市民の意識を高めるとともに、市民、事業者などの担い手を育成することが大切です。このため、関連部署等との連携による、普及・啓発制度の展開や市民参加の機会を設け、担い手の育成を図ります。

環境目標 6

多様な主体の協働によるまちづくり

基本施策 1 2

人づくり・地域づくり

目 標
◆ 日常生活において、環境に配慮している市民の割合を 67%にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
日常生活において、環境に配慮している市民の割合	市民アンケート	56.6%	52.1%	50.6%	67.0%

※市民アンケート調査の環境配慮項目 14 項目のうち 5 項目以上行っている人の割合

《進行管理指標》

[評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値(年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
エコネットの輪の利用状況	環境情報センターで登録している各団体の学習プログラムの活用状況	夏休み環境学校 11回 313人 その他連携事業 5回 109人 出前講座 45件 3,258人 (H20)	増加	夏休み環境学校 9回 257人 その他連携事業 70回 7,893人 出前講座 32件 7,031人	夏休み環境学校 12回 455人 その他連携事業 71回 6,060人 出前講座 41件 3,478人	○
地域活動への参加率	市民アンケート	30.4% (H20)	増加	29.9%	28.4%	×

「日常生活において、環境に配慮している市民の割合」については、市民アンケートで環境配慮項目を 5 項目以上行っている人の割合は基準値を下回っているため、より多くの環境配慮行動を行っていただくよう啓発活動を行ってまいります。

エコネットの輪の利用状況については、夏休み環境学校は基準年度より回数・人数とも上回りました。基準年度と比べると、その他連携事業の参加人数についてはそれぞれ増加しています。一方、出前講座については昨年度よりも減少したものの基準年度よりも増加しています。

環境に関する出前講座に参加した人数については、基準年度より下回っていますが、分別の達人養成講座等、まちかど講座を利用する団体は、毎年一定数おり、今後増加していくことを期待するところです。

市内で活動している環境団体数については、その大部分を占める市民活動サポートセンターに登録している環境関連団体数について実質的に活動していない団体を登録から削除するなど登録団体の精査を行ったことから、基準年度より下回っています。

12-1 持続可能な社会の主体・主役づくり

市民活動支援機能の
充実

地球温暖化をはじめとする今日の複雑な環境問題を解決していくためには、行政のみならず、市民・事業者がそれぞれ自らの役割を認識、行動し、かつ協働していくことが重要です。

そのために、市民・事業者に対する環境教育・学習の機会やプログラムを充実させるとともに、環境リーダーの養成、環境教育の場づくりなど総合的に施策を展開していきます。

【主な取組状況】

○環境に関する生涯学習まちかど講座の開催

「分別の達人養成講座」を1回開催し、4人の参加がありました。

○さがみ風っ子ISO（再掲3-1）

児童、生徒、教員等が学校ぐるみで「環境にやさしい学校づくり」を継続して実践する「さがみ風っ子ISO」の取組を推進しました。

・平成27年度までの認定校：47校（小学校30校、中学校17校）

○エコネットの輪におけるプログラムの提供

前年度に引き続き、夏休み環境学校や出前講座などで活用されました。

◆ 事業協力者登録制度「エコネットの輪」事業

事業概要

市民活動団体、事業者、大学、行政等から環境学習プログラムや環境情報の提供を受け、学校や地域で行なわれる環境学習及び環境活動をサポートする。

実績

＜エコネットの輪の登録団体及び登録プログラム数＞

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
団体数	80団体	84団体	93団体
プログラム数	119本	112本	123本

○市民大学による環境学習の機会の提供

環境をテーマとした講座として、平成27年市民大学青山学院大学コースにおいて、「21世紀の生活を支える科学技術」と題し、5回コースで講座を実施、受講生139人が受講しました。

○相模川自然の村野外体験教室、ふるさと自然体験教室での体験学習の推進

自然体験・農業体験や伝統文化とのふれあいを通して、個性を大切に、豊かな人間性や社会性などを育成することを目標に掲げ、市内小中学校や青少年団体の体験活動を実施し、環境教育及び環境学習を推進しています。平成27年度については、延べ27,229人が体験活動に取り組むとともに、若あゆ食農体験デー、若あゆ大冒険、やませみ自然体験スクール等の主催事業において、延べ602人の参加がありました。

○こども用啓発冊子の作成

小学生向けに作成した環境啓発パンフレット「地球を守る・未来を守る エコくんのeco作戦」及び「ECO 生命体の達人」を合冊し、市内小学校（私立含む）の4年生全員へ配布しました。



こども用環境啓発冊子

【今後の方向性】

行政、市民、事業者、団体、学校など多様な主体のネットワークを図っていくことで協働の取組を推進していくとともに、対象の年齢、ニーズや活動の場に適した学習プログラムを作成するほか、様々な学習・体験施設を活用した新たな環境教育の場の構築について検討していきます。

12-2 市民活動支援機能の充実

活力ある市民の力で相模原市の環境を守り、育てます

市民や事業者等の環境活動のさらなる活性化を目指し、積極的な支援を行っていきます。

【主な取組状況】

○環境情報センターの機能の充実

施設を活用した新たな事業やサービスの実施、施設のより効果的な管理を提案、実施することにより、施設の活性化や住民サービスを向上させることをねらいとして、平成 21 年 4 月より、指定管理者制度を導入しています。指定管理者により、環境に関する講座や機関紙の充実、ホームページの改善などの取組が進められています。

○市民活動のサポート

市民活動を支援するため、平成 14 年 10 月から市民活動サポートセンター事業を実施しています。

また、市民が安心してボランティア活動等を行えるよう、「市民活動サポート補償制度」により支援しています。

○市民ファンドゆめの芽

平成 20 年度から、市内で社会貢献活動を行う市民活動団体の活動を財政的に支援し、市民活動のより一層の活性化を図ることを目的とした「市民ファンドゆめの芽」を運営しています。

平成 27 年度は、16 件 1,862,500 円の財政的支援を決定しました。

○街美化アダプト制度

市内の緑地、街区公園等、緑道、雨水調整池、児童遊園、河川敷、道路、ポイ捨て禁止重点地区、ふれあい広場の 686 箇所で開催されています。

◆ 街美化アダプト制度

事業概要

公園、緑地、道路、河川敷などの美化活動を市民が自発的に行い、市が活動を支援する制度。市民と市が役割を分担し、両者の合意に基づき、継続して花植えや清掃などの美化活動を進める。

実績

<街美化アダプト制度の実施状況>

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施箇所数	686 箇所	668 箇所	686 箇所
活動団体数	467 団体	457 団体	473 団体

○さがみはら環境まつり

地域で活動する市民、事業者、大学及び行政が協働して開催し、大学生等による環境学習提案コンテスト、企業・団体等による環境ブース出展、環境写真コンテスト等、幅広い年齢層による様々な情報を発信する機会となっています。

平成 27 年度はミウヰ橋本インナーガーデン、杜のホールはしもと多目的室にて、6 月 21 日に開催し、約 2,500 人の市民が来場しました。

【今後の方向性】

市民の力で相模原の環境を守り、育てることが大切です。市民・事業者等の環境活動が継続し、広がり、活性化する支援をしていくために、今後も財政的支援や補償制度の充実に努めます。

また、環境情報センターについては、指定管理者と協力しながら市民活動を支援する拠点として、他の市民活動支援施設や社会教育施設と連携した活動を行っていきます。



環境まつり

12-3 地域コミュニティの再生・活性化

環境保全においても地域コミュニティの果たす役割は非常に重要となってきましたが、その地域コミュニティ自体が、現在、弱体化・衰退化してきており、その再生・活性化が大きな課題となっています。

地域コミュニティの再生にあたっては、地域住民自らが地域特有の課題を明らかにし、地域住民が主体的に課題解決に取り組んでいく必要があります。そのため、新たな地域コミュニティの形成など地域活性化のための支援を進めます。

【主な取組状況】

○持続可能な地域づくりのための学習等

現代的・社会的な課題に対して、自主的・主体的に取り組む持続可能な社会づくりの担い手となる人材の育成に向けた学習を推進しています。

○公民館の地域での環境教育・学習の推進

公民館では地域課題解決のため、学習や文化・スポーツなどの活動のほか、地域づくりの拠点として、環境教育・学習を含めた様々な事業を実施しています。平成 27 年度は、各公民館で 61 事業を実施しました。

○地域活性化事業交付金

平成 27 年度の交付決定件数は 155 件でした。このうち「環境の保全・保護に関する事業」は 14 件で、全体の約 9%となっています。

◆ 地域活性化事業交付金

事業概要

幅広い層の市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、市民の自主的な課題解決に取り組む事業に対して地域活性化事業交付金を交付する。

実績

地域活性化事業交付金交付決定件数

平成 27 年度 155 件（うち環境の保護・保全に関する事業 14 件）

【今後の方向性】

課題が多様化し、複雑化する中、地域の課題解決や活性化をするためには、地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする自治会などの地域活動団体、自発的、自主的に公共の課題の解決に取り組むNPOなどの市民活動団体、大学、企業など様々な担い手が手を携えることが重要です。

これからも、皆で担う地域社会の実現に向けて、人と人との絆を大切にするという意識の下、互いに支え合い、助け合い、公共の利益を実現するために活動する「協働」を推進します。

そのため平成 26 年度からスタートした「相模原市市民協働推進基本計画」に基づき、区役所、まちづくりセンターや公民館等の地域の拠点を中心として、自治会やNPOなどの活動が活発に行われるよう、必要な支援を行います。

協働の仕組みづくり

目 標

- ◆ 市に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合を 72.7%にします

【進捗状況】

《成果指標》

指標	算定式	基準値 (H20)	実績		最終目標 (H31)
			H26	H27	
市に意見を言える機会や手段が備わっていると思う市民の割合	市民アンケート	69.1%	72.6%	71.2%	72.7%

《進行管理指標》

[評価] ○:方向に沿っている ×:方向に沿っていない △:基準値から変化なし

指標	算定式	基準値 (年度)	方向	実績		評価
				H26	H27	
環境情報システム・環境情報センターのホームページへのアクセス数	環境情報システム・環境情報センターのホームページへの1年間のアクセス数	103,488件 (H20)	増加	451,526件	47,209件	×

本市では、「わたしの提案制度」による個別広聴や市政モニター、市政に関する世論調査などの調査による広聴を実施しており、市政への市民参加の拡充に取り組んでいることから、市に意見を言える機会や手段が備わっており、引き続き一定の評価を受けているものと考えられます。

環境情報センターでは、平成21年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者の創意工夫により情報発信の重要な手段であるホームページについて、情報の充実化や見やすいホームページへの改善を進めています。平成26年11月3日よりアクセス解析ソフトが変更され、以前はカウントされていた画像やリンク先がカウントされなくなったことにより、数値が大幅に減少しています。

13-1 広範な主体の参加・参画・協働による施策の推進

市民とともに環境問題を考え、取り組みます

環境問題が複雑・多様化している今日、環境施策の推進は、行政のみでは困難となっており、多様な主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取組に参加できる仕組みをつくりま

【主な取組状況】

○環境審議会等による環境施策等の評価・検証

環境審議会は学識経験者、市内公共的団体、関係行政機関、公募委員で構成され、環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議するために設置されています。環境審議会では、条例や計画の策定・改定などのほか、年次報告書「さがみはらの環境」を活用して関連施策の進捗状況等についても報告・審議されています。

○協働事業提案制度

市民活力が生かせる地域社会の実現に向け、市民と行政がお互いの提案をもとに、協働して地域課題や社会的課題の解決を図る「協働事業提案制度」を平成20年度から運営しています。

平成27年度は、環境の保全に関する事業4件を含む23件（うち16件は前年度からの継続事業）の事業が実施されました。環境の保全に関する分野の事業としては、「津久井の間伐材で森林を再生する商品開発事業」として、相原小学校の4年生を対象に、森の現状を学ぶ森林体験や地域材に親しむ事業を通じ、森を守ることの意味を学ぶ機会を提供しました。なお、平成27年度の提案事業は17件のうち、6件が採択されました。

◆ 長竹・稲生地区小水力活用推進事業

事業概要

協働事業提案制度を活用して、市民団体との協働により平成25年度から3ヶ年間で串川から引水している農業用水路へ小水力発電設備を設置し、防犯灯の電力として、地域での電力利用を図る。また、小水力や既設置の設備を活用した環境教育・環境学習や再生可能エネルギーの普及啓発を実施する。

実績

- ・長竹地区においては、平成26年1月から行ってきた流量調査が終了し、設置に向けた検討を行った結果、流量等に問題があり設備設置を見送りました。
- ・稲生地区については、平成27年3月に小水力発電設備を設置しました。

○情報発信基地としての環境情報センターの機能の強化

あらゆる主体が環境施策への参加・参画・協働できる環境を整えるため、環境情報センターを情報収集・発信基地として強化しています。

平成27年度においては、メールマガジンを年18回発信しました。また、機関紙「環境情報センターNEWS」を年6回、「環境情報センターNEWS 特別号」を年2回発行し、環境に関する情報を広く市民に配布しています。

○さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援（再掲 1-3）

多くの市民・事業者の参画により、地球温暖化対策に関する普及啓発や情報交換、交流などの活動ネットワークの核となる「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動を支援しました。

○相模原の環境をよくする会への支援

相模原の環境をよくする会は、市内の工場・事業所など 100 の企業・団体等が集まり、公害の未然防止と豊かな自然を守り、快適な環境をつくるための活動を続けている団体で、野鳥や植物の自然観察会や夏休み環境教室のほか、市内各河川における河川生物相調査などを実施しており、この活動が継続的に行われるよう支援しています。



河川生物相調査（相模原の環境をよくする会）

○市民協働推進大学事業による人材の育成・活用

協働の観点での地域活動や市民活動を促進するために必要な知識や技術を体系的に学べる場として「さがみはら地域づくり大学」を設置し、平成 27 年 6 月から開講しました。

平成 27 年度は、ユニコムプラザさがみはらにて、基礎及び応用コースで各 6 講座、専門講座 1 講座の計 13 講座を実施し、延べ 120 人に受講をいただきました。

【今後の方向性】

市民の参加・協働を確実に円滑に推進していくためには、一層の参加・参画の仕組みを構築し、市民、事業者、行政のそれぞれの分野で協働を円滑に進められる人材の育成・確保をしていく必要があります。

協働事業提案制度事業を活用し平成 25 年度から 3 ヶ年間で串川から引水している農業用水路へ小水力発電設備を設置し、地域の環境教育等に活用する計画を今後も取り組んでいきます。

また、市民・事業者の環境に関する活動の拠点である環境情報センターについては、様々な環境に関する講座の開催や環境団体への支援を行うことにより、環境活動を担う人材や団体の育成に取り組んでいきます。

「さがみはら地球温暖化対策協議会」については、その活動が活発に展開され、市民・事業者の温暖化防止に向けた取組のけん引役となるよう、市として引き続き積極的に支援を行っていきます。

13-2 持続可能な社会を実現させるための仕組みづくり

将来にわたって持続可能な社会を実現するためには、環境側面だけではなく、社会経済の側面も連動した総合的な取組が求められます。そのためには、消費者・企業など経済の各主体の環境保全意識の向上を図っていくとともに、行政が率先して持続可能な社会を実現するための取組を推進していきます。

【主な取組状況】

○産学官民共同による持続可能な環境共生都市の推進

平成 26 年 11 月から、神奈川大学と共同により「地球温暖化に伴う身近な気候の変化と気象災害に関する市民意識調査」を実施し、市民の皆様が「地球温暖化が及ぼす影響は大きい」と感じていることから、今まで行ってきた地球温暖化対策（緩和策）に加え、適応策の検討を始めました。

○他の自治体との連携・交流

九都県市や政令指定都市と連携し、各種課題に対する協議や情報交換、啓発キャンペーンの実施、関係省庁への要望活動などを行っています。

○市の事業活動における環境負荷の低減及び環境配慮行動の推進

事務事業の実施にあたり、環境負荷の低減を図ることを目的に「相模原市環境方針」を定めるとともに、職員が環境配慮のために取り組む事項について、「相模原市職員環境配慮行動指針」を定め、各課・機関の自主的な取組を推進しています。

○環境アセスメント制度の施行・運用

平成 26 年 1 月の環境審議会からの答申及び同年 3 月のパブリックコメントの結果を踏まえ、同年 6 月市議会に環境影響評価条例案を上程し、同年 7 月に公布・一部施行、平成 27 年 7 月に完全施行し、運用しています。

なお、平成 26 年 10 月に環境影響評価法の政令市となり、平成 27 年 7 月に神奈川県環境影響評価条例の適用除外を受けました。

◆ 環境アセスメント制度

制度概要

産業及び経済の発展、生活環境の維持及び向上並びに自然環境の保全の調和を図るため、大規模な開発事業に対して事業の実施による環境影響を把握し、環境配慮を事業に反映するもの

【今後の方向性】

「相模原市環境方針」に掲げた取組目標を達成するため、職員が環境配慮のために具体的に取り組む事項を定めた「相模原市職員環境行動指針」を実践し、また毎月の取組実績を報告する「エネルギー等報告システム」により、事務事業におけるエネルギー使用量を把握しながら環境負荷の低減及び環境配慮行動を行っています。

環境アセスメント制度については、パンフレットを活用して周知を進めていきます。

資料



環境の状況

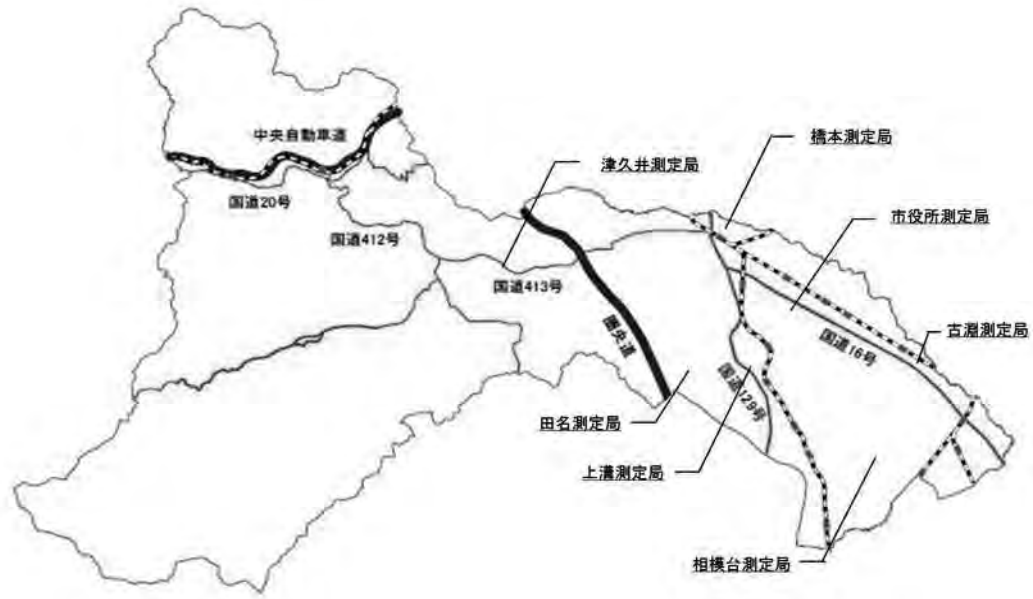
I 大気汚染

大気の状態

(1) 大気常時監視測定局の所在地と測定項目

本市では、大気汚染防止法第 22 条に基づき、一般環境大気測定局 5 局、自動車排出ガス測定局 2 局で大気汚染の状況を常時監視しています。

大気常時監視測定局の位置



測定局区分	測定局名	所在地	主な測定項目					
			二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
一般環境大気	市役所	中央区中央 2 丁目 11 番 15 号 (市役所本庁舎内)	○	○	○	○	○	○
	相模台	南区桜台 20 番 1 号 (相模台中学校内)	○	△	○	○	○	○
	橋本	緑区橋本 6 丁目 15 番 27 号 (旭小学校内)	○	△	○	△	○	○
	田名	中央区田名 4, 987 番地の 6 (田名こどもセンター内)	○	△	○	△	○	○
	津久井	緑区中野 633 番地 (津久井総合事務所内)	○	△	○	○	○	○
自動車排出ガス	上溝	中央区上溝 2, 322 番地の 2 (国道 129 号)	△	○	○	○	○	△
	古淵	南区古淵 3 丁目 114 番地の 1 (国道 16 号)	△	○	○	○	○	△

備考 1 大気汚染に係る環境基準が設定されている項目を記載。

2 淵野辺十字路口測定局は平成 26 年 3 月に廃止、古淵測定局は平成 26 年 4 月に新設しました。

(2) 測定結果（平成 27 年度）

○ 一般環境大気測定局（市役所・相模台・橋本・田名・津久井測定局）

二酸化いおう、一酸化炭素、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準の長期的評価は達成しましたが、短期的評価は5局中1局で達成しませんでした。

○ 自動車排出ガス測定局（上溝・古淵測定局）

一酸化炭素、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成しました。浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準の長期的評価は達成しましたが、短期的評価はすべての測定局で達成しませんでした。

二酸化いおう

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	1日平均値が0.04ppmを超えた日数 ※1 (日)	1時間値の最高値 ※2 (ppm)	1日平均値の2%除外値 ※3 (ppm)	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有・無 ※4	環境基準の達成	
									短期的評価	長期的評価
一般環境大気	市役所	363	0.004	0	0	0.016	0.006	無	○	○
	相模台	365	0.000	0	0	0.005	0.001	無	○	○
	橋本	332	0.001	0	0	0.008	0.002	無	○	○
	田名	365	0.000	0	0	0.005	0.001	無	○	○
	津久井	364	0.000	0	0	0.006	0.001	無	○	○

短期的評価：1日平均値がすべての有効測定日で0.04ppm以下※1であり、かつ、1時間値※2が0.1ppm以下であること。

長期的評価：1日平均値の2%除外値※3が0.04ppmを超えず、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない※4こと。

一酸化炭素

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	1日平均値が10ppmを超えた日数 ※1 (日)	8時間平均値が20ppmを超えた回数 ※2 (回)	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の2%除外値 ※3 (ppm)	1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有・無 ※4	環境基準の達成	
									短期的評価	長期的評価
一般環境 大気	市役所	364	0.3	0	0	1.1	0.5	無	○	○
自動車 排出ガス	上溝	365	0.5	0	0	1.5	0.7	無	○	○
	古淵	364	0.6	0	0	2.3	0.9	無	○	○

短期的評価：1日平均値がすべての有効測定日で10ppm以下※1であり、かつ、8時間平均値(0-8時、8-16時、16-24時)が20ppm以下※2であること。

長期的評価：1日平均値の2%除外値※3が10ppmを超えず、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない※4こと。

浮遊粒子状物質

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 ※1 (日)	1時間値の最高値 ※2 (mg/m ³)	1日平均値の2%除外値 ※3 (mg/m ³)	1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有・無 ※4	環境基準の達成	
									短期的評価	長期的評価
一般環境 大気	市役所	359	0.022	0	0	0.151	0.047	無	○	○
	相模台	363	0.019	0	0	0.129	0.054	無	○	○
	橋本	359	0.014	1	0	0.312	0.035	無	×	○
	田名	360	0.019	0	0	0.158	0.062	無	○	○
	津久井	357	0.018	0	0	0.112	0.050	無	○	○
自動車 排出ガス	上溝	363	0.021	1	0	0.206	0.046	無	×	○
	古淵	361	0.018	1	0	0.236	0.052	無	×	○

短期的評価：1日平均値がすべての有効測定日で0.10mg/m³以下※1であり、かつ、1時間値※2が0.20mg/m³以下であること

長期的評価：1日平均値の2%除外値※3が0.10mg/m³を超えず、かつ、1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない※4こと。

微小粒子状物質

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1日平均値の年平均値 ※1 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	1時間値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1日平均値の98%値 ※2 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 (長期的評価) の達成	
							短期基準	長期基準
一般環境 大気	市役所	360	13.0	1	68	30.8	○	○
	相模台	364	11.8	1	75	27.5	○	○
	津久井	362	10.4	0	89	27.4	○	○
自動車 排出ガス	上溝	361	12.2	1	86	29.3	○	○
	古淵	358	10.5	0	176	24.8	○	○

短期基準：1日平均値の98%値※2が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準：1日平均値の1年平均値※1が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

窒素酸化物

二酸化窒素

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	1日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	1日平均値が0.04~0.06ppmの日数 (日)	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の98%値 ※ (ppm)	環境基準 (長期的評価) の達成
一般環境 大気	市役所	363	0.015	0	0	0.058	0.027	○
	相模台	365	0.012	0	0	0.056	0.025	○
	橋本	364	0.015	0	0	0.063	0.027	○
	田名	365	0.013	0	0	0.059	0.025	○
	津久井	351	0.009	0	0	0.048	0.019	○
自動車 排出ガス	上溝	364	0.023	0	5	0.072	0.038	○
	古淵	321	0.018	0	2	0.069	0.036	○

長期的評価：1日平均値の98%値※が0.06ppm以下であること。

一酸化窒素

測定局区分	測定局名	有効測定日数	1時間値の年平均値	1時間値の最高値
		(日)	(ppm)	(ppm)
一般環境 大気	市役所	363	0.003	0.088
	相模台	365	0.003	0.120
	橋本	364	0.004	0.087
	田名	365	0.003	0.104
	津久井	351	0.002	0.113
自動車 排出ガス	上溝	364	0.021	0.237
	古淵	321	0.019	0.210

光化学オキシダント

測定局区分	測定局名	有効測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数 ※		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数及び時間数		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準 (短期的評価) の達成
					(日)	(時間)	(日)	(時間)		
					市役所	366	0.028	0.032		
相模台	366	0.029	0.033	96	513	3	11	0.143	×	
橋本	366	0.025	0.030	83	418	3	5	0.128	×	
田名	355	0.025	0.029	71	311	0	0	0.118	×	
津久井	366	0.027	0.032	109	580	4	8	0.137	×	

昼間：午前5時から午後8時までをいう。

短期的評価：1時間値※が0.06ppm以下であること。

非メタン炭化水素

測定局区分	測定局名	午前6～午前9時測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppmC)	1時間値の最高値 (ppmC)	午前6～午前9時における年平均値 (ppmC)	午前6～午前9時の3時間平均値の最高値 (ppmC)	午前6～午前9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数 (日)	午前6～午前9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)
一般環境大気	市役所	308	0.14	2.63	0.14	0.36	42	3
自動車排出ガス	上溝	274	0.15	1.93	0.14	0.49	19	3
	古淵	364	0.15	2.04	0.16	0.50	72	13

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質の1つとされており、光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあるとされています。

メタン

測定局区分	測定局名	午前6～午前9時測定日数 (日)	1時間値の年平均値 (ppmC)	1時間値の最高値 (ppmC)	午前6～午前9時における年平均値 (ppmC)	午前6～午前9時の3時間平均値の最高値 (ppmC)
一般環境大気	市役所	308	1.92	2.29	1.93	2.04
自動車排出ガス	上溝	274	1.95	2.15	1.96	2.10
	古淵	364	1.94	2.23	1.96	2.10

- 大気常時監視測定データのデータについては、神奈川県ホームページ上にリアルタイム更新で掲載されています。

神奈川県大気汚染常時監視測定結果（速報値）のページ：

<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/index.html>

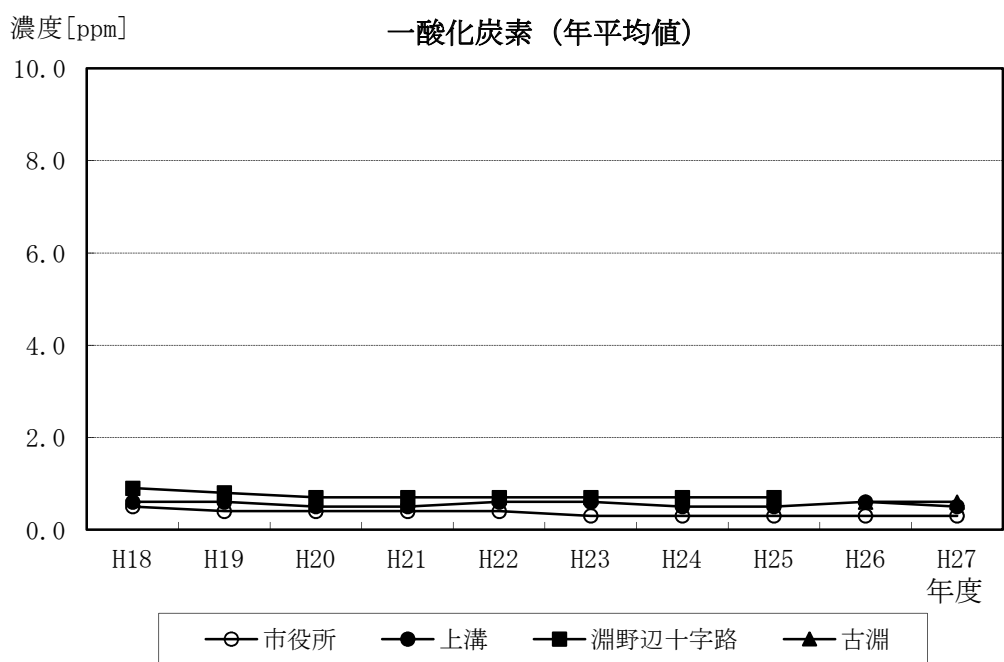
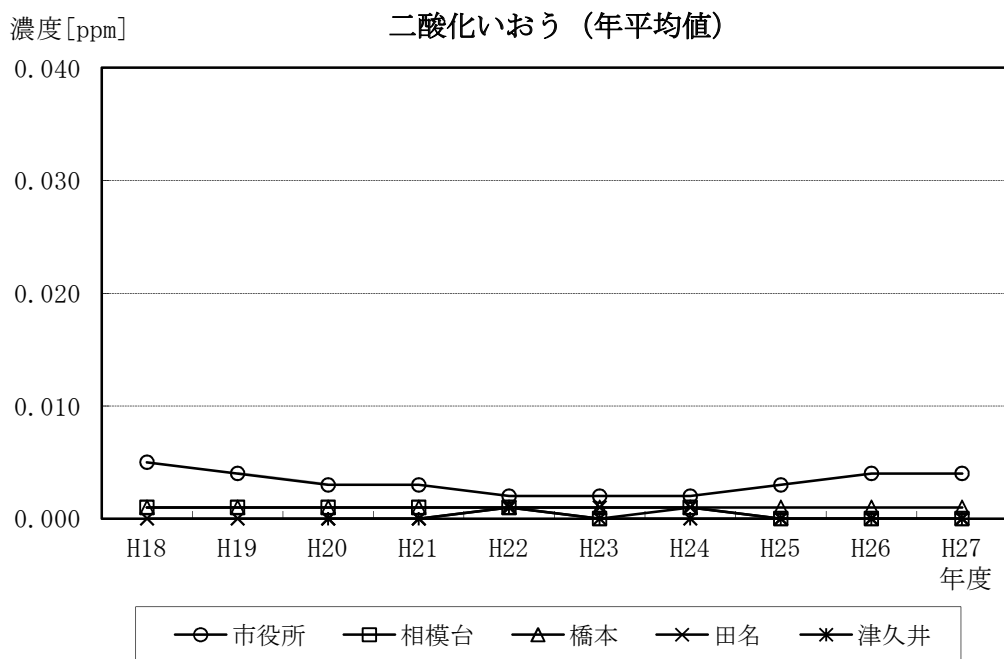
<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/taiki/PM25.html>

- 過去の測定データ（1時間値）の閲覧を希望される方は、インターネットでダウンロードできます。

ダウンロードページ：

<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/taiki/data/index.htm>

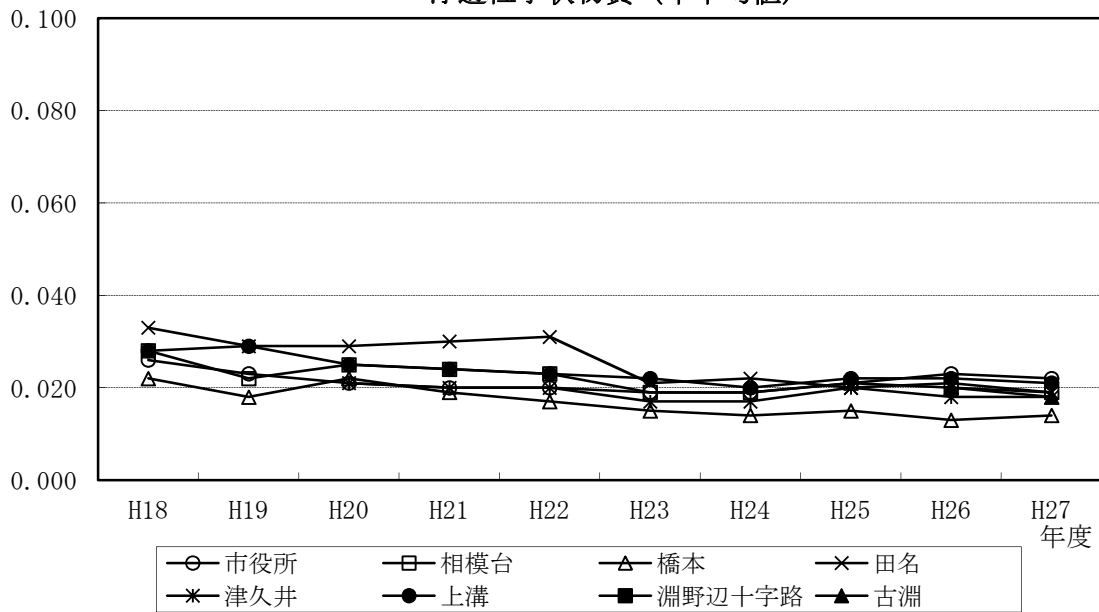
(3) 経年変化



備考 淵野辺十字路口測定局は平成 26 年 3 月に廃止、古淵測定局は平成 26 年 4 月に新設しました。

濃度 [mg/m³]

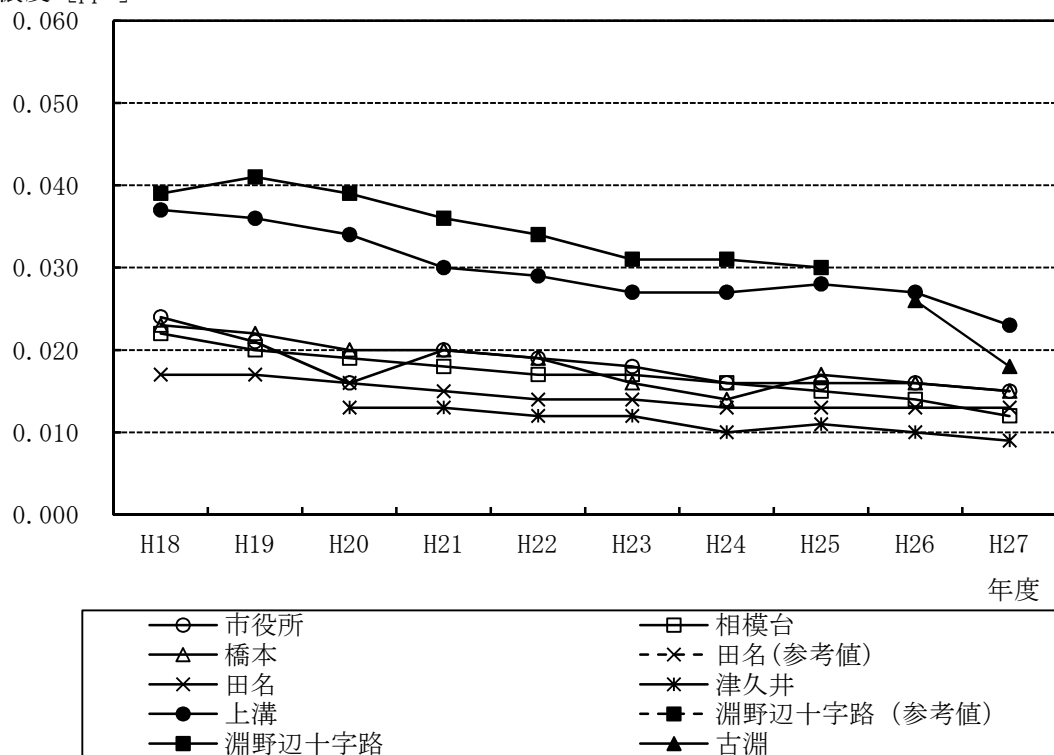
浮遊粒子状物質 (年平均値)



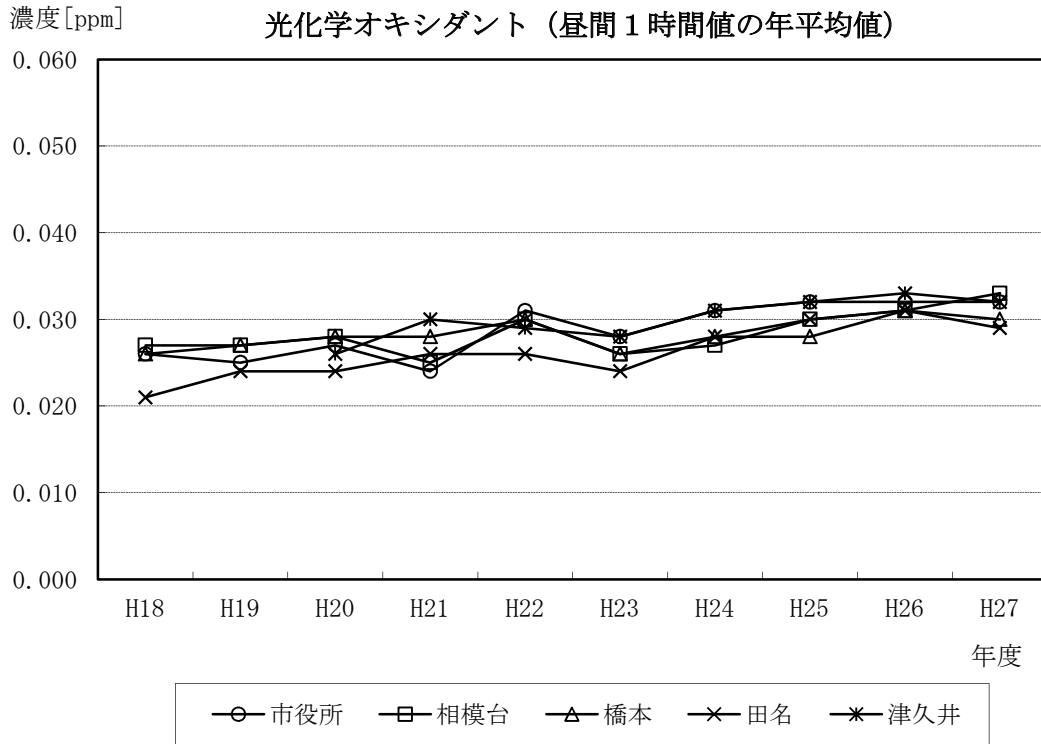
備考 淵野辺十字路測定局は平成 26 年 3 月に廃止、古淵測定局は平成 26 年 4 月に新設しました。

濃度 [ppm]

二酸化窒素 (年平均値)



備考 淵野辺十字路測定局は平成 26 年 3 月に廃止、古淵測定局は平成 26 年 4 月に新設しました。



備考 昼間とは午前 5 時から午後 8 時を示します。

(4) 光化学スモッグ注意報等発令状況

年度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
発令回数	県内	14	20	11	4	10	5	5	16	9	10
	北相	7	11	3	2						
	相模原					5	2	1	7	6	4
被害届出者数	県内	199	4	14	5	26	1	0	75	0	0
	北相	5	1	3	0						
	相模原					1	0	0	1	0	0

※平成 22 年度より、本市の発令地域区分が北相地域から相模原地域に変更。

(5) 微小粒子状物質成分分析調査結果（平成 27 年度）

市役所測定局、相模台測定局及び上溝測定局において、年 4 回の微小粒子状物質成分分析調査を実施しました。

測定場所：市役所測定局（市役所本庁舎内）

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項目名		最大値	最小値
イオン成分	SO ₄ ²⁻ 硫酸イオン	15	0.53
	NO ₃ ⁻ 硝酸イオン	6.1	0.06
	Cl ⁻ 塩化物イオン	0.64	(<0.01)
	Na ⁺ ナトリウムイオン	0.41	0.01
	K ⁺ カリウムイオン	0.36	(0.02)
	Ca ²⁺ カルシウムイオン	0.20	0.01
	Mg ²⁺ マグネシウムイオン	0.05	(<0.01)
	NH ₄ ⁺ アンモニウムイオン	5.6	0.28
無機元素成分	Na ナトリウム	0.40	0.019
	Al アルミニウム	0.48	0.011
	Si ケイ素	0.76	0.015
	K カリウム	0.36	0.027
	Ca カルシウム	0.24	0.018
	Sc スカンジウム	0.000092	(<0.000020)
	Ti チタン	0.025	0.0016
	V バナジウム	0.016	(0.00011)
	Cr クロム	0.0035	(0.00025)
	Mn マンガン	0.019	0.0011
	Fe 鉄	0.34	0.032
	Co コバルト	0.00017	(0.000014)
	Ni ニッケル	0.0054	(0.00011)
	Cu 銅	0.012	0.00091
	Zn 亜鉛	0.078	0.0051
	As ヒ素	0.0028	(0.00008)
	Se セレン	0.014	(0.00007)
	Rb ルビジウム	0.00095	(0.00007)
	Mo モリブデン	0.0019	(0.00004)
	Sb アンチモン	0.0044	0.00018
	Cs セシウム	0.00013	(<0.000011)
	Ba バリウム	0.021	0.00080
	La ランタン	0.00042	(0.000027)
	Ce セリウム	0.00065	0.000060
	Sm サマリウム	(<0.00004)	(<0.000021)
	Hf ハフニウム	(<0.00005)	(<0.000014)
	W タングステン	0.00062	(<0.00004)
	Ta タンタル	(0.00003)	(<0.000012)
Th トリウム	(0.000054)	(<0.000013)	
Pb 鉛	0.018	0.00083	
炭素成分	OC 有機炭素	7.9	1.1
	EC 元素状炭素	1.6	0.21
	OCpyro 炭化補正量	1.9	0.13
質量濃度		31.2	3.7

備考 1 採取した 56 試料（14 日間×年 4 回）のうちの「最大値」「最小値」を掲載しています。

2 測定値が検出下限値未満であった場合は、『 (<検出下限値) 』、検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『 (測定値) 』として表示しています。

測定場所：相模台測定局（相模台中学校内）

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項目名		最大値	最小値
イオン成分	SO ₄ ²⁻ 硫酸イオン	16	0.47
	NO ₃ ⁻ 硝酸イオン	6.6	0.06
	Cl ⁻ 塩化物イオン	1.4	(<0.01)
	Na ⁺ ナトリウムイオン	0.39	(0.01)
	K ⁺ カリウムイオン	0.34	(0.02)
	Ca ²⁺ カルシウムイオン	0.23	(<0.02)
	Mg ²⁺ マグネシウムイオン	0.05	(<0.01)
	NH ⁴⁺ アンモニウムイオン	5.8	0.20
無機元素成分	Na ナトリウム	0.4	0.013
	Al アルミニウム	0.82	0.0092
	Si ケイ素	1.1	0.019
	K カリウム	0.28	0.032
	Ca カルシウム	0.26	0.015
	Sc スカンジウム	0.00022	(<0.000020)
	Ti チタン	0.050	0.0011
	V バナジウム	0.020	(0.00011)
	Cr クロム	0.0031	(<0.00028)
	Mn マンガン	0.019	0.00090
	Fe 鉄	0.54	0.029
	Co コバルト	0.00023	(<0.000026)
	Ni ニッケル	0.0067	(<0.00006)
	Cu 銅	0.0087	(0.00045)
	Zn 亜鉛	0.060	0.0049
	As ヒ素	0.0024	0.00014
	Se セレン	0.0061	(0.00011)
	Rb ルビジウム	0.00096	(0.00005)
	Mo モリブデン	0.0017	(0.00005)
	Sb アンチモン	0.0034	0.00018
	Cs セシウム	0.00013	(<0.000011)
	Ba バリウム	0.017	0.00072
	La ランタン	0.00034	(0.000022)
	Ce セリウム	0.00058	(0.000035)
	Sm サマリウム	(0.00004)	(<0.000021)
	Hf ハフニウム	(<0.00005)	(<0.000014)
	W タングステン	0.00067	(<0.00004)
	Ta タンタル	(<0.00003)	(<0.000012)
Th トリウム	0.000057	(<0.000013)	
Pb 鉛	0.016	0.00062	
炭素成分	OC 有機炭素	7.9	0.95
	EC 元素状炭素	1.8	0.20
	OCpyro 炭化補正量	2.1	0.13
質量濃度		32.2	4.2

備考 1 採取した 56 試料（14 日間×年 4 回）のうちの「最大値」「最小値」を掲載しています。

2 測定値が検出下限値未満であった場合は、『 (<検出下限値) 』、検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『 (測定値) 』として表示しています。

測定場所：上溝測定局（上溝南中学校内）

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項目名		最大値	最小値
イオン成分	SO ₄ ²⁻ 硫酸イオン	15	0.39
	NO ₃ ⁻ 硝酸イオン	5.8	0.09
	Cl ⁻ 塩化物イオン	0.70	(<0.01)
	Na ⁺ ナトリウムイオン	0.41	(0.01)
	K ⁺ カリウムイオン	0.53	(0.02)
	Ca ²⁺ カルシウムイオン	0.31	(0.02)
	Mg ²⁺ マグネシウムイオン	0.07	(<0.01)
NH ⁴⁺ アンモニウムイオン	5.9	0.24	
無機元素成分	Na ナトリウム	0.39	0.020
	Al アルミニウム	0.54	0.010
	Si ケイ素	0.98	0.024
	K カリウム	0.55	0.027
	Ca カルシウム	0.37	0.015
	Sc スカンジウム	0.00015	(<0.000020)
	Ti チタン	0.044	0.0026
	V バナジウム	0.018	0.00011
	Cr クロム	0.0024	(<0.00028)
	Mn マンガン	0.021	0.0014
	Fe 鉄	0.48	0.037
	Co コバルト	0.00023	(0.000017)
	Ni ニッケル	0.0062	(0.00007)
	Cu 銅	0.021	0.0024
	Zn 亜鉛	0.053	0.0049
	As ヒ素	0.0028	0.00013
	Se セレン	0.0081	(0.00012)
	Rb ルビジウム	0.00088	(0.00006)
	Mo モリブデン	0.0017	0.00017
	Sb アンチモン	0.0043	0.00050
	Cs セシウム	0.00011	(<0.000011)
	Ba バリウム	0.032	0.0018
	La ランタン	0.00045	(0.000024)
	Ce セリウム	0.00085	0.000050
	Sm サマリウム	(<0.00004)	(<0.000021)
	Hf ハフニウム	(0.000055)	(<0.000014)
	W タングステン	0.00058	(<0.00004)
	Ta タンタル	(<0.00003)	(<0.000012)
Th トリウム	0.000060	(<0.000013)	
Pb 鉛	0.013	0.00082	
炭素成分	OC 有機炭素	8.1	1.1
	EC 元素状炭素	3.5	0.60
	OCpyro 炭化補正量	2.0	0.00
質量濃度		36.4	3.7

備考 1 採取した 56 試料（14 日間×年 4 回）のうちの「最大値」「最小値」を掲載しています。

2 測定値が検出下限値未満であった場合は、『 (<検出下限値) 』、検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『 (測定値) 』として表示しています。

(6) 有害大気汚染物質環境モニタリング調査結果（平成 27 年度）

相模原市では、大気汚染防止法に基づき、毎月 1 回、市役所第 1 別館の屋上で有害大気汚染物質の環境モニタリング調査を実施しています。

調査は優先取組物質として挙げられている 23 物質のうち、ダイオキシン類を除く 22 物質について行っており、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの 4 物質について環境基準を達成しました。また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されている 9 物質について指針値を満たしました。

有害大気汚染物質測定結果

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

有害大気汚染物質濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 ※指針値	年平均値	最大値	最小値
1 アクリロニトリル	※2	0.034	0.073	(0.011)
2 塩化ビニルモノマー	※10	0.011	0.038	(<0.0042)
3 塩化メチル		1.3	1.5	1.1
4 クロロホルム	※18	0.21	0.45	0.12
5 1,2-ジクロロエタン	※1.6	0.11	0.21	0.046
6 ジクロロメタン	150	1.6	2.9	0.57
7 テトラクロロエチレン	200	0.24	0.66	0.090
8 トリクロロエチレン	200	0.62	1.2	0.11
9 トルエン		6.5	10	2.9
10 1,3-ブタジエン	※2.5	0.073	0.12	0.039
11 ベンゼン	3	0.78	1.4	0.35
12 アセトアルデヒド		2.5	4.4	1.4
13 ホルムアルデヒド		2.8	4.9	1.9
14 ニッケル化合物	※0.025	0.0013	0.0045	(0.00010)
15 ひ素及びその化合物	※0.006	0.0011	0.0044	0.00041
16 ベリリウム及びその化合物		0.000023	(<0.000085)	(<0.000025)
17 マンガン及びその化合物	※0.14	0.015	0.025	0.0028
18 クロム及びその化合物		0.0023	0.0043	(0.00062)
19 水銀及びその化合物	※0.04	0.0020	0.0032	0.0015
20 ベンゾ[a]ピレン		0.000081	0.00024	0.000018
21 酸化エチレン		0.061	0.10	0.028

気象項目	平均値	最大値	最小値
気温	15.2	33.8	0.1
湿度	72	98	23
主風向	S	—	—
平均風速	3.1	6.0	1.2

- 備考 1 測定値が検出下限値未満であった場合は、『(<検出下限値)』として表示しています。
- 2 測定値が検出下限値以上定量下限値未満であった場合は、『(測定値)』として表示しています。
- 3 年平均値は、環境省の集計方法に従って、各月の測定値が検出下限値未満の場合は検出下限値の 1/2 を、その他の場合はその測定値を採用し、算出しました。

(7) アスベスト濃度調査

大気環境中のアスベスト濃度調査については、一般環境大気測定局 3 局で実施しました。

(単位：本/リットル)

調査地点名称	調査日			
	H27.5.15	H27.8.5	H27.11.11	H28.2.3
相模原市役所（市役所測定局）	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満
相模台中学校（相模台測定局）	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満
津久井総合事務所（津久井測定局）	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満	0.056 未満

備考 環境基準は設定されていませんが、大気汚染防止法によりアスベスト製品製造・加工工場における敷地境界基準が 10 本/リットルと定められています。

平成 22 年環境省水・大気環境局大気環境課編「アスベストモニタリングマニュアル（第 4.0 版）」に定める方法により試料採取及び分析を実施したものであり、総繊維数濃度の測定結果です。

II 水質汚濁

1 河川の状況

(1) 測定体制

水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、神奈川県知事が定めた水質測定計画に基づく測定を境川の 1 地点（常矢橋）、相模川の 1 地点（小倉橋）、道志川の 2 地点（両国橋、弁天橋）において毎月 1 日（1 日 2 回）、相模湖の 5 地点（境川橋、日連大橋、湖央西部、湖央東部、相模湖大橋）、津久井湖の 4 地点（沼本ダム、名手橋、湖央部、道志橋）において毎月 1 回、測定を実施しています。

このほか、市独自の水質測定計画を定め、鳩川 4 地点（三段の滝、久保橋、八幡橋、^{みょうでん}妙奠橋）、姥川 2 地点（作の口、天応院）、道保川 1 地点（泉橋）、八瀬川 1 地点（無量光寺下）、境川 3 地点（風間小橋、二国橋、鶴金橋）において測定を実施しています。

なお、測定は委託測定により行っています。



(2) 測定結果（平成 27 年度）

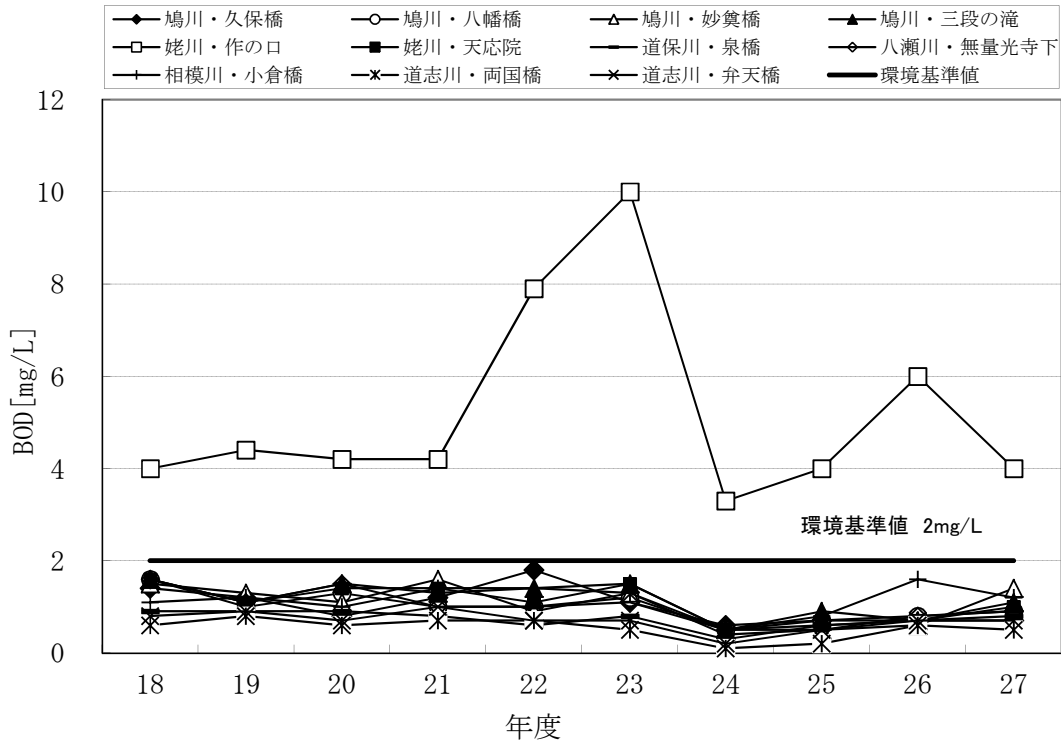
健康項目については、境川、相模川、相模川支流 5 河川、相模湖及び津久井湖において環境基準が定められており、全地点で環境基準を達成しました。

生活環境項目については、境川、相模川、相模湖及び津久井湖において環境基準が定められており、相模川では pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）、境川では BOD、SS、DO について、全地点で環境基準を達成しました。また、相模湖では pH、COD（化学的酸素要求量）、DO、全窒素、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、津久井湖では pH、COD、DO、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS について、全地点で環境基準（全窒素については暫定目標）を達成しました。

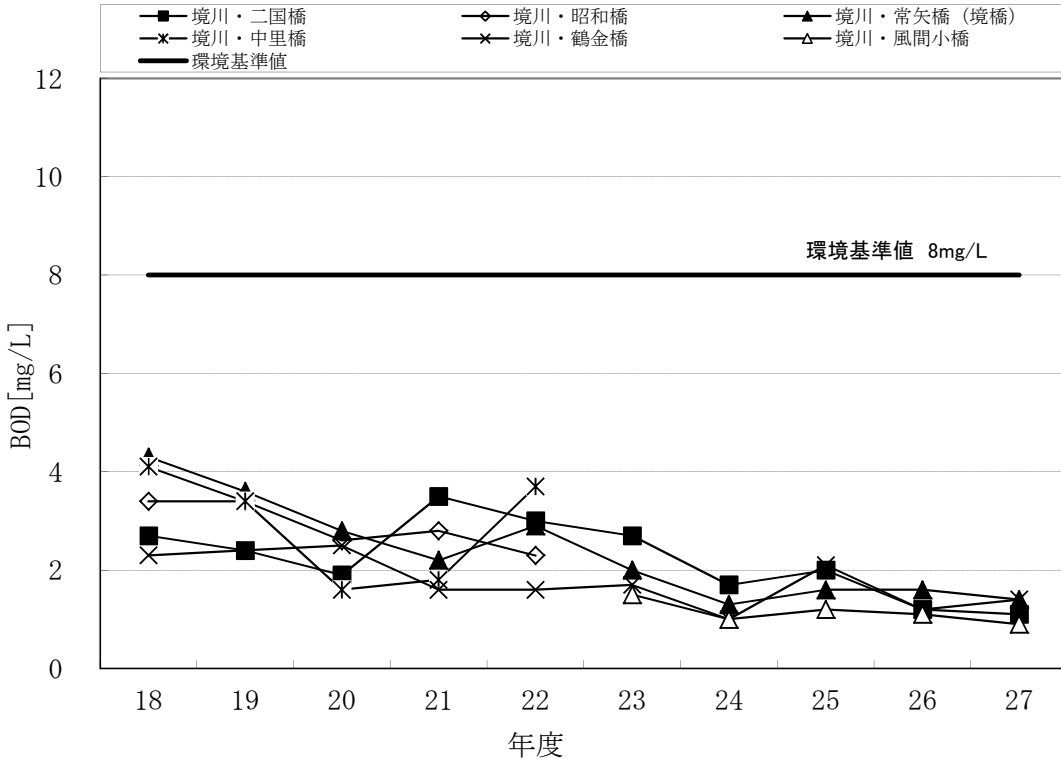
水質汚濁の指標となる BOD、COD の経年変化は、公共下水道の普及に伴い、汚濁は低減の傾向にありますが、近年ではやや横ばいになっています。

BODの経年変化

○ 相模川水系（鳩川、姥川、道保川、八瀬川、相模川、道志川）

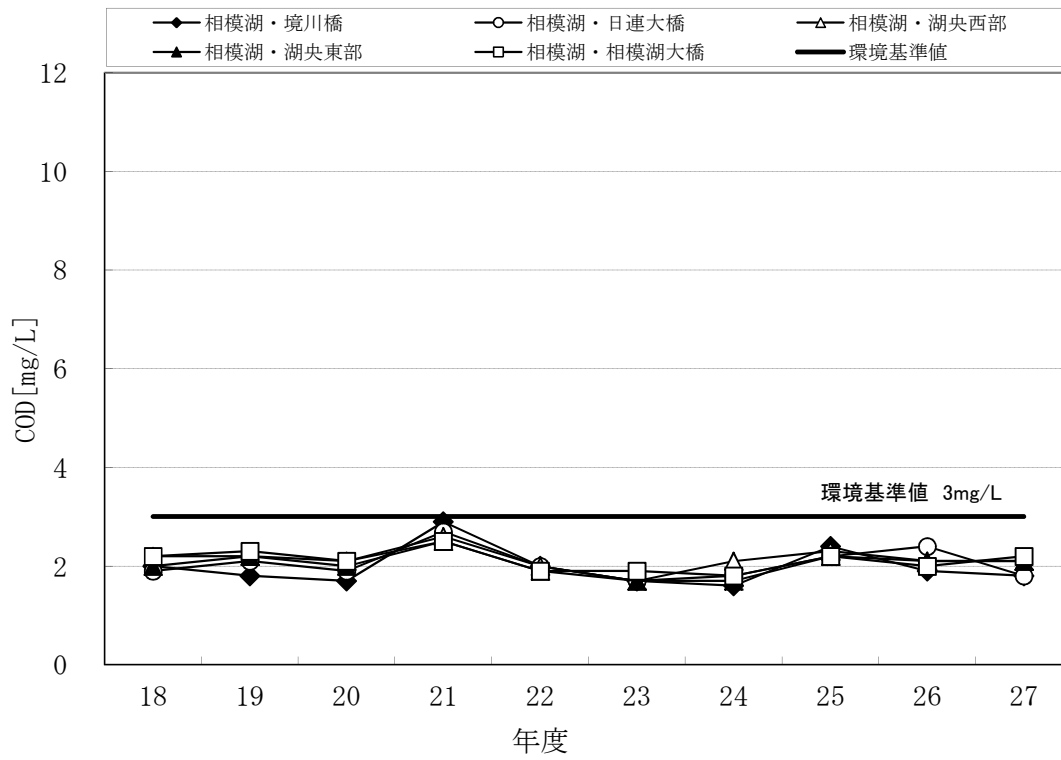


○ 境川

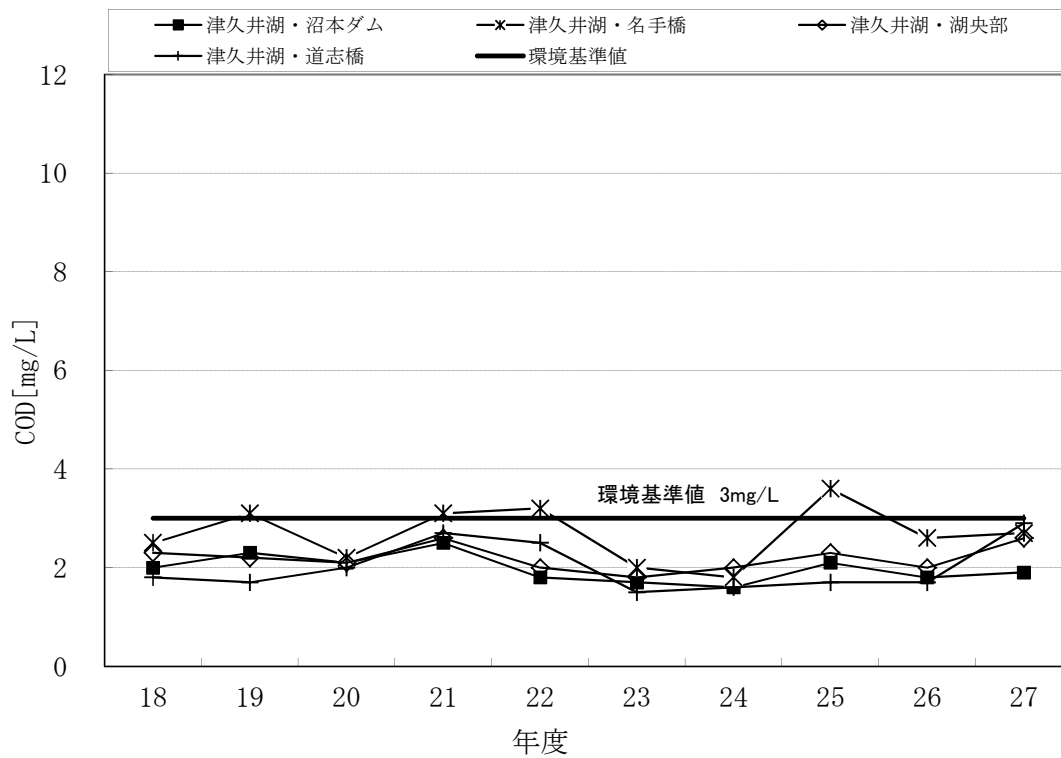


CODの経年変化

○ 相模湖



○ 津久井湖



河川及び湖沼

ア 相模川水系

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川A類型) (河川生物A類 型)	鳩川			
					三段の滝	久保橋	八幡橋	妙奠橋
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	0.10	0.18	0.34	0.26
	4	採取水深	m	-	0.02	0.04	0.07	0.05
	5	流速	m/s	-	0.42	0.24	0.20	0.33
	6	流量	m ³ /s	-	0.71	0.16	0.24	0.07
	7	気温	°C	-	21.2	21.3	20.3	18.7
	8	水温	°C	-	19.0	19.2	17.7	15.5
	9	色相	-	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	98.3	92.8	>100	94.0
	11	臭気	-	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0005	0.0007	<0.0005	0.0009
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	-	-	-
	8	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	-	-	-
	9	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	-	-	-
	10	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0001	-	-	-
	11	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0001	-	-	-
	12	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	0.0001	<0.0001	<0.0001
	13	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	-	-	-
	14	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0001	0.0004	0.0002	<0.0001
	15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0001	0.0003	0.0002	<0.0001
	16	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0002	-	-	-
	17	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	-	-	-
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	-	-	-
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	-	-	-
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0001	-	-	-
	21	セレン	mg/L	0.01以下	0.0005	-	-	-
	22	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	4.8	-	-	-
		硝酸性窒素	mg/L	-	4.8	-	-	-
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.01	-	-	-
	23	ふっ素	mg/L	0.8以下	<0.08	-	-	-
24	ぼう素	mg/L	1以下	0.0072	-	-	-	
25	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	<0.005	-	-	-	
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	8.4	7.8	8.0	8.3
	2	BOD	mg/L	2以下	1.1(1.2)	0.7(0.9)	0.9(0.9)	1.4(1.8)
	3	COD	mg/L	-	1.9(2.2)	-	-	-
	4	SS	mg/L	25以下	2	7	2	5
	5	DO	mg/L	7.5以上	10.7	9.9	11.5	10.9
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	9800	51000	22000	39000
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	-
	8	全窒素	mg/L	-	5.0	5.4	5.4	9.0
	9	全燐	mg/L	-	0.035	0.033	0.024	0.035
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0081	0.0082	0.0066	0.0067
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00006	-	-	-
	12	LAS	mg/L	0.03以下	0.0005	-	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	-	-
	2	銅	mg/L	-	0.0023	-	-	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.02	-	-	-
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	-	-	-
	5	ニッケル	mg/L	-	<0.001	-	-	-
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	<0.04	-	-	-
	2	燐酸態燐	mg/L	-	0.020	-	-	-
	3	電気伝導率	mS/m	-	47	-	-	-
	4	塩化物イオン	mg/L	-	77	-	-	-
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	-	-	-
	6	大腸菌数	個/100mL	-	176	-	-	-
	7	TOC	mg/L	-	0.8	-	-	-

- 備考 1 「<」は、未満を示します。
 2 「>」は、超過を示します。
 3 全シアンについては、年間の最大値です。
 4 環境基準欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。
 5 生活環境項目の環境基準値は、参考として相模川（河川A類型、河川生物A類型）に係る値を記載しています。
 6 BOD及びCOD欄中の（ ）内の数字は、日間平均値の75%値です。
 7 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川A類型) (河川生物A類型)	姥川		道保川	八瀬川
					作の口	天応院	泉橋	無量光寺下
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	0.27	0.21	0.30	0.27
	4	採取水深	m	-	0.05	0.04	0.06	0.05
	5	流速	m/s	-	0.32	0.25	0.29	0.32
	6	流量	m ³ /s	-	0.13	0.38	0.19	0.20
	7	気温	℃	-	21.0	19.2	20.5	19.4
	8	水温	℃	-	19.3	16.5	16.9	16.4
	9	色相	-	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	96.5	>100	99.3	98.3
	11	臭気	-	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0006	0.0006	<0.0005	0.0020
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	8	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0007	0.0001	<0.0001	<0.0001
	9	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0009	<0.0001	<0.0001	<0.0001
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	7.6	7.8	8.0	7.9
	2	BOD	mg/L	2以下	4.0(3.9)	1.0(1.0)	0.8(1.0)	0.9(1.0)
	3	SS	mg/L	25以下	4	1	4	3
	4	DO	mg/L	7.5以上	7.9	9.7	9.7	9.6
	5	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	3800000	15000	8000	15000
	6	全窒素	mg/L	-	5.5	4.8	5.3	7.7
	7	全磷	mg/L	-	0.13	0.042	0.031	0.024
	8	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.025	0.010	0.0076	0.0045

- 備考 1 「<」は、未満を示します。
2 「>」は、超過を示します。
3 全シアンについては、年間の最大値です。
4 環境基準欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。
5 生活環境項目の環境基準値は、参考として相模川（河川A類型、河川生物A類型）に係る値を記載しています。
6 BOD欄中の（ ）内の数字は、日間平均値の75%値です。
7 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川A類型) (河川生物A類型)	相模川	道志川	
					小倉橋	両国橋	弁天橋
					平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-
	3	水深	m	-	4.12	0.43	0.57
	4	採取水深	m	-	0.83	0.09	0.11
	5	流速	m/s	-	-	0.64	0.30
	6	流量	m ³ /s	-	29.50	5.36	3.35
	7	気温	°C	-	17.1	15.2	16.7
	8	水温	°C	-	14.8	12.9	14.5
	9	色相	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	84.3	99.1	>100
	11	臭気	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0006	<0.0005	<0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	0.0005	<0.0005	<0.0005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	8	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	9	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	10	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	11	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	12	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	13	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	14	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	16	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	17	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	21	セレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	22	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	0.89	0.49	0.53
		硝酸性窒素	mg/L	-	0.85	0.44	0.48
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.02	<0.01	<0.01	
23	ふっ素	mg/L	0.8以下	0.08	<0.08	<0.08	
24	ほう素	mg/L	1以下	0.011	0.0037	0.0083	
25	1,4-ジオキササン	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	7.8	7.8	7.9
	2	BOD	mg/L	2以下	1.2(1.2)	0.5(0.6)	0.7(0.8)
	3	COD	mg/L	-	1.9(2.1)	1.1(1.3)	1.3(1.4)
	4	SS	mg/L	25以下	7	1	1
	5	DO	mg/L	7.5以上	10.1	10.4	10.5
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	760	2200	1300
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	<0.5	<0.5
	8	全窒素	mg/L	-	1.1	0.52	0.60
	9	全磷	mg/L	-	0.061	0.012	0.009
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0053	0.0022	0.0016
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00006	-	-
	12	LAS	mg/L	0.03以下	0.0002	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	<0.005	<0.005
	2	銅	mg/L	-	0.0013	0.0021	0.0011
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.04	<0.02	<0.02
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	<0.01	<0.01
	5	ニッケル	mg/L	-	<0.001	<0.001	<0.001
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.06	<0.04	0.04
	2	磷酸態磷	mg/L	-	0.028	0.007	0.006
	3	電気伝導率	mS/m	-	14	9	10
	4	塩化物イオン	mg/L	-	4.4	1.7	2.3
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	<0.03	<0.03
	6	大腸菌数	個/100mL	-	12	-	-
	7	TOC	mg/L	-	1.0	-	-

- 備考 1 「<」は、未満を示します。
2 「>」は、超過を示します。
3 全シアンについては、年間の最大値です。
4 環境基準欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に設定されているものです。
5 道志川の生活環境項目の環境基準値は、参考として相模川（河川A類、河川生物A類型）に係る値を記載しています。
6 生活環境項目の平均値は、日間平均値の平均値です。
また、BOD及びCOD欄中の（ ）内の数字は、日間平均値の75%値です。
7 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

イ 境川水系

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (河川D類型)	境川			
					常矢橋	風間小橋	二国橋	鶴金橋
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候(降水量)	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	0.25	0.25	0.81	0.80
	4	採取水深	m	-	0.05	0.05	0.16	0.16
	5	流速	m/s	-	0.10	0.31	0.06	0.24
	6	流量	m ³ /s	-	0.25	0.09	0.15	0.57
	7	気温	℃	-	18.2	21.2	18.9	21.7
	8	水温	℃	-	16.9	17.1	15.6	19.0
	9	色相	-	-	-	-	-	-
	10	透視度	cm	-	97.7	93.3	>100	98.9
	11	臭気	-	-	-	-	-	-
	12	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0005	<0.0005	0.0006	0.0007
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	-	-	-
	8	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	-	-	-
	9	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	-	-	-
	10	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0001	-	-	-
	11	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0001	-	-	-
	12	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	13	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	-	-	-
	14	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	15	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	16	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0002	-	-	-
	17	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	-	-	-
	18	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	-	-	-
	19	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	-	-	-
	20	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0001	-	-	-
	21	セレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	-	-	-
	22	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	2.0	-	-	-
		硝酸性窒素	mg/L	-	2.0	-	-	-
		亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.03	-	-	-
	23	ふっ素	mg/L	0.8以下	<0.08	-	-	-
24	ほう素	mg/L	1以下	0.11	-	-	-	
25	1,4-ジオキササン	mg/L	0.05以下	<0.005	-	-	-	
生活環境項目	1	pH	-	6.0~8.5	8.5	7.6	8.0	8.6
	2	BOD	mg/L	8以下	1.4(1.7)	0.9(0.8)	1.1(1.1)	1.4(1.9)
	3	COD	mg/L	-	3.4(3.9)	-	-	-
	4	SS	mg/L	100以下	2	5	3	2
	5	DO	mg/L	2以上	10.0	9.8	10.4	11.8
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	-	31000	7800	20000	10000
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	-
	8	全窒素	mg/L	-	2.6	2.1	2.0	2.8
	9	全磷	mg/L	-	0.088	0.035	0.053	0.054
	10	全亜鉛	mg/L	-	0.040	0.0026	0.0055	0.0092
	11	ノニルフェノール	mg/L	-	<0.00006	-	-	-
	12	LAS	mg/L	-	0.0047	-	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	-	-
	2	銅	mg/L	-	0.0049	-	-	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.04	-	-	-
	4	溶解性マンガン	mg/L	-	0.01	-	-	-
	5	ニッケル	mg/L	-	0.001	-	-	-
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.04	-	-	-
	2	磷酸態磷	mg/L	-	0.057	-	-	-
	3	電気伝導率	mS/m	-	31	-	-	-
	4	塩化物イオン	mg/L	-	20	-	-	-
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	-	-	-
	6	非イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.005	-	-	-
	7	大腸菌数	個/100mL	-	680	-	-	-
	8	TOC	mg/L	-	1.5	-	-	-

- 備考 1 「<」は、未満を示します。
 2 「>」は、超過を示します。
 3 全シアンについては、年間の最大値です。
 4 環境基準欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。
 5 生活環境項目の平均値は、日間平均値の平均値です。
 また、BOD及びCOD欄中の()内の数字は、日間平均値の75%値です。
 6 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。

ウ 湖沼（相模湖）

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (湖沼A・II類型) (河川生物A類型)	相模湖				
					境川橋	日連大橋	湖央西部	湖央東部	相模湖大橋
					平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候（降水量）	mm	-	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	10.6	13.0	14.3	20.6	24.5
	4	採取水深	m	-	5.1	6.3	6.9	10.1	12.0
	5	気温	℃	-	18.6	19.2	20.6	20.3	21.0
	6	水温	℃	-	14.6	14.9	14.9	14.7	14.5
	7	色相	-	-	-	-	-	-	-
	8	透明度	m	-	2.3	2.1	1.8	1.9	1.8
	9	臭気	-	-	-	-	-	-	-
	10	外観	-	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	0.0007	<0.0005	<0.0005	0.0006	0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	0.0005	0.0006	0.0005	0.0005	0.0006
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	PCB	mg/L	検出されないこと	不検出	-	-	不検出	-
	8	ジクロロエタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	9	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	10	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	11	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	12	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	13	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	14	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	15	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	16	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	17	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	18	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	19	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	20	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	22	セレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	23	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	1.0	0.96	0.93	0.94	0.92
	硝酸性窒素	mg/L	-	1.0	0.94	0.90	0.91	0.88	
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
24	ふっ素	mg/L	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	
25	ほう素	mg/L	1以下	0.013	0.013	0.013	0.013	0.014	
26	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	8.0	8.0	8.1	8.0	7.9
	2	BOD	mg/L	-	1.0(1.3)	1.0(1.4)	1.5(1.5)	1.2(1.4)	1.2(1.5)
	3	COD	mg/L	3以下	1.8(2.2)	1.8(2.2)	2.1(2.0)	2.1(2.1)	2.2(2.3)
	4	SS	mg/L	5以下	5	5	7	7	7
	5	DO	mg/L	7.5以上	10.2	10.5	10.5	10.3	9.6
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	5400	3900	3700	5600	2800
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	-	<0.5	-
	8	全窒素	mg/L	1.2以下※	1.2(1.2)	1.2(1.1)	1.2(1.2)	1.2(1.2)	1.2(1.1)
	9	全燐	mg/L	0.080以下※	0.10(0.098)	0.083(0.081)	0.092(0.094)	0.086(0.085)	0.087(0.082)
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.014	0.0065	0.0050	0.0045	0.0043
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00006	-	-	-	-
	12	LAS	mg/L	0.03以下	0.0028	-	-	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-
	2	銅	mg/L	-	0.0054	-	-	0.0031	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.02	-	-	0.03	-
	4	溶解性マンガ	mg/L	-	<0.01	-	-	0.01	-
	5	クロム	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-
	6	EPN	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-
	7	ニッケル	mg/L	-	0.001	-	-	<0.001	-
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.06	0.05	0.05	0.04	0.09
	2	磷酸態燐	mg/L	-	0.082	0.063	0.058	0.057	0.056
	3	電気伝導率	mS/m	-	14	14	14	14	14
	4	塩化物イオン	mg/L	-	5.0	4.6	4.5	4.5	4.4
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	6	クロロフィルa	μ/L	-	8.9	13	26	18	16
	7	トリハロメタン生成能	mg/L	-	-	-	-	0.016	-
	8	非イオン界面活性剤	mg/L	-	0.005	-	-	<0.005	-
	9	プランクトン	個/mL	-	-	-	-	5200	4500
	10	大腸菌数	個/100mL	-	-	-	-	9	-
	11	TOC	mg/L	-	-	-	-	1.0	-

- 備考 1 「<」は、未満を示します。
 2 全シアンについては、年間の最大値です。
 3 環境基準欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。
 4 BOD及びCOD欄中の（ ）内の数字は、日間平均値の75%値です。
 5 全窒素及び全燐欄中の（ ）内の数字は、上層部の平均値です。
 6 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。
 7 環境基準値の横に「※」があるものは、暫定目標です。

湖沼（津久井湖）

区分	番号	測定項目	単位	環境基準値 (湖沼A・II類型) (河川生物A類型)	津久井湖			
					沼本ダム	名手橋	湖央部	道志橋
					平均値	平均値	平均値	平均値
観測項目	1	天候	-	-	-	-	-	-
	2	前日天候（降水量）	mm	-	-	-	-	-
	3	水深	m	-	17.2	21.8	35.6	7.2
	4	採取水深	m	-	8.4	10.7	17.6	3.4
	5	気温	℃	-	20.4	21.0	21.2	20.8
	6	水温	℃	-	14.5	15.6	15.2	16.0
	7	色相	-	-	-	-	-	-
	8	透明度	m	-	1.7	2.2	2.6	3.4
	9	臭気	-	-	-	-	-	-
	10	外観	-	-	-	-	-	-
健康項目	1	カドミウム	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	2	全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
	3	鉛	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	4	六価クロム	mg/L	0.05以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	5	砒素	mg/L	0.01以下	0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005
	6	総水銀	mg/L	0.0005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	7	PCB	mg/L	検出されないこと	不検出	-	不検出	-
	8	ジクロロタン	mg/L	0.02以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	9	四塩化炭素	mg/L	0.002以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	10	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	11	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	12	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	13	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	14	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	15	トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	16	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	17	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	18	チウラム	mg/L	0.006以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	19	シマジン	mg/L	0.003以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	20	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	21	ベンゼン	mg/L	0.01以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	22	セレン	mg/L	0.01以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	23	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	合計10以下	0.95	0.84	0.87	0.59
	硝酸性窒素	mg/L	-	0.92	0.80	0.83	0.54	
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.01	0.01	0.02	0.01	
24	ふっ素	mg/L	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	
25	ほう素	mg/L	1以下	0.014	0.012	0.011	0.010	
26	1,4-ジオキササン	mg/L	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
生活環境項目	1	pH	-	6.5~8.5	7.8	8.0	8.0	7.9
	2	BOD	mg/L	-	0.9(1.1)	1.9(2.3)	1.8(1.5)	2.0(1.8)
	3	COD	mg/L	3以下	1.9(1.9)	2.7(2.7)	2.6(2.5)	2.9(2.5)
	4	SS	mg/L	5以下	7	8	9	6
	5	DO	mg/L	7.5以上	9.8	10.5	9.7	10.8
	6	大腸菌群数	MPN/100mL	1000以下	2200	590	250	830
	7	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	<0.5	-	<0.5	-
	8	全窒素	mg/L	1.1以下※	1.1(1.1)	1.2(1.2)	1.2(1.2)	1.1(1.5)
	9	全燐	mg/L	0.042以下※	0.078(0.075)	0.076(0.082)	0.064(0.062)	0.059(0.098)
	10	全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.0052	0.0033	0.0055	0.0020
	11	ノニルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00006	-	-	-
	12	LAS	mg/L	0.03以下	0.0002	-	-	-
特殊項目	1	フェノール類	mg/L	-	<0.005	-	<0.005	-
	2	銅	mg/L	-	0.0018	-	0.0018	-
	3	溶解性鉄	mg/L	-	0.02	-	0.05	-
	4	溶解性マンガ	mg/L	-	0.02	-	<0.01	-
	5	クロム	mg/L	-	<0.005	-	<0.005	-
	6	EPN	mg/L	-	<0.0005	-	<0.0005	-
	7	ニッケル	mg/L	-	<0.001	-	<0.001	-
その他の項目	1	アンモニア性窒素	mg/L	-	0.05	0.06	0.07	0.04
	2	磷酸態燐	mg/L	-	0.050	0.031	0.029	0.008
	3	電気伝導率	mS/m	-	14	13	13	11
	4	塩化物イオン	mg/L	-	4.4	4.0	4.1	2.6
	5	陰イオン界面活性剤	mg/L	-	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	6	クロロフィルa	μ/L	-	11	34	38	69
	7	トリハロメタン生成能	mg/L	-	-	-	0.018	-
	8	非イオン界面活性剤	mg/L	-	-	-	<0.005	-
	9	プランクトン	個/mL	-	-	4700	2100	-
	10	大腸菌数	個/100mL	-	-	-	3	-
	11	TOC	mg/L	-	-	-	1.3	-

- 備考 1 「<」は、未満を示します。
 2 全シアンについては、年間の最大値です。
 3 環境基準欄中の類型とは、類型指定と呼ばれるもので、利水目的に応じて定められているものです。
 4 BOD及びCOD欄中の（ ）内の数字は、日間平均値の75%値です。
 5 全窒素及び全燐欄中の（ ）内の数字は、上層部の平均値です。
 6 不検出とは、定量下限値未満であることをいいます。
 7 環境基準値の横に「※」があるものは、暫定目標です。

河川・湖沼（要監視項目）

区分	種類	番号	測定項目	単位	指針値	相模川
						小倉橋
						平均値
要監視項目	水生生物の保全に関する項目	1	クロロホルム	mg/L	0.7以下	<0.0001
		2	フェノール	mg/L	0.05以下	<0.001
		3	ホルムアルデヒド	mg/L	1以下	<0.003
		4	4-t-オクチルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00003
		5	アニリン	mg/L	0.02以下	<0.002
		6	2,4-ジクロロフェノール	mg/L	0.03以下	<0.0003

区分	種類	番号	測定項目	単位	指針値	相模湖		津久井湖	
						境川橋	湖央東部	沼本ダム	湖央部
						平均値	平均値	平均値	平均値
要監視項目	人の健康の保護に関する項目	1	クロロホルム	mg/L	0.06 以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		3	1,2ジクロロプロパン	mg/L	0.06 以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		4	p-ジクロロベンゼン	mg/L	0.2 以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		5	イソキサチオン	mg/L	0.008 以下	—	<0.0004	—	<0.0004
		6	ダイアジノン	mg/L	0.005 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		7	フェニトロチオン	mg/L	0.003 以下	—	<0.0003	—	<0.0003
		8	イソプロチオラン	mg/L	0.04 以下	—	<0.0003	—	<0.0003
		9	オキシ銅	mg/L	0.04 以下	—	<0.005	—	<0.005
		10	クロタロニル	mg/L	0.05 以下	—	<0.00007	—	<0.00007
		11	プロピサミド	mg/L	0.008 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		12	ジクロロボス	mg/L	0.008 以下	—	<0.00002	—	<0.00002
		13	フェノカルブ	mg/L	0.03 以下	—	<0.00004	—	<0.00004
		14	イプロベンホス	mg/L	0.008 以下	—	<0.00007	—	<0.00007
		15	クロロニトルフェン	mg/L	—	—	<0.0001	—	<0.0001
		16	トルエン	mg/L	0.6 以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		17	キシレン	mg/L	0.4 以下	—	<0.0001	—	<0.0001
		18	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	0.06 以下	—	<0.0005	—	<0.0005
		19	モリブデン	mg/L	0.07 以下	—	<0.007	—	<0.007
		20	アンチモン	mg/L	0.02 以下	—	<0.0003	—	<0.0003
		21	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002 以下	—	<0.0002	—	<0.0002
		22	エビクロヒドリ	mg/L	0.0004 以下	—	<0.00003	—	<0.00003
		23	全マンガン	mg/L	0.2 以下	—	0.018	—	0.027
		24	ウラン	mg/L	0.002 以下	—	<0.00005	—	<0.00005
	水生生物の保全に関する項目	1	クロロホルム	mg/L	0.7以下	<0.0001	—	<0.0001	—
		2	フェノール	mg/L	0.05以下	<0.001	—	<0.001	—
		3	ホルムアルデヒド	mg/L	1以下	<0.003	—	<0.003	—
		4	4-t-オクチルフェノール	mg/L	0.001以下	<0.00003	—	<0.00003	—
		5	アニリン	mg/L	0.02以下	<0.002	—	<0.002	—
		6	2,4-ジクロロフェノール	mg/L	0.03以下	<0.0003	—	<0.0003	—

備考 1 「<」は、未満を示します。

2 地下水の状況

(1) 定期モニタリング調査（市計画）結果

相模原市測定計画に基づき、相模原地域（旧相模原市）については地域を1k㎡メッシュに区切った85地点、旧城山町については14地点、計99地点の定期モニタリング調査を実施しました。99地点のうち、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン及びトリクロロエチレンについては、全地点で環境基準を達成しました。テトラクロロエチレンについては、96地点で環境基準を達成しました。

平成27年度 定期モニタリング調査（市計画）結果

四塩化炭素

調査時期	10月
環境基準値 (mg/L)	0.002 以下
平均値 (mg/L)	0.0002
最大値 (mg/L)	0.0008
最小値 (mg/L)	<0.0002
検出地点数(箇所)	9
検出割合 (%)	9.1
超過地点数(箇所)	0
超過割合 (%)	0.0

1,1,1-トリクロロエタン

調査時期	10月
環境基準値 (mg/L)	1 以下
平均値 (mg/L)	0.0006
最大値 (mg/L)	0.0065
最小値 (mg/L)	<0.0002
検出地点数(箇所)	24
検出割合 (%)	24.2
超過地点数(箇所)	0
超過割合 (%)	0.0

トリクロロエチレン

調査時期	10月
環境基準値 (mg/L)	0.01 以下
平均値 (mg/L)	0.0015
最大値 (mg/L)	0.0074
最小値 (mg/L)	<0.0002
検出地点数(箇所)	63
検出割合 (%)	63.6
超過地点数(箇所)	0
超過割合 (%)	0.0

テトラクロロエチレン

調査時期	10月
環境基準値 (mg/L)	0.01 以下
平均値 (mg/L)	0.0018
最大値 (mg/L)	0.014
最小値 (mg/L)	<0.0002
検出地点数(箇所)	55
検出割合 (%)	55.6
超過地点数(箇所)	3
超過割合 (%)	3.0

備考 「<」は、未満を示します。

四塩化炭素濃度経年変化

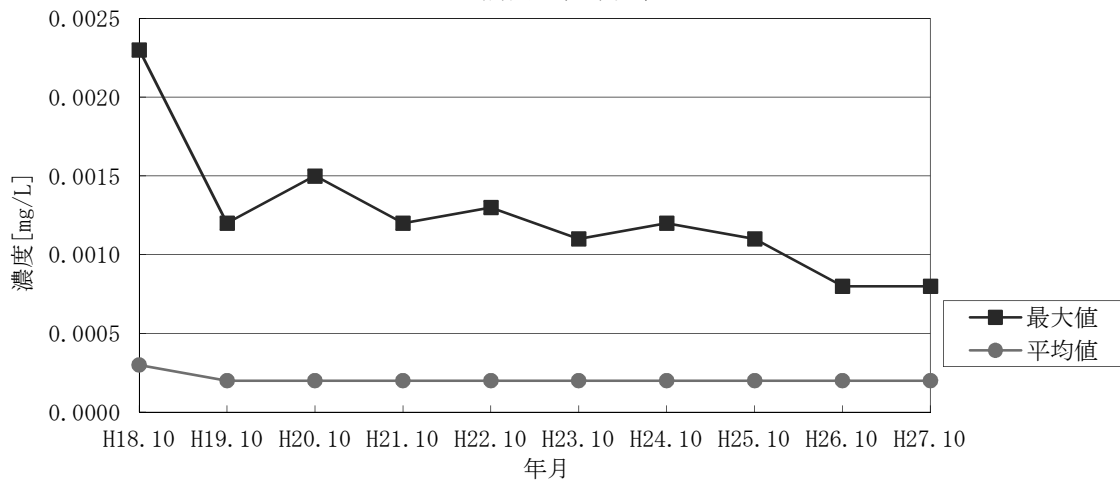
環境基準 0.002mg/L 以下

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年・月	H18.10	H19.10	H20.10	H21.10	H22.10	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27.10
調査地点数	106	124	124	124	100	100	100	99	99	99
平均値	0.0003	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
最大値	0.0023	0.0012	0.0015	0.0012	0.0013	0.0011	0.0012	0.0011	0.0008	0.0008
最小値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
検出地点数	19	17	17	14	11	13	10	9	8	9
検出割合	17.9	13.7	13.7	11.3	11.0	13.0	10.0	9.1	8.1	9.1
超過地点数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
超過割合	0.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0

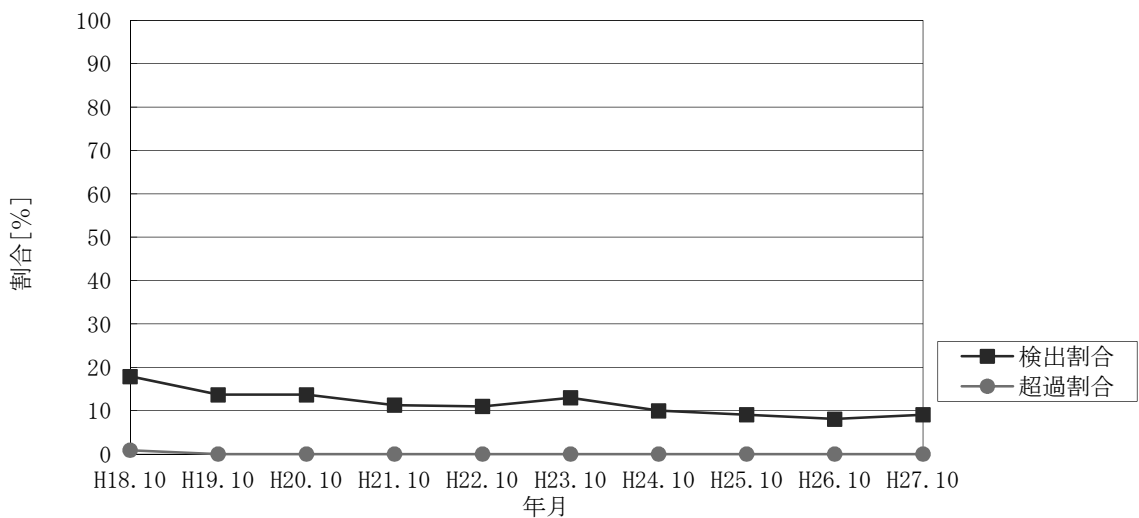
備考 1 濃度の単位は、mg/L、割合は%。<0.0002 は不検出を示す。平成 17 年度より年 1 回の調査となった。

2 平成 18 年度に津久井町及び相模湖町の 17 地点、平成 19 年度に城山町及び藤野町の 18 地点を調査対象に加えた。

濃度の経年変化



割合の経年変化

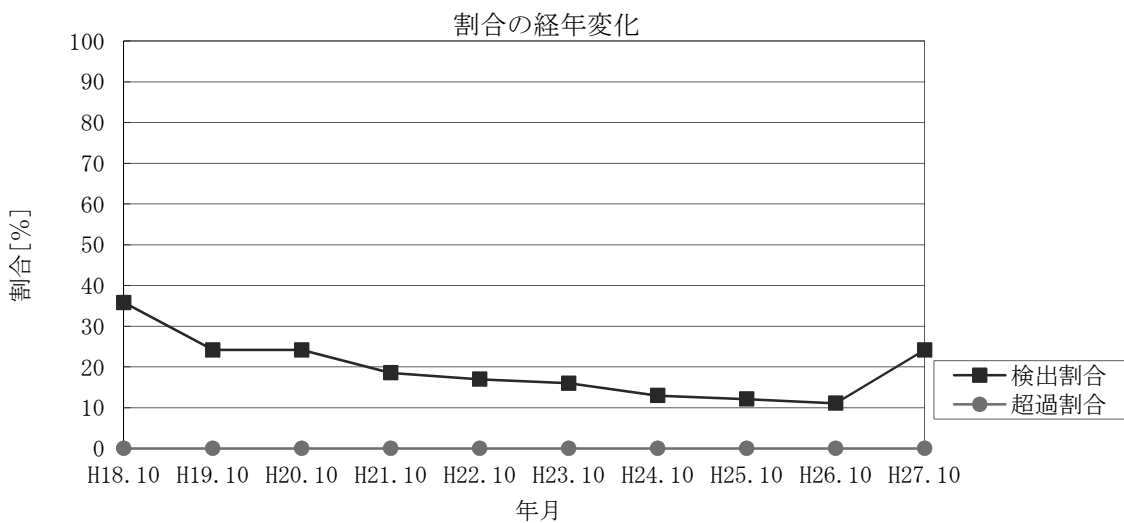
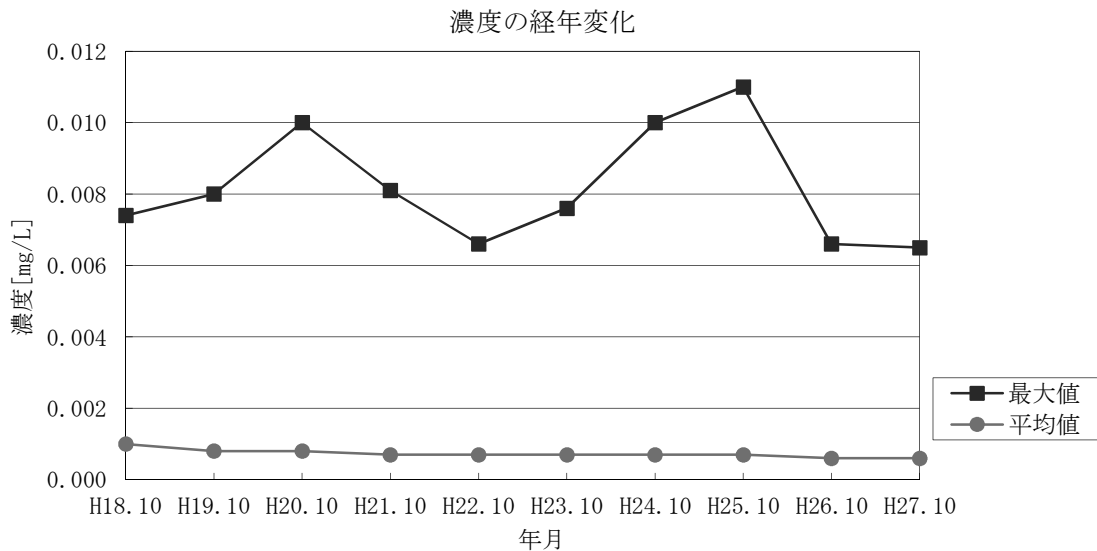


1, 1, 1-トリクロロエタン濃度経年変化

環境基準 1mg/L 以下

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年・月	H18.10	H19.10	H20.10	H21.10	H22.10	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27.10
調査地点数	106	124	124	124	100	100	100	99	99	99
平均値	0.0010	0.0008	0.0008	0.0007	0.0007	0.0007	0.0007	0.0007	0.0006	0.0006
最大値	0.0074	0.0080	0.010	0.0081	0.0066	0.0076	0.010	0.011	0.0066	0.0065
最小値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0002
検出地点数	38	30	30	23	17	16	13	12	11	24
検出割合	35.8	24.2	24.2	18.5	17.0	16.0	13.0	12.1	11.1	24.2
超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
超過割合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 備考 1 濃度の単位は、mg/L、割合は%。<0.0005 は不検出を示す。平成 17 年度より年 1 回の調査となった。
 2 平成 18 年度に津久井町及び相模湖町の 17 地点、平成 19 年度に城山町及び藤野町の 18 地点を調査対象に加えた。
 3 平成 27 年度より報告下限値である最小値が<0.0005 から<0.0002 へ変更となった。



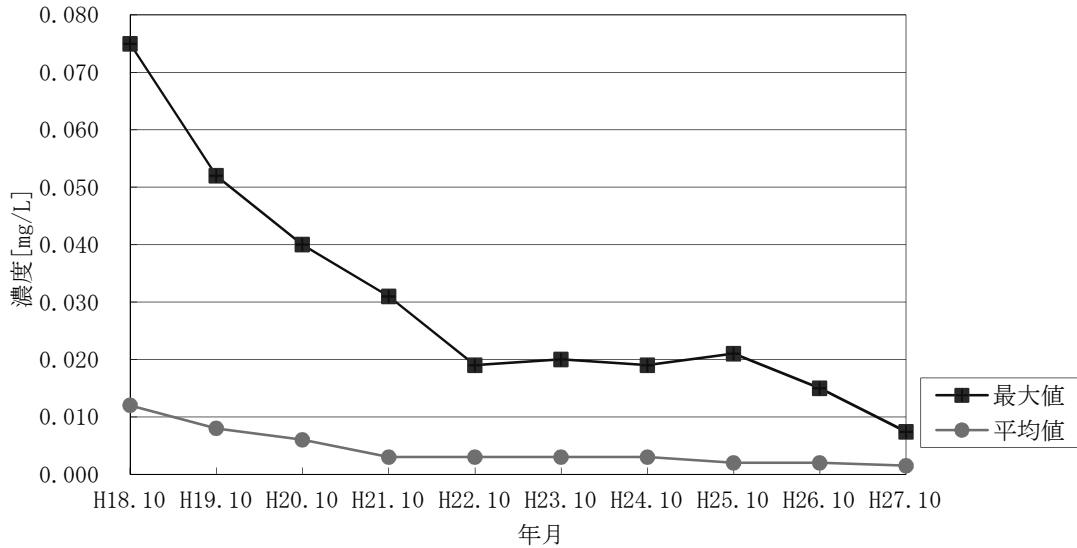
トリクロロエチレン濃度経年変化

環境基準 0.01 mg/L 以下

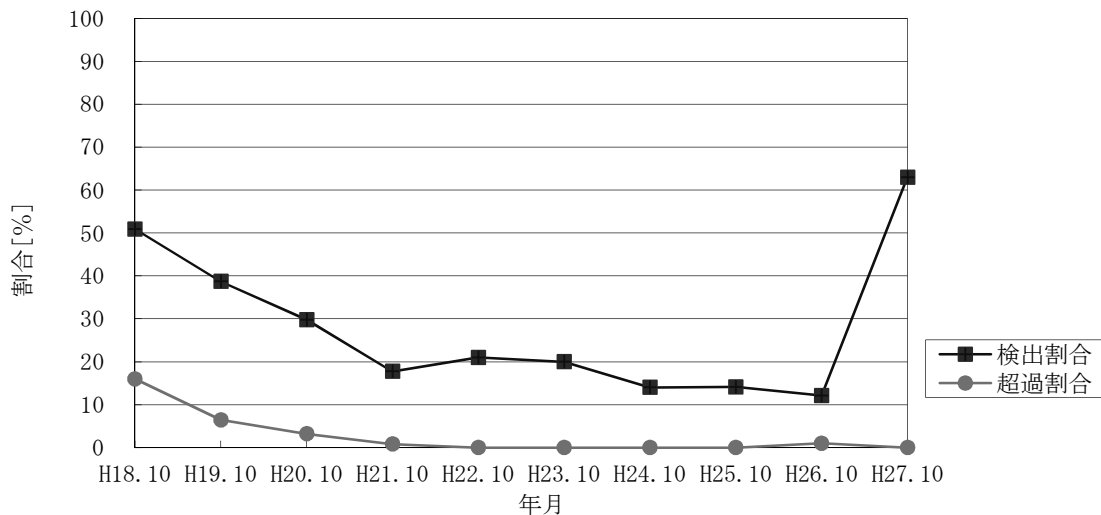
年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年・月	H18.10	H19.10	H20.10	H21.10	H22.10	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27.10
調査地点数	106	124	124	124	100	100	100	99	99	99
平均値	0.012	0.008	0.006	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.0015
最大値	0.075	0.052	0.040	0.031	0.019	0.020	0.019	0.021	0.015	0.0074
最小値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0002
検出地点数	54	48	37	22	21	20	14	14	12	63
検出割合	50.9	38.7	29.8	17.7	21.0	20.0	14.0	14.1	12.1	63.0
超過地点数	17	8	4	1	0	0	0	0	1	0
超過割合	16.0	6.5	3.2	0.8	0	0	0	0	1.0	0

- 備考 1 濃度の単位は、mg/L、割合は%。<0.002 は不検出を示す。平成 17 年度より年 1 回の調査となった。
- 2 平成 18 年度に津久井町及び相模湖町の 17 地点、平成 19 年度に城山町及び藤野町の 18 地点を調査対象に加えた。
- 3 平成 26 年 11 月 17 日環境省告示第 127 号により、基準値が 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下へ改正された。
- 4 平成 27 年度より報告下限値である最小値が<0.002 から<0.0002 へ変更となった。

濃度の経年変化



割合の経年変化



テトラクロロエチレン濃度経年変化

環境基準 0.01 mg/L 以下

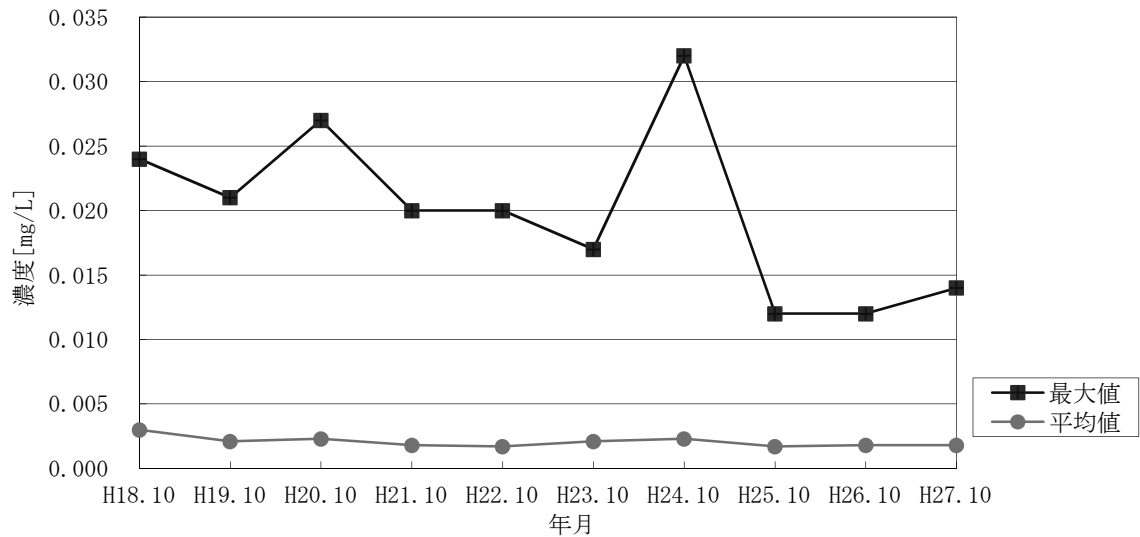
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年・月	H18.10	H19.10	H20.10	H21.10	H22.10	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27.10
調査地点数	106	124	124	124	100	100	100	99	99	99
平均値	0.0030	0.0021	0.0023	0.0018	0.0017	0.0021	0.0023	0.0017	0.0018	0.0018
最大値	0.024	0.021	0.027	0.020	0.020	0.017	0.032	0.012	0.012	0.014
最小値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0002
検出地点数	54	55	55	50	48	52	47	46	46	55
検出割合	50.9	44.4	44.4	40.3	48.0	52.0	47.0	46.5	46.5	55.6
超過地点数	10	8	7	6	2	4	5	2	3	3
超過割合	9.4	6.5	5.6	4.8	2.0	4.0	5.0	2.0	3.0	3.0

備考 1 濃度の単位は、mg/L、割合は%。<0.0005 は不検出を示す。平成 17 年度より年 1 回の調査となった。

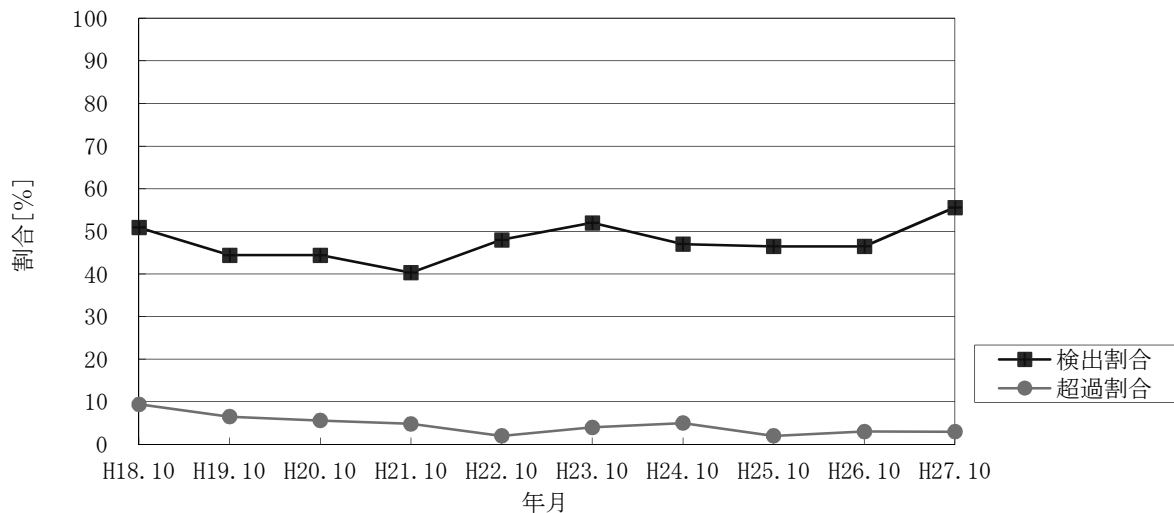
2 平成 18 年度に津久井町及び相模湖町の 17 地点、平成 19 年度に城山町及び藤野町の 18 地点を調査対象に加えた。

3 平成 27 年度より報告下限値である最小値が<0.0005 から<0.0002 へ変更となった。

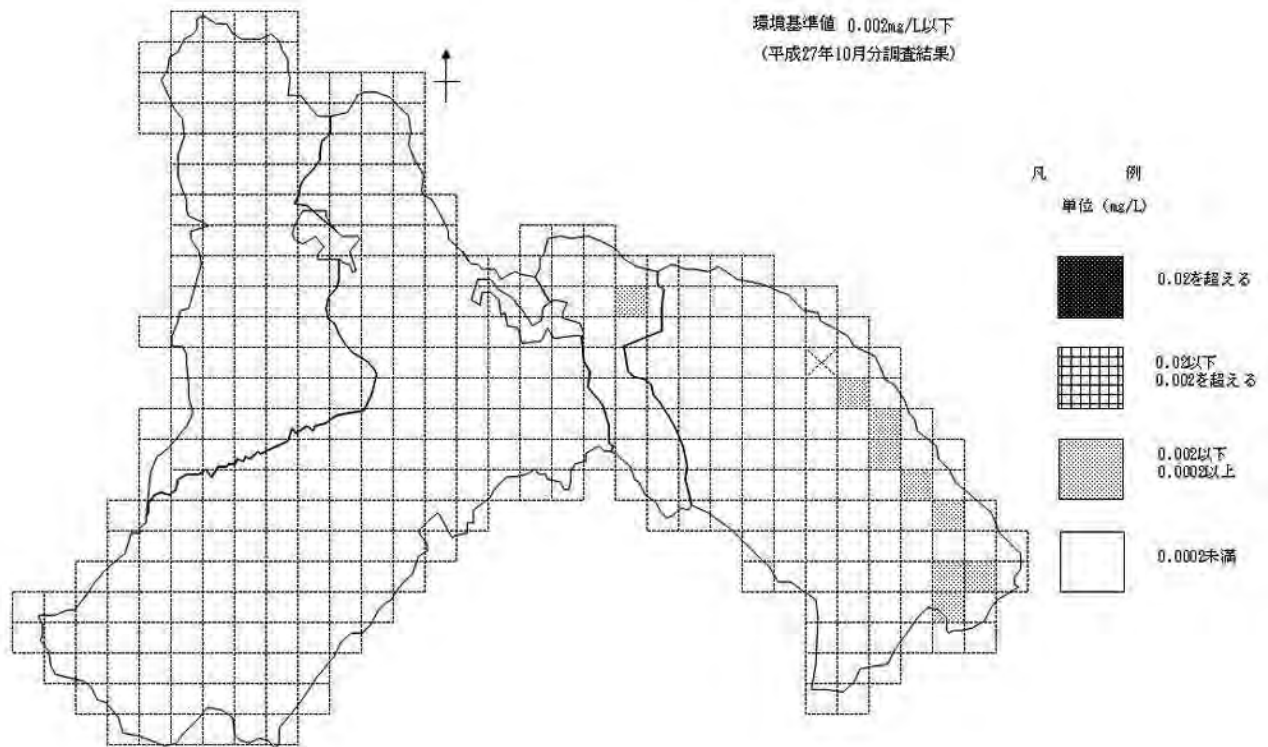
濃度の経年変化



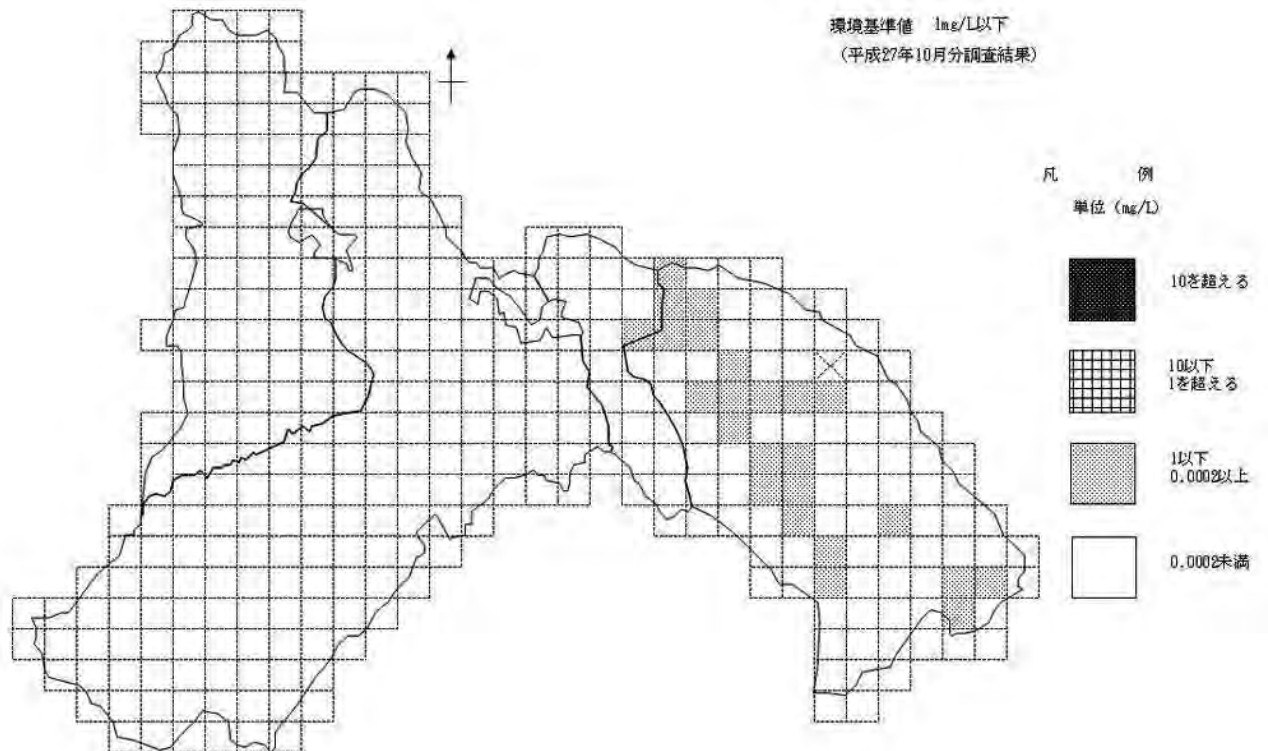
割合の経年変化



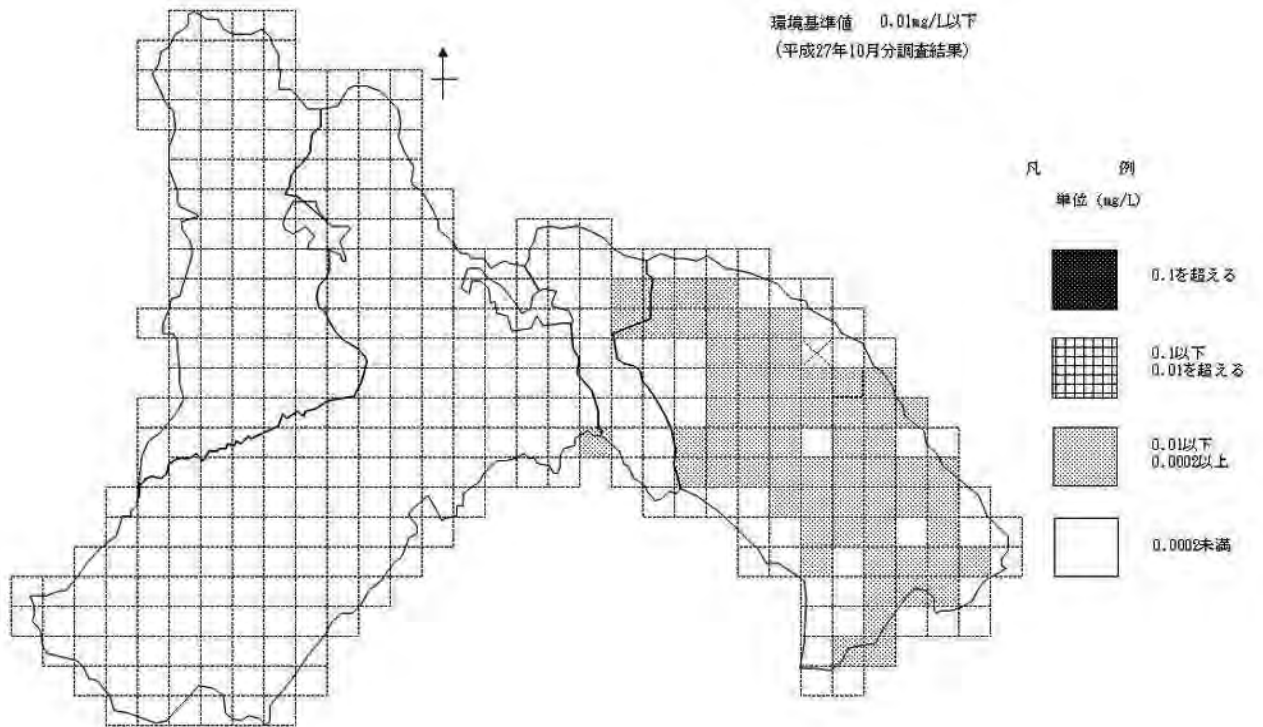
四塩化炭素濃度分布図



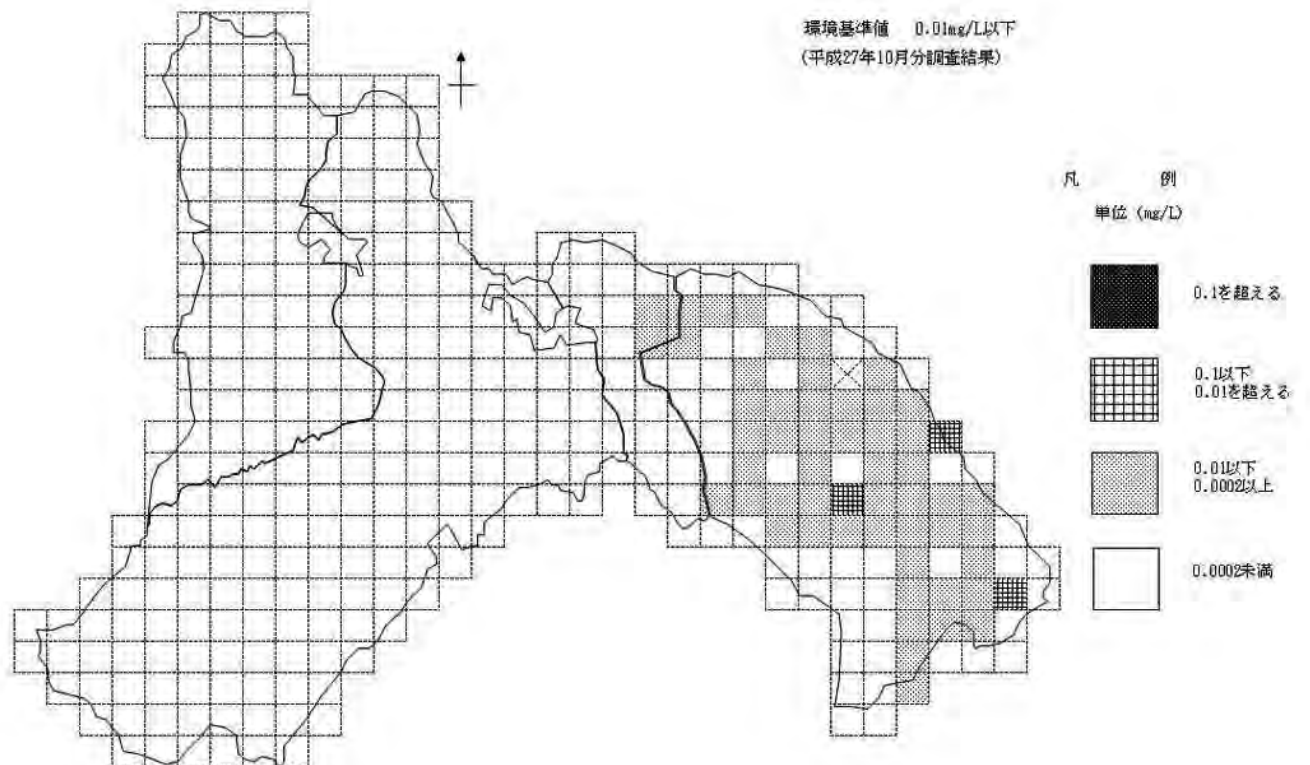
1,1,1-トリクロロエタン濃度分布図



トリクロロエチレン濃度分布図



テトラクロロエチレン濃度分布図



(2) 概況調査（県計画）結果

4カ年計画で調査しています。平成27年度は計12地点で調査を実施しました。また、長期的な観点から水質の経年変化を把握するための定点調査として、10地点について調査を実施しました。

概況調査22地点中のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については21地点、その他の項目は全地点で環境基準を達成しました。

平成27年度 概況調査（県計画）結果

単位：mg/L

項目名	環境基準値	平均値	最大値	最小値	検 出		基 準 超 過	
					地点数	検出割合	地点数	超過割合
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0	0.0%	0	0.0%
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0	0.0%	0	0.0%
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	0	0.0%	0	0.0%
六価クロム	0.05 以下	<0.02	<0.02	<0.02	0	0.0%	0	0.0%
砒素	0.01 以下	0.005	0.008	<0.005	1	4.5%	0	0.0%
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0	0.0%	0	0.0%
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	0	0.0%	0	0.0%
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	0.0004	<0.0002	1	4.5%	0	0.0%
塩化ビニルモノマー	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.0002	0.0008	<0.0002	2	9.1%	0	0.0%
1,2-ジクロロエチレン	0.04 合計以下	0.0006	0.0043	<0.0004	5	22.7%	0	0.0%
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.0004	0.0041	<0.0002	5	22.7%		
トランス-1,2-ジクロロエチレン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%		
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.0003	0.0014	<0.0002	5	22.7%	0	0.0%
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0002	0.0002	<0.0002	1	4.5%	0	0.0%
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.0005	0.0015	<0.0002	11	50.0%	0	0.0%
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0007	0.0029	<0.0002	9	40.9%	0	0.0%
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0	0.0%	0	0.0%
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0	0.0%	0	0.0%
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0	0.0%	0	0.0%
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	0	0.0%	0	0.0%
ベンゼン	0.01 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0	0.0%	0	0.0%
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	0	0.0%	0	0.0%
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 合計以下	4.1	14	<0.1	22	100.0%	1	4.5%
硝酸性窒素		4.1	14	<0.05	22	100.0%		
亜硝酸性窒素		<0.05	<0.05	<0.05	0	0.0%		
ふっ素	0.8 以下	0.08	0.09	<0.08	2	9.1%	0	0.0%
ほう素	1 以下	0.03	0.12	<0.02	3	13.6%	0	0.0%
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	0	0.0%	0	0.0%

(3) 継続監視調査（県計画）結果

神奈川県測定計画に基づき、9地点で継続監視調査を実施しました。有機塩素系化合物については、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン及びトリクロロエチレンについては全地点で、テトラクロロエチレンについては、4地点のうち2地点で環境基準を達成しました。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、5地点のうち3地点で環境基準を達成しました。

平成27年度 継続監視調査（県計画）結果

四塩化炭素

環境基準値 (mg/L)	0.002 以下
平均値 (mg/L)	0.0002
最大値 (mg/L)	0.0002
最小値 (mg/L)	<0.0002
調査地点数(箇所)	4
検出地点数(箇所)	2
検出割合 (%)	50.0
超過地点数(箇所)	0
超過割合 (%)	0.0

1,1,1-トリクロロエタン

環境基準値 (mg/L)	1 以下
平均値 (mg/L)	<0.0002
最大値 (mg/L)	<0.0002
最小値 (mg/L)	<0.0002
調査地点数(箇所)	4
検出地点数(箇所)	0
検出割合 (%)	0.0
超過地点数(箇所)	0
超過割合 (%)	0.0

トリクロロエチレン

環境基準値 (mg/L)	0.01 以下
平均値 (mg/L)	0.0006
最大値 (mg/L)	0.0007
最小値 (mg/L)	0.0005
調査地点数(箇所)	4
検出地点数(箇所)	4
検出割合 (%)	100.0
超過地点数(箇所)	0
超過割合 (%)	0.0

テトラクロロエチレン

環境基準値 (mg/L)	0.01 以下
平均値 (mg/L)	0.0096
最大値 (mg/L)	0.012
最小値 (mg/L)	0.0052
調査地点数(箇所)	4
検出地点数(箇所)	4
検出割合 (%)	100.0
超過地点数(箇所)	2
超過割合 (%)	50.0

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

環境基準値 (mg/L)	合計 10 以下
平均値 (mg/L)	11
最大値 (mg/L)	13
最小値 (mg/L)	8.2
調査地点数(箇所)	5
検出地点数(箇所)	5
検出割合 (%)	100.0
超過地点数(箇所)	2
超過割合 (%)	40.0

- 備考 1 採水時期：10月
2 「<」は、未満を示します。

(4) 地下水位測定結果

ア 地下水位の変動

市内の地下水位の経年変化を調査している 8 地点については、前年度に比べ、全地点平均で約 0.3m 下降しました。なお、地下水位は降雨状況等により例年変動します。

イ 地下水位の概況

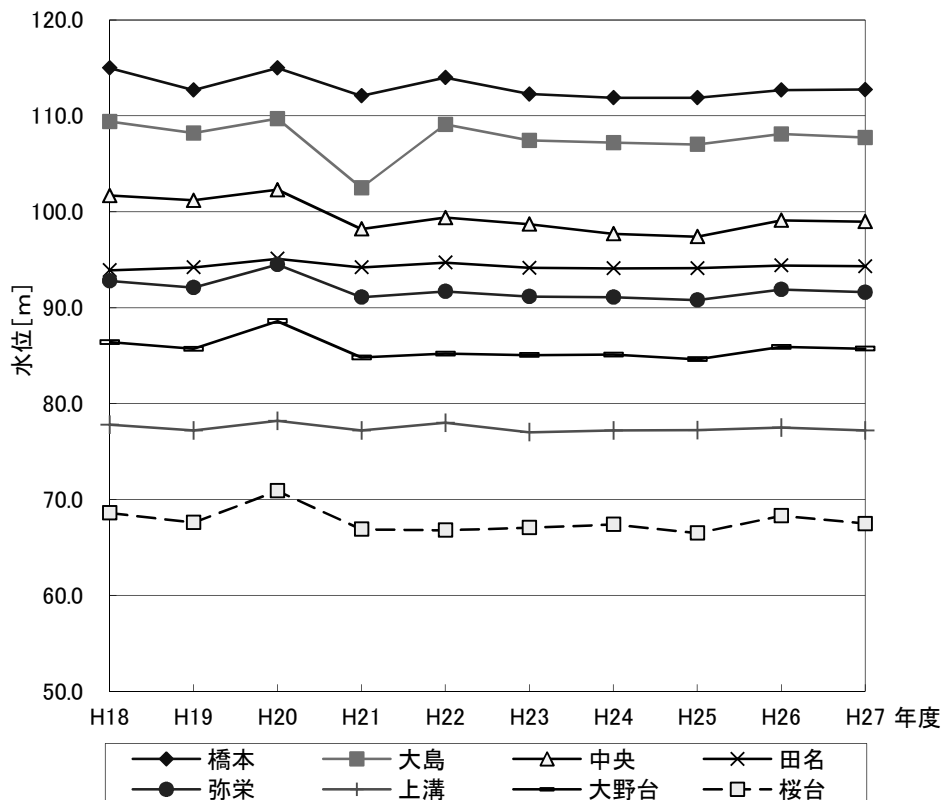
市測定計画に基づき、地下水位の変動状況を測定するとともに、大まかな地下水の流れを把握するため、平成 27 年度は計 67 地点について調査を実施しました。

地下水位経年変化

単位：m

年度 測定地点	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
橋本	115.0	112.7	115.0	112.1	114.0	112.3	111.9	111.9	112.7	112.8
大島	109.4	108.2	109.7	102.5	109.1	107.4	107.2	107.0	108.1	107.7
中央	101.7	101.2	102.3	98.2	99.4	98.7	97.7	97.4	99.1	99.0
田名	93.9	94.2	95.1	94.2	94.7	94.2	94.1	94.1	94.4	94.3
弥栄	92.8	92.1	94.5	91.1	91.7	91.2	91.1	90.8	91.9	91.6
上溝	77.8	77.2	78.2	77.2	78.0	77.0	77.2	77.2	77.5	77.2
大野台	86.4	85.7	88.6	84.8	85.2	85.1	85.1	84.6	85.9	85.7
桜台	68.6	67.6	70.9	66.9	66.8	67.1	67.4	66.5	68.3	67.5
降水量 (単位:mm)	1,825	1,575	2,257	1,636	1,706	1,900	1,630	1,663	1,905	1,886

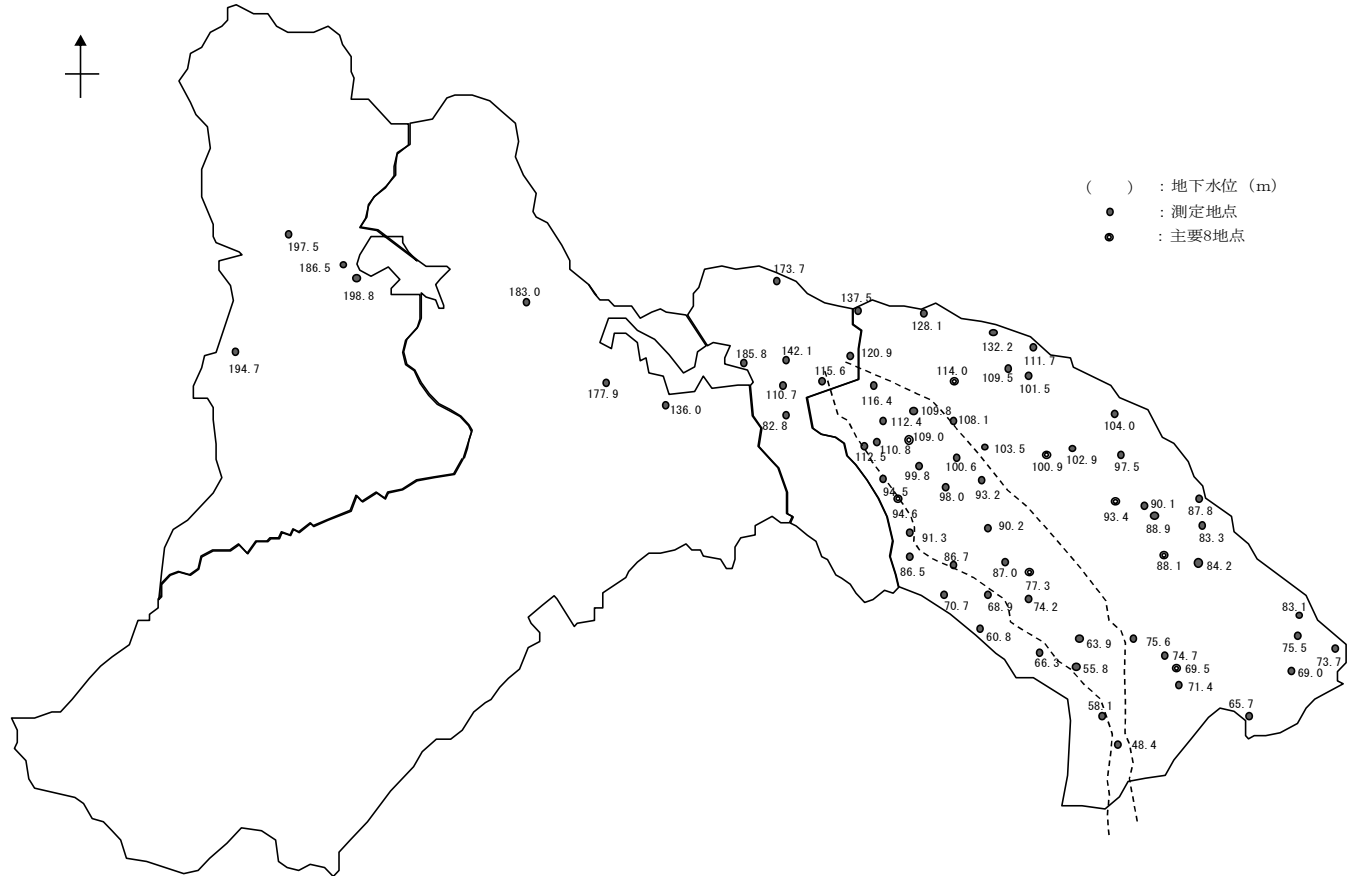
備考 降水量は当該年度の 4 月から 3 月までの降水量の合計を示します。



ウ 地下水の大まかな流れ

相模原地域については、全体として北西から南東に向かって流れ、その後南または南西に向かって流れています。

地下水位分布図



備考 測定時期：平成 27 年 10 月

地下水位概況調査

単位：m

No.	調査地点	標高	測定値	地下水位高	No.	調査地点	標高	測定値	地下水位高
1	中央区田名塩田	64.7	3.92	60.8	35	南区上鶴間本町(2)	85.6	11.95	73.7
2	南区当麻	74.2	7.90	66.3	36	南区上鶴間本町(3)	85.7	2.60	83.1
3	中央区田名(1)	76.5	5.80	70.7	37	南区大野台(1)	106.1	18.05	88.1
4	中央区田名(2)	72.4	3.49	68.9	38	南区大野台(2)	103.0	18.80	84.2
5	中央区上溝(1)	82.8	8.64	74.2	39	南区大野台(3)	107.6	18.7	88.9
6	中央区田名(3)	90.3	3.82	86.5	40	南区古淵	88.0	4.70	83.3
7	中央区田名(4)	91.5	4.79	86.7	41	中央区弥栄	114.4	21.04	93.4
8	中央区田名(5)	93.0	5.96	87.0	42	中央区東淵野辺(1)	108.1	17.99	90.1
9	中央区上溝(2)	85.9	8.65	77.3	43	中央区東淵野辺(2)	105.6	17.85	87.8
10	中央区上溝(3)	97.5	7.31	90.2	44	中央区矢部	124.6	21.75	102.9
11	緑区大島(1)	101.5	7.05	94.5	45	中央区淵野辺	117.1	19.61	97.5
12	中央区田名(6)	99.0	4.38	94.6	46	中央区上矢部	117.6	13.56	104.0
13	中央区上溝(4)	104.4	6.44	98.0	47	緑区小倉(2)	119.6	8.87	110.7
14	中央区上溝(5)	99.3	6.11	93.2	48	緑区向原	140.5	24.91	115.6
15	緑区大島(2)	119.5	8.73	110.8	49	緑区下九沢(2)	126.8	10.42	116.4
16	中央区田名(7)	112.5	12.70	99.8	50	緑区橋本	137.0	23.00	114.0
17	緑区大島(3)	116.9	7.90	109.0	51	中央区宮下(1)	131.0	29.51	101.5
18	緑区下九沢(1)	109.5	8.90	100.6	52	中央区宮下(2)	130.4	20.89	109.5
19	中央区南橋本	129.7	26.23	103.5	53	緑区中沢	186.0	0.16	185.8
20	中央区中央	124.3	23.41	100.9	54	緑区谷ヶ原	148.1	6.03	142.1
21	緑区小倉(1)	89.0	6.19	82.8	55	緑区原宿南	149.4	28.54	120.9
22	緑区大島(4)	124.6	12.25	112.4	56	緑区東橋本	137.0	4.85	132.2
23	緑区上九沢	117.0	7.17	109.8	57	中央区宮下本町	120.3	8.61	111.7
24	中央区下九沢	136.0	27.94	108.1	58	緑区相原	149.5	11.99	137.5
25	南区磯部(1)	52.7	4.30	48.4	59	緑区元橋本町	139.0	10.86	128.1
26	南区磯部(2)	70.0	11.90	58.1	60	緑区川尻	180.0	6.33	173.7
27	南区相南	83.1	17.36	65.7	61	緑区中野(1)	161.6	25.63	136.0
28	南区下溝(1)	66.7	10.92	55.8	62	緑区澤井	200.0	2.46	197.5
29	南区桜台(1)	90.5	19.15	71.4	63	緑区牧野	271.4	76.70	194.7
30	南区桜台(2)	88.3	18.80	69.5	64	緑区中野(2)	181.0	3.10	177.9
31	南区上鶴間	85.5	16.55	69.0	65	緑区吉野	193.0	6.49	186.5
32	南区下溝(2)	73.5	9.58	63.9	66	緑区若柳	193.0	10.03	183.0
33	南区麻溝台	93.9	19.25	74.7	67	緑区日連	202.0	3.20	198.8
34	南区上鶴間本町(1)	89.6	14.15	75.5					

- 備考 1 測定時期：平成 27 年 10 月
 2 測定値とは、地盤から地下水面までの深さを示します。
 3 地下水位高とは、地下水面の標高を示します。標高は概数です。

Ⅲ 騒音

1 道路交通騒音

自動車騒音常時監視については、一般国道16号(延長15.4km)、県道伊勢原津久井線(延長5.0km)、県道山北藤野線(延長21.0km)、県道橋本停車場線(延長1.1km)、県道奥牧野相模湖線(延長12.9km)、県道藤野津久井線(延長6.4km)、県道吉野上野原停車場線(延長5.4km)に面する地域において評価を行いました。

環境基準の評価の対象とされる8,572戸のうち、6,512戸(76.0%)で昼間(午前6時～午後10時)及び夜間(午後10時～午前6時)とも環境基準を達成しました。

また、上溝測定局及び古淵測定局において参考として継続して測定している道路交通騒音については、昼間(午前6時～午後10時)及び夜間(午後10時～午前6時)について、両局で環境基準を達成しませんでした。なお、夜間については両局で騒音規制法に定める要請限度を超過しました(本測定については経年的な状況把握のため、旧環境基準に定める方法で集計しています)。

自動車騒音常時監視測定結果(平成27年度)

路線名	評価 区間 延長 (km)	評価対 象住居 等戸数 (戸)	評価結果			
			昼夜とも 環境基準値 以下 (戸)	昼のみ 環境基準値 以下 (戸)	夜のみ 環境基準値 以下 (戸)	昼夜とも 環境基準値 超過 (戸)
			下段は割合	下段は割合	下段は割合	下段は割合
一般国道16号	15.4	6,653	4622 69.5%	1484 22.3%	0 0.0%	547 8.2%
伊勢原津久井	5.0	152	151 99.3%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%
山北藤野	21.0	358	351 98.0%	5 1.4%	0 0.0%	2 0.6%
橋本停車場線	1.1	659	653 99.1%	5 0.8%	0 0.0%	1 0.2%
奥牧野相模湖線	12.9	400	387 96.8%	10 2.5%	0 0.0%	3 0.8%
藤野津久井線	6.4	52	52 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
吉野上野原 停車場線	5.4	298	296 99.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.7%
合計	67.2	8,572	6512 76.0%	1504 17.5%	1 0.0%	555 6.5%

備考 評価の対象範囲は、原則として道路端から50mの範囲としています。

※環境基準値

	類型	幹線道路	A 地域	B・C 地域
近接空間	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	70dB 以下	—	—
	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)	65dB 以下	—	—
非近接空間	昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	—	60dB 以下	65dB 以下
	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)	—	55dB 以下	60dB 以下

備考 近接空間とは、道路の構造が 2 車線の場合、道路端から 15m まで、2 車線を超える場合、20m までの空間をいい、非近接空間とは、評価対象の 50m の範囲から近接空間を除いた空間をいいます。

※地域類型

A	B	C
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

測定局における道路交通騒音測定結果

測定局	上溝測定局 (国道 129 号)		古淵測定局 (国道 16 号)		淵野辺十字路測定局 (国道 16 号)	
	昼間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 午前 6 時	昼間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 午前 6 時	昼間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 午前 6 時
平成 27 年度 年平均値 (dB)	74.7	73.7	72.6	72.1	—	—
平成 26 年度 年平均値 (dB)	74.5	73.7	72.9	72.6	—	—
平成 25 年度 年平均値 (dB)	74.1	73.4	—	—	70.9	70.6

備考 1 測定値は Laeq (等価騒音レベル) です。

2 淵野辺十字路測定局は平成 26 年 3 月に廃止、古淵測定局は平成 26 年 4 月に新設しました。

2 航空機騒音

市南部地域で本市及び神奈川県基地対策課が調査を実施しています。

7地点で調査した結果、環境基準が適用される地域内にある5地点のうち、1地点（相武台まちづくりセンター）で環境基準を達成しました。

測定場所及び用途地域		環境基準 の地域類型 及び基準値	年間ピーク値 の最高値 (デシベル)	年間値 Lden (デシベル) ※4	環境基準 の達成
南区合同庁舎※1	南区相模大野5-31-1 (1種住居)	I類型 57デシベル	103.1	58.8	×
相武台まちづくり センター※2	南区新磯野3-29-13 (1種中高層住居専用)	I類型 57デシベル	101.2	49.5	○
鶴園小学校※2	南区上鶴間本町7-8-1 (1種中高層住居専用)	I類型 57デシベル	110.8	62.4	×
上鶴間中学校※2	南区上鶴間4-14-1 (1種低層住居専用)	I類型 57デシベル	106.2	60.9	×
南消防署 東林分署※2	南区東林間7-35-25 (1種低層住居専用)	I類型 57デシベル	108.9	63.0	×
共和小学校※1	中央区高根1-16-13 (1種低層住居専用)	適用なし	98.9	50.5	
勝坂コミュニティ センター※2※3	南区磯部2103 (1種低層住居専用)	適用なし	87.5	50.6	

※1 神奈川県基地対策課のデータに基づきます。

※2 本市渉外課のデータに基づきます。

※3 ヘリコプター騒音測定用。

※4 時間帯補正等価騒音レベル（Lden）にて算出しました。

IV ダイオキシン類

(測定計画)

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、大気、水質及び土壌のダイオキシン類調査を実施しています。

平成 10 年度から環境中のダイオキシン類の調査を開始、平成 27 年度相模原市測定計画に基づき、大気については焼却施設が立地する地域を含む 7 地点、水質については河川（湖沼）水質及び河川（湖沼）底質で 4 河川 1 湖沼 7 地点、地下水については 8 地点、土壌については 8 地点で調査を実施しました。

(ダイオキシン類の説明)

平成 11 年 7 月 16 日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をあわせて、「ダイオキシン類」と定義されています。

一般に、PCDDとPCDFをまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーPCBのようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。

コプラナーPCBとは、PCBの中で扁平な構造を持つものを示します。なお、PCBには扁平構造を持たないものについてもダイオキシン類と似た毒性を有するものがあり、我が国では現在、これらも併せてコプラナーPCBとして整理しています。

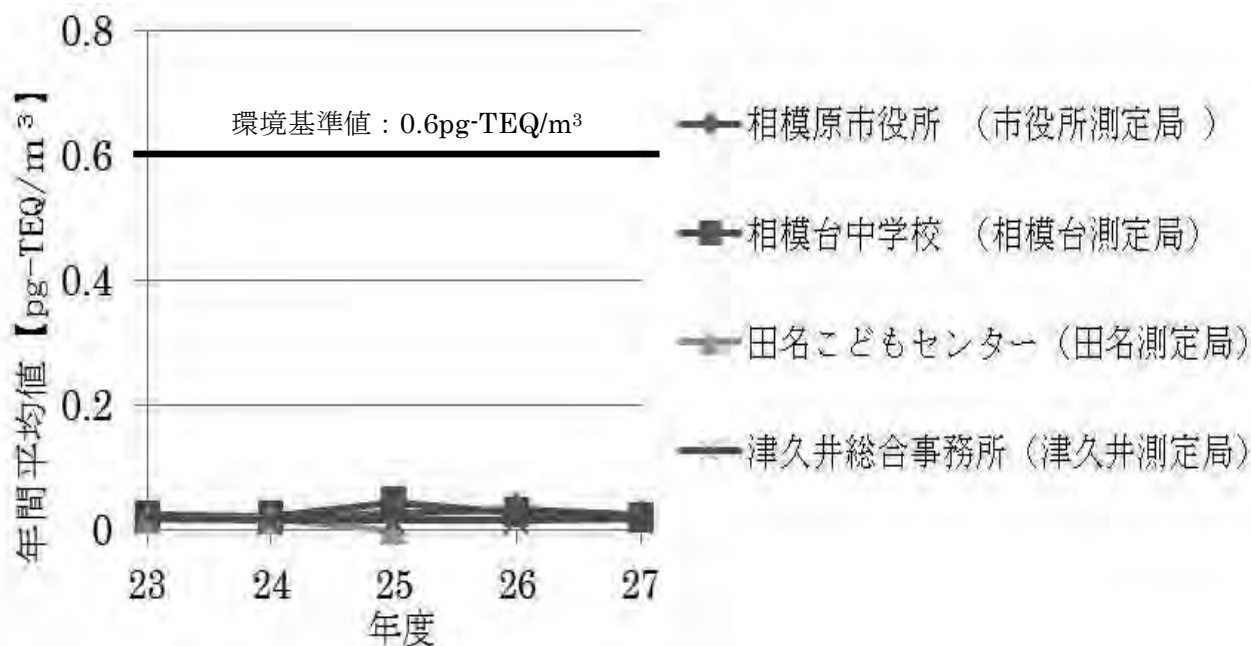
TEQ（毒性等量）とは、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性をダイオキシン類の中で最も強い毒性を有する 2,3,7,8-TeCDDの量に換算して合計したものです。なお、換算に当たっては、2006 年のWHO-TEF（毒性等価係数）を適用しました。

1 大気

(1) 一般環境（環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下・年平均値）

○ まとめ・経年変化

平成 27 年度の調査結果は 0.019— 0.024 pg-TEQ/m³ で、すべて環境基準を達成しました。



○ 一般環境（常時監視）

単位:pg-TEQ/m³

測定地点名	年間平均値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
相模原市役所（市役所測定局）	0.022	0.020	0.028	0.034	0.024
相模台中学校（相模台測定局）	0.024	0.023	0.046	0.029	0.021
田名こどもセンター（田名測定局）	0.018	0.019	—	—	—
津久井総合事務所（津久井測定局）	0.020	0.016	0.016	0.016	0.019

○ 測定結果

単位:pg-TEQ/m³

測定地点名	平成 27 年度		年間 平均値
	8/28～9/4	1/21～1/28	
相模原市役所（市役所測定局）	0.013	0.035	0.024
相模台中学校（相模台測定局）	0.015	0.027	0.021
津久井総合事務所（津久井測定局）	0.0093	0.028	0.019

(2) 焼却施設が立地する地域（環境基準 0.6pg-TEQ/m³ 以下・年平均値）

○ まとめ・経年変化

平成 27 年度の調査結果は 0.016～0.032pg-TEQ/m³ で、すべて環境基準を達成しました。

単位:pg-TEQ/m³

測定地点名	年間平均値				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
相模原北公園	0.028	0.014	0.027	0.028	0.020
相武台中学校	0.028	0.036	0.044	0.036	0.028
若草小学校	0.028	0.040	0.062	0.032	0.032
しおだせせらぎ公園	0.022	—	—	—	—
しおだテクノパイル公園	—	0.016	0.028	0.025	0.016

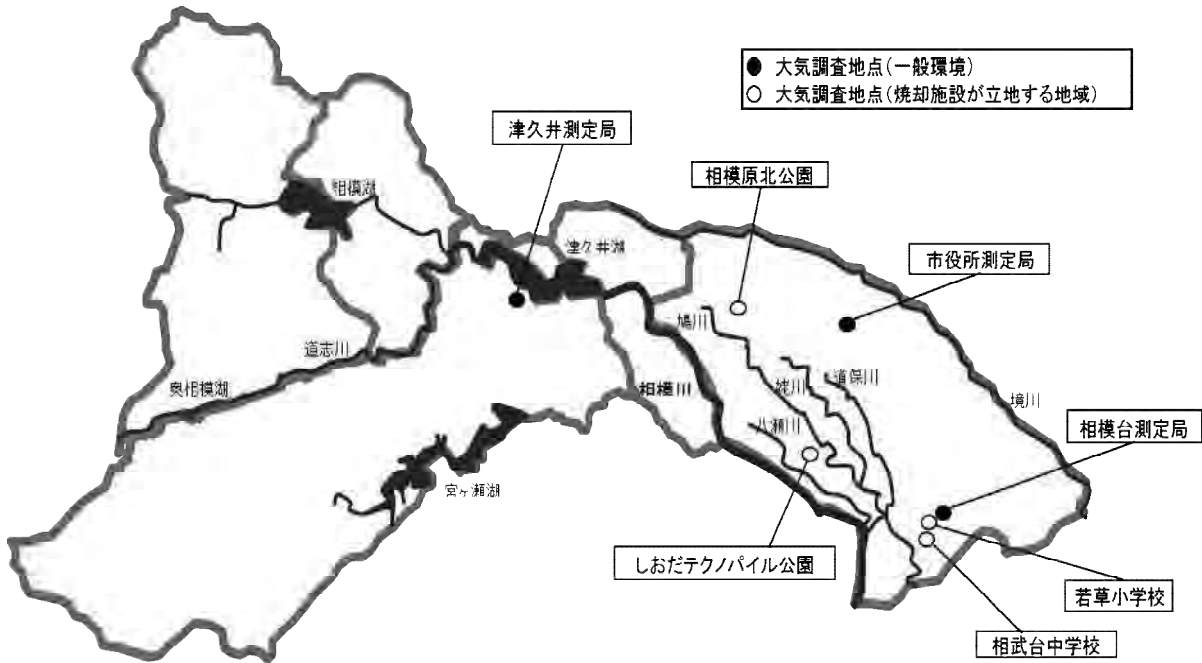
○ 測定結果

単位:pg-TEQ/m³

測定地点名	平成 27 年度		年間 平均値
	8/28～9/4	1/21～1/28	
相模原北公園（緑区下九沢）	0.014	0.025	0.020
しおだテクノパイル公園（中央区田名塩田）	0.013	0.020	0.016
若草小学校（南区新磯野）	0.041	0.022	0.032
相武台中学校（南区新磯野）	0.032	0.023	0.028

(3) 測定地点

平成 27 年度環境中のダイオキシン類調査地点図

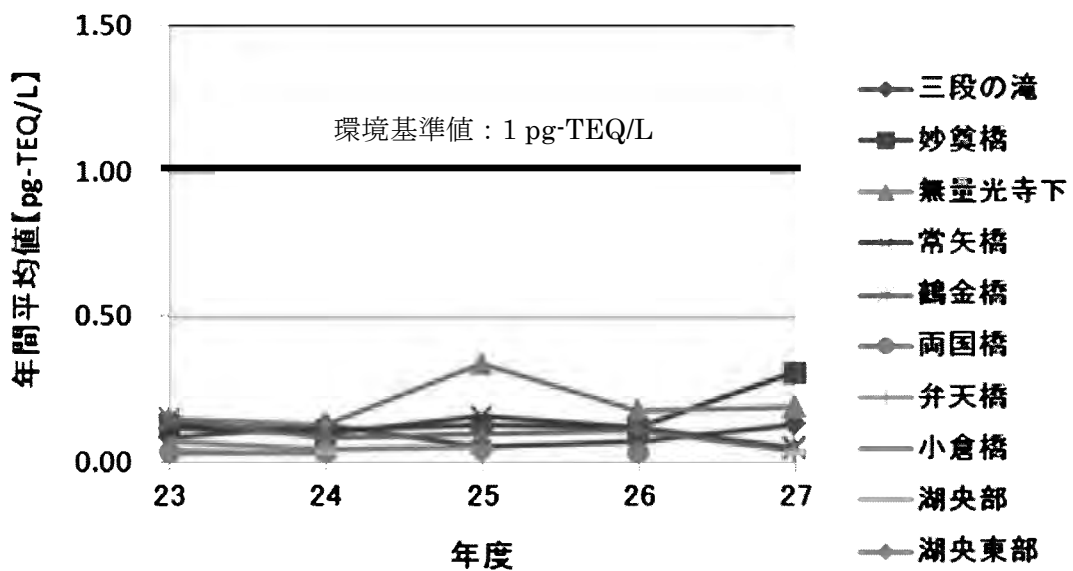


2 水質・底質

(1) 河川（湖沼）水質（環境基準 1pg-TEQ/L 以下・年平均値）

○ まとめ・経年変化

平成 27 年度の年平均値は 0.030 — 0.31pg-TEQ/L で、すべて環境基準を達成しました。



単位:pg-TEQ/L

河川・湖沼	測定地点名	年間平均値				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
鳩川	三段の滝	0.084	0.13	0.054	0.072	0.13
	妙奠橋	0.13	0.11	0.13	0.12	0.31
八瀬川	無量光寺下	0.15	0.13	0.34	0.18	0.19
境川	常矢橋	0.12	0.098	0.16	0.12	0.052
	鶴金橋	0.15	0.086	0.10	0.11	0.042
道志川	両国橋	0.033	0.033	—	0.034	—
	弁天橋	0.041	0.032	—	—	0.030
相模川	小倉橋	0.074	0.047	0.054	—	—
津久井湖	湖央部	—	0.033	—	—	0.035
相模湖	湖央東部	—	—	0.034	—	—

○ 測定結果

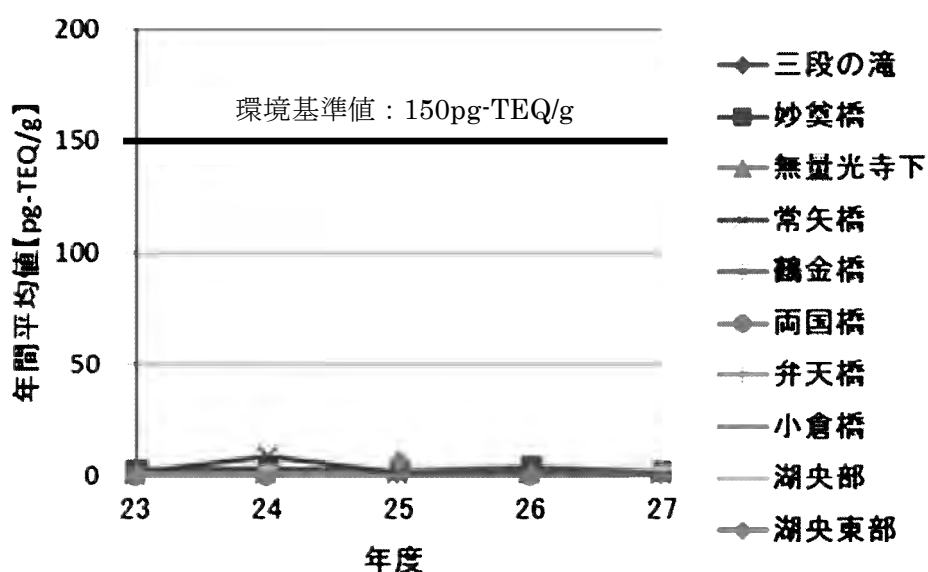
単位:pg-TEQ/L

河川・湖沼	測定地点名	平成 27 年度	
		採取日	pg-TEQ/L
鳩川	三段の滝 (南区磯部)	9/14	0.13
	妙奠橋 (南区新戸)	9/14	0.31
八瀬川	無量光寺下 (南区当麻)	9/14	0.19
境川	常矢橋 (中央区上矢部)	9/14	0.052
	鶴金橋 (南区上鶴間本町)	9/14	0.042
道志川	弁天橋 (緑区青山)	8/24	0.030
津久井湖	湖央部 (緑区)	8/25	0.035

(2) 河川 (湖沼) 底質 (環境基準 150pg-TEQ/g 以下)

○ まとめ・経年変化

平成 27 年度の調査結果は 0.083 — 3.9pg-TEQ/g で、すべて環境基準を達成しました。



単位: pg-TEQ/g

河川・湖沼	測定地点名	年間平均値				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
鳩川	三段の滝	2.3	2.9	1.3	0.34	1.1
	妙奠橋	3.1	3.5	2.5	4.4	2.3
八瀬川	無量光寺下	1.6	1.7	2.7	1.8	1.8
境川	常矢橋	2.0	8.9	1.6	1.4	0.97
	鶴金橋	0.30	0.47	0.54	0.51	1.0
道志川	両国橋	0.12	0.083	—	0.091	—
	弁天橋	0.52	0.10	—	—	0.083
相模川	小倉橋	1.3	0.86	0.51	—	—
津久井湖	湖央部	—	3.9	—	—	3.9
相模湖	湖央東部	—	—	6.7	—	—

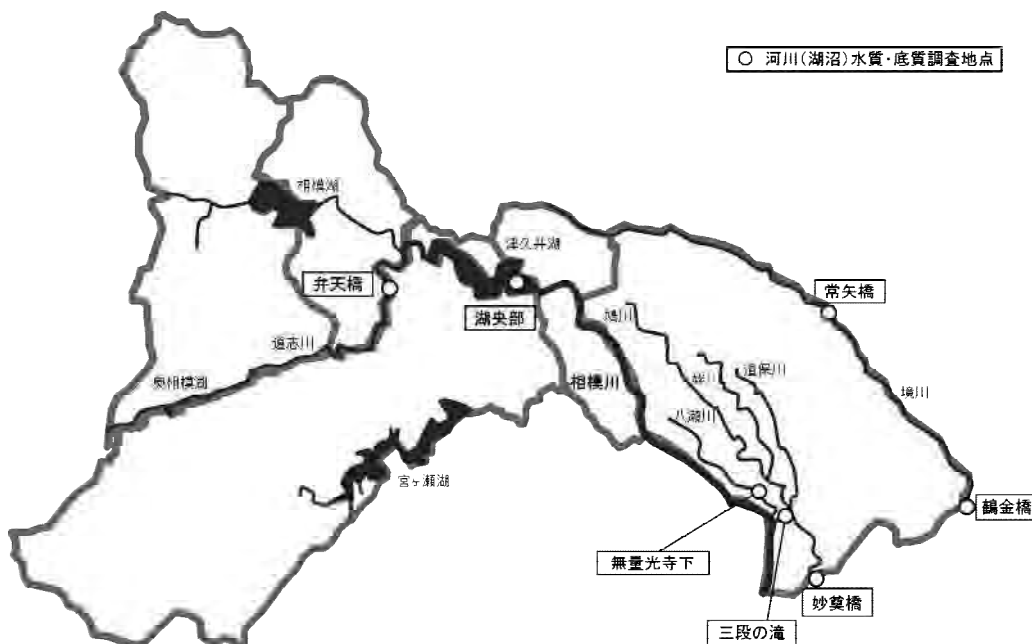
○ 測定結果

単位: pg-TEQ/g

河川・湖沼	測定地点名	平成 27 年度	
		採取日	pg-TEQ/g
鳩川	三段の滝 (南区磯部)	9/14	1.1
	妙奠橋 (南区新戸)	9/14	2.3
八瀬川	無量光寺下 (南区当麻)	9/14	1.8
境川	常矢橋 (中央区上矢部)	9/14	0.97
	鶴金橋 (南区上鶴間本町)	9/14	1.0
道志川	弁天橋 (緑区青山)	8/24	0.083
津久井湖	湖央部 (緑区)	8/25	3.9

(3) 測定地点

平成 27 年度環境中のダイオキシン類調査地点図



3 地下水（環境基準 1pg-TEQ/L 以下・年平均値）

○ まとめ・経年変化

平成 27 年度の調査結果は、0.030— 0.043pg-TEQ/L で、すべて環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/L

測定地点名	年間平均値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
中央区上溝	—	0.029	—	—	—
中央区上溝	—	—	—	0.034	—
中央区上矢部	—	—	—	0.033	—
中央区田名	—	—	0.028	—	—
中央区田名	—	0.044	—	—	—
中央区千代田	—	—	—	0.035	—
中央区淵野辺	—	0.029	—	—	—
中央区宮下	—	—	0.028	—	—
中央区宮下	—	—	—	0.035	—
中央区由野台	—	—	—	0.033	—
緑区青野原	—	—	—	—	0.030
緑区青山	—	—	—	0.033	—
緑区大島	—	—	0.028	—	—
緑区小渕	—	0.029	—	—	—
緑区小渕	—	—	0.029	—	—
緑区澤井	0.033	—	—	—	—
緑区下九沢	0.031	—	—	—	—
緑区城山	0.032	—	—	—	—
緑区寸沢嵐	0.029	—	—	—	—
緑区長竹	—	—	—	—	0.030
緑区長竹	0.12	—	—	—	—
緑区中野	—	0.074	—	—	—
緑区橋本	—	—	0.028	—	—
緑区広田	—	—	0.028	—	—
緑区若柳	—	—	—	0.034	—
緑区牧野	—	—	0.028	—	—
緑区牧野	—	—	0.028	—	—
緑区三井	—	—	—	—	0.043
緑区三ヶ木	—	0.029	—	—	—
緑区吉野	—	—	—	0.033	—
南区麻溝台	—	—	—	—	0.030
南区新磯野	—	—	—	—	0.030
南区磯部	—	—	—	—	0.030
南区大野台	0.029	—	—	—	—
南区上鶴間	—	—	—	—	0.030
南区相模台	—	0.029	—	—	—
南区当麻	—	—	—	—	0.030
南区東林間	0.029	—	—	—	—

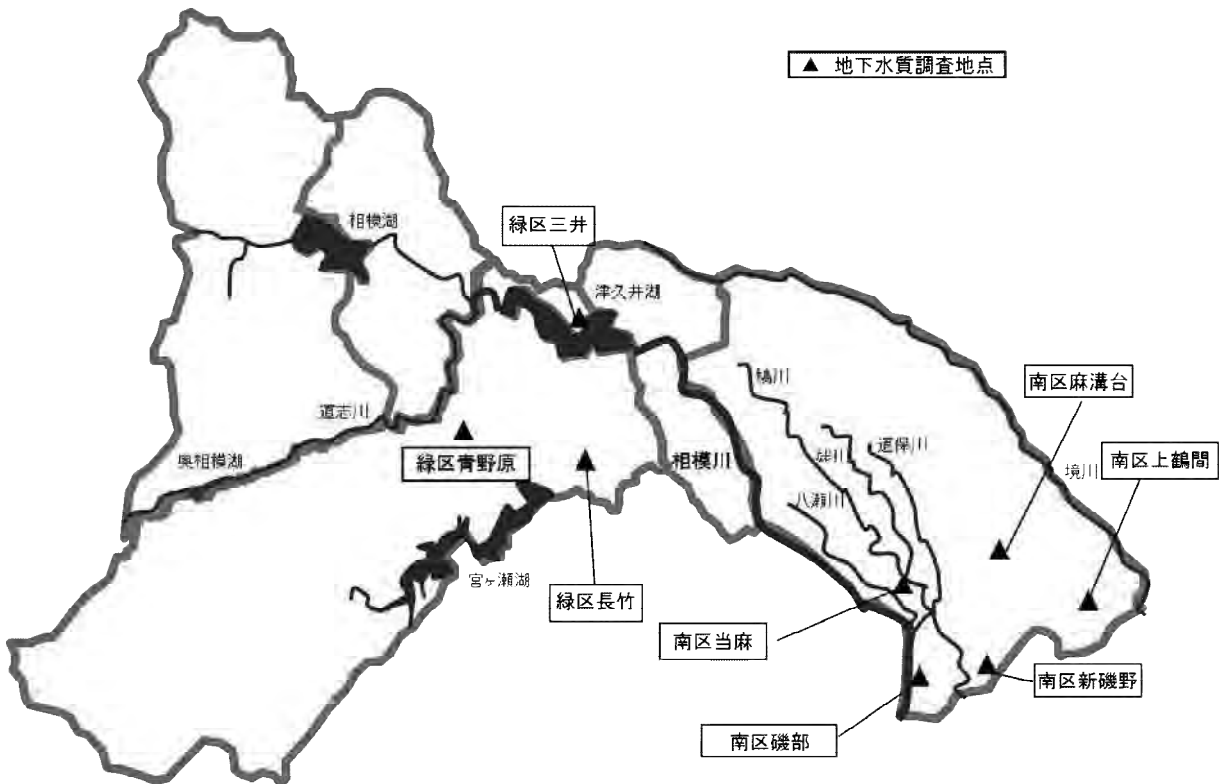
○ 測定結果

単位：pg-TEQ/L

測定地点名	平成 27 年度	
	採取日	pg-TEQ/L
南区当麻	8/21	0.030
南区磯部	8/21	0.030
南区麻溝台	8/21	0.030
南区新磯野	8/21	0.030
南区上鶴間	8/21	0.030
緑区青野原	8/24	0.030
緑区三井	8/24	0.043
緑区長竹	8/24	0.030

○ 調査地点

平成 27 年度環境中のダイオキシン類調査地点図



4 土壌（環境基準 1000pg-TEQ/g 以下）

○ まとめ・経年変化

平成 27 年度の調査結果は 0.72 — 34pg-TEQ/g で、すべて環境基準を達成しました。

単位：pg-TEQ/g

測定地点名	年間平均値				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
水郷田名ひがし公園	—	—	—	2.3	—
田名小学校	—	1.5	—	—	—
比丘口公園	—	—	—	5.4	—
大野北小学校	—	1.6	—	—	—
淵野辺 1 丁目第 1 公園	—	—	—	4.3	—
横山小学校	—	—	—	9.0	—
相模原麻溝公園	—	—	—	—	34
鶴の台小学校	0.77	—	—	—	—
相武台中学校	—	1.4	—	—	—
緑台小学校	—	—	—	—	1.4
新磯小学校	—	—	—	—	2.2
相陽中学校	—	1.5	—	—	—
大野台小学校	—	—	—	1.6	—
くぬぎ台小学校	—	—	—	—	2.5
大野小学校	2.6	—	—	—	—
当麻山公園	—	—	—	—	2.8
相原小学校	—	—	4.4	—	—
青山親水公園	—	2.6	—	—	—
大島小学校	—	—	1.6	—	—
湘南小学校	1.8	—	—	—	—
藤野台東公園	—	—	8.3	—	—
川尻小学校	—	—	1.8	—	—
久保沢南公園	—	—	0.76	—	—
藤野北小学校	1.7	—	2.2	—	—
内郷小学校	1.1	—	—	—	—
鳥屋小学校	—	—	—	—	2.6
串川グラウンド	0.087	—	—	—	—
串川中学校	—	—	—	—	0.72
中野小学校	—	3.8	—	—	—
根小屋小学校	—	—	—	—	1.0
橋本小学校	0.73	—	—	—	—
宮上公園	—	—	22	—	—
藤野小学校	—	0.44	—	—	—
藤野南小学校	—	—	1.6	—	—
津久井中央小学校	—	—	—	0.94	—
桂北小学校	—	—	—	1.3	—
相模湖林間公園	—	—	—	0.51	—

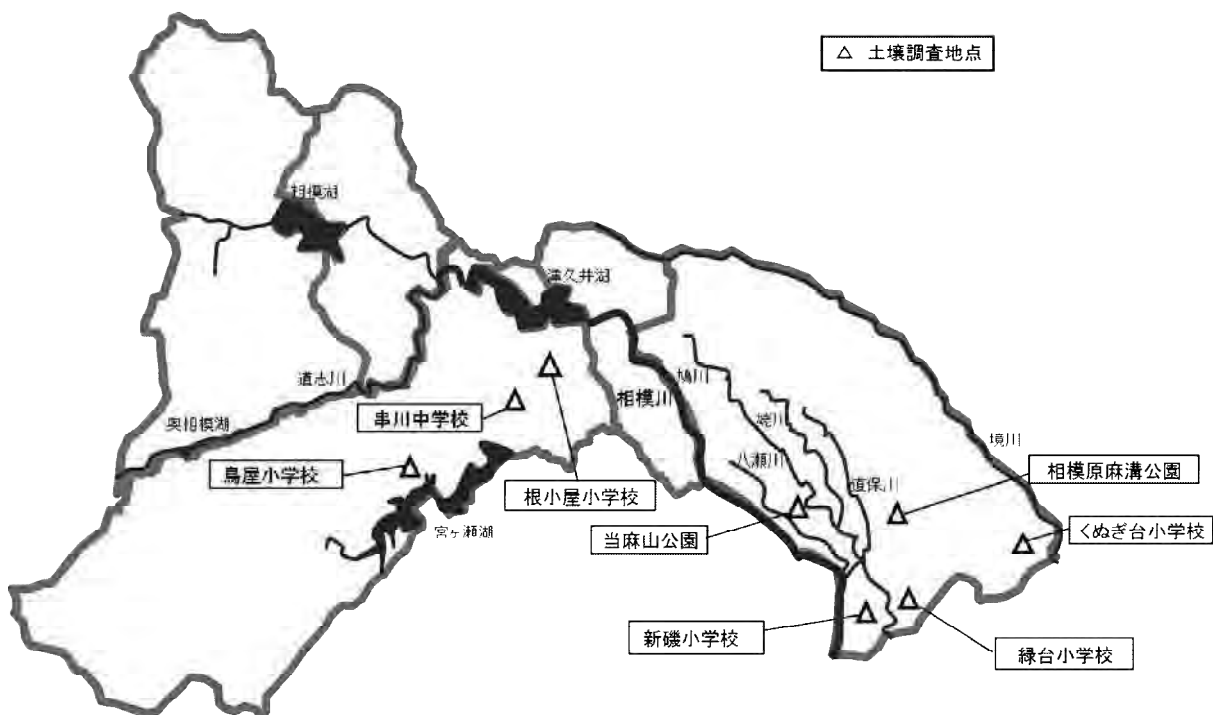
○ 測定結果

単位：pg-TEQ/g

測定地点名	平成 27 年度	
	採取日	pg-TEQ/g
当麻山公園（南区当麻）	8/21	2.8
新磯小学校（南区磯部）	8/21	2.2
相模原麻溝公園（南区麻溝台）	8/21	34
緑台小学校（南区新磯野）	8/21	1.4
くぬぎ台小学校（南区上鶴間）	8/21	2.5
鳥屋小学校（緑区鳥屋）	8/24	2.6
根小屋小学校（緑区根小屋）	8/24	1.0
串川中学校（緑区長竹）	8/24	0.72

○ 調査地点

平成 27 年度環境中のダイオキシン類調査地点図



5 平成 27 年度中に報告された廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の測定結果

単位 排出ガス:ng-TEQ/m³N

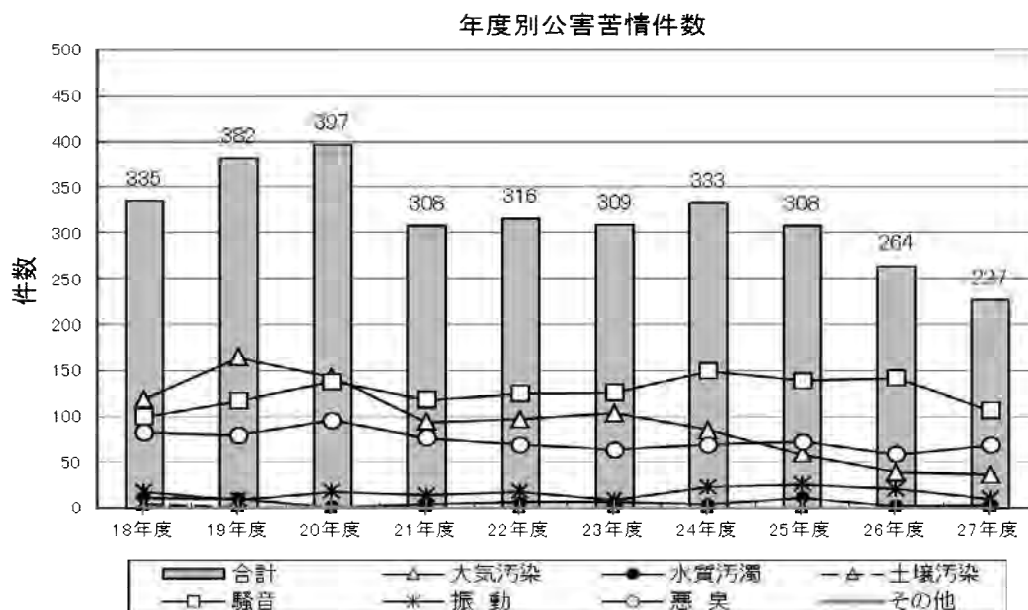
事業所及び施設名	測定対象	測定日	測定結果	基準値
(株)旭商会ソリューション・プラザ	排出ガス	H27.9.4	1.7	10
(株)エニックス 1号炉		H27.3.19	0.51	1
同 2号炉		H27.3.20	0.25	10
相模原市北清掃工場 1号炉		H27.11.25	0.0033	1
同 2号炉		H27.10.9	0.0033	1
同 3号炉		H27.10.8	0.0042	1
同 小型炉		H27.10.7	0.31	10
相模原市南清掃工場 1号炉		H27.7.1	0.0013	0.1
同 2号炉		H27.9.2	0.0015	0.1
同 3号炉		H27.9.3	0.0010	0.1
三友プラントサービス(株) PL 炉		H27.5.13	0.21	10
同 ロータリーキルン炉		H27.5.12	0.34	10
住友スリーエム(株)相模原事業所		H26.11.20	0.032	10
セントラル総合サービス(株)		H27.4.24	0.19	5
(株)トキオ		H27.3.10	0.043	10
(株)日環 (メコイス) 1号炉		H28.1.26	0.14	10
同 2号炉		H28.1.27	0.37	10
一般財団法人生物科学安全研究所		H27.9.11	0.22	10
さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト		H27.7.8	1.0	10

備考 表の数値は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき平成 27 年度中に事業者より報告された自主測定の結果です。

V 公害苦情

1 公害苦情の状況

平成 27 年度の公害苦情件数は 227 件で、前年度件数（264 件）とくらべて 37 件（約 14%）の減少となりました。苦情内容は「大気汚染」、「騒音」、「悪臭」が多く、この 3 種類で約 93%を占めています。また、前年度と比較すると「水質汚濁」、「悪臭」が増加したものの、「大気汚染」、「騒音」、「振動」は減少しました。平成 18 年度～平成 25 年度までの受付件数は年間 300 件前後を推移していますが、近年は減少傾向にあります。

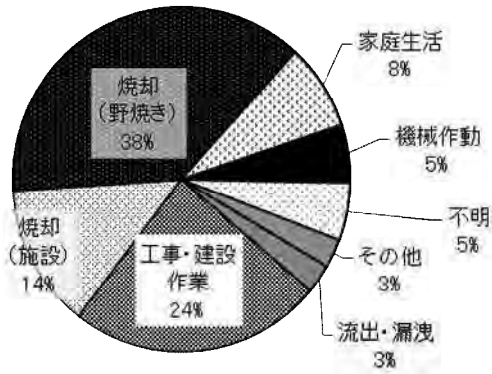


年度	公害種類							合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	
18年度	119	11	4	100	18	83	0	335
19年度	165	10	1	117	9	80	0	382
20年度	143	1	0	138	18	96	1	397
21年度	94	4	1	118	14	77	0	308
22年度	97	6	0	125	18	70	0	316
23年度	104	6	0	126	9	64	0	309
24年度	86	4	0	150	23	70	0	333
25年度	59	11	0	139	26	73	0	308
26年度	39	2	1	142	21	59	0	264
27年度	37	3	1	107	10	69	0	227

2 発生源

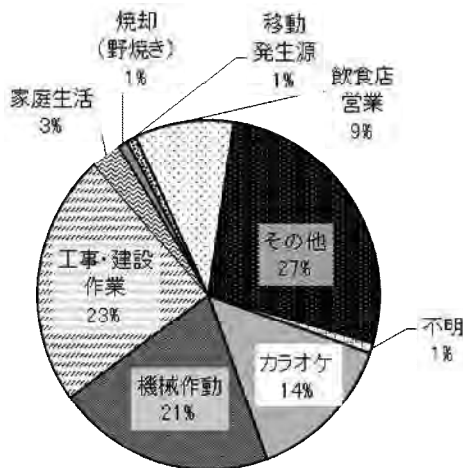
大気汚染は、焼却(野焼き・施設)だけで 52%を占めています。騒音は、その他 27%、工事・建設作業 23%の順です。悪臭は、通報を受け現地調査したが、発生源が確認できなかった(不明)が 30%、その他 16%でした。

大気汚染 発生源割合



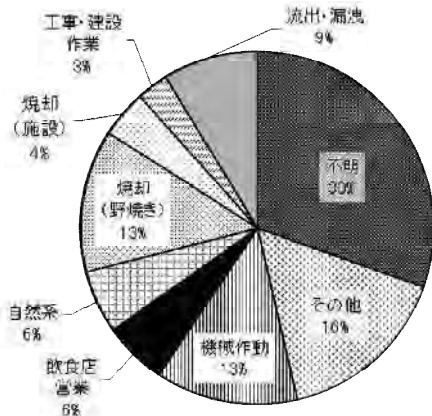
	大気汚染件数	割合 (%)
焼却(野焼き)	14	38
工事・建設作業	9	24
焼却(施設)	5	14
家庭生活	3	8
機械作動	2	5
不明	2	5
流出・漏洩	1	3
その他	1	3
合計	37	100

騒音 発生源割合



	騒音件数	割合 (%)
機械作動	22	21
工事・建設作業	25	23
飲食店営業	10	9
カラオケ	15	14
移動発生源	1	1
焼却(野焼き)	1	1
家庭生活	3	3
その他	29	27
不明	1	1
合計	107	100

悪臭 発生源割合

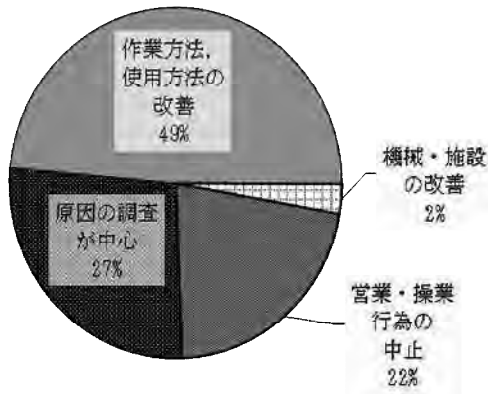


	悪臭件数	割合 (%)
焼却(施設)	3	4
機械作動	9	13
流出・漏洩	6	9
工事・建設作業	2	3
飲食店営業	4	6
焼却(野焼き)	9	13
自然系	4	6
その他	11	16
不明	21	30
合計	69	100

3 苦情の処理方法

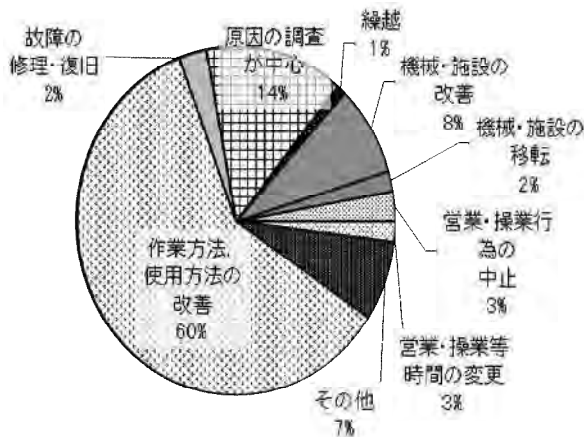
大気汚染は、作業方法、使用方法の改善が49%、原因の調査が中心が27%の順です。騒音は、作業方法、使用方法の改善が60%を占めており、原因の調査が中心が14%となっています。悪臭は、原因の調査が中心が49%、作業方法、使用方法の改善が35%となっています。

大気汚染 処理方法割合



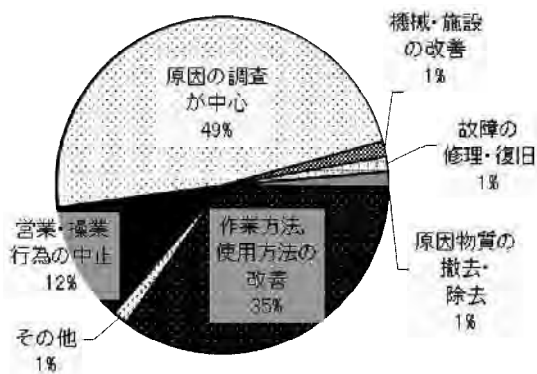
	大気汚染件数	割合 (%)
機械・施設の改善	1	2
作業方法、使用方法の改善	18	49
営業・操業行為の中止	8	22
原因の調査が中心	10	27
合計	37	100

騒音 処理方法割合



	騒音件数	割合 (%)
機械・施設の改善	9	8
故障の修理・復旧	2	2
作業方法、使用方法の改善	64	60
営業・操業等時間の変更	3	3
営業・操業行為の中止	3	3
原因の調査が中心	15	14
機械・施設の移転	2	2
その他	8	7
繰越	1	1
合計	107	100

悪臭 処理方法割合



	悪臭件数	割合 (%)
機械・施設の改善	1	1
故障の修理・復旧	1	1
作業方法、使用方法の改善	24	35
営業・操業行為の中止	8	12
原因物質の撤去・除去	1	1
原因の調査が中心	33	49
その他	1	1
合計	69	100

4 雑草に係る苦情の状況

空地等に大量に繁茂した雑草は、環境衛生、交通障害等の環境悪化をもたらすため、苦情受付の中で指導を行っています。

平成 27 年度の雑草に係る受付件数は、85 件 (38,854 m²) であり、月別の受付件数を見ると、夏季に多くなっており、7月から9月で約68%を占めています。

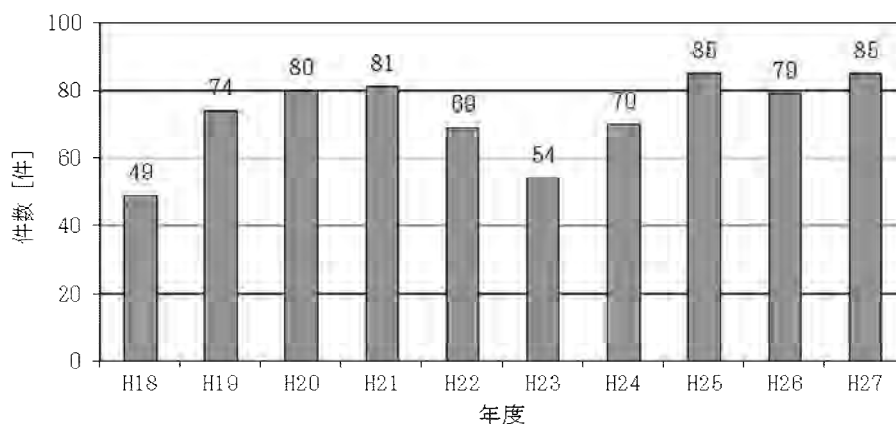
月別受付件数

月	受付件数	割合 (%)	雑草地面積 (m ²)	割合 (%)
4	0	0.0	0	0.0
5	3	3.5	1,416	3.7
6	11	12.9	3,239	8.3
7	15	17.7	4,508	11.6
8	22	25.9	4,901	12.6
9	21	24.7	19,673	50.6
10	9	10.6	4,218	10.9
11	1	1.2	204	0.5
12	2	2.3	495	1.3
1	0	0.0	0	0.0
2	0	0.0	0	0.0
3	1	1.2	200	0.5
合計	85	100.0	38,854	100.0

雑草苦情処理状況

区分	件数	雑草地面積 (m ²)
受付	85	38,854
処理件数	68	35,671
処理率 (%)	80.0	91.8

受付件数経年変化



VI 公害の未然防止指導

本市における公害の未然防止は、環境基本法を始めとする各種公害関係法令、神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び相模原市環境保全に関する条例に基づいて行っています。特に本市条例では、各種公害関係法令等に定める規制基準を上回る指導基準を定め、公害の未然防止指導に取り組んでいます。

1 公害関係法令に基づく申請・届出・立入検査の状況

(1) 申請・届出状況（平成 27 年度）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例申請・届出状況

申請・届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
指定事業所設置許可申請書	7	0	(7)
指定施設設置工事完了届出書	4	2	(2)
指定事業所に係る変更許可申請書	34	▲ 2	(36)
指定事業所に係る変更完了届出書	17	8	(9)
指定事業所に係る変更計画中止届出書	0	▲ 1	(1)
指定事業所に係る変更届出書	116	18	(98)
指定事業所に係る地位承継届出書	14	1	(13)
指定事業所廃止等届出書	18	▲ 18	(36)
指定事業所休止等届出書	0	▲ 2	(2)
指定事業所現況届出書	0	0	(0)
環境管理事業所認定申請書	2	2	(0)
環境配慮推進事業所登録申請書	0	0	(0)
環境管理事業所に係る変更届出書	1	0	(1)
環境配慮推進事業所に係る変更届出書	0	0	(0)
化学物質管理目標作成（達成状況）報告書	107	▲ 8	(115)
指定事業所に係る化学物質管理状況報告書	140	38	(102)
特定有害物質使用事業所廃止報告書	1	0	(1)
土地区画形質変更等届出書	42	8	(34)
土壌調査報告書	38	5	(33)
公害防止計画書	1	0	(1)
公害防止計画完了報告書	1	0	(1)
ダイオキシン類管理対象事業所廃止報告書	0	0	(0)
ダイオキシン類管理対象事業所土地区画形質変更等届出書	8	1	(7)
ダイオキシン類管理対象事業所土壌調査報告書	5	▲ 3	(8)
ダイオキシン類管理対象事業所公害防止計画書	0	0	(0)
ダイオキシン類管理対象事業所公害防止計画完了報告書	0	0	(0)
応急措置として行った土地の区画形質変更届出書	0	0	(0)
周知計画書	2	▲ 2	(4)

周知計画完了報告書	2	▲	2	(4)
地下水への影響調査結果報告書	0		0	(0)
指定事業所に係る変更報告書	5		1	(4)
事故時等応急措置等報告書	8		7	(1)
事故時応急措置等完了報告書	0		0	(0)
環境汚染原因調査報告書	0		0	(0)
環境汚染対策計画報告書	0		0	(0)
環境汚染対策完了報告書	0		0	(0)
合 計	573		53	(520)

大気汚染防止法届出状況

届出の種類		工 場	事業場	合 計	(前年度数)
ばい煙発生施設	設置	6	1	7	(9)
	使用	0	0	0	(0)
	変更	1	0	1	(4)
	氏名等変更	13	16	29	(30)
	使用廃止	7	4	11	(15)
	承継	1	3	4	(3)
ばい煙に関する説明書		4	13	17	(50)
VOC排出施設	設置	0	0	0	(0)
	使用	0	0	0	(0)
	変更	0	0	0	(0)
	氏名等変更	1	0	1	(6)
	使用廃止	1	0	1	(0)
	承継	2	0	2	(0)
特定粉じん発生施設に係る届出		0	0	0	(0)
一般粉じん発生施設	設置	0	0	0	(1)
	使用	0	0	0	(0)
	変更	0	0	0	(0)
	氏名等変更	1	1	2	(0)
	使用廃止	0	0	0	(0)
	承継	0	0	0	(0)
合 計		37	38	75	(118)
特定粉じん排出等作業に係る届出				14	(24)

工場及び事業場の数

種類	工 場	事業場	合 計	(前年度数)
ばい煙発生施設設置	68	175	243	(245)
VOC排出施設設置	10	0	10	(10)
特定粉じん発生施設設置	0	0	0	(0)
一般粉じん発生施設設置	12	4	16	(17)

ばい煙発生施設の設置状況

号	施設の種類	施設数		合 計	(前年度数)
		工 場	事業場		
1	ボイラー	189	216	405	(413)
2	ガス発生炉	1	0	1	(1)
5	溶解炉	26	0	26	(26)
6	金属加熱炉	32	0	32	(32)
9	焼成炉・溶解炉	6	0	6	(7)
10	反応炉	4	0	4	(4)
11	乾燥炉	10	2	12	(12)
13	廃棄物焼却炉	1	15	16	(16)
29	ガスタービン	11	25	36	(36)
30	ディーゼル機関	16	100	116	(116)
31	ガス機関	11	8	19	(19)
合 計		307	366	673	682

水質汚濁防止法届出状況

届出の種類	件 数	前年度比 (前年度数)
設置※	27	3 (24)
使用	0	▲ 2 (2)
構造等変更	34	9 (25)
氏名等変更	35	▲ 10 (45)
使用廃止	39	12 (27)
承継	9	▲ 1 (10)
合 計	144	11 (133)

※有害物質貯蔵指定施設設置届出書の件数を含みます。

特定事業場数経年変化

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年 度
特定事業場数※	925	785	768	749	733
平均排水量 50 m ³ 以上の事業場数	42	36	35	31	25
平均排水量 50 m ³ 未満の事業場数	883	749	733	718	708

※平成 24 年度末の事業場数の減少は、廃止事業場調査の結果によるものです。

特定施設の状況

令別表 第一の 号番号	特定施設	事業所数	令別表 第一の 号番号	特定施設	事業所数
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	18	62	非鉄金属製造業の用に供する施設	3
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	5	63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	49
3	水産食料品製造業の用に供する施設	7	64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業水道施設のうち、浄水施設	2
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設	4	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	43
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	3	66	電気めっき施設	1
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1	66の3	旅館業の用に供する施設	98
10	飲料製造業の用に供する施設	4	66の4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	4
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	6
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	10	66の6	飲食店に設置されるちゅう房施設	23
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	49	67	せんたく業の用に供する洗浄施設	160
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	0	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	4
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	2	68の2	病院で病床数が300以上であるものに設置される施設	9
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	70の2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	1
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	9	71	自動式車両洗浄施設	136
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	71の2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	31
46	有機化学工業製品製造の用に供する施設	2	71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2
47	医薬品製造業の用に供する施設	4	71の4	産業廃棄物処理施設	6
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	6	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	3
54	セメント製品製造業の用に供する施設	4	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	1
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	11	72	し尿処理施設	7
59	砕石業の用に供する施設	1	74	特定事業場から排出される水の処理施設	1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1			
				合計	733

- 備考 1 平成 28 年 3 月 31 日現在の事業場数です。
 2 複数の特定施設を設置する場合は、代表的な特定施設の欄に分類しました。

土壌汚染対策法届出状況

届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
土壌汚染状況調査結果報告書(法第3条)	0	▲ 1	(1)
報告期限延長願	0	0	(0)
特定有害物質の種類のお知らせ	0	0	(0)
土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書	11	6	(5)
承継届出書	0	0	(0)
土地利用方法変更届出書	0	0	(0)
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	21	4	(17)
土壌汚染状況調査結果報告書(法第4条)	3	3	(0)
土壌汚染状況調査結果報告書(法第5条)	0	0	(0)
帯水層の深さに係る確認申請書	0	0	(0)
指示措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書	0	0	(0)
地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の届出書	0	0	(0)
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	1	▲ 4	(5)
指定の申請書	1	0	(1)
搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書	0	0	(0)
汚染土壌の区域外搬出届出書	1	▲ 5	(6)
汚染土壌の区域外搬出変更届出書	0	▲ 1	(1)
非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書	0	0	(0)
搬出汚染土壌の運搬処理状況確認届出書	0	0	(0)

騒音規制法届出状況

届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
設置	8	5	(3)
使用	0	0	(0)
種類ごとの数変更	1	1	(0)
騒音の防止の方法変更	0	0	(0)
氏名等変更	28	▲ 6	(34)
使用全廃	8	▲ 1	(9)
承継	4	1	(3)
特定建設作業実施	112	▲ 3	(115)
騒音に関する説明書	0	0	(0)
合計	161	▲ 3	(164)

特定施設の設置状況

号	特定施設の種類	特定施設数	(前年度数)	特定工場等数	(前年度数)
1	金属加工機械	1,103	(1,103)	252	(252)
2	空気圧縮機及び送風機	2,368	(2,388)	359	(357)
3	土石用破砕機等	68	(68)	9	(9)
4	織機	2	(2)	1	(1)
5	建設用資材製造機械	6	(6)	12	(12)
6	穀物用製粉機	0	(0)	0	(0)
7	木材加工機械	143	(141)	64	(64)
8	抄紙機	0	(0)	0	(0)
9	印刷機械	327	(330)	67	(69)
10	合成樹脂用射出成形機	248	(248)	44	(44)
11	鋳造型機	9	(9)	1	(1)
合 計		4274	(4,295)	809	(809)

備考 1つの工場等が数種類の特定施設を設置している場合は、代表的な特定施設の欄に分類しています。

振動規制法届出状況

届出の種類	件 数	前年度比 (前年度数)
設置	6	4 (2)
使用	0	0 (0)
種類及び能力ごとの数変更	8	▲ 2 (10)
特定施設の使用の方法	1	1 (0)
氏名等変更	12	▲ 6 (18)
使用全廃	4	▲ 4 (8)
承継	2	▲ 2 (0)
特定建設作業実施	62	▲ 7 (69)
合 計	95	▲ 12 (107)

特定施設の設置状況

号	特定施設の種類	特定施設数	(前年度数)	特定工場等数	(前年度数)
1	金属加工機械	1,900	(1,898)	273	(273)
2	圧縮機	689	(680)	180	(177)
3	土石用破碎機等	60	(60)	10	(10)
4	織機	15	(15)	2	(2)
5	コンクリートブロックマシン等	4	(4)	1	(1)
6	木材加工機械	2	(2)	1	(1)
7	印刷機械	209	(212)	32	(33)
8	ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機	1	(1)	1	(1)
9	合成樹脂用射出成形機	308	(310)	42	(42)
10	鋳造型機	10	(10)	1	(1)
合 計		3,198	(3,192)	543	(541)

備考 1つの工場等が数種類の特定施設を設置している場合は、代表的な特定施設の欄に分類しています。

相模原市における悪臭に係る規制基準

規制地域 都市計画区域に指定された区域（農業振興地域は除く。）	臭気
1種地域 第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域	10
2種地域（1種地域を除く地域） 近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域・工業専用地域 市街化調整区域・用途地域指定のない地域等	15

備考 悪臭防止法は、事業活動に伴って悪臭を発生している工場や事業場に対して必要な規制を行うとともに悪臭防止対策を推進させることにより、住民の生活環境を保全することを目的としています。規制方法には、①特定悪臭物質（現在22物質指定）の濃度、②臭気指数（嗅覚を用いた測定法による基準）の2種類の方法があります。相模原市は、平成18年10月1日から臭気指数による方法を取り入れています。

ダイオキシン類対策特別措置法届出状況

届出の種類	件数	前年度比	(前年度数)
設置	0	0	(0)
使用	0	0	(0)
構造等変更	0	0	(0)
氏名等変更	1	▲ 4	(5)
使用廃止	1	0	(1)
承継	1	1	(0)
合計	3	▲ 3	(6)

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律届出状況

届出の種類		合計	本人		代理人	
			選任	解任	選任	解任
管理者等の種類						
公害防止統括者		8	3	3	1	1
主任管理者		0	0	0	0	0
公害防止管理者	大気	8	1	1	3	3
	水質	9	2	2	3	2
	騒音	0	0	0	0	0
	特定粉じん	0	0	0	0	0
	一般粉じん	6	0	0	3	3
	振動	0	0	0	0	0
	ダイオキシン類	0	0	0	0	0
承継		1				

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律届出状況

届出の種類	件数	前年度比 (前年度数)
第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	123	4 (119)
電子情報処理組織使用届出書	3	▲1 (4)
電子情報処理組織変更(廃止)届出書	12	▲2 (14)
合計	138	1 (137)

(2) 立入検査の状況（平成 27 年度）

立入検査の種類		検査結果	問題なし	問題あり（指導内容）			合計	
				行政指導		命令		
				口頭	文書			
立入検査総数			177	50	0	0	227	
法令別詳細	大気汚染防止法		65	14	0	0	79	
	水質汚濁防止法		104	21	0	0	125	
	神奈川県生活環境の保全等に関する条例		116	31	0	0	147	
	土壌汚染対策法		1	0	0	0	1	
	騒音規制法		5	3	0	0	8	
	振動規制法		3	3	0	0	6	
	ダイオキシン類対策特別措置法		9	1	0	0	10	
	悪臭防止法		0	2	0	0	2	
	その他	火災又は河川等事故に伴う立入		3	0	0	0	3
		その他		4	4	0	0	8

備考 一度の立入中に複数の法令に基づく調査を実施する場合もあるため、立入検査総数と法令別詳細の合計は一致しません。

2 環境保全協定の締結状況

相模原市環境保全条例第 16 条に基づき、企業自ら積極的な環境管理体制の確立に努めるとともに、環境への負荷の軽減を図ることを目的とした「環境保全に関する協定書」を 10 社（平成 27 年度末現在）と締結しています。

環境保全に関する協定締結工場

工場名
KYB 株式会社相模工場
昭和電線ケーブルシステム株式会社相模原事業所
キャタピラージャパン株式会社相模事業所
大和製罐株式会社東京工場
サクサ株式会社相模原オフィス
株式会社ニコン相模原製作所
日本電気株式会社相模原事業場
日本山村硝子株式会社東京工場
三菱電機株式会社半導体・デバイス業務部相模事務所
三菱重工業株式会社相模原製作所

放射線・放射性物質対策

I 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応

1 対応の状況（平成27年度）

平成23年3月11日東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、その影響が本市にまで及びました。市では、生活空間における空間放射線量の測定を市内29区画で3ヶ月に1回実施し、その結果は 0.02～0.08 μ Sv(マイクロシーベルト)/時でした。

市域全体における空間放射線量の測定内容

測定場所	市域を 3km メッシュに区切り、その内 29 区画のそれぞれ中央付近に位置する公共施設等
測定機器	NHC7（富士電機株式会社）シンチレーション式
測定方法	測定高さ 地表から 5cm、50cm、100cm

また、土壌についても放射性物質の測定を市内29区画で8月及び2月に実施し、その結果、放射性ヨウ素は不検出、放射性セシウムは 16.8～281.8Bq(ベクレル)/kgでした。

市域全体における土壌放射性物質等の測定内容

測定場所	市域 3km メッシュに区切り、その内 29 区画のそれぞれ中央付近に位置する公共施設等
測定機器	GC2018(CANBERRA 社)ゲルマニウム半導体検出器
測定方法	放射性ヨウ素 (I-131) 、放射性セシウム (Cs-134、Cs-137) を測定乾土 1kg 当たりに含まれる放射性物質の量 (単位: Bq/kg) 地点の地表から 5cm の深さの表層土を 5 箇所採取し、5 地点混合としました。

モニタリングポストは大気中の空間放射線量率の連続測定を行う計測機器であり、今回の福島第一原子力発電所を含め、原子力関連施設の放射性物質漏出事故等による本市市域への影響を早期に発見することを目的として、平成 23 年 10 月に設置しました。

モニタリングポストの測定値については、原子力関連施設などの人為的影響だけでなく、宇宙線や大地からの自然放射線の影響を含めたものであり、降雨・降雪、雷などの気象状況によっても一定の範囲内で変動するもので、平成 23 年 10 月以降、1 時間平均値は 0.035～0.098 μ Gy(マイクログレイ)/時の範囲で、また、1 時間平均値の月平均値は 0.045～0.055 μ Gy/時の範囲で推移しました。

モニタリングポストによる大気中の空間放射線量率の測定内容

測定場所	相模原市役所第2別館屋上 (相模原市中央区中央 2-11-15、地上 21メートル)
測定機器	TDJ6220 (富士電機株式会社) 可搬式モニタリングポスト (NaI (TI) シンチレーター検出器、エネルギー補償型)
測定方法	連続モニタによる環境 γ (ガンマ) 線測定法 (文部科学省) に準じた方法

さらに、市民が自ら放射線測定が行えるように、平成24年2月から自治会へ、同年3月から市民への放射線測定器の貸出しを行っています。

空間放射線測定器の市民等への貸出しについて

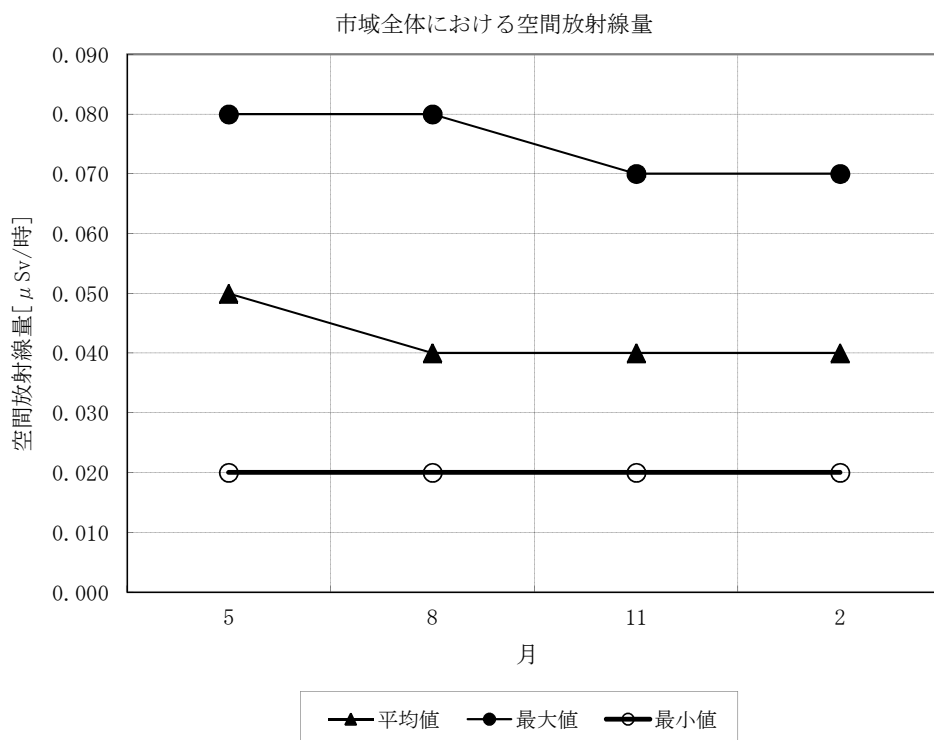
貸出場所	南区役所、緑区役所、まちづくりセンター及び公民館 (市内 22 箇所)
貸出機器	株式会社堀場製作所製 環境放射線モニタ PA-1000 Radi

年度別放射線測定器貸出状況

予約・貸出窓口	月別件数				
	24.3月	24年度	25年度	26年度	27年度
緑区	146	115	13	15	22
南区	188	95	23	15	6
中央区	178	149	34	22	17
合計	512	359	70	52	45

2 測定結果（平成27年度）

(1) 市域全体における空間放射線量の測定結果



市域全体における空間放射線量

月	単位 $\mu\text{Sv}/\text{時}$			
	5	8	11	2
平均値	0.05	0.04	0.04	0.04
最大値	0.08	0.08	0.07	0.07
最小値	0.02	0.02	0.02	0.02

備考 1 測定場所 市域を3kmメッシュに区切り、その内29区画のそれぞれ中央付近に位置する公共施設等
 測定機器 NHC7（富士電機株式会社）シンチレーション式
 測定方法 測定高さ 地表から5cm、50cm、100cm
 *測定結果は3つの高さの平均から最大値と最小値を、平均値は全体の平均を表します。

2 相模原市における空間放射線量の暫定基準値 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{時}$

(1) 自然界の放射線 $0.04 \mu\text{Sv}/\text{時}$

(大地からの放射線： $0.38\text{mSv}/\text{年} \div 365\text{日} \div 24\text{時間} \times 1000$)

(2) 追加被ばく線量 $0.19 \mu\text{Sv}/\text{時}$

(追加被ばく線量： $1\text{mSv}/\text{年} \div 365\text{日} \div (8\text{時間} + 0.4 \times 16\text{時間}) \times 1000$)

※1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを仮定）

(3) 時間当たり合計 $0.23 \mu\text{Sv}/\text{時}$ （（1）+（2） $0.04 \mu\text{Sv}/\text{時} + 0.19 \mu\text{Sv}/\text{時}$ ）

※参考：「災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会合同検討会」（環境省）

※出典：原子力安全研究協会「生活環境放射線」

※単位： 1mSv （ミリシーベルト） $= 1000 \mu\text{Sv}$

(2) 市域全体における土壌放射性物質等の測定結果

測定項目	放射性物質濃度 (Bq/Kg)			
	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
平均値	不検出	12.4	48.7	61.0
最大値	-	51.8	230.0	281.8
最小値	-	5.4	7.9	16.8

備考 1 土壌放射性物質濃度

測定項目 放射性ヨウ素 (I-131)、放射性セシウム (Cs-134、Cs-137)
乾土1kg当りに含まれる放射性物質の量 (単位: Bq/kg)

測定場所 市域を3kmメッシュに区切り、その内29区画のそれぞれ中央付近に位置する
公共施設等

測定機器 GC2018CANBERRA社 ゲルマニウム半導体検出器

測定方法 各地点の地表から5cmの深さの表層土を5箇所採取し、5地点混合としました。

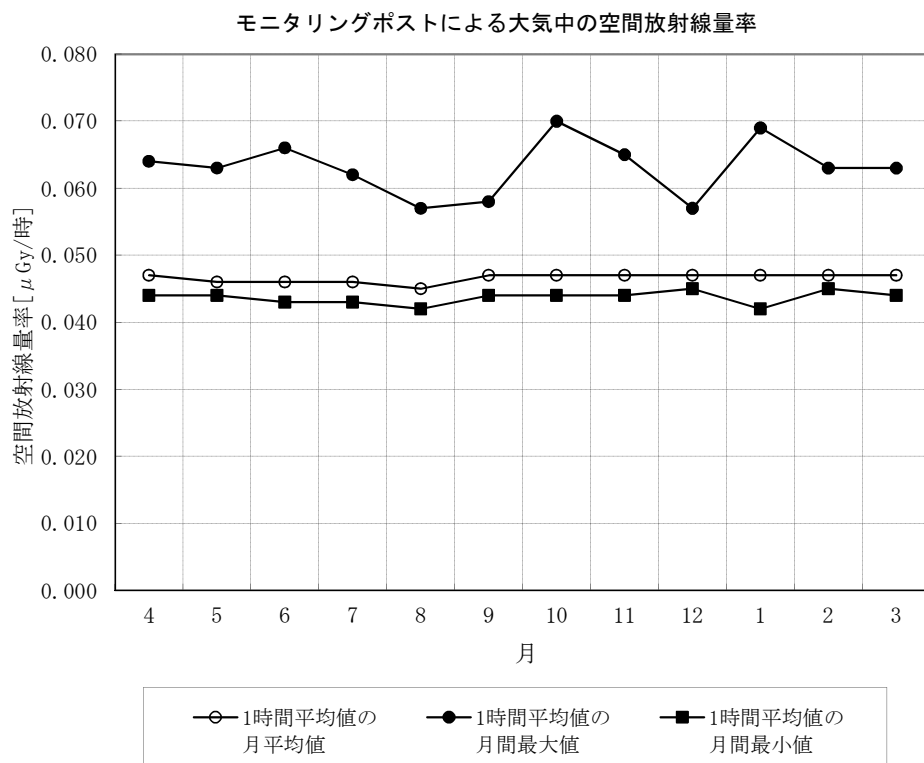
2 参考となる基準

土壌の放射性物質濃度等については、現在、基準値が定められておりませんが、参考となる
上限値等として次のものがあります。

・土壌等放射性物質濃度

稲の作付に関する考え方における土壌中放射性セシウム濃度の上限値: 5,000Bq/kg
(原子力災害対策本部)

(3) モニタリングポストによる大気中の空間放射線量率の測定結果



備考 1時間平均値の月間最大値は、すべて降水時です。

モニタリングポストによる大気中の空間放射線量率

単位 μ Gy/時

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1時間平均値の月平均値	0.047	0.046	0.046	0.046	0.045	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047	0.047
1時間平均値の月間最大値	0.064	0.063	0.066	0.062	0.057	0.058	0.070	0.065	0.057	0.069	0.063	0.063
備考	降水時	降水時	降水時	降水時	降水時	降水時	降水時	降水時	降水時	降水時	降水時	降水時
1時間平均値の月間最小値	0.044	0.044	0.043	0.043	0.042	0.044	0.044	0.044	0.045	0.042	0.045	0.044

備考 1 測定場所 相模原市役所第2別館屋上（相模原市中央区中央2-11-15、地上21メートル）
 測定機器 可搬式モニタリングポスト（NaI（Tl）シンチレーション検出器、エネルギー補償型）
 測定方法 連続モニタによる環境 γ （ガンマ）線測定法（文部科学省）に準じた方法

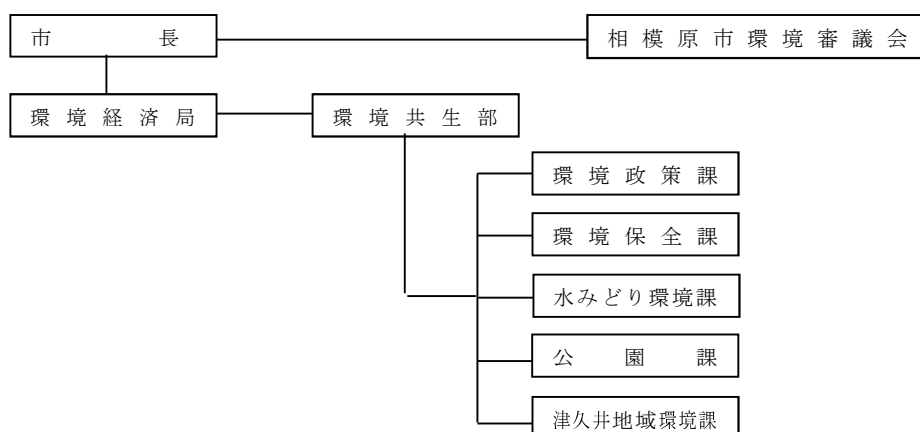
2 測定値は、原子力関連施設などの人為的影響だけでなく、宇宙線や大地からの自然放射線の影響を含めたものであり、降雨・降雪、雷などの気象状況によっても一定の範囲内で変動します。
 環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会）では“ 1μ Gy/時 $=0.8$ 又は 1μ Sv/時”に換算しています。

本市の環境対策の組織体制

1 環境共生部の組織体制

本市の環境対策の組織体制は、環境経済局の中に環境共生部を設置しています。環境共生部は、5つの課で構成されています。地域特性や事務の効率性を考慮し、津久井地域の事務を担う津久井地域環境課を設置しています。

環境共生部の体制（平成27年度）



2 相模原市環境審議会の活動

環境基本法第44条の規定に基づき、本市の環境政策に関する重要事項を審議する機関として平成6年8月に設置されました。

[委員構成]

平成28年3月31日現在

選出区分	委員名	所属・役職	備考
学識経験者	亀山 章	東京農工大学 名誉教授	会長
	森 武昭	神奈川工科大学 副学長・特命教授	副会長
	飯島 泰裕	青山学院大学 社会情報学部 教授	
	岡部 とし子	相模女子大学 栄養科学部 健康栄養学科 教授	
	松本 安生	神奈川大学 人間科学部人間科学科 教授	
	遠藤 治	麻布大学 生命・環境科学部食品生命科学科 准教授	
市内の 公共的団体等の 代表者	坂上 伸一	相模原の環境をよくする会 会長	
	岡田 絢子	相模原市消費者団体連絡会 副代表	
	杉本 祐一	相模原市立小中学校校長会 委員	
	坂本 重光	津久井郡森林組合 代表理事専務	
	座間 進	相模原商工会議所 専務理事	
	西田 和子	さがみはら環境活動ネットワーク	
	平林 清	相模原市自治会連合会 副会長	
	福田 昭三	(NPO)かながわ環境カウンセラー協議会 理事	

関係行政機関の職員	平野 寛人	環境省関東地方環境事務所 環境対策課長	
公 募	芦田 梢		
	栗島 建治		
	永尾 昇		

[平成27年度開催実績（主な議題）]

平成27年11月4日：相模原市環境基本計画年次報告書（案）について

平成28年 2月8日：地球温暖化対策実行計画の実施状況について

平成 27 年度 相模原市自然環境観察員制度 調査結果

相模原市自然環境観察員制度は、有志の市民によって自然環境を調査し、大切な自然を監視・保全するための基礎資料を集積していくことを目的としたボランティア制度で27年度は全体調査として「ダンゴムシの分布調査」と植物、野鳥、河川生物相、湧水環境の調査を実施した。

◆全体テーマ調査

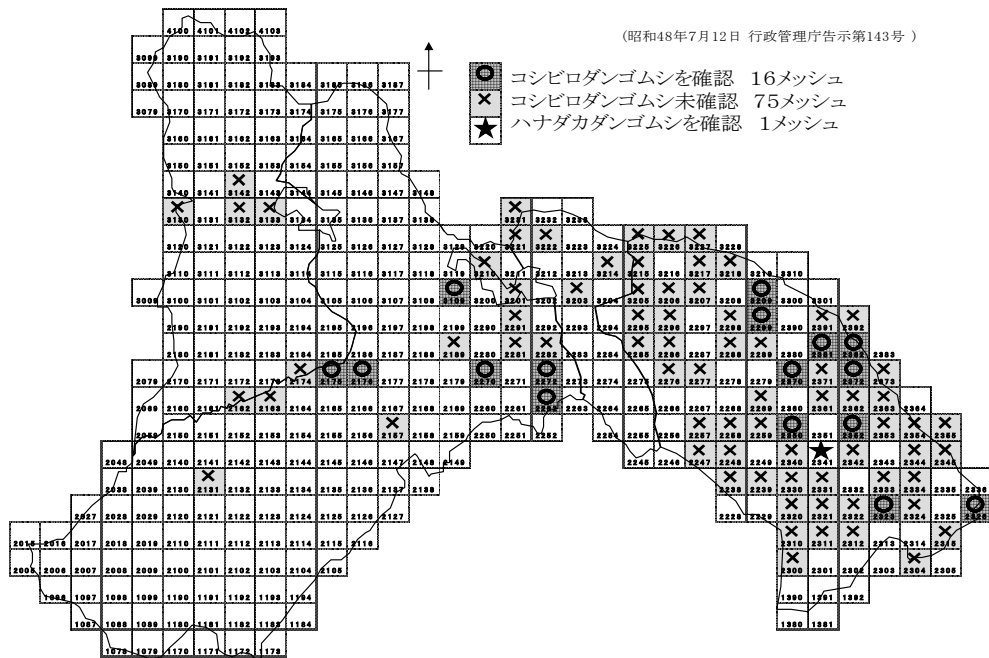
ダンゴムシの分布調査～在来種のコシビロダンゴムシを探そう～

相模原市内のコシビロダンゴムシの分布状況を知ることを目的に、市内を1km×1kmメッシュに区切り調査を実施した。

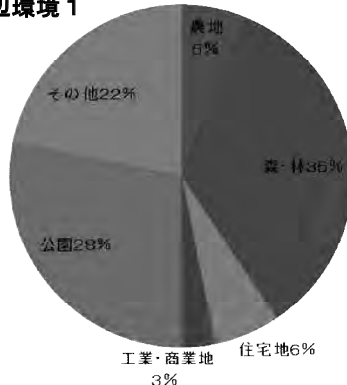
調査期間：9月5日～10月30日

コシビロダンゴムシを対象に91メッシュで調査を実施。内16メッシュでコシビロダンゴムシが確認された。確認場所としては森林が最も多く次点で公園が多かった。土壌は湿っていて落ち葉が多く、落葉樹で林床に草が茂っているような環境で確認される傾向があった。一般的に森林環境に依存する本種だが南区の境川沿いでも確認されており、市街地に飛び石上に点在する緑地の重要性を改めて認識させられる結果となった。また、北里大学周辺では外来種のハナダカダンゴムシが確認されており、相模原市内では初めての発見となった。

コシビロダンゴムシの確認状況



周辺環境 1



コシビロダンゴムシ



ハナダカダンゴムシ

◆植物調査

花ごよみ調査

地域の花の開花時期を知り、気候との関係や変化を把握することを目的に調査を実施した。毎月1回、中央区富士見の環境情報センターと市立体育館周辺で、つばみ・咲きはじめ・満開・若い実・熟し実まで、その月ごとの植物の状態を調査。園芸種を除き、1回の調査で70～80種類の植物が確認された。継続して調査を実施してきたことでオニタビラコやノゲシなど一部のキク科植物は年間を通して開花を繰り返すことが確認できた。また大規模な刈り取りなどによる人為的な環境変化により、狂い咲きする植物が見られた。

◆野鳥調査

緑区太井・三井の津久井湖周辺にて、線センサス調査と定点調査を5月（渡り期）・6月（繁殖期）・1月（越冬期）に実施した。湖を利用する水鳥を中心に森林環境を好む種や市街地でも良く見かける野鳥を年間を通じて48種、確認した。

		5月18日	6月14日	1月10日	合計
津久井湖観光センター～三井大橋 （線センサス調査1）	種数	15	14	22	32
	個体数	50	61	215	304
東京衡機製造所裏～上中沢 （線センサス調査2）	種数	18	20	16	32
	個体数	48	52	43	143
三井大橋（太井側） （定点調査1）	種数	14	15	14	30
	個体数	23	36	135	194
峰の薬師入口 （定点調査2）	種数	11	15	12	25
	個体数	26	24	120	170
確認した鳥類					
アオゲラ、アオサギ、アオジ、アオバト、アカハラ、イカル、ウグイス、エナガ、オオバン、オシドリ、カイツブリ、ガビチョウ、カルガモ、カワウ、カワセミ、カワラヒワ、カンムリカイツブリ、キジバト、キセキレイ、キビタキ、キンクロハジロ、コゲラ、コチドリ、サンショウクイ、シジュウカラ、ジョウビタキ、シロハラ、スズメ、セグロセキレイ、ツグミ、ツバメ、ドバト、トビ、ハクセキレイ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、ホオジロ、ホシハジロ、ホトトギス、マガモ、ミサゴ、ムクドリ、メジロ、モズ、ヤブサメ、ヤマガラ、ルリビタキ					

◆河川生物相調査

相模原市の身近な河川における水の汚れ具合を把握することを目的として、主に底生生物相の調査を南区下溝の道保川と中央区田名の八瀬川で行った。調査日時：平成27年9月12日 天気：晴れ

調査地	水温	流のはやさ	水のおい	水のにごり
道保川	17.5℃	早い	感じられない	透明
八瀬川	19.0℃	早い	感じられない	透明

水質階級Ⅰ級のサワガニ、Ⅱ級のカワニナ、コオニヤンマを両河川とも確認した（それぞれ“きれいな水”と“ややきれいな水”）の指標種で調査地の水質が良好であることが伺える。また、前日の大雨の影響で水量が増加していた為、魚類の採捕が困難であった中、特記事項として道保川では国内移入種のドンコが多く確認された。

◆湧水環境調査

中央区上溝～南区下溝にて水質、水生生物相、植物相の調査を豊水期（10月上旬）と渇水期（1月下旬）に実施。過去の調査結果と比較すると一部地点を除き前日の降雨が影響してか湧水量は増加していた。水質は特段大きな変化は見られなかった。植物に関してはセキショウの他、セリ、オランダガラシなど湧水地を代表する種を確認した。水生生物は、サワガニやヘビトンボなど良好な水質の指標種の他、道保川公園内と十二天神社横では良好な湧水地の指標種ホトケドジョウを確認した。全体的に良好な湧水環境が維持されていることが確認できた。

名称	時期	時間	天候	気温 (℃)	水温 (℃)	COD (mg/l)	pH	EC (mS/cm)	湧水量 (l/min)
道保川公園内 （中央区上溝 1359）	豊水期	9:15	晴れ	18.5	16.2	2	7.3	0.22	114
	渇水期	9:05	晴れ	3.0	16.0	1	7.5	0.24	73.6
十二天神社横 （南区下溝 2376）	豊水期	10:20	晴れ	24.0	16.5	4	7.3	0.27	436
	渇水期	10:15	小雨	3.0	15.3	1	7.6	0.26	302
相模原浄水場下 （南区下溝小山地先）	豊水期	11:10	晴れ	23.0	17.0	2	7.1	0.27	107
	渇水期	10:55	小雨	2.8	15.5	1	7.4	0.26	68
フィッシングパーク上 （南区下溝下原地先）	豊水期	11:55	晴れ	24.0	16.0	1	7.0	0.23	71.7
	渇水期	11:55	曇り	4.0	14.9	1	7.3	0.21	50.7
麻溝台 （南区下溝 1810 地先）	豊水期	13:30	晴れ	26.5	16.5	1	7.1	0.27	160
	渇水期	13:30	曇り	3.3	15.3	1	7.4	0.29	33.9
相模が丘病院下 （南区下溝 1637 地先）	豊水期	14:25	晴れ	24.2	16.0	1	7.2	0.23	80.0
	渇水期	14:10	曇り	3.6	15.5	1	7.3	0.34	45.1

環境関連事業一覧

平成27年度実施

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
相模川自然 の村野外体 験教室	若あゆ食農体験デー①	農業、食、いのちのつながりに気づき、食物やいのちを大切にすゝる気持ちを養い、家族内の絆を深める。	6月6日	82人
	若あゆ食農体験デー②		7月25日	91人
	若あゆ食農体験デー③		10月10日	118人
	若あゆ食農体験デー④		12月5日	83人
	若あゆ大冒険	豊かな自然の中で、子供たちが協力し合い、達成感が味わえる体験を行う。	8月23～24日	102人
ふるさと自然 体験教室	やませみ自然体験スクール①	自然への直接体験を通して、身近な環境についての理解を深める。	8月1日	41人
	やませみ自然体験スクール②		8月15日	50人
	やませみ自然体験スクール③④		中止	中止
	やませみデイキャンプ	豊かな自然の中で、体験活動を通して、親子のふれあいを深める。	2月6日	35人
上溝	環境講座「異常気象について学んでいざという時に備えよう！」	地域の人々と共に、気象予報士から近年の異常気象の原因や天気一般の情報を学び、もしもの時に身を守る方法を考える機会とする。	6月21日	20人
	ふれあい園芸教室	寄せ植えづくりをとおして、身近にある自然への関心を高めるとともに参加者間の交流を図る。	11月28日	38人
相原	ザ・わんぱく塾 「ほたる観察会」	子どもたちに発信する環境を考える事業として、相原地区からそう遠くない場所にほたるの生息地があり、子どもたちが「ほたる」の飛び交う姿を実際に観ることをねらう。そのほたるが住める環境がどのようなか、維持していくためにはどのような工夫がされているか等を考えてもらう。説明を聴いてから見学にでかけ、体験する。	6月20日	35人
	布ぞうり作り教室	不用になった布を使って「布ぞうり」を作り、リサイクルやゴミ減量など環境への関心を高めるとともに、参加者相互の親睦をはかる。	6月24日	18人
	ザ・わんぱく塾 「ブルーベリー摘み取り体験」	農家の人が大切に育てた果実を摘み取ることで収穫の大切さと喜びを同時に実感する。家族と一緒に参加することで、達成感と喜びを分かち合い、共通の話題作りにする。	7月26日 8月2日	50人
	E C O 講座 ～冬の省エネ・楽な省エネ～	地球温暖化についての現状や各家庭で取り組める省エネのコツを学び、生活に役立てる。	2月21日	26人
	山野草展 夏・秋	地域のサークルが、その季節に応じた山野草を展示することにより、山野草の奥深さや、植物は癒しとなることを伝える。	8月20日 ～23日 10月15日 ～18日	1600人
小山	園芸教室 初夏の山野草の寄せ植えづくり	初夏の山野草を題材とした寄せ植えを学ぶことにより、季節感を味わい、参加者相互の交流を図る。	6月26日	27人
	ごみと資源とリサイクル教室	ごみと資源の分別やリサイクルについて学ぶとともに、身近な素材を使ってクリスマスツリーづくりを行う。	12月19日	39人
大野南	ネイチャーゲーム	自然と触れ合う機会を提供し、自然や命の大切さなどについてともに学びあう場とする。 内容「たねであそぼう」「ネイチャーゲーム」	8月8日	30人
	園芸講座「秋からスタート！ベランダ菜園～ミニハクサイ&秋ジャガイモ～」	家庭でできる季節の野菜づくりをとおして土に親しみ、自然や環境を考える機会とする。	8月27日	28人
新磯	自然に親しむ教室 ～ホテル観察教室～	地域の豊かな自然を学ぶことにより、自然や環境について学ぶきっかけとし、共同作業をとおして参加者相互の親睦を深める。	6月13日	17人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
麻溝	ホタル観察会	小中学生と保護者を対象。公民館でホタルについて学習し、古山周辺で観察を行う。	6月20日	25人
	園芸教室Ⅰ「ここがポイント家庭菜園」	家庭菜園について、実演も交えた教室。	6月21日	29人
	園芸教室Ⅱ「庭木の手入と楽しみ方」	植物の楽しみ方や育て方を学び、自然に親しむとともに地域や家庭の緑化の普及を図る。	10月11日	28人
	野鳥観察会	相模原沈黙池で野鳥の生態を学ぶ。	1月17日	17人
	春の山野草展及び講習会 (公民館共催事業)	山野草展示会・・・春の草花の鑑賞 なんでも相談・・・栽培、株分けの方法等、質問に答える。 講習会・・・寄せ植え、草玉、山野造型の実演と実習	4月25日 26日	153人
	秋の山野草展及び講習会 (公民館共催事業)	山野草展示会・・・秋の草花の鑑賞 なんでも相談・・・栽培、株分けの方法等、質問に答える。 講習会・・・寄せ植え、草玉、山野造型の実演と実習	10月12日 13日	149人
	鈴虫をお分けします (公民館共催事業)	鈴虫飼育の講習と鈴虫の無料配布。	7月25日	45人
田名	環境講座	受講者が、地球環境に対して家庭でも出来ることを具体的に考えられるようにする、行動につながるための学び。 ①光熱費節約料理術！ ②住環境を整える ～物の整理は心の整理～	12月6日 1月23日	70人
	ホタル鑑賞会	田名地区の豊かな環境に育まれたホタルを地域の方に知っていただくとともに、環境の大切さやホタルの醍醐味を感じていただくことを目的とする。また、参加者相互の交流の場とする。	6月10日	55人
大野北	【高齢者学級】 大野北ことぶき学級	学習テーマ「楽しく笑顔で仲間づくり」 ①開級式、オリエンテーション ②楽しいレクリエーション グラウンドゴルフ【中止】、太極拳、カラオケ教室、詩吟教室、民謡教室 ③花を咲かそう園芸教室 ④認知症サポーター講座 ⑤社会見学 ⑥膝腰肩痛み対策教室 ⑦みんなで歌うコーラス ⑧ご存知ですか？脳卒中のあれこれ ⑨弥栄高校アンサンブルによる演奏 ⑩反省会、閉級式	9月10日 ～11月15日	100人
大野中	地域を知る講座「境川」	講義にデスクッション加え、境川の動植物の移り変わりや古地図に残る昔の姿、氾落の歴史を学んだ。	11月14日	18人
星が丘	親子ふれあい事業	子ども達が生き生きと豊かにくらすために地域の大人たちとふれあいながら、子ども達にさまざまな体験をさせる。 ①星が丘キッズ(全5回) ②じゃがいも掘 ③ペットボトルで、風車を作ろう。 ④竹とんぼ作り。 ⑤生き物飼育教室(めだか) ⑥生き物飼育教室(スズムシ) ⑦サツマイモ掘 ⑧お菓子作り ⑨うどん作り ⑩バルンアート	6月7日 ～2月27日	476人
	夏休み社会見学	子ども達の夏休みを利用し、磯の生き物を観察し、自然への理解を深める。	7月31日	30人
	親子で見る冬の星空観望会	親子で冬の星空を見ることにより星座への関心を高めるとともに環境学習の一助とする。屋内で星や望遠鏡についての説明の後、屋外に出て星座探しと天体望遠鏡による星空の観望。	12月19日	12人
清新	環境教室	地球温暖化やゴミ問題等現代社会における「環境問題」や地域や自分の周りにおける身近な「環境問題」について考える。	7月28日	22人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
中央	みんなで地域を知ろう！	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史、環境、料理を学ぶことにより地域を知る機会を提供する。 ・多くの方との出会い、ふれあい、仲間づくりを行い、開かれた公民館の実現を図る。 ・住民の方が主体的に取り組める事業実施を行う。 第1回目：『芝ざくらで春を感じに・・・』 新磯の河川敷に咲く芝ざくらと大凧センターを見学する。 第2回目：『ショートタイムの簡単パンづくり』 ホットケーキミックスを材料に使った時間短縮のパン作りと地場産の夏野菜をトッピングした地域の食材を味わう料理実習。 第3回目：『地域の植物と環境を学ぼう』 中央地区内を散策し、講師による植物や環境について説明を受けながらのウォーキングスタイルの学び。	4月10日 7月10日 10月30日	55人
	ぼくの私の夏休みプラン～4種の学び発見計画～ (振興計画推進事業)	長期休暇期間（夏休み）を利用して、学校教育以外の体験学習として、グループワーク、自然との触れ合い、見学、工作の4種の内容を行い、情緒育成及び主体的学習を身に付ける機会とする。 ①『輝く相模原の未来予想図 ～自由に楽しくグループワーク～』 <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市の未来予想図や地域に作ってほしいものをグループ討議し、発表を含め、自分たちの思いを発信する機会とする。 ②『土に触れよう芋掘り体験』 <ul style="list-style-type: none"> ・緑区大島の河川敷でジャガイモ堀を体験。土に触れる機会とする。 ③『給食のパンができるまで～オギノパン工場見学～』 <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市緑区長竹のオギノパン工場を見学し、出来立ての味を楽しむ。 ④『オリジナル鉛筆作ろう』 <ul style="list-style-type: none"> ・木の枝に鉛筆の芯を入れ込み、鉛筆の形にナイフで削る作業を体験。 	7月21日 7月28日 8月19日 8月25日	55人
	冬の星空観望会	星空の観察とおして、宇宙に関心を持ってもらう。また、解説や観測の過程で大気汚染や環境問題について考える。	2月20日	18人
相模台	花植え	地域の緑化活動の推進と地域交流の機会とする。ボランティアのサークル化を目指し、花壇の自主管理をしていくことを目指す。	6月13日 10月29日	22人
相武台	自然観察教室 皆既月食を観察しよう！ リベンジ	自然の素晴らしさ、不思議さを学ぶとともに、参加者の交流を図る。	4月4日	0人
	自然科学教室 バスで行く！「ホテル観察教室」	ホテルの観察を通して、自然環境について考える。	6月12日	30人
	園芸教室 「ベランダをかざるミニ野菜づくり！」	暮らしのなかで土に親しみ植物を育てることで、生活に潤いをもつ。	6月20日	16人
	ちょっとだけ先生のエコクラフトで「かごバッグ作り」	地域の指導者である「ちょっとだけ先生」を活用し、を活用し、地域での学びあいを促進するとともに、参加者の交流を図る。	1月27日 ～2月24日	50人
	バスで行く！「自然科学教室」	「緑の回復と人間性の向上」をテーマとした昭和記念公園において、豊かな自然環境の中で自然の大切さを学ぶとともに、学校・学年を超えた児童の交流を図る。	3月29日	25人
東林	園芸教室	野菜づくりの方法を学び、自然に親しむとともに、地域の緑化の推進を図る。また、参加者が園芸の知識を深めるとともに、学びあう機会とする。 ①枝豆の栽培	4月17日	23人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
横山	野菜づくり教室	子ども達に作物の観察・収穫の体験学習の機会を与え、自然とのふれあいの大切さを教えるとともに、併せて参加者相互の親睦の場とすることを目的として実施する。 ①オリエンテーション 里芋の種芋植え、枝豆・とうもろこしの種まき ②さつまいもの苗植え ③じやがいもの収穫 ④枝豆の収穫 ⑤とうもろこしの収穫 ⑥さつまいもの収穫 ⑦いも煮会・学習のまとめ ⑧里芋の収穫	5月3日 ～11月22日	246人
	夏の星空観察会	夏の星座・月・星等の観察をとおして、宇宙や天体に対する興味関心を高める。 星座の観察（夏の星座）、望遠鏡による観察 ※雨天・曇天時の場合は講話（流星群等の話）	7月31日	27人
	成人学級	成人が家庭、地域及び社会における様々な課題を共同で学習し、心豊かでゆとりある生活と、より良い地域社会づくりを目指すために開設する。 ① 開級式・オリエンテーション 自己紹介とゲームで仲間づくり ②豊かな未来のために、成年後見人制度を学ぼう。 ③ 季節の地場産の野菜を使った料理で大地のエネルギーをもらおう。 ④体イキキはつらつ体操 ⑤身近な素材を使って、日々の暮らしを豊かに彩る個性豊かな絵手紙を描こう。 ⑥まず、ゴミを出さない暮らしからゴミの分別まで。 ⑦社会見学 豊かな水と発電のしくみを体験しよう。青山水源事務所、城山発電所 ⑧ ふりかえり（まとめ） 閉級式	10月8日 ～11月26日	140人
	冬の星空観察会	夏の星座・月・星等の観察をとおして、宇宙や天体に対する興味関心を高める。 星座の観察（冬の星座）、望遠鏡による観察（月、木星、スバル） ※雨天・曇天時の場合は講話（月食、流星群の話）	1月29日	3人
	自然に親しむ会 「無人島へいこう、あわしまマリパークの旅」	内浦湾に浮かぶ周囲2.5kmの小島を訪れて、海洋生物や島内を散策しながら自然に親しむ機会とする。	10月17日	38人
光が丘	まるまる教養講座①	知って得するエコ生活 ～我が家の節電とごみ減らし～	7月12日 11月12日	32人
	社会見学	電気自動車を生産している日産自動車工場を見学し、最新技術や地球環境問題への取り組みを学ぶ。また他の学校に通っている子と一緒に社会見学をすることで、子供同士の親睦を深めることを目的とする。	7月30日	58人
	【成人学級】 大人の夢スクール ～さがみはら 潤いのまち 水 ロマン～	①開級式・オリエンテーション ②水道水とミネラルウォーターの違い、水の種類 ③水はどこから？ ④創作・ダムカレーのレシピを考えよう ⑤水源を訪れ、神奈川の水がめとその恵みを学ぶ ⑥お皿の中に水景色 ⑦下水道の働きや仕組みについて ⑧潤水を味わう 閉級式	10月16日 ～12月4日	125人
野外活動	①大地沢でデイキャンプ 子どもたちが、自然や生き物を観察し、触れ合うことにより、生命や環境に対する意識や関心を高めると共に、地域の子ども同士の交流を目的とする。 ②いつもとちがう！野外活動 人数が集まらなかったため中止	6月14日 11月1日	32人	
大沼	木もれびの森自然教室 『せみの羽化をみよう』	木もれびの森へ出かけ、季節の生き物の姿を観察する。	8月2日	21人
上鶴間	花を植える活動	花壇等の除草、花植え	6月13日 11月7日	95人
	趣味の講座	「サマーガーデニング」 夏の観葉植物の寄せ植えの楽しみ方、世話の仕方を学ぶ。	7月4日	30人
	わんぱくチャレンジ③	「自然遊びにチャレンジ」 自然の中で冒険遊びを体験し、自然への興味を深めるとともに参加者の相互の交流を促す。	11月29日	22人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
大野台	ガーデニング教室	バスで行く「花菜ガーデン」	5月27日	20人
	木もれびの森 Jr. ボランティア体験講座	異学年学校間の交流をしながら、自然観察や体験活動と おして環境保護について学ぶ。 ①開講式、ササ刈り体験・クラフト鉛筆作り ②セミの羽化を見よう ③間伐と椎茸ホダ木の菌打ち ④焼き芋と花炭作り【中止】	6月6日 8月2日 11月21日 2月27日	35人
陽光台	ほたる観察教室	ホタルの生態観察をとおして、身近な自然に触れると ともに、自然環境の大切さを認識し、自然への関心を深め る機会とする。ホタルについての学習会・道保川公園で の観察会。	6月12日	34人
	夜空観察教室	星座や天体の観察をとおして宇宙や天文への興味関心を 高めるきっかけとする。 ・夜空についての講義と観察	1月15日	21人
城山	しろやま里山探検隊	城山公民館区内にある、小松・城北地区の貴重な自然を 体験型中心の活動をとおして、里山を守る大切さや重要 性の意義を学び、豊かな自然環境と郷土愛を育むことを 目的とする。 ①探検隊団結式・ホタル観察 ②水せい生物を学ぶ・ジャム作り・発電所見学 ③野菜の種まき・ゲーム・かかしの相談 ④かかしづくり・押し花づくり（コスモスまつり） ⑤野外体験教室（ネイチャーゲーム・火おこし・他） ⑥収穫祭（白菜・大根の収穫）・竹ぼっくり作り ⑦星空観察（雨天のため中止） ⑧活動の振り返り、発表	6月20日 ～2月6日	228人
	子ども自然体験教室	自然体験をとおして、自分たちの住む地域の良さを 知り、興味の幅を広げる機会とする。	8月8日	5人
津久井中央	宿泊交流体験事業 つくいっ子お泊り隊	家庭を離れた場で生活することにより、家庭の機能や自 分の生活を見つめる機会とし、自立心を養う。集団生活 をとおして、人との関わりや集団生活のあり方を体験 し、社会性を養う。地域や学校で、これからの担うリー ダーとしての資質を養う。様々なプログラムをとお して、地域の自然環境や文化についての認識を深める。 ふじの体験の森やませみでの2泊3日の体験学習 ・陣馬山ハイキング、クラフト、川遊び、キャンプフ ァイヤー他	7月18日 19日 20日	30人
	星空観望会	星座をとおして、自然や宇宙に興味を持ってもらい、親 子のふれあいの機会を作る。	3月25日	45人
桂北	文化講座～日本の原風景～	近隣地域の自然や動植物についての講話を聞き、日本の 原風景に思いを馳せ、郷土愛を培うことを目的とする。	5月30日	24人
	宇宙の不思議と星空観望会	星座や宇宙の講義を聞き、実際に望遠鏡を使って星空を 観察し、小学生に宇宙への興味を抱かせる。	10月23日	26人
	星空観望会	星座や宇宙の講義を聞き、実際に望遠鏡を使って星空を 観察し、小学生に宇宙への興味を抱かせる。	3月18日	24人

施設名	事業名	概要	実施日	参加人数 (延べ)
博物館	星空観望会	季節に応じた天体観測により天文知識の普及を図った。 対応：博物館職員、市民学芸員等	年間27回	延べ1,685人
	さがみはら宇宙の日	毎月1回研究者を招き、講演やワークショップを開催した。	年間12回	延べ1,041人
	生きものだいすきミニサロン	博物館周辺で身近な生きものを観察した。 講師：生物担当学芸員	4月26日 ～3月26日 (全12回)	延べ200人
	地質学講座「相模原の川原の石」	相模川の河原の礫を観察、岩石学の初歩について学習した。 講師：地質担当学芸員	5月10日 ～6月21日 (全4回)	延べ70人
	企画展 「凶鑑の生きものいっぱい～松原巖樹生物精密画原画展」	相模原市南区在住の生物細密画家、松原巖樹氏の原画を中心に、生き物の形や色のおもしろさや美しさを表現する多様な手法を紹介した。	4月18日 ～5月31日	延べ9,550人
	企画展 JAXA×博物館 「あれもこれも世界初！日本の太陽系探査」	日本の太陽系探査をふりかえるとともに、その中で成し遂げられた、数々の「世界初」を紹介し、期間中は「はやぶさ」帰還カプセルと小惑星「イトカワ」の微粒子を同時公開した。	7月11日 ～9月27日	延べ31,531人
	子ども鉱物教室「鉱物のふしぎ」	ミョウバン結晶の育成実験や鉱物の硬さ比べを通して鉱物学の初歩を学んだ。 講師：地質担当学芸員、相模原地質研究会、相模原青陵高校地球惑星科学部	7月31日 8月7日	延べ44人
	夏休み親子天文教室「手作り天体望遠鏡」	親子で天体望遠鏡工作キットを組み立て、天体を観察した。 講師：天文担当学芸員、博物館天文ボランティア、市民ボランティア	7月28日	57人
	「砂を顕微鏡で見てみよう」	日本各地の砂の中に含まれている鉱物や岩石を顕微鏡で観察した。 講師：地質担当学芸員	1月24日	221人
	公開報告会「カザグルマを守る～関東圏のカザグルマはいま…」	市内に自生が確認されている希少種パテンス系クレマチスの母「カザグルマ」について、その効果的な保全体系の構築を目指すに当たり、関東圏において、カザグルマに関する各種活動を行う団体の基調講演・保全活動報告・ミニシンポジウムを開催した。	1月30日	74人
	ミニ企画展「石のセテンドグラス～岩石の顕微鏡写真展～」	模様や色がきれいな岩石の顕微鏡写真を展示した。	6月13日 ～6月28日	延べ2,918人
	石を顕微鏡で見てみよう	模様や色がきれいな岩石を顕微鏡にみた。 講師：地質担当学芸員	6月28日	135人
	皆既月食を見よう	皆既月食を観望する集いを月が欠け始める午後7時過ぎから実施した。 講師：天文担当学芸員	4月4日	32人
	プラネタリウムで聞く宇宙のはなし	この夏の星空の楽しみ方や、人の目に見えない光で捉えた宇宙の姿など、ドーム空間ならではの映像とともに、星や宇宙の不思議について解説した。 講師：大川拓也氏（JAXA）	6月17日	96人
	生物学講演会「うんこはごちそう」命をつなぐ生態系のホントのはなし	生態系における「物質の循環」を考えると、生物の排泄物や死体も、別の生物にとっては「いのちのはじまり」である。うんこが自然へ還る過程や、それを促す菌類の姿などをおして、地球環境の問題に優しく、そして鋭く切り込んだ講演を行った。 講師：井沢正名氏（糞土師）、ゲスト：舘野鴻氏（動物画家）	2月28日	109人
まちだ・さがみはら 絆・創・光×JAXA相模原会場	「あかつき」など太陽系探査のおはなしを通じて、地球の環境問題について考えた。 講師：大川拓也氏（JAXA）	3月11日	61人	

環境行政年表

年月	相模原市	国・神奈川県
昭和29年 7月		○「清掃法」施行
昭和29年 11月	◆ 相模原市制施行（県下10番目）	
昭和30年 7月	○「相模原市工場誘致条例」施行	
昭和35年 8月	◆ 人口10万人を超える	
昭和42年 8月		○「公害対策基本法」公布、施行
昭和43年 12月		○「大気汚染防止法」「騒音規制法」施行
昭和44年 7月	◆ 市民部に交通公害課を新設し、公害係を置く	
昭和46年 3月	◆ 市民部公害対策課を新設 ◆ 相模原市公害対策審議会を設置	○「神奈川県良好な環境の確保に関する基本条例」公布・施行 ○「水質汚濁防止法」施行
6月		
7月	◆ 都市開発部公園緑地課を新設	
9月		○「神奈川県公害防止条例」施行
9月		○「廃棄物処理法」施行
昭和47年 5月		○「悪臭防止法」施行
10月	○「相模原市環境保全に関する条例」施行 ○「相模原市緑化条例」施行	
12月		○ 神奈川地域公害防止計画が承認
昭和48年 4月		○「自然環境保全法」施行
7月	◆ 市民部公害対策課から環境部公害対策課に変更	
昭和51年 12月		○「振動規制法」施行
昭和52年 4月	◆ 「河川をきれいにする協議会」が名称を「相模原の河川をきれいにする会」に変更	
8月	◆ 局制移行により、環境部公害対策課から環境経済局公害対策課に変更	
昭和53年 3月		○ 神奈川地域公害防止計画の見直しが承認
6月	◆ 「相模原の青空を守る会」発足	
9月		○ 新しい「神奈川県公害防止条例」施行
平成54年 10月		○「エネルギーの使用の合理化に関する法律」施行
昭和56年 7月		○「神奈川県環境影響評価条例」施行
昭和57年 11月	◆ 「相模川を愛する会」発足	
昭和59年 4月	◆ 建設局都市計画部公園緑地課がみどり対策課と公園課に分離 ○「緑地保全基金」設置 ○「みどりのまちづくり基金」設置	
昭和60年 4月	◆ 「相模原の河川をきれいにする会」と「相模原の青空を守る会」が合併し、「相模原の環境をよくする会」が設立	
昭和61年 3月	○「第3次相模原市総合計画」策定	
4月	◆ 局制廃止により、環境経済局公害対策課から環境部環境保全課に変更	
昭和62年 8月	◆ 人口50万人を超える	
11月	◆ 相模川ふれあい科学館オープン	
昭和63年 3月	○「みどりのまちづくりさがみはらプラン」（緑化推進計画）策定	
5月		○「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」施行

年月	相模原市	国・神奈川県
平成 4 年 10 月	◆ 「(財) 相模原市みどりの協会」 設立	○ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」 施行
平成 4 年 8 月 11 月 12 月	○ 「相模原市環境宣言」 制定	○ 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の規制に関する特別措置法」(自動車 NOx 法) 施行
平成 5 年 3 月	○ 「さがみはら環境プラン」 策定	○ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 施行
4 月	○ 「相模川計画第 2 次基本計画」 策定	○ 「環境基本法」 公布・施行
11 月	◆ 環境部を廃止し、環境対策課を新設し、環境保全課、みどり対策課及び公園課を加えた環境保全部を新設	○ 「自動車 NOx 法に基づく神奈川県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」 策定
平成 6 年 8 月	◆ 相模原市公害対策審議会を廃止し、相模原市環境審議会を設置	○ 国の「環境基本計画」 策定
12 月		○ 「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実効のための行動計画」 策定
平成 7 年 3 月 6 月	○ 「さがみはら環境プラン行動計画 行政編」 策定	○ 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進に関する法律」 施行
11 月 12 月	◆ 市立博物館オープン	○ 「神奈川県環境基本条例」 施行
平成 8 年 3 月	○ 「さがみはら環境プラン行動計画 市民・事業者編」 策定	○ 「神奈川県環境基本計画」 策定
4 月		◆ 京都で気候変動枠組条約第 3 回締結国会議 (COP3) 開催
11 月	○ 「相模原市環境基本条例」 施行	○ 「環境影響評価法」 一部施行
平成 9 年 3 月	○ 「さがみはら・みどりの基本計画」 策定	◆ 桂川・相模川流域協議会設立
12 月		○ 「神奈川県生活環境の保全に関する条例」 施行
平成 10 年 1 月		
4 月	○ 「相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例」 施行	○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」 施行
	○ 「相模原市盛土等の規制に関する条例」 施行	
平成 11 年 3 月	○ 「相模原市 21 世紀総合計画」 策定	
4 月		
7 月	◆ 「中道志川トラスト協会」 発足	
平成 12 年 3 月		○ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」 施行
4 月	◆ 保健所政令市に移行	○ 「神奈川県環境基本計画」 見直し
6 月		○ 「循環型社会形成推進基本法」 施行
11 月 12 月	○ 国際環境規格 ISO14001 認証取得	○ 国の「第 2 次環境基本計画」 策定
平成 13 年 1 月		○ 「ダイオキシン類対策特別措置法」 施行
3 月	○ 「相模原市環境基本計画」 策定	
	○ 「相模川計画第 2 次基本計画」 見直し	
4 月	◆ 総合学習センターオープン	○ 「特定家庭用機器再商品化法」 施行

年月	相模原市	国・神奈川県
5月 平成13年7月		○「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」施行 ○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行
平成14年3月 5月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	○「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行
6月 7月		○「京都議定書」締結 ○「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行
平成15年1月 2月		○「自然再生推進法」施行 ○「土壌汚染対策法」施行 ○「循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画」策定
3月 10月	○「木もれびの森保全・活用計画」策定	○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行 ○「新アジェンダ21 かながわ」採択
平成16年3月 4月 11月 12月	○「さがみはら・ごみダイエツトプラン」策定 ○「相模原市地球温暖化対策実行計画」策定 ◆市制施行50周年	
平成17年1月 2月 10月		○「景観法」施行 ○「使用済自動車の再資源化等に関する法律」施行 ○「京都議定書」発効 ○「神奈川県環境基本計画」見直し ○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
平成18年3月 4月	◆相模原市・津久井町・相模湖町が合併 ◆環境保全部津久井環境課を新設 ○「中道志川トラスト基金」設置 ◆環境情報センターオープン	○国の「第3次環境基本計画」策定
平成19年3月 11月	◆相模原市・城山町・藤野町が合併	○「国等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する法律」施行
平成20年3月 4月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	○「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行 ○「生物多様性基本法」施行 ○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」施行
6月 平成21年10月	○「相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」施行 ○「相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関わる条例」施行	
平成22年3月	○新しい「相模原市環境基本計画」策定 ○「相模原市水とみどりの基本計画」策定 ○「相模原市地球温暖化対策推進基金条例」施行 ○「相模原市地球温暖化対策推進基金」設置	

年月	相模原市	国・神奈川県
平成22年 4月	◆ 政令指定都市に移行	
	◆ 環境経済局環境保全部が環境経済局環境共生部へ名称変更	
	○ 国際環境規格 ISO14001 認証を返上し、独自の環境マネジメントシステム (EMS) の運用開始	
12月	◆ 相模原市水とみどりの基本計画推進協議会を設置	
平成23年 3月	○ 「さがみはら森林ビジョン」策定	
4月	○ 「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」施行	
	○ 「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」施行	
8月		○ 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布・施行
10月		○ 改正「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」施行
		○ 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」施行
平成24年 1月		○ 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」完全施行
3月	○ 「相模原市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編、事務事業編)」策定	
平成25年 3月	◆ さがみはら地球温暖化対策協議会が設立	
	○ 「さがみはら森林ビジョン実施計画」策定	
	○ 「相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	
4月	○ 「相模原市地球温暖化対策推進条例」施行	○ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行
7月	○ 「クールシェアさがみはら」開始	
8月	◆ 相模原市地球温暖化対策推進会議を発足	
平成26年 3月	○ メガソーラー稼働 (一般廃棄物最終処分場跡地)	
	◆ 相模川ふれあい科学館がリニューアルオープン	
6月		○ 国の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」策定
7月	○ 「相模原市環境影響評価条例」公布、一部施行	
8月	◆ 相模原市環境影響評価審査会を設置	
12月	○ 「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」策定	
平成27年 3月	○ 「相模原市環境基本計画 (2010-2019)」中間改訂	○ 神奈川県の「水素社会実現ロードマップ」策定
	○ 「相模原市水とみどりの基本計画改訂版＝生物多様性さがみはら戦略＝」策定	
	○ 「木もれびの森保全・活用計画」改訂	
4月	◆ 相模原市水とみどりの基本計画推進協議会を廃止し、相模原市水とみどりの審議会を設置	
10月	○ 燃料電池自動車を公用車に導入	
11月	○ 移動式水素ステーション運用開始	
平成28年 2月	◆ さがみはら生物多様性ネットワーク設立	

さがみはらの環境
－相模原市環境基本計画年次報告書－

平成28年12月

発行 相模原市
監修 相模原市環境経済局環境共生部環境政策課
相模原市中央区中央2-11-15
電話042(769)8240(直通)
FAX042(754)1064

